

県民経済計算推計方法ガイドライン (2015 年（平成 27 年）基準版)

**2022 年（令和 4 年）2 月
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部**

は し が き

県民経済計算は、国民経済計算との比較並びに都道府県及び政令指定都市（以下、「各県（市）」という。）相互の比較が可能となるように、できるだけ統一的な推計方法等を用いることが望まれている。そのため、内閣府経済社会総合研究所では、従来から国民経済計算に準拠した「県民経済計算標準方式」を作成し、各県（市）における推計実務に利用いただいているところである。

我が国の国民経済計算（Japanese System of National Accounts: JSNA）が2020年（令和2年）12月に2015年（平成27年）基準改定を行ったこと、また、2008SNAに沿って「中央政府の扱い」の見直しを行ったこと等を踏まえ、「県民経済計算推計方法ガイドライン（2015年（平成27年）基準）」（以下、「ガイドライン」という）を作成し、推計方法等についても詳細な枠組みを提示することとした。

なお、ガイドラインが提示している各項目の推計方法、基礎資料等については、現時点における適用すべき標準的な考え方を示したものである。今後も県民経済計算の推計方法は、各県（市）における推計実務を通じた検討、有識者の意見等を踏まえ、一層の比較可能性の向上や精度の高い手法の導入に向けて、改善・整備されていくべきものである。

内閣府経済社会総合研究所においては、ガイドラインの内容について、引き続き、検討・見直しを図る予定である。

2022年（令和4年）2月

内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

総 合 目 次

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは -----	序－ 1
1. 県民経済計算推計方法ガイドラインの位置付け -----	序－ 1
2. 基準改定とは -----	序－ 2
3. JSNA の 2015 年（平成 27 年）基準改定への対応 -----	序－ 4
4. 県民経済計算固有の課題への対応 -----	序－ 9
4. 1 中央政府等の扱い変更への対応 -----	序－ 9
4. 1. 1 2008SNA における地域勘定の概念定義 -----	序－ 9
4. 1. 2 中央政府等の扱い変更とその推計フレーム -----	序－10
（参考 1）「地域勘定における中央政府の取扱いについて」 [法政大学教授 中村洋一] -----	序－12
（参考 2）県民経済計算の推計体系の新旧対照図 [静岡産業大学教授 牧野好洋] -----	序－21
4. 2 電気業の新たな推計方法の導入 -----	序－23
5. その他の課題等への対応 -----	序－26
5. 1 JSNA 基準改定におけるその他の変更への対応 -----	序－26
5. 2 基礎統計の変更への対応 -----	序－27
5. 3 日本銀行の扱い変更への対応 -----	序－28
5. 4 各種課題への対応 -----	序－29
5. 5 中央政府等の扱い変更に伴い追加した用語の定義 -----	序－29

第一部 生産系列

第1章 生産系列の概要	1— 1
1. 生産系列推計の枠組み	1— 2
2. 表章形式	1— 3
3. 表章形式における構成項目の概念	1— 7
第2章 経済活動別生産活動	1— 9
第1節 経済活動別(作業分類ベース)推計	1— 9
(1) 経済活動別生産者	1— 9
(2) 事業所の格付け	1— 13
(3) 産出額、中間投入額及び総生産額	1— 13
(4) 産出額及び中間投入額を推計する際の留意点	1— 13
(5) 国民経済計算2015年(平成27年)基準改定への対応	1— 14
(6) その他の主な改定事項	1— 15
第2節 経済活動別産出額及び中間投入額の推計	1— 19
1. 農林水産業	1— 19
(1) 農業	1— 19
(2) 05林業	1— 20
(3) 06漁業・水産養殖業	1— 22
2. 鉱業	1— 23
3. 製造業	1— 24
(1) 民間企業	1— 24
(2) 公的企業	1— 27
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	1— 32
(1) 48電気業	1— 32
(2) 49ガス・熱供給業	1— 39
(3) 水道業(50上水道業、51工業用水道業)	1— 39
(4) 52廃棄物処理業	1— 39
(5) 89(政府)下水道	1— 40
(6) 90(政府)廃棄物処理	1— 40
5. 建設業	1— 41
6. 卸売・小売業	1— 43
(1) 55卸売業	1— 43
(2) 56小売業	1— 45
7. 運輸・郵便業	1— 49
(1) 57鉄道業	1— 49
(2) 58道路運送業	1— 49
(3) 59水運業	1— 50
(4) 60航空運輸業	1— 51
(5) 61その他の運輸業	1— 52
(6) 62郵便業	1— 56

(7) 91 (政府) 水運施設管理	-----1—	57
(8) 92 (政府) 航空施設管理	-----1—	57
8. 宿泊・飲食サービス業	-----1—	58
(1) 63 飲食サービス業	-----1—	58
(2) 64 旅館・その他の宿泊所	-----1—	59
9. 情報通信業	-----1—	60
(1) 65 電信・電話業	-----1—	60
(2) 66 放送業	-----1—	62
(3) 67 情報サービス業	-----1—	63
(4) 68 映像・音声・文字情報制作業	-----1—	63
10. 金融・保険業	-----1—	65
(1) 69 金融業 (保険、年金基金を除く)	-----1—	65
(2) 70 保険業	-----1—	68
11. 不動産業	-----1—	73
(1) 71 住宅賃貸業	-----1—	73
(2) 72 不動産仲介業	-----1—	74
(3) 73 不動産賃貸業	-----1—	75
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	-----1—	76
(1) 74 研究開発サービス	-----1—	76
(2) 75 広告業	-----1—	77
(3) 76 物品賃貸サービス業	-----1—	77
(4) 77 その他の対事業所サービス業	-----1—	78
(5) 78 獣医業	-----1—	79
(6) 96 (政府) 学術研究	-----1—	79
(7) 100 (非営利) 自然・人文科学研究機関	-----1—	79
13. 公務	-----1—	80
14. 教育	-----1—	81
(1) 79 教育	-----1—	81
(2) 94 (政府) 教育	-----1—	82
(3) 98 (非営利) 教育	-----1—	82
15. 保健衛生・社会事業	-----1—	83
(1) 80 医療・保健	-----1—	83
(2) 81 介護	-----1—	87
(3) 97 (政府) 保健衛生、社会福祉	-----1—	87
(4) 101 (非営利) 社会福祉	-----1—	87
16. その他のサービス	-----1—	88
(1) 82 自動車整備・機械修理業	-----1—	88
(2) 83 会員制企業団体	-----1—	89
(3) 84 娯楽業	-----1—	89
(4) 85 洗濯・理容・美容・浴場業	-----1—	90

(5) 86その他の対個人サービス業（「87分類不明」を含む）	-----1—	90
(6) 95（政府）社会教育	-----1—	91
(7) 99（非営利）社会教育	-----1—	91
(8) 102（非営利）その他	-----1—	91
17. 非市場生産者（政府）	-----1—	92
(1) 中央政府の地域事業所の推計方法	-----1—	92
(2) 社会保障基金の推計方法	-----1—	92
(3) 地方政府の推計方法	-----1—	93
(4) 産出額	-----1—	94
18. 非市場生産者（非営利）	-----1—	97
19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額	-----1—	98
(1) 企業内研究開発のR & D産出額	-----1—	98
(2) 自社開発ソフトウェアの産出額	-----1—	100
第3節 輸入品に課される税・関税	-----1—	101
第4節 （控除）総資本形成に係る消費税	-----1—	101
第3章 生産者価格表示の県内総生産	-----1—	102
第4章 固定資本減耗	-----1—	102
(1) 市場生産者の経済活動別固定資本減耗	-----1—	102
(2) 非市場生産者（政府）の経済活動別固定資本減耗	-----1—	102
(3) 非市場生産者（非営利）の経済活動別固定資本減耗	-----1—	102
第5章 生産者価格表示の県内純生産	-----1—	103
第6章 生産・輸入品に課される税（控除）補助金	-----1—	104
1. 生産・輸入品に課される税	-----1—	104
1. 1 範囲と推計方法	-----1—	104
(1) 範囲	-----1—	104
(2) 推計方法	-----1—	104
1. 2 積上げによる推計方法	-----1—	104
1. 2. 1 全ての経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税	-----1—	104
(1) 市場生産者と非市場生産者の推計	-----1—	104
(2) 市場生産者の生産・輸入品に課される税を積上げにより推計 する場合の具体的推計方法	-----1—	105
1. 2. 2 特定の経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税	-----1—	110
2. （控除）補助金	-----1—	113
(1) 推計の概要	-----1—	113
(2) 推計方法	-----1—	113
第7章 県内純生産（要素費用表示）	-----1—	115
第8章 雇用者報酬	-----1—	115
第9章 営業余剰・混合所得	-----1—	115
第10章 連鎖方式による実質県内総生産（生産側）	-----1—	116

第二部	分配系列	
第1章	分配系列の概要	2— 1
1.	制度部門別所得支出勘定の表章形式	2— 1
2.	県民所得及び県民可処分所得の概要	2— 4
3.	県民可処分所得と使用勘定	2— 21
4.	県民所得及び県民可処分所得の表章	2— 22
5.	県民経済計算の主な基準改定への対応	2— 25
第2章	制度部門別所得支出勘定	2— 28
第1節	第1次所得の発生と配分	2— 28
1.	付加価値の発生による所得	2— 28
1. 1	雇用者報酬	2— 28
1. 1. 1	賃金・俸給	2— 29
(1)	現金給与	2— 29
(2)	現金給与以外の賃金・俸給	2— 38
(付)	賃金・俸給の県内ベース、県民ベースの推計について	2— 39
1. 1. 2	雇主の社会負担	2— 42
(1)	雇主の現実社会負担	2— 42
(2)	雇主の帰属社会負担	2— 44
1. 2	営業余剰・混合所得	2— 45
1. 2. 1	営業余剰・混合所得の推計手順	2— 45
1. 2. 2	営業余剰・混合所得の推計方法	2— 48
1. 3	生産・輸入品に課される税（控除）補助金	2— 52
(1)	生産・輸入品に課される税	2— 52
(2)	（控除）補助金	2— 55
(3)	一般政府の分割	2— 55
(4)	中央政府に格付けされている独立行政法人等が支払う税の扱い	2— 56
2.	資産の貸借による財産所得	2— 58
2. 1	投資所得	2— 59
2. 1. 1	利子	2— 59
(1)	利子の推計手順	2— 60
(2)	利子の推計方法の概要	2— 60
(3)	利子の制度部門別推計	2— 63
2. 1. 2	法人企業の分配所得 （「海外直接投資に関する再投資収益」を含む）	2— 83
2. 1. 3	その他の投資所得	2— 88
2. 2	賃貸料	2— 96
(1)	制度部門別土地の総賃貸料	2— 96
(2)	制度部門別土地税	2— 100
第2節	第2次所得の分配（「経常移転」）	2— 102
1.	所得・富等に課される経常税	2— 102

1. 1	推計の概要	2—102
1. 2	所得に課される税	2—105
1. 3	その他の経常税	2—108
2.	純社会負担と社会給付	2—111
2. 1	推計の概要	2—111
2. 2	純社会負担	2—118
2. 2. 1	現実社会負担（家計、雇主）	2—118
	（1）社会保障基金に係る現実社会負担	
	（「現金による社会給付」を含む）	2—118
	（2）その他の社会保険制度に係る現実社会負担	2—126
2. 2. 2	帰属社会負担（雇主）	2—128
2. 2. 3	家計の追加社会負担	2—131
2. 2. 4	年金制度の手数料（控除項目）	2—131
2. 3	社会給付	2—132
2. 3. 1	現物社会移転以外の社会給付	2—132
	（1）現金による社会保障給付	2—132
	（2）その他の社会保険年金給付	2—132
	（3）その他の社会保険非年金給付	2—132
	（4）社会扶助給付	2—133
2. 3. 2	現物社会移転	2—135
	（1）市場産出の購入	2—135
	（2）非市場産出	2—138
3.	その他の経常移転	2—139
3. 1	非生命保険金及び非生命保険純保険料	2—139
3. 1. 1	非生命保険料・保険金の概要	2—139
3. 1. 2	推計方法	2—140
	（1）非生命保険金	2—140
	（2）非生命保険純保険料	2—140
	（3）一般政府の部門分割	2—141
3. 2	一般政府内の経常移転	2—146
3. 3	他に分類されない経常移転	2—149
3. 3. 1	他に分類されない経常移転（罰金を除く）	2—149
	（1）対家計民間非営利団体への経常移転	2—151
	（2）対家計民間非営利団体以外への経常移転	2—152
	（3）償却債権取立益	2—155
3. 3. 2	罰金	2—156
	（1）範囲	2—156
	（2）推計方法	2—156
第3節	最終消費支出	2—158
第4節	年金受給権の変動調整	2—158

第 5 節 貯蓄 -----	2—158
第 3 章 「県民所得及び県民可処分所得の分配」の記録内訳（表） -----	2—159
参考 所得支出勘定と域外勘定の関連 -----	2—161

第三部 支出系列

第1章 支出系列の概要	3- 1
1. JSNA2015 年（平成 27 年）基準改定等への対応	3- 1
2. 県民経済計算固有の課題への対応	3- 3
3. 民間最終消費支出	3- 5
4. 地方政府等最終消費支出	3- 6
5. 県内総資本形成	3- 7
6. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合	3- 9
7. 県内総生産（支出側）	3- 9
8. 域外からの要素所得（純）	3-10
9. 県民総所得（市場価格表示）	3-10
10. 県内総生産（支出側）の実質値	3-10
第2章 県内総生産（支出側）（名目）	3-12
第1節 民間最終消費支出	3-12
1. 家計最終消費支出	3-12
（1）『全国消費実態調査』による 13 目的分類別	
家計最終消費支出の推計	3-14
（2）直接推計法による推計	3-16
（3）全国値分割による家計最終消費支出の推計	3-20
参考 家計最終消費支出の目的別分類	3-22
2. 対家計民間非営利団体最終消費支出	3-26
第2節 地方政府等最終消費支出	3-27
（1）一般政府の制度部門分割	3-27
（2）地方政府等最終消費支出の推計	3-28
（3）個別消費と集合消費への分割	3-28
第3節 県内総資本形成	3-31
1. 投資額の推計	3-31
1. 1 総固定資本形成	3-31
（1）住宅投資	3-31
（2）民間企業設備	3-32
（3）公的企業設備	3-33
（4）一般政府	3-34
1. 2 在庫変動	3-35
（1）名目在庫残高比率	3-35
（2）名目残高の算出	3-35
（3）実質在庫残高の算出	3-35
（4）実質在庫変動の算出	3-35
（5）名目在庫変動の算出	3-36
2. 税額控除額の推計	3-36
2. 1 総固定資本形成	3-36

(1) 住宅	3-36
(2) 企業設備	3-36
(3) 一般政府	3-36
2. 2 在庫変動	3-36
第4節 財貨・サービスの移出入	3-38
1. 財貨・サービスの移出入（FISIMを除く）	3-38
(1) 移出額	3-38
(2) 移入額	3-39
2. 著作権等サービスの移出入（純）	3-40
3. FISIMの移出入	3-40
第5節 統計上の不突合	3-41
第6節 域外からの要素所得（純）	3-41
第3章 連鎖方式による実質県内総生産（支出側）	3-42
1. 概要	3-42
2. 各需要項目の連鎖方式による実質化について	3-43

序

県民経済計算推計方法ガイドラインとは

目 次

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは -----	序－ 1
1. 県民経済計算推計方法ガイドラインの位置付け -----	序－ 1
2. 基準改定とは -----	序－ 2
3. JSNA の 2015 年（平成 27 年）基準改定への対応 -----	序－ 4
4. 県民経済計算固有の課題への対応 -----	序－ 9
4. 1 中央政府等の扱い変更への対応 -----	序－ 9
4. 1. 1 2008SNA における地域勘定の概念定義 -----	序－ 9
4. 1. 2 中央政府等の扱い変更とその推計フレーム -----	序－10
（参考 1）「地域勘定における中央政府の取扱いについて」 [法政大学教授 中村洋一] -----	序－12
（参考 2）県民経済計算の推計体系の新旧対照図 [静岡産業大学教授 牧野好洋] -----	序－21
4. 2 電気業の新たな推計方法の導入 -----	序－23
5. その他の課題等への対応 -----	序－26
5. 1 JSNA 基準改定におけるその他の変更への対応 -----	序－26
5. 2 基礎統計の変更への対応 -----	序－27
5. 3 日本銀行の扱い変更への対応 -----	序－28
5. 4 各種課題への対応 -----	序－29
5. 5 中央政府等の扱い変更に伴い追加した用語の定義 -----	序－29

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは

1. 県民経済計算推計方法ガイドラインの位置付け

「県民経済計算」の推計は各県（市）の自治事務として行われるものである。

内閣府は、各県（市）の推計結果を取りまとめて「県民経済計算」を公表しているところであり、国民経済計算との比較や各県（市）間の比較可能性の観点から、共通の考え方に基づく推計方式によって推計されることが肝要であると考ええる。そこで、基準改定ごとに各県（市）が参照すべき推計方式として「県民経済計算標準方式（以下、「標準方式」という）」を検討し、これを各県（市）に示しているものである。

「標準方式」は、県民経済計算の概要、特性、勘定体系等について包括的に示している。しかしながら、各県（市）の推計担当者にとって、具体的な推計方法を参照できる詳細な記載はない。あくまで基本的な県民経済計算の在り方を示したものとなっている。

各県（市）の推計担当者の推計実務に資するため、有識者及び各県（市）の意見等を踏まえ、「県民経済計算推計方法ガイドライン（2015 年（平成 27 年）基準版）（以下、「ガイドライン」という）」を作成したものである。

ガイドラインは、推計実務を担う各県（市）が共通して適用すべき標準的な推計方法とその考え方を具体的に示しているものである。ただし、各県（市）が実際に推計する際、ガイドラインよりも精度が高い（必ずしも詳細なものとは限らない）推計方法、データの不足を補う推計方法などの改良等を行う場合は、各県（市）の判断で行われるものと考えている。なお、その際はユーザーの利便性に鑑み、各県（市）において、その旨を説明することが望ましい。

ガイドラインは、「序」、「第一部 生産系列」、「第二部 分配系列」、「第三部 支出系列」の 4 つの部分から構成されている。序には、既述のガイドラインの位置付けや 2015 年（平成 27 年）基準改定の概要などを記載している。また、第一部、第二部並びに第三部のそれぞれの冒頭部分で 2015 年（平成 27 年）基準改定の主な事項を記載した上で、詳細な推計方法を記載している。

2. 基準改定とは

我が国の国民経済計算における基準改定とは、「産業連関表」、「国勢調査」、「経済センサス（基礎調査、活動調査）」、「住宅・土地統計」など経済・社会の構造を把握するため、約5年ごとに作成される大規模かつ詳細な基礎統計の最新版を取り込み、過去の計数を再推計するものである。基準改定においては、反映する「産業連関表」の対象年を「基準年」と呼ぶ。基準年においては名目値＝実質値（デフレーター＝100）としている。

2015年（平成27年）基準改定においては、最新統計の取り込み等に加え、国際連合で合意された最新の国際基準である「2008SNA」で求められた概念変更等についても、2011年（平成23年）基準改定時に引き続き、対応作業を行った。また、推計上の概念変更だけでなく推計方法の見直し等の実施も行っている。

国民経済計算に準拠して推計する県民経済計算においても、国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定に対応する必要がある。

2015年（平成27年）基準改定では、以下の三つの観点から改定するものである。

（1）構造統計の反映によるベンチマーク（基準）の変更（2015年（平成27年）産業連関表への対応など）

経済の発展とともに変化する産業構造を精緻に把握するため、原則5年ごとに、産業連関表が10府省庁の共同作業として作成されている。新たに興った産業やある産業が大きく成長することに対応して、産業分類も変更する必要がある。2015年（平成27年）産業連関表では、2013年（平成25年）に改定された日本標準産業分類（第13回改定）に拠っている。国民経済計算は、この産業分類によって経済活動分野別総生産の推計を行っている。県民経済計算は、この国民経済計算の経済活動分野別総生産の計数を多く利用することから、県民経済計算の基準改定においても、経済活動分野別の作業分類は国民経済計算の作業分類に準拠する必要がある。

また、産業連関表で新たに反映された「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」、「分譲住宅の販売マージン」、「非住宅不動産の売買仲介手数料」を総固定資本形成に記録したことにより、国民経済計算においてもこうした財貨・サービスの産出について、総固定資本形成として記録することとした。国民経済計算に準拠する県民経済計算もこれに準拠して推計する。

この他、構造統計として5年ごとに調査が実施される「2015年（平成27年）国勢調査」、「2018年（平成30年）住宅・土地統計」等の調査データに対応した改定が必要となる。

（2）国際基準（2008SNA）への対応

2008SNAへの対応は2011年（平成23年）基準改定時に多くの課題について対応したところであるが、一部の未対応の課題について今次改定で対応することとなった。

娯楽作品原本の「資本化」、著作権等サービスを生産資産として記録すること、リース区分（フィナンシャルリース（Financial Lease：FL）とオペレーティングリース（Operating Lease：OL）に対応した資産の記録である。

（３）経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善

「住宅宿泊事業」、いわゆる「民泊」などが政策的に推進される中、当該事業を適切に把握し、記録することとする。

3. JSNA の 2015 年（平成 27 年）基準改定への対応

国民経済計算の 2015 年（平成 27 年）基準改定に準じた県民経済計算への対応の在り方について検討したところ、ガイドラインに対応する新たな推計項目や概念変更等に係る項目は、「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」、「分譲住宅販売マージン等」、「娯楽作品原本」、「リース区分」、「住宅宿泊事業」である。

（１）「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」は総固定資本形成として記録

「2015 年（平成 27 年）産業連関表」において、従来、すべてを中間消費としていた「建設補修」のうち、機能の向上や耐用年数を延ばすような「改装・改修」、いわゆる「リフォーム・リニューアル」については、総固定資本形成とすることとなった。

国民経済計算においても、この産業連関表の変更を反映し、「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」に係る産出部分を総固定資本形成として、民間住宅及び民間企業設備に記録することとした。推計の基礎調査データとしては、2008 年度（平成 20 年度）から開始され、2016 年度（平成 28 年度）上半期調査より、調査内容の見直しを行い、改装・改修工事の内容の把握等が図られた「建築物リフォーム・リニューアル調査（国土交通省）」が利用される。なお、「維持・修理」については、これまでどおり「中間消費」とする。推計に要するデータは同じく「建築物リフォーム・リニューアル調査（国土交通省）」が利用される。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠して、民間住宅投資に新たに総固定資本形成として「改装・改修」を推計、加算する。民間住宅の「改装・改修」部分と「それ以外の住宅投資」部分を分けて推計した後合算する。

推計方法は、それぞれの部分とも、各県の対全国比となる指標によって国の当該計数を分割推計する。

なお、公的住宅については、決算書など基礎統計データに「改装・改修」部分も含まれており特段の推計方法の変更は要しない。

（２）「分譲住宅販売マージン等」は総固定資本形成として記録

「2015 年（平成 27 年）産業連関表」において、不動産分野の推計精度向上に向け、これまでの産業連関表では推計の対象外であった「分譲住宅の販売マージン」と「非住宅不動産の売買仲介手数料」を新たに推計し、総固定資本形成として記録することとなった。なお、「非住宅の不動産販売マージン」については、基礎統計の制約から把握困難であるとして記録されない。

国民経済計算においてもこの産業連関表の変更を反映し、これらを「所有権移転費用」として、新たに総固定資本形成（民間住宅及び民間企業設備）に記録することとした。なお、「住宅販売仲介手数料」については、2011 年（平成 23 年）基準改定で「所有権移転費用」として既に総固定資本形成（民間住宅）に記録する変更がなされている。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠して、「分譲住宅の販売マージン」と「非住宅不動産の売買仲介手数料」を総固定資本形成（民間住宅及び民間企業設備）に記録する。なお、民間住宅、民間企業設備とも、国民経済計算の計数を全国値として都道府県に分割推計する場合には、「分譲住宅の販売マージン」と「非住宅不動産の売買仲介手数料」部分は、すでに総固定資本形成として記録されている。

（３）「娯楽作品原本」を総固定資本形成として、「著作権等サービス」を産出として記録

2008SNA では、総固定資本形成として「知的財産生産物」を総固定資本形成として記録することとしており、その内訳として「娯楽作品・文学・芸術作品の原本」を含めるとされている。2015 年（平成 27 年）国民経済計算の基準改定では、「映画原本」、「テレビ番組原本」、「音楽原本」及び「書籍原本」を新たに総固定資本形成として記録することとした。推計方法としては、コスト積上げ方式及びロイヤリティ方式が採用されている。また、当該資産に係る固定資本減耗の推計は国際基準（OECD ハンドブック）によって、恒久棚卸法による定率法の下、耐用年数 10 年を想定して推計されている。

これに伴い、著作権（生産資産）の使用に対する受払を、従前の「賃貸料（財産所得）」ではなく、「著作権等サービス」というサービスとして産出額に記録することとした。

県民経済計算では、国民経済計算の基準改定に準拠して、「娯楽作品・文学・芸術作品の原本」を総固定資本形成（民間企業設備）に記録する。なお、民間企業設備は、国民経済計算の計数を全国値として都道府県に分割推計する場合には、「娯楽作品・文学・芸術作品の原本」部分は既に総固定資本形成として記録されている。ただし、地域特性をよりの確に把握するためには、従前の総固定資本形成に相当する部分と新たに総固定資本形成に加わった部分を分けて推計することが必要となる。

また、著作権（生産資産）の使用に対する受払は、分配系列での推計「賃貸料（財産所得）」ではなく、生産系列において「著作権等サービス」というサービスとして産出額に記録するほか、支出系列では、「著作権等サービス」の移出入を財貨・サービスの移出入に記録する。ただし、移出入の推計過程で用いる全国値に著作権等サービスの移出入の値が内包されていることから特段の推計方法の変更はない。

（４）「リース区分（フィナンシャルリースとオペレーティングリース）」に対応した資産の記録

2008SNAでは、固定資産のリース取引について、フィナンシャルリース（以下、「FL」という。）では、対象となる資産の法的所有権は貸手であるものの、経済的所有権は借手に移転しているため、SNAでは借手の資産として記録する。オペレーティングリース（以下、「OL」という。）では、対象となる資産は法的所有権・経済的所有権ともに貸手であり、貸手の資産として記録する。

2011年（平成23年）基準の国民経済計算では、リース資産について、一部品目は借

3. JSNA の 2015 年（平成 27 年）基準改定への対応

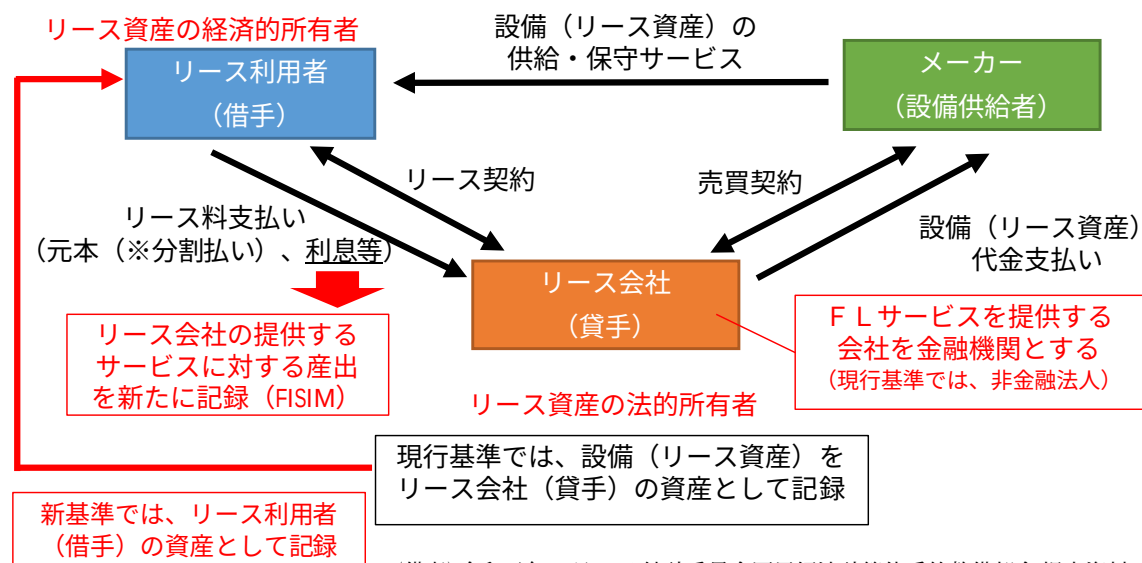
手の資産として記録するものの、基本的には法的所有者である貸手（物品賃貸業）に帰属させ、OLとみなして処理していた。2015年（平成27年）基準では、2008SNAに沿ってFLと OLを区分して記録することとした。FLについては、サービスを提供する主体をすべて金融機関とし、当該金融機関から新たに発生するFISIMを推計記録する。FL によって取得（使用）した固定資産については、取得（使用）した各産業に帰属させる。OLの産出額推計については、産業連関表の物品賃貸料の産出額（FL、OL両方を含む）からFLによる産出額を控除した額を国民経済計算での物品賃貸業（OL）としている。物品賃貸業がOLのために取得した固定資産については物品賃貸業に記録している。なお、新たに産出額を記録するFLに関するFISIM及びOL産出額は全て中間消費となるため、この記録の変更によってマクロのGDPには影響しない。ただし、僅少ではあるが、国際収支上は、FLの利子の受払がFISIMの輸出入としてサービス収支に記録される。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠し、FLとOLを区分して記録することとする。よって、金融業の産出額推計では、FLに係る金融機関を金融業として含めることとなるが、FISIM（借手側、貸手側とも）及び受取手数料とも国民経済計算の計数を基に推計することから、既に対応済であり改めて推計する必要は無い。物品賃貸業についても国民経済計算の計数を基に推計することからOLのみの産出額を推計することとなり、特段の推計方法の変更は必要としない。

国際収支でFLの利子の受払がFISIMの輸出入となる部分については県民経済計算でも記録することとする（ただし、FISIM輸出入（純）（FL FISIM輸出入（純）を含む）は、推計過程で用いる全国値のFISIM産出額及び消費額に概念上、内包されていることから特段の推計方法の変更はない）。

なお、生産系列で各産業の産出額推計において、中間投入に FISIM を加算している産業については（国民経済計算の中間投入比率を使用しない産業）、加算すべき FISIM 額は変更されたものとなる（ただし、経済活動別 FISIM の推計においても国民経済計算の計数を基とすることから特段の推計方法の変更はない）。

（リース区分）フィナンシャルリース（FL）の記録の変更（イメージ）



（５）「住宅宿泊事業」（以下、「民泊」という。）についての計測

民泊については、訪日外国人の拡大や住宅宿泊事業法の制定（2018 年（平成 30 年）6 月施行）もあり、産業としてその利用・拡大が進展している。しかし、2011 年（平成 23 年）基準の国民経済計算のみならず、2015 年（平成 27 年）産業連関表においても民泊の産出額については独立して計測は行っていない。国民経済計算の 2015 年（平成 27 年）基準改定では、住宅宿泊事業法等の定義を参考に、「住宅宿泊サービス」及び「住宅宿泊仲介サービス」の産出額の推計を新たに行った。「住宅宿泊サービス」とは、宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させるサービスであり、「住宅宿泊仲介サービス」とは、利用者と住宅宿泊サービス提供者の仲介を行うサービス、いわゆるマッチングプラットフォームが行う仲介事業である。国民経済計算では、住宅宿泊事業法及び国家戦略特区法に基づき行われる住宅宿泊事業を対象として産出額の推計を行った。基礎統計データとしては、観光庁の住宅宿泊事業の宿泊実績、訪日外国人消費動向調査等によって推計している。

当該サービスは、所有する住居スペースを他者に利用させて対価を得るものであり、その生産物は住宅宿泊サービスの一種である。持ち家の帰属家賃とは別の生産物であり、その分を持ち家の帰属家賃から減額させる必要がある。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠し、住宅宿泊事業法及び国家戦略特区法に基づき行われる民泊を対象とした「住宅宿泊サービス」及び「住宅宿泊仲介サービス」を推計する。推計方法は、観光庁の公表情報等をもとに各県別に積み上げ推計を行い、その結果を用いて国の当該計数を分割推計する。推計計数は、それぞれ「住宅賃貸業」及び「旅行・その他の運輸附帯サービス業」に加算する。前者は帰属家賃の推計値から「住宅宿泊サービス」分を減額した上で、推計した計数を加算する。後者は新たに推計する部分と当該部分を除いた部分を別々に推計し合算することとなる。

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは
3. JSNA の 2015 年（平成 27 年）基準改定への対応

また、需要部門については、国内居住者の利用分は「国内家計消費支出」に、非居住者の利用分は「移出」に含まれるものとする。ただし、推計においては国民経済計算の計数を基とすることから特段の推計方法の変更はない。

なお、帰属家賃の推計値から住宅宿泊サービス分を減額する必要がある。

2015 年（平成 27 年）JSNA 基準改定項目とガイドライン推計項目の対応

基準改定項目	生産系列	分配系列	支出系列
1. 改装・改修 (リフォーム・リニューアル)	5. 建設業		投資額の推計 1. 総固定資本形成 (1) 住宅投資 (2) 民間企業設備
2. 分譲住宅販売マージン等	11. 不動産業 (2) 不動産仲介業		投資額の推計 1. 総固定資本形成 (1) 住宅投資 (2) 民間企業設備
3. 娯楽作品原本、 著作権等サービス	9. 情報通信業 (2) 放送業 (4) 映像・音声・文字情報 制作業 16. その他サービス業 (3) 娯楽業 等	財産所得 著作権使用料の削除	投資額の推計 1. 総固定資本形成 (2) 民間企業設備 (3) 公的企業設備 財貨・サービスの移出入 2. 著作権等サービスの移出入 (純)
4. リース区分	10. 金融・保険業 (1) 金融業 12. 専門・科学技術、業務支 援サービス業 (3) 物品賃貸サービス業		財貨・サービスの移出入 3. FISIMの移出入
5. 住宅宿泊事業	7. 運輸・郵便業 (5) その他の運輸業 11. 不動産業 (1) 住宅賃貸業		消費の推計 1. 家計最終消費支出

4. 県民経済計算固有の課題への対応

前回 2011 年（平成 23 年）基準改定時以降、検討を重ねてきた「中央政府等の扱い変更」と「電気業の新たな推計」について、本改定において対応を行った。

4. 1 中央政府等の扱い変更への対応

本改定では、中央政府等の扱いの見直しを行い、一般政府に係る推計方法の変更を行った。中央政府等の活動は一国全体に及び、その全てを地域に配分することはできない。このため、意思決定主体である制度単位としての中央政府等は、どの地域にも属さない域外に位置するものとする。この域外の地域を「準地域」という。

しかし、生産の活動の単位である中央政府等の事業所は、その立地する地域に存在するものとする。

4. 1. 1 2008SNA における地域勘定の概念定義

2008SNA では、「第 18 章 勘定の詳述と表示」の「E. 地域勘定」に地域勘定の推計方法について記述がある。

地域勘定では、制度単位を「地域単位」、「多地域単位」、「国民単位（＝全国単位）」の 3 つに分ける。このうち「全国単位」は多地域に所在していることもあり、主たる経済的利益の中心を国内の特定の地理的範囲に位置付けられない。「中央政府」は全国単位である。

「中央政府」及び「中央政府によって設定、管理されている全国単位の社会保障基金（以下、「全国社会保障基金」という。）」の取引を地域別に割り当てることは、地域における経済活動の状態を把握する観点から、その実施の試みが有益であるか疑問視されている。また、当該取引を地域別に割り当てることで、さらに複雑な課題を生じさせる。例えば、『中央政府が支払った雇用者報酬は、地域に割り当てられるが、その一方で、中央政府が支払った公的債務に対する利子を地理的に位置付けることはできない。従って、当該問題の合理的な解決策は、「準地域（quasi-region）」という区分を設けることである』（第18章第50段落）。それは、国内における地理的位置付けを行うための区分ではなく、地理的位置付けとは別の区分であり、地理上は同じ地域に存在していても、区別して域外の存在として扱うことを可能とする概念である。

各地域で完全なSNA勘定を確立できない理由については、全国単位や多地域単位の制度単位が地域に属することが難しいことを示すことによって一部を説明できる。そのため、『ほとんどの場合、地域勘定は、地域の経済活動分野別（＝産業別）の生産活動の記録（例えば運輸、通信など、当該経済活動が行われている地域を特定することに関して概念上の問題を有するものもある）や、家計、地方政府など地域の制度単位から成る制度部門の完全な勘定の記録に限定される』（第18章第51段落）。

なお、地域別の財貨・サービス勘定や地域別産業連関表の確立は、ある地域と他の地域に生ずる財貨・サービスの移出や移入を扱っており、解決できない概念上の問題は発生していない。しかしながら、物流など、県市をまたぐ財貨・サービスの取引に関する、

詳細な基礎統計が存在しない状況において、その作成には、実務上の困難を伴うことも否定できない。

『にもかかわらず、地域勘定は、上で述べた限界があるとしても、経済政策に非常に有益なツールである。一部の地域勘定を、労働力、失業、貧困などに関する一連の地域統計指標に挿入できる。国内における地域間格差が大きくなればなるほど、一人当たりの付加価値額、家計可処分所得、一人当たりの家計消費額を含む地域指標体系はますます有益となる。その国独自の状況、データシステム、本作業に当てはまることのできる資源を考慮して、その国の地域勘定や統計指標を考え出すのは、その国自身である』（第18章第53段落）。

4. 1. 2 中央政府等の扱い変更とその推計フレーム

上記のように 2008SNA において、地域勘定の扱いについて明示的に示されており、県民経済計算でもこの概念定義に従ってその扱いを変更することとする。

県内に所在する中央政府の地域事業所（国の出先機関等）及び全国社会保障基金の地域事業所（以下、「中央政府等の地域事業所」という。）は、2011 年（平成 23 年）基準において県内に所在する制度単位として扱っていたが、2015 年（平成 27 年）基準では、「準地域」の制度単位に属する事業所として位置付ける。

2011 年（平成 23 年）基準における県民経済計算の制度部門「一般政府」は、2015 年（平成 27 年）基準では、「地方政府（県、市町村）」及び「地方政府によって設定、管理されている社会保障基金（以下「地方社会保障基金」という。）」からなる「一般政府（地方政府等）」に変更する。また、一般政府（地方政府等）の部門内訳は、県、市町村、地方社会保障基金とする。ただし、分配系列の概念説明や一般政府全体を推計する場合は引き続き「一般政府」を用語として用いる。

2015 年（平成 27 年）基準における県民経済計算の中央政府等の地域事業所の扱いに準拠して、推計方法を変更した場合、GDP、県民所得、県民可処分所得について、主要系列における変更ポイントは以下のとおりである。

（1）生産系列

生産系列では、中央政府等の地域事業所の産出額は生産費用の合計により推計される。この生産費用すなわち、中間投入額、雇用者報酬等は、中央政府等の扱い変更後も、現行と同様に地域に記録する（同額である）。よって、変更後も県内総生産（生産側）は変化しない。なお、中央政府等の固定資本減耗は当該固定資産が所在する地域に記録する。

（2）分配系列

分配系列では、2015 年（平成 27 年）基準改定によって、中央政府等の地域事業所を制度単位として擬制しないこととなるため、主に次の点を変更することとなる。

- ①「第一次所得の発生と配分」では、「生産・輸入品に課される税」、「財産所得」（国債の利払い、FISIM 消費額等）の受取・支払の扱いに変更が生じる。変

更後は、域外（準地域）の中央政府等と域内にある制度部門との直接取引として記録する。また、財産所得及び生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府分）の受け払い後に県内制度部門が受け取った所得の合計額は、県民所得の第1次所得バランスとして表される。

- ②「第二次所得の分配（経常移転）」では、「一般政府内の経常移転」において、中央政府等の地域事業所の貯蓄を「0」にする調整はなくなる（中央政府の扱い変更後、中央政府等の地域事業所は、域内制度単位としては存在しないこととなるため、地理的に県内の事業所として所在しても、域内において、貯蓄など所得支出勘定の計数が記録されることはない。）。

例えば、国債の利払いについて見ると、2011年（平成23年）基準以前の推計方法では、中央政府の地域事業所（県内の制度単位という扱い）が支払い、県内の家計部門等が受け取ることとしていた。この場合、財産所得における利払い額が増加しても、支払額と受取額が県内の制度部門間で相殺されて、「県民所得」の増加に寄与することではなく、「県民可処分所得」及び「県民貯蓄」の増加に寄与する（これは、中央政府の地域事業所による支払額を、経常移転により、国庫が補填するという擬制を行っているからである。）。

2015年（平成27年）基準では、中央政府等が域外の制度部門となるので、域外の中央政府等から域内の制度部門への利子・配当等の支払と受取の差額によって、地域の県民所得は増減する。

なお、「その他の社会保険制度に係る現実社会負担」及び「その他の社会保険年金給付」には、該当する「家計」の負担と給付のみを記録する。

（3）支出系列

支出系列では、2015年（平成27年）基準改定によって、中央政府等の地域事業所が産出する政府サービスは準地域に存在する中央政府等に移出され、中央政府等が最終消費することとなる。中央政府等の地域事業所の最終消費支出はなくなるが、域外への政府サービスの移出によって相殺され、県内総生産（支出側）の総額に影響はない。

また、中央政府等の総固定資本形成は当該資産が所在する地域に記録する。よって、県内総生産（支出側）に影響はない。主要系列（支出）における総固定資本形成の記録方法は2011年（平成23年）基準の標準方式から変化はない。

参考として、「地域勘定における中央政府の取扱いについて」（法政大学 中村洋一教授作成）と「県民経済計算の推計体系の新旧対照図」（静岡産業大学 牧野好洋教授作成）を示す。

なお、これらの「参考」の文章および図表で使用している地域区分の用語は、原文のままである。

(参考1)

「地域勘定における中央政府の取扱いについて」（法政大学 中村洋一教授作成）

地域勘定における中央政府の取扱いについて

はじめに・地域勘定の重要性和むずかしさ

一国経済の包括的な記述とそれに基づく政策運営のために国民経済計算（SNA）が不可欠であるのと同じく、地域レベルでの「証拠に基づく政策運営」にとって、地域経済計算が基本的な情報を提供する。長きにわたってメンバー国間のみならず、メンバー国内の地域間の格差の解消に取り組んできたヨーロッパ連合（EU）においても、客観的で信頼ができて、整合的で的確な、そして調和がとれた地域の統計指標が不可欠であるとの認識から、EU統計局（Eurostat）がSNAに沿った地域勘定の勘定体系、推計の方法論についての検討を続けてきた（Eurostat (1995, 1996, 2000, 2013)）。日本においても経済企画庁（現内閣府）が中心となって「県民経済計算標準方式」を取りまとめ、この方式に基づいて、都道府県および政令指定都市が県民経済計算および市民経済計算の推計に取り組んできている。

アメリカ、カナダ、オーストラリアでも州別の産業別生産勘定が推計され、地域勘定の役割を果たしている。日本の県民経済計算がSNAの制度部門について資本調達勘定までのほぼ完全な体系を目指すのに対し、これらの国では一般政府や家計に関する勘定は射程に入っていない。ただし、アメリカにおいては個人所得に関する推計がきわめて詳細な地域単位で行われている。

このように各国の間で目指すべき地域勘定の体系に相違があるように見えるのは、概念的なあるいは計測上の問題のため、地域勘定は国民勘定に比べて、その範囲と詳細さにおいて限界があるからである。換言すれば、地域勘定には国民勘定にはないむずかしさがある。計測上の問題として、多くのサンプル調査では地域ごとの集計を行うに十分なサンプル数が確保されていないことや、国境を超える経済活動に比べて、地域の境界をまたぐ活動を把握することが格段に難しいということがある。概念的な問題の例としては、国内の複数の地域に事業所をもつ企業の取引や一般政府の最終消費の地域への割り付けがある。このため2008 SNA（United Nations et al. (2009)）は、「理想的には、地域勘定はSNAと同じ勘定をもつべきだが、そのような国は1つもない（para. 18.51）」としている。

本稿では、日本の県民経済計算においてとくに大きな問題を抱えている中央政府の取扱いに焦点を当てながら、地域勘定の体系への接近を試みたいと考える。第1節では、制度単位について資産保有の観点から整理する。第2節では、中央政府の地域事業所における産出と生産物の処分について論ずる。第3節では、地域居住者である家計と全国単位の一般政府との移転取引について考察する。第4節では、結論を取りまとめる。

1. 非居住制度単位による資産保有

1-1 制度単位と制度部門

本稿では、さまざまな経済活動がどのような意思決定によって行われていることを区別することが重要なので、この区別の基本となる「制度単位」の概念について確認することから議論を始めたい。

SNAの制度単位（institutional unit）は、自らの責任において資産を所有し、負債を負い、経済活動に従事し、他の制度単位との取引を行う経済主体を指す。制度単位には大きく2つのタイプがあり、個人あるいは個人のグループからなる「家計」と、法的あるいは社会的な実体である。

家計は住居を共有し、所得と資産の全部あるいは一部を分け合い、共同である種の財・サービスを消費する個人のグループである。2人以上の家計のそれぞれのメンバーは制度単位ではない。多くの資産、負債は共有され、所得も共通の利益のために使用されるからである。

法的、社会的実体とは、法あるいは社会によって、それらを所有し、あるいは管理する主体とは独立して認知されるものを指す。これらの主体は、自らの経済的意思決定あるいは行動に責任をもつが、その自律性は、他の制度単位によって、ある程度の制限を受けることがある。家計や政府によって所有される非法人企業は、法人企業と同様の行動をするので、完全な勘定を有する場合には「準企業」という制度単位として取り扱われる。

制度単位は、生産、消費、資産の蓄積という基本的な経済活動の性格によって分類、集計され、制度部門（institutional sector）を形成する。SNAの制度部門は5つあり、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計および対家計民間非営利団体である。

1-2 政府単位

政府単位とは、他の制度単位に対する課税あるいは他の政府単位からの移転（国から地方への交付金など）によるそれ自身の財源をもち、その目的のために支出する権限をもつ主体をいう。このうち中央政府（central government）は、国土全体にわたる政治権力をもつ政府単位をさす。中央政府の省庁（departments, ministries）は、全体としての中央政府から独立して資産を所有し、負債を負い、取引を行うことはない。したがって、中央政府の個別の省庁は制度単位ではない。また、中央政府の部局が地理的に分散していても、それらは中央政府という単一制度単位の一部であり、それら自身は制度単位ではない。防衛施設や軍事基地であっても同じことである（paras 4.136, 4.137）。

地方政府（local government）は、財政、立法、行政権力が最小の地域単位におよぶ政府単位をさす。SNAの政府単位としては中央と地方の間に州政府（state government）があるので、日本においては市町村を最小の地域単位としてこれを地方政府とし、県を州政府とする考え方もあり得よう。しかし、日本はアメリカやドイツのように州が連邦を形成するという国家形態はとっていないので、市町村と都道府県をまとめて地方政府としている。

医療保険や公的年金を取り扱う社会保障基金（social security funds）は、全国レベルのものと地域内で運営されるものがある。これらのうち政府の他の部門から独立して資産と

負債をもち、自己の勘定で金融取引を行っているものは制度単位である。

中央、地方政府および社会保障基金が一般政府を構成する。政府が所有、管理する事業所が、①経済的意味のある価格で生産物を供給し、②企業のように管理され機能している、③独立の会計記録がある場合には、公的企業とされ、制度単位ではあるが、一般政府には含まれない。

1-3 事業所と産業

SNAの生産も制度単位の責任と管理のもとに行われるが、たとえば企業という制度単位を、その主要な生産物の種類によりグループ化するとすれば、それぞれのグループは多くの異質の生産過程を含むことになる。大きな企業は、いくつもの異なる生産活動を行っているからである。このため、生産と生産技術の分析を行うためには、基本的に同種の生産を行う生産者を基礎とする必要があり、制度単位をいくつかの同質の単位に細分化する必要がある。このように細分化された単位をSNAでは事業所（establishments）と呼ぶ。事業所は、経済活動の種類と所在地の2つの要素により決められる。すなわち事業所は、1つの場所に存在し、1種類の生産活動、あるいは付加価値のほとんどを占めるような主たる生産活動に従事する制度単位あるいはその一部である。事業所は、また、地域活動単位（local kind-of-activity units）とも呼ばれる。1つのあるいは類似の活動に従事する事業所のグループを産業（industry）という。

以上のように事業所は、生産を行う単位であって、雇用など生産に関する意思決定を行う主体ではない。単一の事業所からなる制度単位では、事業所と制度単位が一致するのは当然だが、意思決定を行うのは制度単位のほうである。ある企業の工場と別の地域に存在する本社は、それぞれ事業所であるが、意思決定を行うのは制度単位としての企業であり、それぞれの事業所ではない。

1-4 SNAおよびRegional Accounts Methodにおける議論の展開

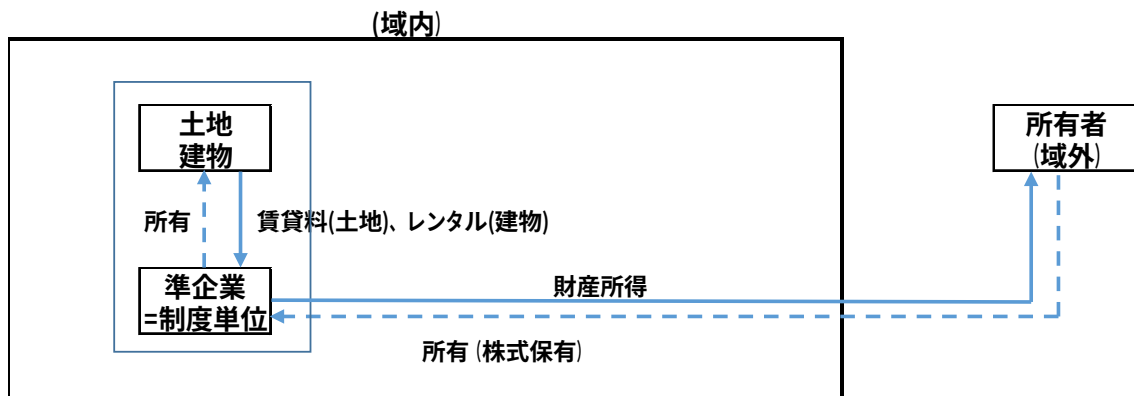
SNAでは、一国内にある法人は1つの制度単位に統合されることがあるが、複数国にある場合は、国をまたがって統合されることはない。このため、SNAでは外国企業の支社を、原則として、その所在国の居住者である準企業（quasi-corporations）とする。これは、その運営が、その存在する場所に深く関係するからである。

支社の生産過程が物理的に存在するのであれば、その支社は生産の場に物理的に存在する。生産物が物理的に存在しない金融サービスのようなものであれば、支社の登記上の場所に存在することになる。法人税が課されるのであれば、その場所に存在していることになるが、政策上の優遇措置で税が免除される場合も同じである。

また、移動させることができない資産は居住者が所有とするのもSNAの原則である。土地、自然資源、建物、構築物を法的に所有するのが非居住者である場合は、観念上の居住単位を設定し、この居住単位が資産を所有する。非居住者である法的所有者は、観念上の居住単位の株を所有する。観念上の居住単位は準企業となるが、明確な制度単位である。資産を所有する観念上の居住単位は、受け取る地代（土地）あるいはレンタル料(その他の資産)に相当する金額を、海外への財産所得として海外の法的所有者に支払うものとする。

地域勘定においても以上の考え方が踏襲され、土地・建物を域外に所有する主体は、土地・建物が所在する地域の観念上の居住単位（準企業で制度単位）を所有するものとされる（図1）。この観念上の居住単位は、当該土地・建物を所有し、地代（土地）あるいはレンタル料（建物）を受け取り、この金額を域外の法的所有者に財産所得として支払うものとする（注、Eurostat (2013)では、観念上の居住単位が域外の法的所有者にサービスを提供するとしている(paras 2.3.,2.4)が、これは議論の混乱である。）。

図1 域外居住者による動かせない資産の保有



1-5 合意されるいくつかの地域配分ルール

以上の議論から、事業所や固定資産、制度単位を一国内の各地域に割り当てる場合に合意されるべきいくつかの原則がある。

生産面においては、付加価値の創出の場である事業所をその物理的所在地に割り当てるとともに、生産に使用される固定資産、したがってそのもととなる固定資本形成もその所在地に記録されることになる。単一の地域内で活動が完結する単位（単一地域単位）についてその地域的割り付けに問題はないが、多地域に活動がおよぶ単位（多地域単位）の付加価値は、事業所が存在する地域に割り付ける。本社や登記上の所在地に一括計上するのではない。本社機能などの付随的活動については、その会計が把握でき、主たる活動を行う地域と異なる地域にある場合には、それが立地する地域の単位として分離する。

中央政府と全国単位の社会保障基金のような、その活動が一国の全体におよぶ全国単位のために域外に「準地域」を設ける。この準地域は、いずれの地域にも属さないものとする。

家計およびその消費は居住地域に割り付ける。このため、雇用者報酬は就業地と居住地の2つの基準でそれぞれ記録される。

以上の原則を踏まえると、中央政府の諸活動の地域への配分は以下のようにならなければならない。

2. 中央政府の地域事業所の位置付けと産出の取り扱い

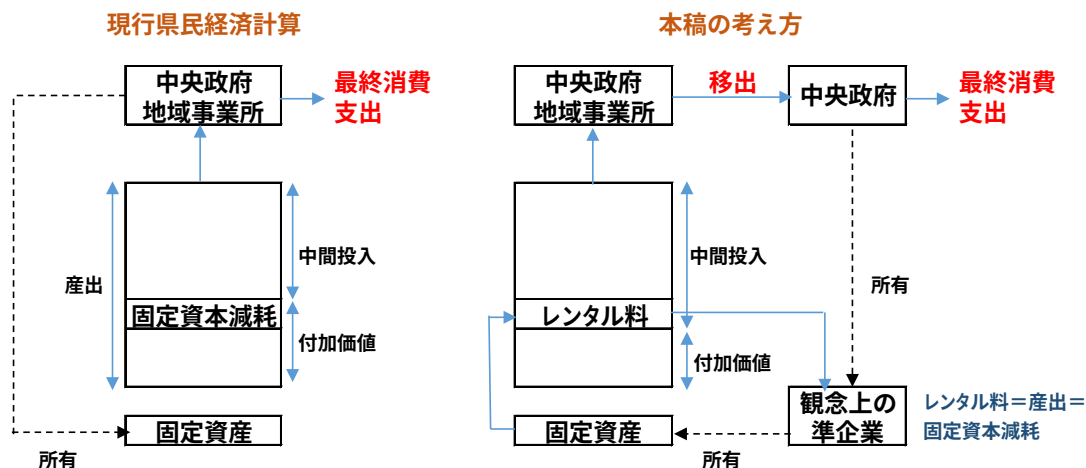
2-1 中央政府地域事業所の生産

図2は、中央政府の地方事業所が行う生産について、現行の県民経済計算と本稿における考え方を対比したものである。

政府サービスの生産については、中央政府の事業所である省庁やその地方出先機関、中央政府所有の社会資本を含めてすべての地域で行われている。省庁の出先機関や中央政府所有の施設（国道や国立大学等を含み、地域事業所と呼ぶ）は、すでに述べたとおり制度部門ではないので、資産を所有することはない。中央政府の地域事業所が生産のために使用する資産の法的所有者は、中央政府そのものである。しかし、移動できない資産の所有者は地域の居住者であるという原則から、この資産を所有する観念上の準企業（非金融公的企業）が設定され、中央政府はこの準企業に対する金融的請求権を所有する（株式所有）ことになる。中央政府の地域事業所は、この準企業から資産を借り入れ、レンタル料を支払う。このレンタル料は地域事業所の費用の一部となって産出を構成するが、産出は中央政府が買い上げる形で域外への移出となり、中央政府が最終消費することとなる。

現行の日本の県民経済計算においては、地域事業所の産出の推計に固定資本減耗を含めているが、これは地域事業所が資産を所有することを前提としている。この固定資本減耗に相当する額は、観念上の準企業へ支払うレンタル料ととらえるべきである。この準企業においては、産出＝レンタル料＝固定資本減耗が成立しており、固定資本減耗が準企業に移っているだけで、現行の推計と比べて粗付加価値に変化はない。産出はレンタル料＝固定資本減耗だけ増加するが、準企業を分離設定したためであり、粗付加価値および県民所得への影響はない。

図2 中央政府の地方事業所の生産



日本の国民経済計算においても、日本国内の土地・建物を非居住者が所有する場合には、国内に資産を所有する準企業を設定し、法的所有者である非居住者は、この準企業を金融的に所有することになっている。ところが、この準企業はいずれの勘定にも明示的に表章されておらず、結果的に非金融法人企業に含まれていることになる。地域勘定においても、表章においては便宜的に、地域事業所と観念上の準企業を「連結する」ことによって、粗

付加価値に固定資本減耗を含め、レンタル料の中間投入を明示しないとして不都合は生じない。ただし、ある主体が勘定によって制度単位であったりなかったりすることは認められないため、以上のような考え方の整理が必要となる。

2-2 中央政府および社会保障基金の個別的最終消費

中央政府の地域事業所が産出するサービスが個別的サービスである場合には、域外の中央政府に移出され最終消費された後に、現物社会移転として、再び産出された地域に移転されることになる。

全国単位の社会保障基金からの現物社会移転（医療費など）も、域外から居住者家計に直接、移転されるものとする。

SNAでは、留学生や長期の療養者として海外に滞在する者は、1年以上にわたり海外に滞在するとしても、出身国の居住者とされる。しかし、地域勘定においては、他地域からの学生と長期療養者で1年以上滞在する者は、滞在先の居住者とするのが適当とされている（Eurostat 1995）。これは現物移転される国立学校の教育費や医療費が学生数や療養者数に依存するためと考えられる。これに対し、海外に滞在する自国の居住者に対して、その国から現物サービスが移転されることは、一般的に考えにくい。このことが、SNAとは異なって、地域勘定において他地域から長期にわたって滞在する学生や療養者をその地域の居住者として取り扱う理由となっている。

3. 地域居住家計と中央政府及び全国単位社会保障基金との取引

3-1 中央政府との税の受払

現行の県民経済計算では、所得税、法人税など所得・富等に課される経常税のうち国税に当たるものは、徴税地ベースで国の出先機関を含む地域の「一般政府」の受け取りに計上される。国の出先機関は上に述べた中央政府の地域事業所に当たり、制度単位ではないから、税の受払という移転取引には関わらない。また、中央政府の地域事業所を地方政府と統合して一般政府としてしまうことにより、地方政府の真の姿が隠されてしまうことにもなる。したがって、これらの国税は居住者である家計、企業から域外の中央政府に直接支払われるものとする。

生産・輸入品に課される税の地域配分については、従来から生産・販売が行われる地域に配分するか、最終負担する地域に配分するかという議論が行われてきた。間接税ともいわれるこれらの税の最終負担への転嫁は完全ではありえないため、2008SNAでは「さまざまな税の帰着（最終的な負担）を決めることは、不可能でないとしても、極めて難しい。（para. 7.75）」としている。したがって、最終負担する地域への配分は困難である。さらに、これらの税は域内総生産を構成することから、生産・販売のベースで、すなわち事業所ベースで発生するものとする。国税に当たるものは、域外の中央政府に直接分配される。

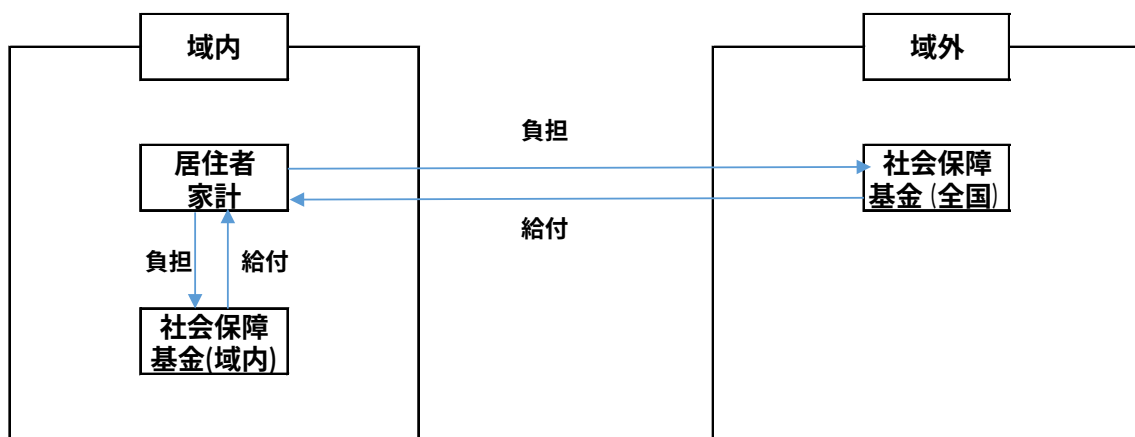
3-2 全国単位の社会保障基金との移転取引

国民年金、厚生年金、組合健康保険のような全国単位の社会保障基金との移転取引も国税と同じ取り扱いがなされる。現行の県民経済計算では、勤務地域の社会保険事務所で社

会負担を支払い、居住地の社会保険事務所から社会保障給付を受けることになっている。負担し、給付を受けるのは居住者である家計だから、この取り扱いに伴い、中央政府の居住地および勤務地域の地域事業所の間で負担と給付の移転を発生させることが必要となる。制度単位でない地域事業所が何重にも移転に関わることになり、合理性を欠く。

図3のように、居住者家計と域外の社会保障基金との間で負担と給付の移転があるとなれば、問題がなくなる。社会保障基金には国民健康保険や地方公務員共済のように、域内で居住者家計との取引が完結するものもあり、このような域内取引が全国単位の取引と併存することになる。

図3 全国単位社会保障基金と居住者家計との間の移転



3-3 国債利子等の受払

国債利子についても、現行の県民経済計算では国の出先機関が国債保有者に対して支払うことになっている。このことは、現行県民経済計算では地方の一般政府の一部である国の出先機関が国債という負債を負っていることを意味し、不合理である。

地域勘定に関する諸外国の議論でも、国債利子負担を人口で地域に割り振る、あるいは財政からの受益という観点から累積財政支出額の地域割合により配分するなどの提案が行われてきている。しかし、いずれの場合も国債を家計の負債とみなすことになるから、中央政府の負債とする貸借対照表勘定と矛盾する。

県民経済計算では、制度部門ごとに財産所得の受取と支払が推計されており、国債の利子受取も当然含まれている。したがって、この点を変更する必要はなく、域外の中央政府から直接、利払いが行われるとすればよい。

3-4 国出先機関の取扱いの変更による県民所得への影響

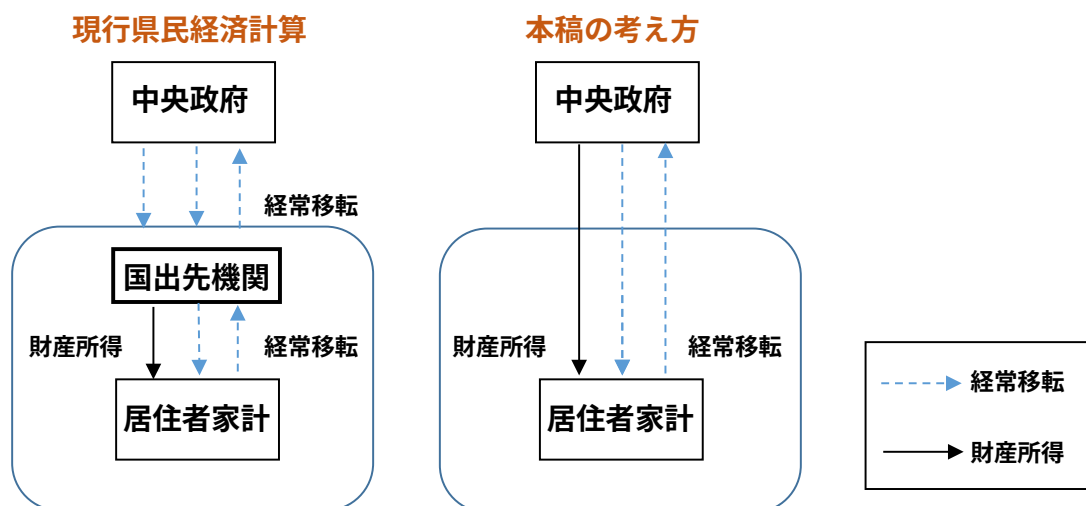
ある県の居住者に対して中央政府から財産所得の純支払があるとする。現行の県民経済計算では、この支払は県にある国出先機関からなされることになるが、居住者である国出先機関と他の居住者間の財産所得は相殺され、純受取は0となる。財産所得を居住者と中央政府の直接取引とすると、居住者の純受取は県民所得の一部となり、現行に比べて県民所得を増加させることとなる。現行県民経済計算における国庫から

国出先機関への経常移転は、この場合のように国出先機関を居住者とすることにより財産所得の純受取がなくなってしまうことが、県民可処分所得ひいては貯蓄に影響を与えることがないように導入されたものと理解される。

より簡単な例として、国債の利子を家計が受け取る場合を考える。現行は国出先機関からの家計への利払いなので県民所得では相殺、国庫からの経常移転で県民可処分所得は増加、県民貯蓄は増加することとなる。すなわち、現行の県民経済計算では、国出先機関を居住者とすることにより県民所得に歪みが生ずるが、国庫からの経常移転を設定することにより、県民可処分所得、県民貯蓄に歪みが転嫁することを避けているといえることができる。国出先機関を通さず中央政府から直接支払われるものとするれば、県民所得、県民可処分所得、県民貯蓄がいずれも同額増加することとなる（図4）。

国内制度部門間の財産所得の受払は相殺されるため、中央政府が財産所得の純支払主体となっている場合には、これを域外に移すことにより、残りの都道府県は全体として純受取主体となるから、県民所得の総額は増加することになる。

図4 国出先機関の取扱いと県民所得



4. 県民経済計算の改定に向けて

現行の県民経済計算でも、中央政府の地域事業所に貯蓄が発生しないように、中央政府からの財政移転があるとしているため、地方政府の最終的なバランスには問題はない。したがって、現在の推計方法を変更することは基本的に必要ないが、最終消費の主体や取引相手については、以上に指摘した問題点がある。県民経済計算の改定に向けて、以上の検討結果を要約すれば、以下のとおりとなる。

- ・ 中央政府地域事業所の産出はその所在地に記録する。この産出は中央政府に買い上げられ（移出）、中央政府が域外で最終消費する。この最終消費が個別的最終消費であれば、産出地域に現物社会移転される。
- ・ 所得・富等に課される経常税（国税分）は、中央政府（域外）に直接、支払われる。

- 生産・輸入品に課される税（国税分）は、生産者から中央政府(域外)に直接、支払われる。
- 全国単位の社会保障基金との移転は、現物社会移転(医療費など)を含め、域外と居住者家計の直接取引とする。
- 国債の利子は、中央政府から直接、国債保有者に支払われる。
- 中央政府の総固定資本形成およびこれに関する固定資本減耗は、それが行われる地域に記録する。

参考文献

Eurostat (1995), 'Regional Accounts Methods: Gross value-added and gross fixed capital formation by activity'

Eurostat (1996), 'Regional Accounts Methods: Household accounts'

Eurostat (2000), 'Regional Accounts Methods: Tables of general government'

Eurostat (2013), 'Manual on Regional Accounts Method'

United Nations, Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organization for Economic Cooperation and Development, World Bank (2009), 'System of National Accounts 2008'

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは

4. 県民経済計算固有の課題への対応

4. 1 中央政府等の扱い変更への対応

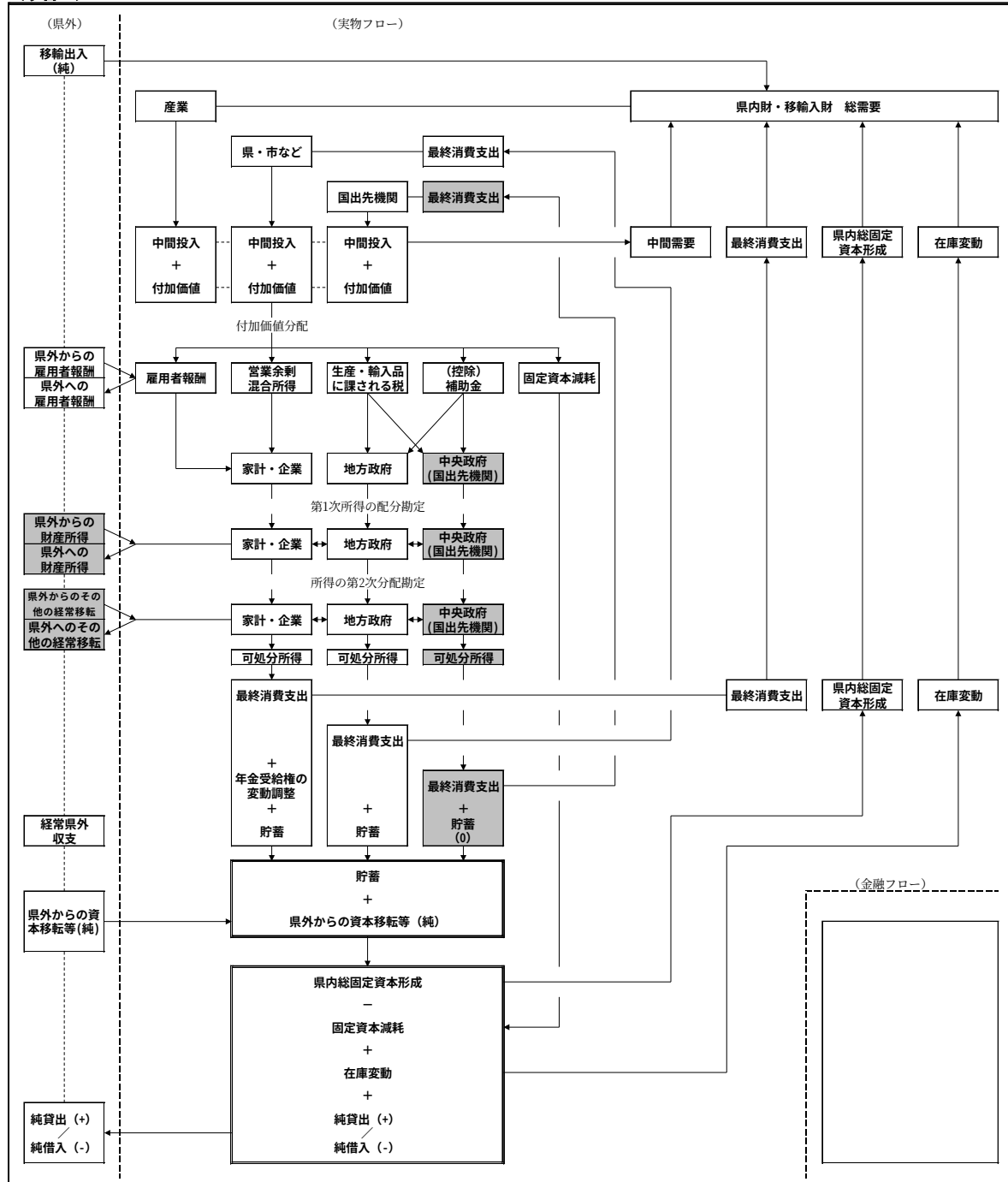
(参考2) 県民経済計算の推計体系の新旧対照図 (静岡産業大学 牧野好洋教授作成)

2011年(平成23年)基準の推計体系(旧)

<期首ストック>

(注1) 二重枠は蓄積を示す。
(注2) 網掛けは両ガイドライン間の変更点を示す。
(注3) 国出先機関を制度部門(中央政府)とした。

<フロー>



<調整勘定>

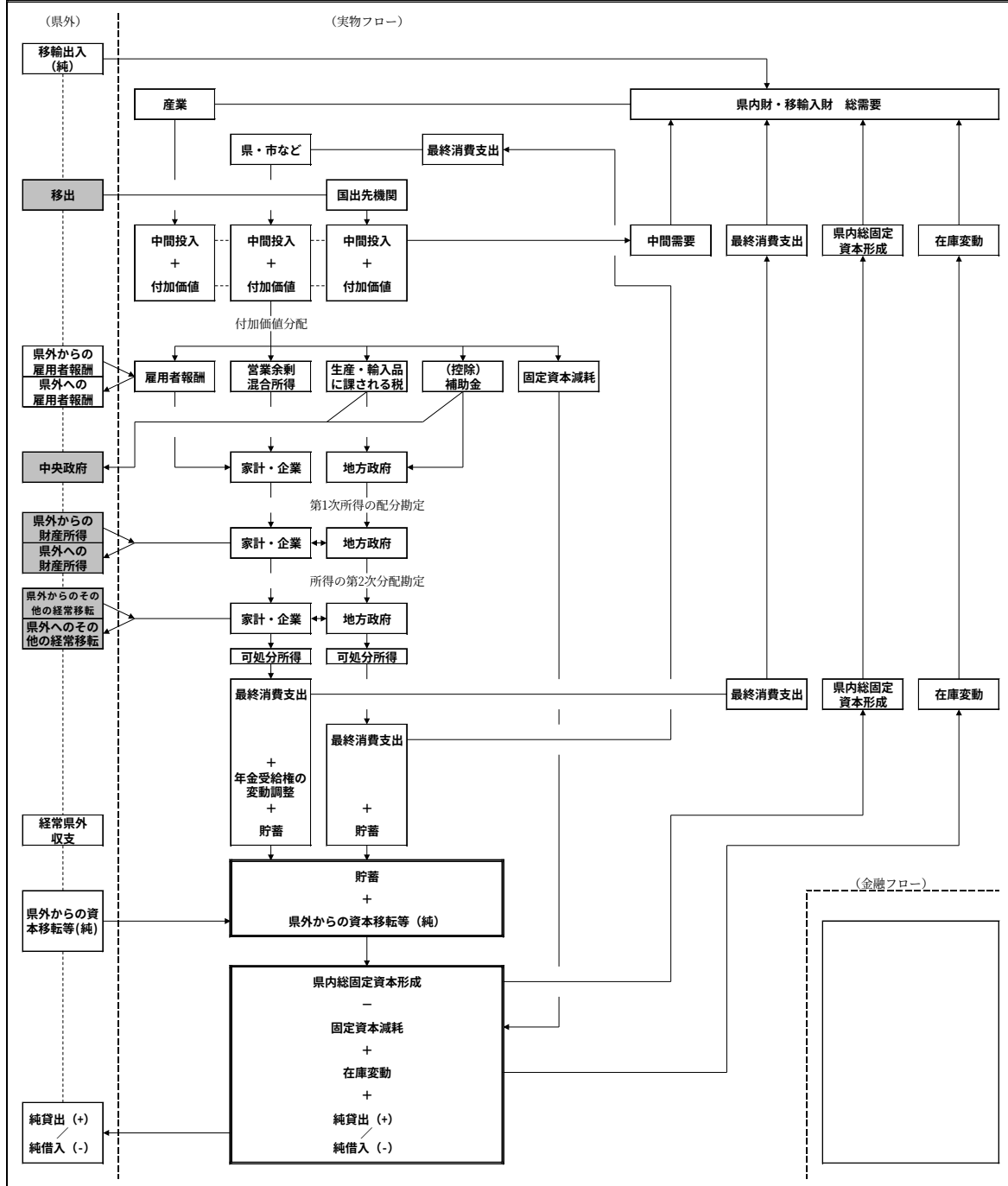
<期末ストック>

2015 年（平成 27 年）基準の推計体系（中央政府の扱い変更）（新）

<期首ストック>

(注1) 二重枠は蓄積を示す。
(注2) 網掛けは両ガイドライン間の変更点を示す。

<フロー>



<調整勘定>

<期末ストック>

4. 2 電気業の新たな推計方法の導入

2011 年（平成 23 年）基準のガイドラインでは、生産系列における「50 電気業」は、各都道府県市が電気事業者等のデータを入手して、産出額と中間投入額を積上げ方式で推計することとなっていた。しかし、その方法が採用できなくなった背景を踏まえて新たな推計方法を導入することとした。

旧推計方法には、以下の課題があり、各自治体の推計担当部署からも懸念の声が多く上がっていた。

（1）2011 年（平成 23 年）基準の推計方法の課題

① 電力会社データの入手困難

2016 年（平成 28 年）4 月 1 日からの電力の小売り全面自由化にあわせて、電気事業法が改正された。改正後、各電力会社から発電電力量に係る「自県分割合」に係るデータ提供を受けることが困難になってきている。

② 既存資料の非公開化

「電気事業便覧」（電気事業連合会、日本電気協会）と各電力会社の財務諸表からの推計が基本であるが、「電気事業便覧」（電気事業連合会、日本電気協会）は 2016 年度（平成 28 年度）に大幅に改定され、財務諸表を非公開とする電力会社が出てきたことにより、従前の推計が困難になってきている。

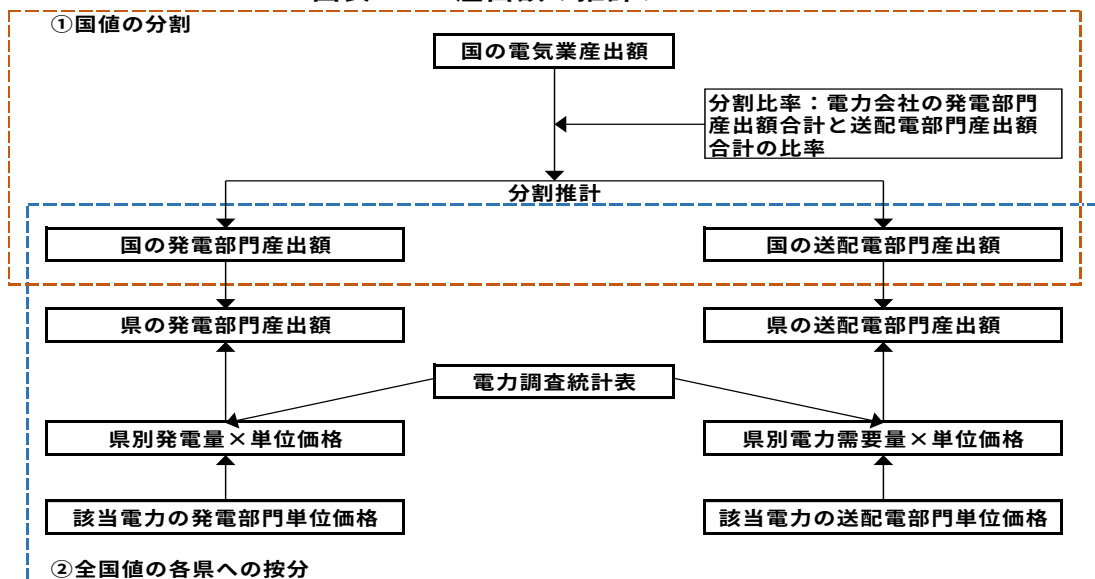
③ 推計対象となる電力会社の範囲

電力会社には、ガイドラインの推計対象範囲以外に、（旧）卸電気事業者、（旧）みなし卸電気事業者もあり、これらを推計の対象としている県もあれば、対象としていない県もあり、統一が取れていない。

（2）産出額の新たな推計方法

国民経済計算の電気業産出額の計数を発電部門と送配電部門に分け、それぞれの部門に対して『電力調査統計表』の県別データを基礎データとし、その電力量データに単位当たり価格を乗じることで金額データに変換した値で県に按分する。

図表 4-1 産出額の推計フロー



① 全国値の分割

全国値を発電部門と送配電部門に分割する。その方法は、電力会社の発電部門産出額合計と送配電部門産出額合計の比率で分割する。なお、全国値には、R&D と自社開発ソフトウェアの産出額は含まれている。

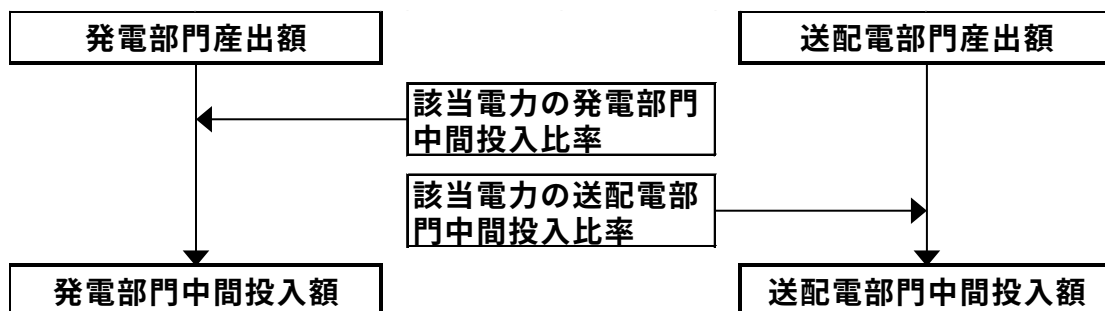
② 全国値の各県への按分

発電部門、送配電部門別の全国値を各県へ按分する。按分比率は、発電部門は発電金額、送配電部門は消費電力金額による。

(3) 中間投入額の新たな推計方法

中間投入額は、発電部門、送配電部門別に「(1) 産出額」で推計した自県分の産出額に該当電力会社の中間投入比率を乗じて推計する。

図表 4-2 中間投入額の推計方法



① 10 電力会社の中間投入比率

該当電力会社の中間投入比率は、東京電力などのいわゆる 10 電力会社を対象として電力会社別に推計する。使用するデータは、各電力会社の財務諸表から入手する。

② 各県で使用する該当電力会社の中間投入比率

自県内で複数の電力会社が事業を行っている場合は、産出額の推計と同じ考え方により、使用する該当電力会社を設定して推計する。電力会社が1つの場合は、1社の中間投入比率を使用する。

(4) 自家発電の推計

電気業の全国値には自家発電が含まれているため、全国値を分割する新たな推計方法では、自家発電を含んだ都道府県別の産出額を推計することとなる。

したがって、旧ガイドラインにおける製造業の推計方法として、「なお、製造品出荷額等には「販売電力収入」が含まれ、この「販売電力収入」を含めて推計する。」等、産出額に自家発電を含めることになっていたが、二重計上のため、新方式では含めない。

5. その他の課題等への対応

その他の課題等への対応として、「JSNA 基準改定におけるその他の変更への対応」、「基礎統計の変更に対する対応」、「日本銀行の扱い変更への対応」及び「各種課題への対応」を行った。

5. 1 JSNA 基準改定におけるその他の変更への対応

国民経済計算においてその他に変更された項目のうち県民経済計算の推計に関わる項目は、以下のとおりである。

(1) 表章事項及び名称の見直し等

家計消費の目的別分類は、国際連合で最新の基準となる COICOP2018（目的別家計消費分類：The Classification of Individual Consumption According by Purpose (COICOP)）が策定されたことを受け、国際比較可能性の向上を目的として、COICOP2018 の大分類に対応した分類に組み替える（「支出系列 参考 家計最終消費支出の目的別分類（2015 年（平成 27 年）基準版）」参照）。

なお、娯楽作品原本の資本化に伴い、JSNA では、付表の表章変更があるが、県民経済計算では、表章の変更はない。

(2) 概念・定義等の変更

各種項目について、以下のとおり概念・定義等の変更を行う。

- ① 「雇用調整助成金」を含む「雇用安定等給付金」について、従前の「一般政府（社会保障基金）から家計への現金による社会保障給付」から「一般政府（全国社会保障基金）から非金融法人企業・金融機関への経常移転」に変更する。
- ② 国公立大学医学部附属病院の研究・開発（R&D）の産出額について、「公的非金融（医療・保健）」から「一般政府（教育）」に、私立大学医学部附属病院の研究・開発（R&D）の産出額について、「民間非金融（医療・保健）」から「非営利（教育）」に変更する。

(3) 政府諸機関の分類変更

国民経済計算では、政府諸機関の分類について、2015 年（平成 27 年）基準改定に伴い、2011 年（平成 23 年）基準から変更される。県民経済計算もこの分類変更に準拠する（国民経済計算年次推計 参考資料 「国民経済計算における政府諸機関の分類」を参照）。

5. 2 基礎統計の変更への対応

2011 年（平成 23 年）基準版において、使用する基礎統計として記載した統計の中で一部に変更が行われた。その変更に伴う、2015 年（平成 27 年）基準版での対応は以下のとおりである。

（1）全国消費実態調査

「全国消費実態調査」（総務省）は、2019 年（令和元年）から「全国家計構造調査」と調査名を変更して実施されている。従って、これ以降は、「全国家計構造調査」を使用する。

（2）2019 年（令和元年）「経済センサス-基礎調査」

2019 年（令和元年）「経済センサス-基礎調査」（総務省）は、「新たに把握した事業所」を主な調査対象としているため、従前通りに県民経済計算の推計で活用できない。その代替方法としては以下のことが考えられる。

- ① 「2016 年（平成 28 年）経済センサス - 活動調査」のデータを補助系列として活用する。
- ② 「2021 年（令和 3 年）経済センサス - 活動調査」の公表後は、そのデータを補助系列として活用する。
- ③ 産業別の従業者数については、厚生労働省「毎月勤労統計調査」の産業別データを補助系列にして推計する。「毎月勤労統計調査」の計数を使用する際は、指数を補正してサンプル替えの影響を取り除いた計数を利用することが望ましい。
- ④ 類似性の高い基礎統計を補助系列にして推計する（例：民間非営利の教育の従業者数で文部科学省「学校基本調査」を活用するなど）。

（3）商業統計調査

「商業統計調査」（経済産業省）は廃止され、新たに創設された「経済構造実態調査」（総務省・経済産業省）に統合・再編された。後継調査として、「経済センサス活動調査」と「経済構造実態調査」が周期的に交互で行われ、そこで卸売・小売業のデータを捕捉していくこととなるが、2つの後継調査は、現行の県民経済計算の卸売・小売業の産出額推計に必要なデータが捕捉出来ない等の課題がある。こうした状況から、今回の基準改定を機に、卸売・小売業の産出額推計方法の見直しが必要となる。推計方法の見直しについては、生産系列の「卸売・小売業」を参照。

（4）農業経営統計調査

2019 年（令和元年）調査において、調査体系等の見直しが行われた。当該調査の復元推計方法が変更されたほか、調査項目にも変更が生じている。推計方法の見直しについては、生産系列の「農林水産業」を参照。なお、当該調査の地域別データの利用に際しては、データの安定性等を勘案しつつ使用する。

（５）第３次産業活動指数

産出額推計の年度転換比率で使用する『第３次産業活動指数』（経済産業省）は 2015 年（平成 27 年）基準を使用する。なお、2015 年（平成 27 年）基準の指数の公表は 2013 年（平成 25 年）以降となっているため、それ以前は 2010 年（平成 22 年）基準の指数を、リンク係数などを用いて 2015 年（平成 27 年）基準の水準に合わせる形で接続した上で、使用することとする。

（６）賃金構造基本統計調査

2020 年（令和 2 年）調査より、調査項目及び推計方法の見直しが行われ、それに伴い、過去の調査結果との接続性の観点から、2006 年（平成 18 年）調査まで遡った集計結果が公表されている。

県民経済計算の 2019 年度（令和元年度）値推計に際しては、従来使用していた当該調査の変更・見直し前の系列（正式系列）を用いることとし、2020 年度（令和 2 年度）値推計から変更・見直しによる遡及集計結果（参考系列）を用いることとする。なお、当該調査を用いた県民経済計算における推計方法については 2011 年（平成 23 年）基準から変更はない。

5. 3 日本銀行の扱い変更への対応

日本銀行が行う金融政策サービス等は、非市場生産者が産出するサービスであり、そのメリットは外交、防衛、警察等と同様に社会全体が享受するという意味で、同サービスは集合的消費に相当する。JSNA において、中央銀行は公的金融機関に属す一方、集合的消費を行うのは一般政府に限られる。そのため、JSNA 及び県民経済計算の生産系列では、これまでも日本銀行の産出額のうち、非市場産出分を非市場生産者（政府）の産出額に加算している。

今回の県民経済計算の 2015 年（平成 27 年）基準改定においては、日本銀行が行う金融政策サービス等の経済活動とそれに係る取引を東京都にのみ記録することとする。

生産系列について、日本銀行の産出のうち、「非市場産出分（生産費用の合計で計測し、受取手数料を除いた部分）」を東京都に記録する。非市場産出に係る活動に要する消費支出は東京都から準地域（一般政府）に移出され、準地域（一般政府）において最終消費するとともに、同額が東京都の公的金融機関（日本銀行）から一般政府に経常移転されるものとして扱う。市場産出分は、日本銀行本店及び地方支店（事業所）が所在する県に記録する。

分配系列について、原則として公的金融機関である日本銀行の金融政策サービスを行っている事業所が所在する東京都にのみ記録する。ただし、日本銀行が支払う税（法人税、事業税、住民税）については、金融政策サービス（非市場、集合的）によって生じたものとそれ以外を峻別することが困難であるため、2011 年（平成 23 年）基準同様に、公的金融機関の支払いとして、事業所が所在する県に記録する（推計方法に変更はない）。

5. 4 各種課題への対応

本改定において、新税制度への対応等を以下のように行った。

(1) 国際観光旅客税への対応

JSNA では、2019 年（平成 31 年）1 月に創設された「国際観光旅客税」について、「生産・輸入品に課される税」と「所得・富等に課される経常税」に分割して記録している。県民経済計算も、これに準拠することとする。

(2) 卸売・小売業の補間推計方法

生産系列の卸売・小売業の推計の中に、周期調査である商業統計調査の水準を活かしつつ、商業統計調査が非公表の年は商業動態統計の伸び率で補間する推計方法を掲載していたが、一部を修正した（なお、この方法は他の周期調査の補間推計にも利用できる）。

5. 5 中央政府等の扱い変更に伴い追加した用語の定義

中央政府等の扱い変更に際して、用語を追加し、その使い方や概念について、県市の意見や要望も踏まえつつ、以下のとおり、整理することとする。

(1) 制度部門名「一般政府」に含まれる制度部門・機関等

「一般政府」の制度部門名は、含まれる機関の範囲によって用語を使い分ける。

図表 5-1 制度部門名と含まれる機関

制度部門名（※1）		2015年基準改定より使用する 制度部門名にかかる用語（※2）	対象機関（県民経済計算に おける事業所の扱いを含む）
一般政府	中央政府	中央政府等	中央政府及びその地域事業所 （本府省、出先機関等）
	社会保障基金		全国社会保障基金及びその 地域事業所（本部、支部等）
		地方政府等	地方社会保障基金
	地方政府	うち政令市等	うち政令市が所管する 地方社会保障基金 うち政令市 都道府県、市町村

- （注） 1. ※1：従前より、標準方式等に記載されている制度部門名。
2. ※2：中央政府等の取扱い変更に伴い、2015年（平成27年）基準から使用する制度部門に係る用語。
3. 2015年（平成27年）基準の「県民経済計算標準方式」、「県民経済計算推計方法ガイドライン」では、記載内容を明確化するため、※2と全国及び地方社会保障基金の用語を原則としつつ、従来の※1の名称も使用している。

(2) 地域区分の名称

地域区分を「地理的な区分」と「制度単位による概念的な区分」で以下のように定義した。

図表 5-2 地域区分の名称と定義

性 格	名 称	定 義
地理的な区分	県 内	自県が管轄する県域の地理的範囲
	県 外	国内であって、自県が管轄する県域の地理的範囲外
制度単位による概念的な区分	域 内	自県の制度部門（地方政府等、非金融法人企業、金融機関、家計、対家計民間非営利団体）が所在とする概念上の地域
	域 外 (含む準地域)	他県の制度部門及び中央政府等（中央政府、全国社会保障基金）が所在とする概念上の地域。 そのうち、中央政府等が位置する地理的には存在しない地域を準地域という（中央政府等の地域事業所は生産単位であるが、制度単位ではない。同事業所が地理的に県内に置かれる場合、生産系列における生産単位の観点からは、県内という地理的範囲に所在する事業所として扱い、分配系列及び支出系列における制度部門の観点からは域外（準地域）という概念上の地域に所在する制度単位に属するものとして扱う）。

（注）中央政府等の地域事業所が地理的に県外に置かれている場合も、当該事業所は域外（準地域）に所在する制度単位に属するものとして扱う。

図表 5-3 地理的区分と制度単位による概念的区分の関係

	県 内	県 外
域 内	（自県の県内制度部門） ・ 地方政府等 ・ 非金融法人企業 ・ 金融機関 ・ 家計 ・ 対家計民間非営利団体	
域 外		（他県の県内制度部門） ・ 地方政府等 ・ 非金融法人企業 ・ 金融機関 ・ 家計 ・ 対家計民間非営利団体
準地域	・ 中央政府等（事業所は自県内にあるが、制度部門はどこの県にも属さない）	・ 中央政府等（事業所は他県内にあるが、制度部門はどこの県にも属さない）

なお、県外に所在する東京事務所、保養所等の事業所の生産面の産出額等及び支出面での、総固定資本形成額は、所在する地理上の行政区域を管轄する県市に記録する。ただし、これらの推計が実務上著しく困難な県市については、当面の間、2011 年（平成 23 年）基準の扱いを踏襲する。

（３）中央政府等の扱い変更に伴う表章における表記の変更

（１）で示したとおり、2015 年（平成 27 年）基準の「県民経済計算標準方式」、「県民経済計算推計方法ガイドライン」では、中央政府等の扱い変更に伴い、「一般政府」という制度部門名に加え、「中央政府等」、「地方政府等」（「全国単位 of の社会保障基金」、「地方社会保障基金」は、2011 年（平成 23 年）基準でも使用していた。）などの用語を追加し、記載内容に応じて、対象となる主体を明確にするために表記の変更を行うこととする。

図表 5-4 表章における表記の変更

表番号	2011（平成 23）年基準	2015（平成 27）年基準
主要系 列表 3	県民所得及び県民可処分所得の分配 一般政府 ⇒ 企業所得（企業部門の第 1 次所得バランス） ⇒ 生産・輸入品に課される税（控除）補助金 ⇒ 県民所得（市場価格表示） ⇒ 経常移転（純） ⇒ 県民総所得（市場価格） ⇒	県民所得及び県民可処分所得の分配 一般政府（地方政府等） 企業所得 生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府） 県民所得（第 1 次所得バランス）※ 経常移転の受取（純） 県民総所得（市場価格表示）
主要系 列表 4	県内総生産（支出側）（名目、実質、デフレーター） 政府最終消費支出 ⇒ 一般政府 ⇒ 県外からの所得（純） ⇒ 県民総所得（市場価格） ⇒	県内総生産（支出側）（名目、実質、デフレーター） 地方政府等最終消費支出 一般政府（中央政府等・地方政府等） 域外からの要素所得（純） 県民総所得（市場価格表示）
主要系 列表 5	県内総生産（支出側）（名目、実質、連鎖方式） 政府最終消費支出 ⇒ 一般政府 ⇒	県内総生産（支出側）（名目、実質、連鎖方式） 地方政府等最終消費支出 一般政府（中央政府等・地方政府等）
付表 1	一般政府の部門別所得支出取引 ⇒	一般政府（地方政府等）の部門別所得支出取引 表形式は全面変更

（注）1. 標準方式の統合勘定の表章も変更されている。

2. 県民所得（第 1 次所得バランス）とは、県内制度部門に配分された所得の額に、県

民が受け取った域外からの要素所得（純）額を加算したもの。これには、家計部門が受け取った「県民雇用者報酬」、非企業部門が受け取った財産所得受取（純）、企業部門が受け取った企業所得、一般政府（地方政府）部門が受け取った「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」が含まれる。

（補 記）

2015 年（平成 27 年）基準版の書式統一と表章（推計）開始年

1. 書式の統一

（1）タイトル番号

以下の順でタイトル番号の基本的な表記と並びを統一した。

「章」、「節」、「1.」、「1. 1」、「1. 1. 1」、
「（1）」、「①」、「ア.」、「(ア)」、「a.」、「((a))

（2）図表番号

以下の表記に沿って、図表番号の表記を基本的に統一した。

- ①「章」の下に「節」がない場合：図表 章番号.n
- ②「章」の下に「節」がある場合：図表 章番号. 節番号.n

2. 2015 年（平成 27 年）基準版の表章（推計）開始年

2015 年（平成 27 年）基準版の表章（推計）開始年は、2011 年度（平成 23 年度）を基本とする。

第一部 生産系列

目 次

第一部 生産系列

第1章 生産系列の概要 -----	1	1
1. 生産系列推計の枠組み -----	1	2
2. 表章形式 -----	1	3
3. 表章形式における構成項目の概念 -----	1	7
第2章 経済活動別生産活動 -----	1	9
第1節 経済活動別(作業分類ベース)推計 -----	1	9
(1) 経済活動別生産者 -----	1	9
(2) 事業所の格付け -----	1	13
(3) 産出額、中間投入額及び総生産額 -----	1	13
(4) 産出額及び中間投入額を推計する際の留意点 -----	1	13
(5) 国民経済計算2015年(平成27年)基準改定への対応 -----	1	14
(6) その他の主な改定事項 -----	1	15
第2節 経済活動別産出額及び中間投入額の推計 -----	1	19
1. 農林水産業 -----	1	19
(1) 農業 -----	1	19
(2) 05林業 -----	1	20
(3) 06漁業・水産養殖業 -----	1	22
2. 鉱業 -----	1	23
3. 製造業 -----	1	24
(1) 民間企業 -----	1	24
(2) 公的企業 -----	1	27
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 -----	1	32
(1) 48電気業 -----	1	32
(2) 49ガス・熱供給業 -----	1	39
(3) 水道業(50上水道業、51工業用水道業) -----	1	39
(4) 52廃棄物処理業 -----	1	39
(5) 89(政府)下水道 -----	1	40
(6) 90(政府)廃棄物処理 -----	1	40
5. 建設業 -----	1	41
6. 卸売・小売業 -----	1	43
(1) 55卸売業 -----	1	43
(2) 56小売業 -----	1	45
7. 運輸・郵便業 -----	1	49
(1) 57鉄道業 -----	1	49
(2) 58道路運送業 -----	1	49
(3) 59水運業 -----	1	50
(4) 60航空運輸業 -----	1	51

(5) 61その他の運輸業	-----1-	52
(6) 62郵便業	-----1-	56
(7) 91(政府)水運施設管理	-----1-	57
(8) 92(政府)航空施設管理	-----1-	57
8. 宿泊・飲食サービス業	-----1-	58
(1) 63飲食サービス業	-----1-	58
(2) 64旅館・その他の宿泊所	-----1-	59
9. 情報通信業	-----1-	60
(1) 65電信・電話業	-----1-	60
(2) 66放送業	-----1-	62
(3) 67情報サービス業	-----1-	63
(4) 68映像・音声・文字情報制作業	-----1-	63
10. 金融・保険業	-----1-	65
(1) 69金融業(保険、年金基金を除く)	-----1-	65
(2) 70保険業	-----1-	68
11. 不動産業	-----1-	73
(1) 71住宅賃貸業	-----1-	73
(2) 72不動産仲介業	-----1-	74
(3) 73不動産賃貸業	-----1-	75
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	-----1-	76
(1) 74研究開発サービス	-----1-	76
(2) 75広告業	-----1-	77
(3) 76物品賃貸サービス業	-----1-	77
(4) 77その他の対事業所サービス業	-----1-	78
(5) 78獣医業	-----1-	79
(6) 96(政府)学術研究	-----1-	79
(7) 100(非営利)自然・人文科学研究機関	-----1-	79
13. 公務	-----1-	80
14. 教育	-----1-	81
(1) 79教育	-----1-	81
(2) 94(政府)教育	-----1-	82
(3) 98(非営利)教育	-----1-	82
15. 保健衛生・社会事業	-----1-	83
(1) 80医療・保健	-----1-	83
(2) 81介護	-----1-	87
(3) 97(政府)保健衛生、社会福祉	-----1-	87
(4) 101(非営利)社会福祉	-----1-	87
16. その他のサービス	-----1-	88
(1) 82自動車整備・機械修理業	-----1-	88
(2) 83会員制企業団体	-----1-	89

(3) 84娯楽業	-----1	89
(4) 85洗濯・理容・美容・浴場業	-----1	90
(5) 86その他の対個人サービス業（「87分類不明」を含む）	-----1	90
(6) 95（政府）社会教育	-----1	91
(7) 99（非営利）社会教育	-----1	91
(8) 102（非営利）その他	-----1	91
17. 非市場生産者（政府）	-----1	92
(1) 中央政府の地域事業所の推計方法	-----1	92
(2) 社会保障基金の推計方法	-----1	92
(3) 地方政府の推計方法	-----1	93
(4) 産出額	-----1	94
18. 非市場生産者（非営利）	-----1	97
19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額	-----1	98
(1) 企業内研究開発のR & D産出額	-----1	98
(2) 自社開発ソフトウェアの産出額	-----1	100
第3節 輸入品に課される税・関税	-----1	101
第4節 （控除）総資本形成に係る消費税	-----1	101
第3章 生産者価格表示の県内総生産	-----1	102
第4章 固定資本減耗	-----1	102
(1) 市場生産者の経済活動別固定資本減耗	-----1	102
(2) 非市場生産者（政府）の経済活動別固定資本減耗	-----1	102
(3) 非市場生産者（非営利）の経済活動別固定資本減耗	-----1	102
第5章 生産者価格表示の県内純生産	-----1	103
第6章 生産・輸入品に課される税（控除）補助金	-----1	104
1. 生産・輸入品に課される税	-----1	104
1. 1 範囲と推計方法	-----1	104
(1) 範囲	-----1	104
(2) 推計方法	-----1	104
1. 2 積上げによる推計方法	-----1	104
1. 2. 1 全ての経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税	-----1	104
(1) 市場生産者と非市場生産者の推計	-----1	104
(2) 市場生産者の生産・輸入品に課される税を積上げにより推計 する場合の具体的推計方法	-----1	105
1. 2. 2 特定の経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税	-----1	110
2. （控除）補助金	-----1	113
(1) 推計の概要	-----1	113
(2) 推計方法	-----1	113
第7章 県内純生産（要素費用表示）	-----1	115
第8章 雇用者報酬	-----1	115
第9章 営業余剰・混合所得	-----1	115

第1章 生産系列の概要

県内総生産は、経済活動別に生産者価格表示の産出額を推計し、これから中間投入額（原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等）を控除する方法、いわゆる「付加価値法」によって推計する。県内総生産（総付加価値）は、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金からなる。生産者価格表示の経済活動別県内総生産をもとに、県内純生産、県内要素所得等を求めていく。

これらの推計は、国民経済計算（2015年（平成27年）基準）における経済活動別分類に準拠した作業分類に基づき行う。なお、国民経済計算における経済活動別分類は、国際標準産業分類（International Standard Industrial Classification of All Economic Activities：ISIC）Rev.4との整合性が図られているものである。

県民経済計算では、「生産系列」から推計した県内総生産（生産側）のほかに、「支出系列」から推計した県内総生産（支出側）がある。「生産系列」は、工業統計調査等、より地域特性を反映した基礎統計から推計していることから、相対的に支出側推計値より精度が高いものとして、県内総生産（支出側）に「統計上の不突合」を記録することにより、両者を一致させている¹。

県民経済計算の「生産系列」に係る表章は、主要系列表1「経済活動別県内総生産（名目／実質）」及び付表4「経済活動別県内総生産及び要素所得（名目）」である。「生産系列」の推計においては、「図表1-3 付表 経済活動別県内総生産及び要素所得（名目）」の作成が基本となる。付表を中心にした「生産系列」の推計については、以下を基準とする。

○ 生産の範囲

「生産の範囲」は、農業、製造業などの物的生産ばかりでなく、金融・保険業、不動産業、公務などのサービス生産、知的財産生産物の生産も含める。また、農家の自家消費に充てられた生産物や、所有者自身が使用する住宅賃貸サービスなど、市場で取引されない財貨・サービスも貨幣評価して含める。

○ 推計単位

推計単位は、生産活動を把握するための推計単位を原則として事業所とする、いわゆる「事業所主義」を用いている。事業所とは、「物の生産又はサービスの提供が業として行われている個々の物理的場所」を指す。工場、製錬所、鉱山、商店、農家、病院、事務所などが該当し、一区画を占めて経済活動を行っている場所である。経済活動の行われる場所は、一定しているのが普通であるが、時には一定せず、特定の事業所を持たない場合もある。個人タクシーや農家・漁家、露天商などの場合は、便宜上、そ

¹ 「標準方式」で示している「統合勘定県内総生産（生産側と支出側）」では、生産側と支出側とは一致するものとしている。国民経済計算では生産側に「統計上の不突合」を計上している。

の事業主の住居を事業所とみなす。

また、事業所のコストは、本社費用（一般管理費、財務活動に係る経費等いわゆる本社経費）が織り込まれているものとみなす。これらの諸経費は、通常工場等の事業所では支出されないものもあるが、生産物を市場に供給する上で、当然必要な経費として考えられ、コストの一部を形成するものである。

1. 生産系列推計の枠組み

経済活動別県内総生産は、経済活動別に生産者価格表示の産出額を推計し、これから中間投入額（原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等）を控除する方法、いわゆる「付加価値法」によって推計する。こうして求めた生産者価格表示の経済活動別県内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示の県内純生産を求め、次いでこれから「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を控除して県内要素所得（＝要素費用表示の県内純生産）を推計する。さらに、この県内要素所得から別途推計した県内ベース雇用者報酬を控除して、営業余剰・混合所得を求める。

上記の推計手順を式にすると、次のようになる。

- ① 県内総生産（生産者価格表示）＝ 産出額－中間投入額
- ② 県内純生産（生産者価格表示）＝ 県内総生産－固定資本減耗
- ③ 県内要素所得 ＝ 県内純生産－生産・輸入品に課される税（控除）補助金
- ④ 営業余剰・混合所得 ＝ 県内要素所得－県内雇用者報酬

これらの推計は、国民経済計算における経済活動別分類（作業分類）に準拠して行う。

なお、経済活動別分類は、国民経済計算の2015年（平成27年）基準に準拠するものである。

2. 表章形式

主要系列表－1、2、付表の表章形式は、図表1-1～3のとおりである。

図表1-1 主要系列表－1 経済活動別県内総生産（名目）

項 目
1. 農林水産業
(1) 農業
(2) 林業
(3) 水産業
2. 鉱業
3. 製造業
(1) 食料品
(2) 繊維製品
(3) パルプ・紙・紙加工品
(4) 化学
(5) 石油・石炭製品
(6) 窯業・土石製品
(7) 一次金属
(8) 金属製品
(9) はん用・生産用・業務用機械
(10) 電子部品・デバイス
(11) 電気機械
(12) 情報・通信機器
(13) 輸送用機械
(14) 印刷業
(15) その他の製造業
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
(1) 電気業
(2) ガス・水道・廃棄物処理業
5. 建設業
6. 卸売・小売業
(1) 卸売業
(2) 小売業
7. 運輸・郵便業
8. 宿泊・飲食サービス業
9. 情報通信業
(1) 通信・放送業
(2) 情報サービス・映像音声文字情報制作業
10. 金融・保険業
11. 不動産業
(1) 住宅賃貸業
(2) その他の不動産業
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業
13. 公務
14. 教育
15. 保健衛生・社会事業
16. その他のサービス
17. 小計（1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13+14+15+16）
18. 輸入品に課される税・関税
19. （控除）総資本形成に係る消費税
20. 県内総生産（17+18-19）

（注）以上で示した分類は2015年（平成27年）基準における経済活動別分類である。

図表1-2 主要系列表－2 経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）

（2015暦年（平成27暦年）連鎖価格）

項 目
1. 農林水産業
(1) 農業
(2) 林業
(3) 水産業
2. 鉱業
3. 製造業
(1) 食料品
(2) 繊維製品
(3) パルプ・紙・紙加工品
(4) 化学
(5) 石油・石炭製品
(6) 窯業・土石製品
(7) 一次金属
(8) 金属製品
(9) はん用・生産用・業務用機械
(10) 電子部品・デバイス
(11) 電気機械
(12) 情報・通信機器
(13) 輸送用機械
(14) 印刷業
(15) その他の製造業
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
(1) 電気業
(2) ガス・水道・廃棄物処理業
5. 建設業
6. 卸売・小売業
(1) 卸売業
(2) 小売業
7. 運輸・郵便業
8. 宿泊・飲食サービス業
9. 情報通信業
(1) 通信・放送業
(2) 情報サービス・映像音声文字情報制作業
10. 金融・保険業
11. 不動産業
(1) 住宅賃貸業
(2) その他の不動産業
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業
13. 公務
14. 教育
15. 保健衛生・社会事業
16. その他のサービス
17. 小計
18. 輸入品に課される税・関税
19. （控除）総資本形成に係る消費税
20. 県内総生産
21. 開差 {20－(17+18-19)}

（注）以上で示した分類は2015年（平成27年）基準における経済活動別分類である。

図表1-3 付表 経済活動別県内総生産及び要素所得（名目）（次頁に続く）

経済活動の種類	産出額 (生産者価格表示)	中間投入	県内総生産 (生産者価格表示)
	①	②	③ = ① - ②
1. 農林水産業 2. 鉱業 3. 製造業 (1) 食料品 (2) 繊維製品 (3) パルプ・紙・紙加工品 (4) 化学 (5) 石油・石炭製品 (6) 窯業・土石製品 (7) 一次金属 (8) 金属製品 (9) はん用・生産用・業務用機械 (10) 電子部品・デバイス (11) 電気機械 (12) 情報・通信機器 (13) 輸送用機械 (14) その他の製造業 4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 5. 建設業 6. 卸売・小売業 7. 運輸・郵便業 8. 宿泊・飲食サービス業 9. 情報通信業 10. 金融・保険業 11. 不動産業 12. 専門・科学技術、業務支援サービス業 13. 公務 14. 教育 15. 保健衛生・社会事業 16. その他のサービス 小 計 輸入品に課される税・関税 (控除) 総資本形成に係る消費税 合 計			
(再掲) 市場生産者 一般政府 対家計民間非営利団体 小 計			

(注) 1. 製造業の内訳（中分類ベース）の特掲を行う。ただし、製造業の内訳については付表の項目①～⑨（表頭）のうち、①～③のみ公表を行うこととし、④～⑨についてはデータの制約などから公表を行わない。

2. 以上で示した分類は2015年（平成27年）基準における経済活動別分類である。

3. 表章形式における構成項目の概念

(1) 産出には、最終生産物の産出だけではなく、他の財貨・サービスの生産過程に投入される中間生産物の産出も含まれる。産出の額は、生産者価格で評価される。生産者価格とは、商品を生産した事業所が販売した時点での市場価格である。

(2) 中間投入は、生産するために投入される非耐久財（原材料及び燃料等）とサービス等によって構成される。中間投入の額は、購入者価格で評価される。購入者価格とは、費消する事業所が購入する時点での市場価格である。

また、産業連関表においては、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費（法定福利費を除く）の家計外消費支出は、粗付加価値（国民経済計算における「総付加価値」に相当）に含まれるが、県民経済計算においては、国民経済計算の取扱いに準じて、中間投入額に含める。なお、産業連関表においては、国民経済計算における「産出額」に相当するものを「国内生産額」と表記している。

(3) 県内総生産は、一定期間内に県内経済部門の生産活動によって新たに付加された価値の評価額を、経済活動別に示したものであり、産出額から中間投入額を控除したものに当たる。

(4) 固定資本減耗は、建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指す。

固定資本減耗は、企業会計における減価償却費が簿価で記録されるのとは異なり、全て時価（再調達価格）で評価される。

なお、生産や固定資本形成などで、固定資本減耗を含む（控除前の）計数は“総”（グロス）、これを含まない（控除後の）計数には“純”（ネット）を付している。

(5) 生産・輸入品に課される税は、原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産者にとっては生産費用の一部を構成するものとみなされるという点で、「所得・富等に課される経常税」とは区別される。

(6) 補助金は、一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用の一部を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させるものであることが考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。

- (7) 県内雇用者報酬の推計は、雇用者が労働の対価として受け取る現金や現物給付の他、社会保険制度により雇主によって支払われる社会負担（法定福利費等）も、雇用者報酬の構成項目に含め、県内概念で記録する。

なお、制度部門別所得支出勘定「家計（個人企業を含む）」における県民概念の雇用者報酬とは、県外からの雇用者報酬（純）だけ異なる。

- (8) 輸入品に課される税・関税は、生産・輸入品に課される税の一種であり、関税、輸入品商品税及び輸入品に係る消費税からなり、輸入した事業所所在県で計上される。経済活動別には配分せず、一括処理する。

- (9) 総資本形成に係る消費税は、税法上、課税業者が消費税を納入する時点で、他の仕入に係る消費税とともに、納税額から控除（仕入税額控除）できる。この控除分は、輸入品に課される税・関税と同様、経済活動別には配分できないため、一括処理する。

第2章 経済活動別生産活動

生産活動については、国民経済計算に準拠し、経済活動別に推計する。

経済活動別分類は、生産についての意思決定を行う主体の分類である。生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所（実際の作業を行う工場や事務所など）が統計の基本単位となっている。県民経済計算での経済活動別分類は、国民経済計算に準拠する。

この分類は、市場生産者であるか、非市場生産者であるかにかかわらず、同種のタイプの生産活動に従事する多数の事業所からなる²。

推計は、経済活動別に、市場生産者、非市場生産者（政府）及び非市場生産者（非営利）に分けて行う。

第1節 経済活動別（作業分類ベース）推計

（1）経済活動別生産者

経済活動別生産者は、財貨・サービスを生産する事業所によって構成される。経済活動別生産者の事業所は、市場生産者と非市場生産者からなる。市場生産者は民間企業の事業所が主となるが、民間企業の事業所以外に、公的企業として市場生産者に分類される政府関係機関がある（『国民経済計算年次推計』の参考資料「国民経済計算における政府諸機関の分類」を参照）。

非市場生産者（作業分類ベース）の推計方法については、第2節「17. 非市場生産者（政府）」及び「18. 非市場生産者（非営利）」を参照。推計の作業分類と表章分類については図表2.1-1のとおりである。

² 「市場生産者」とは、経済的に意味のある価格で生産物のほとんど又はすべてを販売する生産者である。「非市場生産者」とは、無料又は経済的に意味のない価格で供給される財貨・サービスを生産する生産者である。経済的に意味のある価格か否かの判断は、原則、売上高が生産費用の50%を上回っているか否かを基準とする。なお、2008SNA 第22章 22.28段落以下を参照のこと。

図表2.1-1 2015年（平成27年）基準 経済活動別分類（次頁に続く）

番号	表章分類 (付)	番号	表章分類 (主1)	番号	作業分類
01	農林水産業	01	農業	01	米麦生産業
				02	その他の耕種農業
				03	畜産業
				04	農業サービス業
		02	林業	05	林業
		03	水産業	06	漁業・水産養殖業
02	鉱業	04	鉱業	07	石炭・原油・天然ガス鉱業
				08	採石・砂利採取業
				09	その他の鉱業
03	食料品	05	食料品	10	畜産食料品製造業
				11	水産食料品製造業
				12	その他の食料品製造業
				13	飲料製造業
				14	たばこ製造業
04	繊維製品	06	繊維製品	15	化学繊維製造業
				16	紡績業
				17	織物・その他の繊維製品製造業
				18	身回品製造業
05	パルプ・紙・紙加工 品	07	パルプ・紙・紙加工 品	19	パルプ・紙・紙加工品製造業
06	化学	08	化学	20	基礎化学製品製造業
				21	その他の化学工業
07	石油・石炭製品	09	石油・石炭製品	22	石油製品製造業
				23	石炭製品製造業
08	窯業・土石製品	10	窯業・土石製品	24	窯業・土石製品製造業
09	一次金属	11	一次金属	25	製鉄業
				26	その他の鉄鋼業
				27	非鉄金属製造業
10	金属製品	12	金属製品	28	金属製品製造業
11	はん用・生産用・業 務用機械	13	はん用・生産用・業 務用機械	29	はん用機械器具製造業
				30	生産用機械器具製造業
				31	業務用機械器具製造業
12	電子部品・デバイス	14	電子部品・デバイス	32	電子部品・デバイス製造業
13	電気機械	15	電気機械	33	産業用電気機械器具製造業
				34	民生用電気機械器具製造業
				35	その他の電気機械器具製造業

(前頁の続き)

番号	表章分類 (付)	番号	表章分類 (主1)	番号	作業分類
14	情報・通信機器	16	情報・通信機器	36	通信機械・同関連機器製造業
				37	電子計算機・同附属装置製造業
15	輸送用機械	17	輸送用機械	38	自動車製造業
				39	船舶製造業
				40	その他の輸送用機械・同修理業
16	その他の製造業	18	印刷業	41	印刷・製版・製本業
		19	その他の製造業	42	木材・木製品製造業
				43	家具製造業
				44	皮革・皮革製品・毛皮製品製造業
				45	ゴム製品製造業
				46	プラスチック製品製造業
				47	その他の製造業
17	電気・ガス・水道・ 廃棄物処理業	20	電気業	48	電気業
		21	ガス・水道・廃棄物 処理業	49	ガス・熱供給業
				50	上水道業
				51	工業用水道業
				52	廃棄物処理業
				89	(政府) 下水道
				90	(政府) 廃棄物処理
18	建設業	22	建設業	53	建築業
				54	土木業
19	卸売・小売業	23	卸売業	55	卸売業
		24	小売業	56	小売業
20	運輸・郵便業	25	運輸・郵便業	57	鉄道業
				58	道路運送業
				59	水運業
				60	航空運輸業
				61	その他の運輸業
				62	郵便業
				91	(政府) 水運施設管理
				92	(政府) 航空施設管理
21	宿泊・飲食サービス 業	26	宿泊・飲食サービス 業	63	飲食サービス業
				64	旅館・その他の宿泊所

(前頁の続き)

番号	表章分類 (付)	番号	表章分類 (主1)	番号	作業分類
22	情報通信業	27	通信・放送業	65	電信・電話業
				66	放送業
		28	情報サービス・映像 音声文字情報制作業	67	情報サービス業
				68	映像・音声・文字情報制作業
23	金融・保険業	29	金融・保険業	69	金融業
				70	保険業
24	不動産業	30	住宅賃貸業	71	住宅賃貸業
		31	その他の不動産業	72	不動産仲介業
				73	不動産賃貸業
25	専門・科学技術、業 務支援サービス業	32	専門・科学技術、業 務支援サービス業	74	研究開発サービス
				75	広告業
				76	物品賃貸サービス業
				77	その他の対事業所サービス業
				78	獣医業
				96	(政府) 学術研究
				100	(非営利) 自然・人文科学研究機関
26	公務	33	公務	93	(政府) 公務
27	教育	34	教育	79	教育
				94	(政府) 教育
				98	(非営利) 教育
28	保健衛生・社会事業	35	保健衛生・社会事業	80	医療・保健
				81	介護
				97	(政府) 保健衛生、社会福祉
				101	(非営利) 社会福祉
29	その他のサービス	36	その他のサービス	82	自動車整備・機械修理業
				83	会員制企業団体
				84	娯楽業
				85	洗濯・理容・美容・浴場業
				86	その他の対個人サービス業
				95	(政府) 社会教育
				99	(非営利) 社会教育
				102	(非営利) その他
				87	分類不明

(注) 作業分類番号：88番は欠番。

（２）事業所の格付け

事業所（本社、工場、営業所及び試験場等）の経済活動の格付けは、基本的に『経済センサス-基礎調査』（総務省）における産業格付けによる。例えば製造業の場合、製造業の本社、工場は「製造業」に、営業所は「卸売業」に、試験場等は「研究開発サービス」にそれぞれ格付けする。

（３）産出額、中間投入額及び総生産額

産出額とは、事業所で生産されるすべての財貨・サービスの生産額の総計である。この総計には、自家生産・自家消費の財貨・サービスも含まれる。また、自社開発ソフトウェアや企業内研究開発のように、一次統計調査では把握できないものも含まれるが、積上げによる推計の場合は、これについて別途推計し経済活動に加算する。

中間投入額とは、生産過程で費消された原材料・光熱水道・間接費等の財貨・サービスの総計をいう。

当期にすべて費消されることのない有形及び無形固定資産は中間投入額には含まれない。財務諸表等の資料を用いて中間投入額を積み上げる場合には、該当項目に有形及び無形固定資産が含まれていれば、除外する³。

他方、一次統計調査では、FISIM⁴ 消費額及び政府手数料が対象に含まれていない。積み上げた中間投入の該当項目から政府手数料が除かれている場合はこれを加算し、積上げ推計の場合は常にFISIM消費額を加算する必要がある。

FISIM消費額を加算する場合の経済活動別FISIM消費額の推計方法は、第二部「分配系列」の第2章第1節2.1.1 利子（2）利子の推計方法の概要の『（付）「経済活動別FISIM消費額」の推計について』を参照のこと。

各経済活動の総生産額は、産出額から中間投入額を控除して求める。

（４）産出額及び中間投入額を推計する際の留意点

① 事業所が域内に存在しない場合の産出額

生産活動を把握するための推計単位を事業所とすることは、既に述べたとおりであるが、一般にいう事業所が存在しない県においても、物の生産又はサービスの提供が行われる場合がある。例えば、有料道路は、必ずしも各県に事業所は存在しないが、その利用は県において可能な場合がある。その利用により営業収入が生み出されるということから勘案して、有料道路自体を事業所とみなし、そこに産出額を帰属させることとする。したがって、この場合、按分指標としては、交通量や道路延長キロを用いる。産出額の推計においては、県別の営業収入等の値を直接把握することが望ましいが、県別値がとれない場合には、全国値の分割によらざるを得ない。この分割に当たっては、各県の産業活動の実態がなるべく反映されるような按分指標を設定するも

³ 1998年（平成10年）の企業会計基準の改正及び2000年度（平成12年度）の税制改正をもって、コンピュータ・ソフトウェアは「無形固定資産」扱いとなっている。改正以降、企業会計の『損益計算書』では、受注型・パッケージ型コンピュータ・ソフトウェアの購入額等は費用として計上されていない。

⁴ FISIM: Financial Intermediation Services Indirectly Measured の略。和訳は「間接的に計測される金融仲介サービス」

のとする。

② 産出額の年度転換

県民経済計算においては、従来の推計の経緯等から、年度計数を作成することとしている。これに対して、国民経済計算における産出額は、暦年値のみであることから、国民経済計算の産出額をもとに推計値を作成する場合には、暦年値から年度値への換算（年度転換）の必要が生ずる。この年度転換に用いるデータについては、経済活動別の推計方法に最も適当と思われるものを該当業種の項に具体的に記載した。年度転換を行う方法としては以下のようなものがある。

ア. 統計指標を用いた年度転換

年度転換比率＝年度計数／暦年計数

ここで、

- ・転換指標：賃金指数
- 物価指数
- サービス価格指数
- その他

イ. 4分の1移動法（下式）による年度転換

$$t\text{期年度値} = (t\text{期暦年値} \times 3/4) + (t+1\text{期暦年値} \times 1/4)$$

③ 時系列データが安定しない場合の対応

「毎月勤労統計（地方調査）」（厚生労働省）等において一部の産業のサンプルに時系列上の断層があるなどデータが安定しない場合には、当該産業の数か年移動平均、あるいは調査産業計の数か年移動平均を用いる。

④ 中間投入比率の年度値

中間投入比率について、全国値の計数を使用する場合、年度転換は行わず、暦年値をそのまま使用する。

中間投入額を財務諸表等の資料により積み上げる場合、中間投入に該当する項目の計数に政府手数料が除かれていればこれを加算する。

政府手数料の推計は「市場生産者が支払う手数料等」を直接照会・決算書から入手し、各経済活動に格付けして中間投入額に加算する。

なお、政府手数料は家計が負担している部分もあるので、便宜的に2分の1を市場生産者分とする。経済活動別の比率は全国値の比率による。

（5）国民経済計算2015年（平成27年）基準改定への対応

① 「改装・改修（リフォーム・リニューアル工事）」の総固定資本形成への記録

「5. 建設業」「ア. 産出額」「(イ) 補修工事」の推計方法には影響しない（推計で使用する基礎統計に内包されている）ため、推計方法の改定はない。

② 「分譲住宅販売マージン等」の総固定資本形成への記録

「11. 不動産業」「(2)72不動産仲介業」で使用する全国値には、「分譲住宅販売マージン」、「非住宅不動産の売買仲介手数料」が含まれているため、推計方法の改定はない。

③ 「娯楽作品原本」の総固定資本形成への記録及び著作権等サービスの記録の変更

「娯楽作品原本」、「著作権等サービス」の産出額は多様な業種の全国値に内包されているため、推計方法の改定はない。

④ 「リース区分（フィナンシャルリースとオペレーティングリース）に対応した資産の記録

「10. 金融・保険業」における「(1)69金融業（保険、年金基金を除く）」「(イ)預金取扱機関の産出額」「FISIM産出額」の全国値にはフィナンシャルリース分が含まれているため、推計方法の改定はない。

「12. 専門・科学技術、業務支援サービス業」における「(3)76物品賃貸サービス業」の全国値には、オペレーティングリース分が含まれているため、推計方法の改定はない。

⑤ 「住宅宿泊事業」（以下、「民泊」という。）についての計測

「7. 運輸・郵便業」「(5)61その他の運輸業」「(キ)旅行・その他の運輸附帯サービス業」には、「民泊産出額」のうち「仲介業者（プラットフォーム）への支払（仲介手数料）」を加算する必要があるため、その旨を明記した。

「11. 不動産業」「(1)71住宅賃貸業」には、持ち家の帰属家賃から民泊分を控除するとともに、「民泊産出額」のうち「住宅宿泊サービスへの支払い分」を加算する必要があるため、民泊の産出額推計方法を明記した。

（6）その他の主な改定事項

2015年（平成27年）基準推計方法ガイドラインにおけるその他の主な改定事項は以下のとおりである。

① 中央政府等の扱い変更

県内に所在する中央政府の地域事業所（国出先機関等）及び全国社会保障基金の地域事業所（以下、「中央政府等の地域事業所」という。）は、従来は、立地する県内の生産単位であり、また、制度単位と見なして扱っていたが、2015年（平成27年）基準では生産単位としてのみ位置付ける。

「生産系列」では、県内の生産単位である中央政府等の地域事業所の産出額は、生産費用により推計される。この生産費用すなわち、中間投入額、雇用者報酬等は、中央政府等の扱い変更後も、現行と同様に地域に記録する。よって、変更後も県内総生産（生産側）は変化しない。なお、中央政府等の地域事業所の生産費用である固定資本減耗に係る計数は、当該固定資産が所在する地域に記録する。

② 電気業推計方法の改定

従前、電気業の推計方法における、発電電力量の県分割合を算出する部分については、電力会社への直接照会によるものであった。しかし、電気業の完全自由化に伴い、電気事業者すべてを網羅するような情報収集が困難になってきていることを踏まえ、全国一律の手法により、都道府県別値を推計する方法に改定した。

上記の改定に伴い、推計基準値には製造業の自家発電分（電力販売分）が含まれることになるため、製造業の推計方法についても改定した。

③ 日本銀行の扱いについて

日本銀行が行う金融政策サービス等は、非市場生産者が産出するサービスであり、そのメリットは外交、防衛、警察等と同様に社会全体が享受するという意味で、同サービスは集合的消費に相当する。JSNAにおいて、中央銀行は公的金融機関に属す一方、集合的消費を行うのは一般政府に限られる。そのため、JSNA及び県民経済計算の「生産系列」では、これまでも日本銀行の産出額のうち、非市場産出分を非市場生産者（政府）の産出額に加算している。

今回の県民経済計算の2015年（平成27年）基準改定においては、日本銀行が行う金融政策サービス等の経済活動とそれに係る取引を東京都にのみ記録することとする。

「生産系列」について、日本銀行の産出のうち、「非市場産出分（生産費用の合計で計測し、受取手数料を除いた部分）」を東京都に記録する。非市場産出に係る活動に要する消費支出は東京都から準地域に移出され、準地域において最終消費するとともに、同額が東京都の公的金融機関（日本銀行）から準地域に経常移転されるものとして扱う。市場産出分は、日本銀行本店及び地方支店（事業所）が所在する県に記録する。

④ 基礎統計の変更等に伴う改定

ア. 経済センサスへの対応

『2019年（令和元年）経済センサス-基礎調査』（総務省）は、「新たに把握した事業所」を主な調査対象としているため、2011年（平成23年）基準時と同様には県民経済計算の推計に活用できない。

その代替方法としては以下のことが考えられる。これらの代替を行うべき作業分類は、図表2.1-2のとおりである。

1. 『2016年（平成28年）経済センサス-活動調査』（総務省・経済産業省）のデータを補助系列として活用する。
2. 『2021年（令和3年）経済センサス-活動調査』（総務省・経済産業省）の公表後は、そのデータを補助系列として活用する。
3. 産業別の従業者数については、『毎月勤労統計調査』（厚生労働省）の産業別データを補助系列にして推計する。『毎月勤労統計調査』の計数を使用する際は、指数を補正してサンプル替えの影響を取り除いた計数を利用することが望ましい。
4. 類似性の高い基礎統計を補助系列にして推計する（例：民間非営利の教育の従業者数で『学校基本調査』（文部科学省）を活用するなど）。

イ. 商業統計への対応（6. 卸売・小売業）

2019年度（令和元年度）から『商業統計調査』（経済産業省）が廃止され、『経済構造実態調査』（総務省・経済産業省）に統合・再編された。

また、2015年（平成27年）基準推計方法ガイドラインでは、これまで『2007年（平成19年）商業統計』（経済産業省）をベンチマークにして補外推計をしていた卸売・小売業の推計について、『2007年（平成19年）及び2014年（平成26年）商業統計』を用いて全国値を按分してベンチマークを推計する方法に見直した（推計方法は「6. 卸売・小売業」の「（1）55卸売業」と「（2）56小売業」に記述した）。

併せて、【付. 商業の補外、補間方法】における「（1）補外」、「（2）補間」についても、推計方法を見直した。

ウ. 第3次産業活動指数について

年度転換比率で使用する『第3次産業活動指数』（経済産業省）は2015年（平成27年）基準を使用する。なお、2015年（平成27年）基準の指数の公表は2013年（平成25年）以降となっているため、それ以前は2010年（平成22年）基準の指数を、リンク係数などを用いて2015年（平成27年）基準の水準に合わせる形で接続した上で、使用する。

エ. 国際観光旅客税への対応

2019年（平成31年）1月に創設された「国際観光旅客税」の記録先の分類及び推計方法は、「第6章 生産・輸入品に課される税（控除）補助金」の「1. 2. 1 全ての経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税」に記述した。

オ. 農業経営統計調査への対応

令和元年調査において、調査体系等を見直しが行われた。当該調査の復元推計方法が変更されたほか、調査項目にも変更が生じている。推計方法の見直しについては、「1. 農林水産業」、「（1）農業」に記述した。なお、当該調査の地域別データの利用に際しては、データの安定性等を勘案しつつ使用する。

図表 2.1-2 「経済センサスー基礎調査」・「毎月勤労統計（地方調査）」を用いた分割比率
を使用している作業分類

番号	表章分類（主1）	番号	作業分類	細分類	経済センサス	毎月勤労統計
01	農業	04	農業サービス業		○	
04	鉱業				○	
21	ガス・水道・廃棄物処理業	52	廃棄物処理業		○	○
25	運輸・郵便業	59	水運業	沿岸・内水面輸送業	○	○
		61	その他の運輸業	貨物運送取扱業	○	○
				こん包業	○	○
				水運施設管理・その他の水運附帯サービス業	○	○
				旅行・その他の運輸附帯サービス業	○	○
		62	郵便業		○	
26	宿泊・飲食サービス業	63	飲食サービス業		○	○
		64	旅館・その他の宿泊所		○	○
27	通信・放送業	65	電信・電話業	電気通信に附帯するサービス業	○	○
				インターネット付随サービス業	○	○
		66	放送業	有線放送業	○	○
28	情報サービス・映像音声文字情報制作業	67	情報サービス業		○	○
		68	映像・音声・文字情報制作業		○	○
29	金融・保険業	69	金融業	その他の金融機関及びFISIM対象外金融仲介機関の産出額	○	
31	その他の不動産業	72	不動産仲介業		○	○
		73	不動産賃貸業		○	○
32	専門・科学技術、業務支援サービス業	74	研究開発サービス		○	○
		75	広告業		○	○
		76	物品賃貸サービス業	物品賃貸業	○	○
				貸自動車業	○	○
		77	その他の対事業所サービス業		○	○
34	教育	79	教育		○	○
35	保健衛生・社会事業	80	医療・保健	保健衛生業	○	○
				社会福祉業	○	○
36	その他のサービス	82	自動車整備・機械修理業	機械修理業	○	○
		83	会員制企業団体		○	○
		84	娯楽業		○	○
		85	洗濯・理容・美容・浴場業		○	○
		86	その他の対個人サービス業		○	○
	非市場生産者（非営利）				○	○

（注）「毎月勤労統計（地方調査）」は、データの安定性等を勘案しつつ、「5人以上」データの使用を基本とする。

第2節 経済活動別産出額及び中間投入額の推計

以下、経済活動別（作業分類ベース）ごとに推計方法を記載する。

なお、文中に「01米麦生産業」、「02その他の耕種農業」、「03畜産業」等とあるのは、特に断らない限り、作業分類であり、経済活動ごとの前にある2桁または3桁の数字は図表2.1-1に示す作業分類番号である。作業分類名のうち、「精穀・製粉業」、「金属鉱業」については、2015年（平成27年）基準改定において削除された。

1. 農林水産業

（1）農業

農業は「①農業（「01米麦生産業」、「02その他の耕種農業」、「03畜産業」）」、「②04農業サービス業」からなる。

① 農業（01米麦生産業、02その他の耕種農業、03畜産業）

ア. 産出額

『生産農業所得統計』（農林水産省）を用いて推計する。

農業の産出額＝下記資料の産出額

ここで、

- ・産出額：『生産農業所得統計』（農林水産省）より耕種、畜産、農家が行う農産加工の品目別合計額をとる。

なお、『生産農業所得統計』（農林水産省）には、本来、林業に格付けられる山林用苗木が含まれているが、この額を無視できないとみる場合には控除する。

また、上記で求めた産出額に、第2章第2節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率を、『農業経営統計調査』の販売農家データを使用し、以下の推計式により求める。求めた結果に別途推計の経済活動別FISIM消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

販売農家一戸当りの中間投入比率＝農業経営費／農業粗収益

ここで、

- ・農業経営費：『農業経営統計調査』の農業経営費から農業雇人費、利子割引料、租税公課、減価償却費（場合によっては、地代・賃借料の一部、農業雑支出の一部を加算することもある。）を控除したものである。なお、地代・賃借料及び農業雑支出には、中間投入額から控除する項目（「支払小作料」、「企画管理費」）が含まれているが、令和元年調査から、それらのデータだけを取り出すことができない。代替方法としては、平成30年調査までのデータをもとに、農業経営費に占める

「支払小作料」、「企画管理費」の割合（＝「支払小作料」、「企画管理費」の控除比率）を算出して、農業経営費に乗じることで控除する方法が考えられる。

上記の方法によれない場合、①県の産業連関表を使用する、②所管課等へ照会する、③全国値の中間投入比率を準用する、のいずれかによる。なお、当該調査の地域別データの利用に際しては、データの安定性等を勘案しつつ使用する。

② 04農業サービス業

ア. 産出額

農業サービス業の産出額＝全国値×分割比率

ここで、

- ・分割比率：『経済センサス-基礎調査』⁵（総務省）より小分類「013農業サービス業（園芸サービス業を除く）」の従業者数の自県分の対全国比を求める。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

（2）05林業

ア. 産出額

「(7)育林業」、「(4)素材生産業」に分けて推計し、合算する。

なお、民有林（公有林＋私有林）を対象とする。国有林事業は公務となる。

また、下記で求めた産出額に、第2章第2節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

（7）育林業

山林用苗木（造林用、治山用苗木）の育成、造林及び材木の保育保護などを行う生産活動が該当する。

育林業の産出額＝『県産業連関表』の「育林」の生産額
×（民有林の林野面積／全林野面積）

ここで、

- ・林野面積：『農林業センサス』（農林水産省）の所有形態別林野面積（直近の調査年次以降は一定、中間年次は補間）。

これによらなければ、以下のように推計する。

育林業の産出額＝素材生産業のうち「木材生産」の産出額

⁵ 『経済センサス-基礎調査』では、中分類ごとに内訳小分類として「管理、補助的経済活動を行う事業所」が設定されている。国民経済計算の経済活動の範囲には、この「管理、補助的経済活動を行う事業所」の活動も含まれるが、県民経済計算で全国値分割に利用する分割比率には当該活動は含めない（以下、同じ）。

×（「育林」の生産額／「素材」の生産額）

×（民有林の林野面積／全林野面積）

ここで、

- ・素材生産業のうち「木材生産」の産出額：『林業産出額（旧生産林業所得統計）』（農林水産省）より、当該年度を含む過去3年間の平均をとる。
- ・「育林」の生産額、「素材」の生産額：『県産業連関表』よりとる。

(イ) 素材生産業

丸太の製造、炭・薪の製造、きのこ類の栽培などを行う生産活動が該当する。

素材生産業の産出額＝「木材生産」の産出額

×（民有林の林野面積／全林野面積）

＋（「薪炭生産」産出額＋「栽培きのこ類生産」産出額

＋「林野副産物採取」産出額）

ここで、

- ・産出額：『林業産出額（旧生産林業所得統計）』（農林水産省）の部門別林業産出額をとる。
- ・林野面積：『農林業センサス』（農林水産省）の所有形態別林野面積（直近の調査年次は一定、中間年次は補間）。

なお、狩猟業の産出額を無視できない場合には、以下の方法で推計し、素材生産業に加算する。

ただし、『林業産出額（旧生産林業所得統計）』の2016年（平成28年）値以降は、「林野副産物採取」部門に狩猟業産出額が含まれているため、重複計上に留意する。

狩猟業の産出額＝種類別捕獲数×販売単価

ここで、

- ・種類別捕獲数：県主管課資料よりとる。ただし、「網・わな猟」・「第一種銃猟」認可分を参考とし、「第二種銃猟」認可分は除外する。
- ・販売単価：県主管課資料よりとる。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。なお、狩猟業については県主管課資料による。

(3) 06漁業・水産養殖業

ア. 産出額

「(ア)海面漁業」、「(イ)海面養殖業」、「(ウ)内水面漁業・養殖業」に分けて推計し、合算する。

また、下記で求めた産出額に、第2章第2節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

(7) 海面漁業、(イ) 海面養殖業

『漁業産出額』（農林水産省）から生産額をとる。

(ウ) 内水面漁業・養殖業

内水面漁業・養殖業の産出額＝数量×単価

ここで、

・数量：『漁業・養殖業生産統計』（農林水産省）よりとる。

・単価：県主管課、その他関係機関資料よりとる。

※ 漁家が主として自家取得物の原材料を用いて庭先などで行う素乾、塩乾などの極めて単純な加工工程のものと、母船内加工は水産業に含み、その他は製造業の食料品製造業に分類する。

イ. 中間投入額

以下の資料を用いて積上げ推計を行って、その結果にFISIM消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

(7) 海面漁業

『漁業経営統計調査』（農林水産省）より漁船・漁具費、油費、えさ代、種苗代、核代、販売手数料及びその他（諸施設費、氷代、魚箱代、諸材料費、賃借料、事務費）をとる。

(イ) 海面養殖業

『漁業経営統計調査』より前出の項目をとる。

(ウ) 内水面漁業・養殖業

関係機関資料より前出の項目をとる。

なお、上記の方法によれない場合は、全国値の「漁業、水産養殖業」の中間投入比率を準用する。あるいは、『県産業連関表』の当該部門の中間投入比率を用いる。

2. 鉱業

ア. 産出額

鉱業の産出額＝全国値×分割比率

ここで、

- ・分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「05鉱業、採石業、砂利採取業」（小分類「050管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数の自県分の対全国比を求める。

全国値を使用する場合は、年度転換比率を乗じる必要があるが、経済活動全体の産出額に対する鉱業のウェイトが小さいため、鉱業の産出額については暦年値を年度値とみなす。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

3. 製造業

製造業は、表章分類（主要系列）05食料品～19その他製造業（以下、「JSNA製造業小分類」という）からなり、（１）「民間企業」（『工業統計』による推計、と畜場）、（２）「公的企業」に分けて推計する。

産出額には、以下で求めた値に、第２章第２節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

（１）民間企業

① 『工業統計』による推計

『工業統計』（経済産業省及び県主管課）を用いてJSNA製造業小分類ごとに推計する。

また、『工業統計』では、「と畜場（民間企業）」は調査対象としていないため、これを別途推計し、「05食料品」に格付けて加算する。

各統計とJSNA製造業小分類との対応については、「〔参考〕図表2.2-2 JSNA製造業小分類と工業統計表対応表」等を参考とする。

ア. 産出額

製造業の産出額は、主産物の製造品の生産額以外に、加工賃収入、くず廃物収入及び転売収入（マージン）等のその他の収入も含む（なお、販売電力収入は、電気業の産出額のため含めない）。

また、転売収入は卸売業に位置付けられ、産出額はマージン額をもって記録される。

製造業（民間企業）の産出額

$$= \{ \text{販売電力収入} \cdot \text{転売収入を除く製造品出荷額等}^6 \\ + \text{転売収入のマージン額} + \text{製造品及び半製品} \cdot \text{仕掛品在庫純増} \} \\ \times \text{年度転換比率}$$

$$= \{ \text{販売電力収入} \cdot \text{転売収入を除く製造品出荷額等} \\ + (\text{転売収入} - \text{転売商品の仕入額}) \\ + \text{製造品及び半製品} \cdot \text{仕掛品在庫純増} \} \times \text{年度転換比率}$$

$$= \{ (\text{販売電力収入} \cdot \text{転売収入を除く製造品出荷額等} + \text{転売収入}) \\ - \text{転売商品の仕入額} + \text{製造品及び半製品} \cdot \text{仕掛品在庫純増} \} \\ \times \text{年度転換比率}$$

$$= (\text{販売電力収入を除く製造品出荷額等} - \text{転売商品の仕入額} \\ + \text{製造品及び半製品} \cdot \text{仕掛品在庫純増}) \times \text{年度転換比率}$$

$$\diamond \text{年度転換比率} = (\text{生産指数の年度値} \times \text{産出物価指数の年度値}) \\ / (\text{生産指数の暦年値} \times \text{産出物価指数の暦年値})$$

ここで、

・生産指数：『鉱工業生産指数』（県主管課）の「生産額ウェイト」

⁶ 2007年（平成19年）調査以降の『工業統計』の「製造品出荷額等」は、「製造品出荷額＋加工賃収入＋くず廃物の出荷額＋その他の収入額」であり、「その他の収入額」には転売収入も含む。

又は「付加価値ウェイト」の同指数をとる。

なお、生産指数は数量指数であり、名目金額化した指数とするため、これに下記の産出物価指数を乗じる。

- ・産出物価指数：『製造業部門別投入・産出物価指数』（日本銀行）の「製造業部門別産出物価指数」の指数をとる。

製造品出荷額等、転売商品の仕入額、製造品及び半製品・仕掛品在庫純増については、従業者規模別に推計する。

製造品及び半製品・仕掛品在庫純増は、『工業統計』の在庫品評価調整前⁷の在庫変動を再調達価格（時価）ベースに転換した在庫品評価調整後の在庫変動を用いる。在庫品評価調整は上記の従業者規模別推計後の全規模合計の推計値をもって行う。

製造品出荷額等に含まれる「販売電力収入」の県市別値が不明の場合は、全国の販売電力比率を用いて以下のとおり除外する。

販売電力収入を除く産出額＝製造業（民間企業）の産出額－販売電力収入

◇販売電力収入＝製造品出荷額等×販売電力比率

ここで、

- ・販売電力比率：『工業統計』品目編より中分類業種別の販売電力比率（全国値）をとる。

<在庫品評価調整の方法>

国民経済計算の体系において、在庫変動の記録は、発生主義の原則の下、当該在庫増減時点での価格で評価することとなっている。ここで、企業会計に基づく基礎統計から得られる期首期末の在庫残高の差額については在庫評価法の違いから生じる価格変動分が含まれるため、これを調整する「在庫品評価調整」を行う必要がある。

この価格変動分を除去するため、

- (ア) 期首期末の名目在庫残高をデフレーター（『日本銀行』製造業部門別産出物価指数）で除し、実質在庫残高を推計する。
- (イ) 期首期末の実質在庫残高の差額、実質在庫変動を推計する。
- (ウ) 実質在庫変動に年平均物価指数を乗じて在庫品評価調整後の名目在庫変動を推計する。

在庫品評価調整後の在庫変動

＝在庫品評価調整前の在庫変動－在庫品評価調整額

⁷ SNAにおいては、発生主義の原則がとられており、在庫変動は、当該商品の在庫増減時点の価額で評価すべきものとされている。しかし『工業統計』より入手可能な在庫関係のデータは企業会計に基づくものであり、先入先出法等、企業会計上で認められている様々な在庫評価方法で評価されている。従って、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いたものは、期首と期末の評価価格の差による分（一種の評価損益）も含んでいる。この評価価格の差による分を除くための調整が在庫品評価調整である。

イ. 中間投入額

製造業の中間投入額は、製造品の生産に要した原材料使用額以外に、「その他の収入」の生産に要した原材料使用額も含む。

$$\begin{aligned} \text{中間投入額} = & (\text{原材料使用額等}^8 - \text{製造等に関連した外注費} \\ & - \text{転売商品の仕入額}) \times \text{年度転換比率} + \text{政府手数料} \\ & + \text{間接費} + \text{FISIM消費額} \end{aligned}$$

ここで、

- ・ 原材料使用額等、製造等に関連した外注費、転売商品の仕入額：

従業者規模別に推計する。

なお、生産設備の保守・点検、機械の操作等の外注費である「製造等に関連した外注費」は下記の間接費に含まれることから控除する。また、「転売収入」の転売商品の仕入額は、上記の産出額（転売収入のマージン額）の推計時に既に控除していることから、中間投入額には含めない。

$$\begin{aligned} \diamond \text{年度転換比率} = & (\text{生産指数の年度値} \times \text{投入物価指数の年度値}) \\ & / (\text{生産指数の暦年値} \times \text{投入物価指数の暦年値}) \end{aligned}$$

ここで、

- ・ 生産指数：『鉱工業生産指数』（県主管課）の「生産額ウェイト」又は「付加価値ウェイト」の同指数をとる。

なお、生産指数は数量指数であり、名目金額化した指数とするため、これに下記の投入物価指数を乗じる。

- ・ 投入物価指数：『製造業部門別投入・産出物価指数』（日本銀行HP）の「製造業部門別投入物価指数」の指数をとる。

- ・ 政府手数料：政府手数料は中間投入となるので、政府会計の『決算書』等より求めた政府手数料の2分の1を市場生産者分とし、これに全国値の経済活動別比率で配分した製造業分の手数料を中間投入額に加算する。

- ・ 間 接 費：上述したように『工業統計』より求める「原材料使用額等」には、JSNA上の中間投入項目である福利施設負担額、厚生費、保険料等が含まれていない。したがって以下の式により捉え加算する。

$$\text{間接費} = \text{産出額} \times \text{間接費比率（全国値）}$$

間接費にはFISIM消費額分は含まれない。

- ・ FISIM消費額：産出額×全国値の経済活動別FISIM消費比率

⁸ 2007年（平成19年）調査以降の『工業統計』の「原材料使用額等」は、「原材料使用額＋燃料使用額＋購入電力使用額＋委託生産額＋製造等に関連した外注費＋転売した商品の仕入額」である。

なお、販売電力収入のための発電のための燃料使用額は、電気業の中間投入額のため除外する。

発電用燃料費を除く中間投入額＝製造業の中間投入額－発電用燃料費

◇発電用燃料費＝販売電力収入×発電用燃料比率

ここで、

・発電用燃料比率：電力会社の財務諸表から求める計数。

② と畜場（民間企業）の推計について

ア. 産出額

直接照会による。

イ. 中間投入額

直接照会による。

FISIM消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

FISIM消費額＝産出額×全国の「畜産食料品製造業」のFISIM消費比率

（注）地方政府の「と畜事業」は（政府）公務である。

（２）公的企業

公的企業のうち下記の機関は、『工業統計』の調査対象でないため、図表2.2-1を参考に推計する。

図表2.2-1 公的企業該当機関と分類

公的企業該当機関	JSNA製造業小分類
（独法）造幣局	金属製品（貨幣製造）
〃	その他の製造業（勲章等）
（独法）国立印刷局	その他の製造業

ア. 産出額

決算書（損益計算書、附属明細書等）又は直接照会により事業収入をとる。

イ. 中間投入額

決算書又は直接照会により中間投入項目をとり、FISIM消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

（７）FISIM消費額の推計

FISIM消費額＝産出額×全国の経済活動別FISIM消費比率

ここで、

3. 製造業

- ・FISIM消費比率：当該公的企業の属する製造業小分類の産業でのFISIM費比率を代用する。

(イ) FISIM消費額及び政府手数料

FISIM消費額及び政府手数料については、「28金属製品」及び「47その他の製造業」の推計において全国の中間投入比率を準用した場合には、中間投入額に加算する必要はない。

〔参考〕

図表2.2-2 JSNA製造業小分類と工業統計表対応表

JSNA 製造業小分類	工業統計表中分類
05 食料品	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業
06 繊維製品	11 繊維工業
07 パルプ・紙・紙加工品	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
08 化学	16 化学工業
09 石油・石炭製品	17 石油製品・石炭製品製造業
10 窯業・土石製品	21 窯業・土石製品製造業 (2181 砕石製造業を除く)
11 一次金属	22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業
12 金属製品	24 金属製品製造業
13 はん用・生産用・業務用機械	25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業
14 電子部品・デバイス	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
15 電気機械	29 電気機械器具製造業
16 情報・通信機器	30 情報通信機械器具製造業
17 輸送用機械	31 輸送用機械器具製造業
18 印刷業	15 印刷・同関連業
19 その他の製造業	12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製製造業 19 ゴム製品製造業 18 プラスチック製品製造業 32 その他の製造業

(注)『工業統計』（経済産業省）の分類は、2014年（平成26年）調査による。

図表2.2-3 JSNA製造業小分類と鉱工業生産指数対応表

JSNA 製造業小分類	鉱工業生産指数
05 食料品	11140 食料品・たばこ工業
06 繊維製品	11151 繊維工業
07 パルプ・紙・紙加工品	11130 パルプ・紙・紙加工品工業
08 化学	11090 化学工業
09 石油・石炭製品	11110 石油・石炭製品工業
10 窯業・土石製品	11080 窯業・土石製品工業
11 一次金属	11010 鉄鋼・非鉄金属工業
12 金属製品	11020 金属製品工業
13 はん用・生産用・業務用機械	11030 生産用機械工業
	11040 汎用・業務用機械工業
14 電子部品・デバイス	11050 電子部品・デバイス工業
15 電気機械	11061 電気機械工業
16 情報・通信機器	11062 情報通信機械工業
17 輸送用機械	11070 輸送機械工業
18 印刷業	11154 印刷業
19 その他の製造業	11120 プラスチック製品工業
	11150 その他工業（印刷業を除く）

（注） 1. 上記対応表において対応指数が2つ以上ある場合は次式により求める。

$$\text{生産指数} = \{ \Sigma (\text{ウェイト} \times \text{指数}) / \Sigma \text{ウェイト} \}$$

2. 『鉱工業生産指数』（経済産業省）は2015年（平成27年）基準による。

図表2.2-4 JSNA製造業小分類と産出物価指数対応表

JSNA 製造業小分類	産出物価指数
05 食料品	飲食料品
06 繊維製品	繊維製品
07 パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・板紙・加工紙 紙加工品
08 化学	化学製品
09 石油・石炭製品	石油・石炭製品
10 窯業・土石製品	窯業・土石製品
11 一次金属	鉄鋼 非鉄金属
12 金属製品	金属製品
13 はん用・生産用・業務用機械	はん用機械、生産用機械、業務用機械
14 電子部品・デバイス	電子部品
15 電気機械	電気機械
16 情報・通信機器	情報・通信機器
17 輸送用機械	輸送機械
18 印刷業	印刷・製版・製本
19 その他の製造業	木材・木製品 家具・装備品 なめし革・毛皮・同製品 プラスチック・ゴム その他の製造工業製品

(注) 1. 上記対応表において対応指数が2つ以上ある場合は次式により求める。

$$\text{投入・産出物価指数} = \{ \Sigma (\text{ウェイト} \times \text{指数}) / \Sigma \text{ウェイト} \}$$

2. 『投入・産出物価指数』(日本銀行)は、2011年(平成23年)基準による。

図表2.2-5 JSNA製造業小分類と投入物価指数対応表

JSNA 製造業小分類	投入物価指数
05 食料品	飲食料品
06 繊維製品	繊維製品
07 パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・木製品
08 化学	化学製品
09 石油・石炭製品	石油・石炭製品
10 窯業・土石製品	窯業・土石製品
11 一次金属	鉄鋼 非鉄金属
12 金属製品	金属製品
13 はん用・生産用・業務用機械	はん用機械、生産用機械、業務用機械
14 電子部品・デバイス	電子部品
15 電気機械	電気機械
16 情報・通信機器	情報・通信機器
17 輸送用機械	輸送機械
18 印刷業	その他の製造工業製品
19 その他の製造業	プラスチック・ゴム その他の製造工業製品

(注) 1. 使用する投入物価指数は、「部門」分類の指数であり、上記の指数を用いる。投入物価指数として公表されている指数のうち、「内訳」分類の指数は使用しない。

「部門」分類の指数は、当該製品を生産している経済活動の中間投入全体に係る物価指数であり、「内訳」分類の指数は、その生産のために中間投入される原材料等そのものに係る物価指数である。

2. 上記対応表において対応指数が2つ以上ある場合は次式により求める。

$$\text{投入・産出物価指数} = \{ \Sigma (\text{ウェイト} \times \text{指数}) / \Sigma \text{ウェイト} \}$$

3. 『投入・産出物価指数』（日本銀行）は、2011年（平成23年）基準による。

4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業

電気・ガス・水道・廃棄物処理業は、(1)「48電気業」、(2)「49ガス・熱供給業」、(3)「水道業(「50上水道業」、「51工業用水道業」)」、(4)「52廃棄物処理業」と、非市場生産者である(5)「89(政府)下水道」、(6)「90(政府)廃棄物処理」からなる。

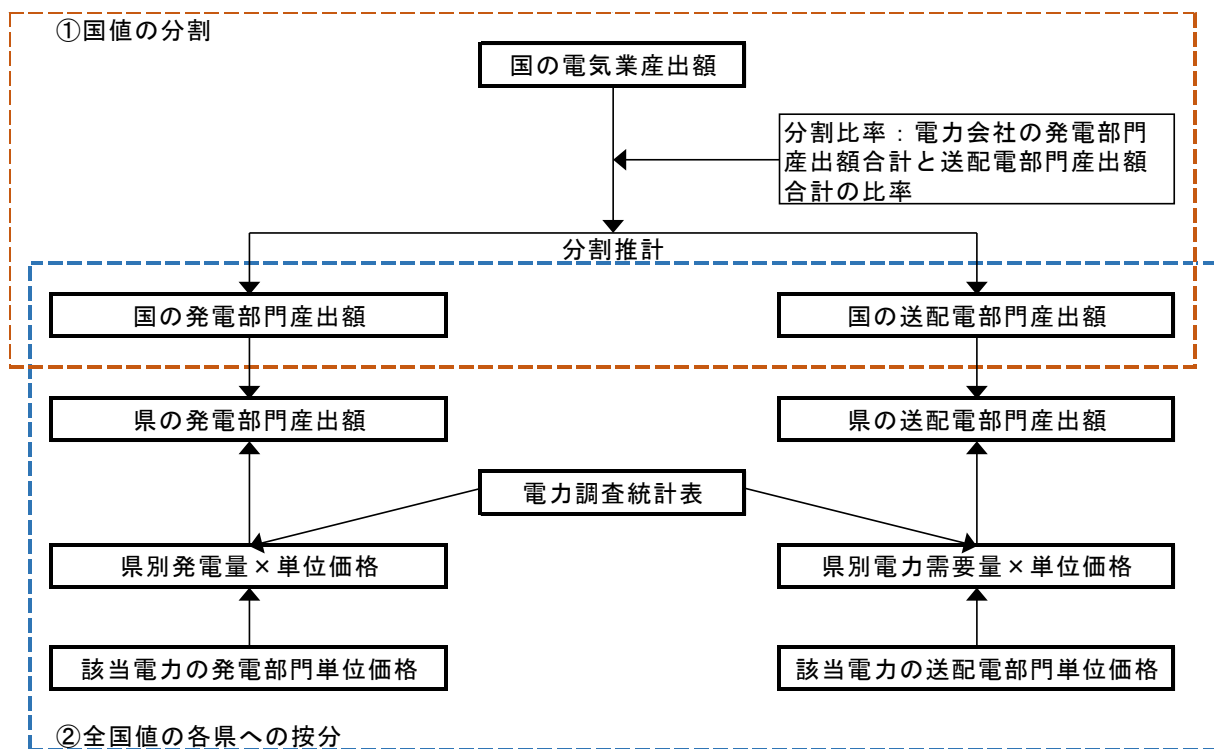
なお、「48電気業」と「52廃棄物処理業」を除き、下記で求めた産出額に、第2章第2節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

(1) 48電気業

ア. 産出額

全国値を発電部門と送配電部門に分け、それぞれの部門に対して『電力調査統計』(資源エネルギー庁)の都道府県別データを基礎データとし、その電力量データに単位当たり価格を乗じることで金額データに変換し、その値で都道府県に按分する(図表2.2-6)。

図表2.2-6 電気業産出額の推計方法



(7) 全国値の分割

全国値を発電部門と送配電部門に分割する。その方法は、電力会社の発電部門産出額合計と送配電部門産出額合計の比率で分割する。なお、全国値には、R&Dと自社開発ソフトウェアの産出額が含まれている。

a. 電力会社の産出額の推計

対象とする電力会社は、東京電力などのいわゆる10電力会社(分社化により、

発電、送配電、販売を個別に担う子会社が設立された場合は、それらを含む)、(株) J E R A、電源開発、日本原子力発電、地方公営企業（電気事業の法適用と法非適用）とする。

産出額の推計で用いるデータは、電力会社の財務諸表（損益計算書）及び地方公営企業（電気事業）の決算書より求める。なお、地方公営企業のうち、法非適用企業については、入手できる費目に限りがあるため、法適用企業の細部項目に準じて細分化する。

電力会社産出額

$$= (\text{電灯料} + \text{電力料} + \text{地帯間販売電力料} + \text{他社販売電力料} + \text{託送収益}) \\ - (\text{地帯間購入電力料} + \text{他社購入電力料} + \text{接続供給託送料})$$

b. 電力会社産出額の発電部門と送配電部門の分割

(a) 10電力会社、(株) J E R A、電源開発、地方公営企業

電力会社の財務諸表（損益計算書）より発電費用と送配電費用を求め、その比率で産出額を分割する。

なお、(株) J E R Aは、東京電力と中部電力に取引額の割合で配分する。

$$\text{発電部門産出額} = \text{各電力会社産出額} \times \text{発電部門分割比率}$$

$$\text{送配電部門産出額} = \text{各電力会社産出額} \times \text{送配電部門分割比率}$$

$$\diamond \text{発電部門分割比率} = \text{発電部門費用} \\ / (\text{発電部門費用} + \text{送配電部門費用})$$

$$\diamond \text{送配電部門分割比率} = \text{送配電部門費用} \\ / (\text{発電部門費用} + \text{送配電部門費用})$$

$$\diamond \text{発電部門費用} = \text{水力発電費} + \text{汽力発電費} + \text{原子力発電費} \\ + \text{内燃力発電費} + \text{新エネルギー等発電費}$$

$$\diamond \text{送配電費用} = \text{送電費} + \text{変電費} + \text{配電費} + \text{販売費}$$

(b) 日本原子力発電

全て発電部門産出額とする。

c. 国の産出額の分割

$$\text{国の発電部門産出額} = \text{全国値} \times \text{発電部門分割比率}$$

$$\text{国の送配電部門産出額} = \text{全国値} \times \text{送配電部門分割比率}$$

$$\diamond \text{発電部門分割比率} = \text{電力会社の発電部門産出額合計} \\ / (\text{電力会社の発電部門産出額合計} \\ + \text{電力会社の送配電部門産出額合計})$$

$$\diamond \text{送配電部門分割比率} = \text{電力会社の送配電部門産出額合計} \\ / (\text{電力会社の発電部門産出額合計} \\ + \text{電力会社の送配電部門産出額合計})$$

ここで、

・ 電力会社の発電部門産出額合計

- ： b. で推計する電力会社別発電部門産出額の合計。
- ・ 電力会社の送配電部門産出額合計
- ： b. で推計する電力会社別送配電部門産出額の合計。

(イ) 全国値の各県への按分

発電部門、送配電部門別の全国値を各県へ按分する。

県別発電部門産出額＝全国発電部門産出額×発電部門分割比率

県別送配電部門産出額＝全国送配電部門産出額×送配電部門分割比率

◇ 発電部門分割比率＝自県発電金額／各県発電金額の全国合計

◇ 送配電部門分割比率＝自県消費電力金額
／各県消費電力金額の全国合計

◇ 自県発電金額＝自県発電量×該当電力会社の発電部門単位価格

◇ 自県消費電力金額＝自県電力消費量
×該当電力会社の送配電部門単位価格

ここで、

- ・ 自 県 発 電 量：『電力調査統計』（資源エネルギー庁）の都道府県別発電実績を使用する。該当電力会社の発電部門単位価格は、c. の方法で推計する。
- ・ 自県電力消費量：『電力調査統計』（資源エネルギー庁）の都道府県別電力需要実績を使用する。該当電力会社の送配電部門単位価格は、c. の方法で推計する。

a. 発電部門単位価格と送配電部門単位価格の推計

発電部門と送配電部門別に10電力会社別の販売電力量単位当たりの価格を推計する。

発電部門単位価格＝総合単位当たり価格×発電部門分割比率

送配電部門単位価格＝総合単位当たり価格×送配電部門分割比率

◇ 発電部門分割比率＝発電部門費用
／（発電部門費用＋送配電部門費用）

◇ 送配電部門分割比率＝送配電部門費用
／（発電部門費用＋送配電部門費用）

◇ 総合単位当たり価格＝消費料金収入／販売電力量

ここで、

- ・ 消費料金収入：各電力会社の「財務諸表」から電灯料＋電力料をとる。
- ・ 販 売 電 力 量：『電力調査統計』の電力会社別需要実績からとる。

b. 該当電力会社の発電部門単位価格

(a) 該当電力会社が1社の場合

該当電力会社の発電部門単位価格を使用する。

(b) 該当電力会社が2社以上の場合

該当電力会社の発電設備容量で加重平均した単位価格を使用する。

$$\text{発電部門単位単価} = \Sigma (i \text{ 電力会社の発電部門単位価格} \times \text{発電設備容量}) / \Sigma i \text{ 電力会社の発電設備容量}$$

ここで、

・ Σi : 該当電力会社の数。

各県の発電設備容量の総計は、『電力調査統計』（資源エネルギー庁）「都道府県別発電所数、出力数」から求め（原子力発電所を除く）、供給エリア以外に発電所が立地している電力会社の設備容量は、各電力会社の財務諸表から求める（原子力発電所を除く）。

$$\begin{aligned} \text{供給エリア電力会社の設備容量} \\ &= \text{各県発電設備容量総計} \\ &\quad - (\Sigma \text{供給エリア以外電力会社の県内設備容量}) \end{aligned}$$

c. 該当電力会社の送配電部門単位価格

(a) 該当電力会社が1社の場合

該当電力会社の送配電部門単位価格を使用する。

(b) 該当電力会社が2社以上の場合

該当電力会社の供給エリア人口で加重平均した単位価格を使用する。

$$\text{送配電部門単位単価} = \Sigma (i \text{ 電力会社の発電部門単位単価} \times i \text{ 電力会社の供給人口}) / \Sigma i \text{ 総供給人口}$$

ここで、

・ Σi : 該当電力会社の数。

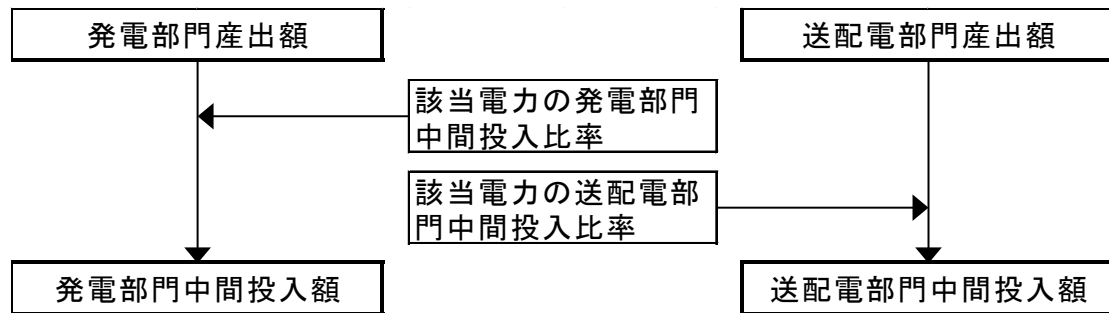
総供給人口は、『国勢調査』による供給エリアの市町村人口を使用する（国勢調査に基づく都道府県別推計人口を含む）。

イ. 中間投入額

中間投入額は、発電部門、送配電部門別に「a. 産出額」で推計した自県分の産出額に該当電力会社の中間投入比率を乗じて推計する（図表2.2-7）。

$$\begin{aligned} \text{発電部門中間投入額} &= \text{発電部門産出額} \\ &\quad \times \text{該当電力会社の発電部門中間投入比率} \\ \text{送配電部門中間投入額} &= \text{送配電部門産出額} \\ &\quad \times \text{該当電力会社の送配電部門中間投入比率} \end{aligned}$$

図2.2-7 電気業中間投入額の推計方法



(7) 10電力会社の中間投入比率

該当電力会社の中間投入比率は、10電力会社を対象として電力会社別に推計する。使用するデータは、各電力会社の財務諸表（明細書）から入手する。なお、（株）J E R Aは、東京電力と中部電力に取引額の割合で配分する。

a. 電力会社別（10電力会社）の発電部門の中間投入比率

発電部門中間投入比率＝発電部門中間投入額合計／発電部門産出額

ここで、

- ・ 発電部門産出額：「ア．産出額」で推計した10電力会社の値。
- ・ 発電部門中間投入額合計
：発電費の中間投入額と発送配電以外の中間投入額の一部（この計算方法はc．参照）。

発電費の中間投入額は、各電力会社の「電気事業営業費用明細書」から、以下の項目を取り、それらの合計とする。

表頭項目：水力発電費、汽力発電費、原子力発電費、内燃力発電費、新エネルギー等発電費。

表側項目：「図表2.2-8 中間投入対象項目」参照。

b. 電力会社別の送配電部門の中間投入比率

送配電部門中間投入比率＝送配電部門中間投入額合計／送配電部門産出額

ここで、

- ・ 送配電部門産出額：「ア．産出額」で推計した10電力会社の値。
- ・ 送配電部門中間投入額合計：送配電費の中間投入額と発送配電以外の中間投入額の一部（この計算方法はc．参照）。

送配電費の中間投入額は、各電力会社の「電気事業営業費用明細書」から、以下の項目を取り、それらの合計とする。

表頭項目：送電費、変電費、配電費、販売費。

表側項目：「図表2.2-8 中間投入対象項目」参照。

図表2.2-8 中間投入対象項目

No	明細書費目	発	送	他
1	厚生費のうち、一般厚生費	○	○	○
2	委託検針費		○	
3	委託集金費		○	
4	燃料費	○		
5	使用済燃料再処理等拠出金(*1)	○		
6	廃棄物処理費	○		○
7	特定放射性廃棄物処理費	○		
8	消耗品費	○	○	○
9	修繕費(*2)	○	○	○
10	補償費	○	○	○
11	託送料		○	
12	事業者間精算費		○	
13	委託費	○	○	○
14	原賠・廃炉等支援機構負担金(*3)	○		
15	普及開発関係費		○	○
16	養成費			○
17	諸費	○	○	○
18	共有設備費等分担額	○	○	
19	共有設備費等分担額(貸方)	○	○	
20	地帯間購入電源費	×	×	×
21	地帯間購入送電費	×	×	×
22	他社購入電源費	×	×	×
23	他社購入送電費	×	×	×
24	非化石証書購入費	×	×	×
25	接続供給託送料	×	×	×
26	使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分			○
27	電力費振替勘定(貸方)			○

- (注) 1. 中間投入対象項目は、有識者等による検討を経て特定。
2. 「地帯間購入電源費」～「接続供給託送料」は、産出額で記録済みのため、対象外。
3. 「発」、「送」、「他」の項目については、以下のとおり。
発：発電部門において計算対象になる項目。
送：送配電部門において計算対象になる項目。
他：発電・送配電部門以外において計算対象になる項目。
4. (*1)2015年度(平成27年度)以前は「使用済燃料再処理費等」及び「使用済燃料再処理等準備費」。
5. (*2)送配電部門において固定資本形成分を除外。
6. (*3)2013年度(平成25年度)以前は「原子力損害賠償支援機構負担金」。

c. 発送配電費用以外の費用の加算

発電費と送配電費で対象としなかった項目(休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料を除くその他)の中間投入額合計を発電費と送配電費用に按分する。

$$\text{発電費に加算する中間投入額} = \text{発送配電以外の中間投入額} \times \text{発電部門分割比率}$$

$$\text{送配電費に加算する中間投入額} = \text{発送配電以外の中間投入額}$$

×送配電部門分割比率

$$\diamond \text{発電部門分割比率} = \frac{\text{発電費中間投入額}}{(\text{発電費中間投入額} + \text{送配電費中間投入額})}$$

$$\diamond \text{送配電部門分割比率} = \frac{\text{送配電費中間投入額}}{(\text{発電費中間投入額} + \text{送配電費中間投入額})}$$

発送配電費以外の中間投入額は以下の項目を合計する。

表頭項目：休止設備費、貸付設備費、一般管理費、その他。

表側項目：「図表2.2-8 中間投入対象項目」参照。

(イ) 各県で使用する該当電力会社の中間投入比率

自県内で複数の電力会社が事業を行っている場合は、産出額の推計と同じ考え方により、使用する該当電力会社を設定して推計する。電力会社が1つの場合は、1社の中間投入比率を使用する。以下は複数の電力会社が事業を行っている場合の中間投入比率の推計方法である。

a. 該当電力会社の発電部門中間投入比率

発電部門の中間投入比率は、該当電力会社の発電部門中間投入額と発電部門産出額を発電設備容量で加重平均して算出する。

$$\text{発電部門の中間投入比率} = \frac{\text{該当電力会社の発電部門中間投入額}}{\text{該当電力会社の発電部門産出額}}$$

$$\diamond \text{該当電力会社の発電部門中間投入額} = \frac{\sum (i \text{ 電力会社の発電部門中間投入額} \times \text{発電設備容量})}{\sum i \text{ 電力会社の発電設備容量}}$$

$$\diamond \text{該当電力会社の発電部門産出額} = \frac{\sum (i \text{ 電力会社の発電部門産出額} \times \text{発電設備容量})}{\sum i \text{ 電力会社の発電設備容量}}$$

b. 該当電力会社の送配電部門中間投入比率

送配電部門の中間投入比率は、該当電力会社の送配電部門中間投入額と送配電部門産出額を供給エリア人口で加重平均して産出する。

$$\text{送配電部門の中間投入比率} = \frac{\text{該当電力会社の送配電部門中間投入額}}{\text{該当電力会社の送配電部門産出額}}$$

$$\diamond \text{該当電力会社の送配電部門中間投入額} = \frac{\sum (i \text{ 電力会社の送配電部門中間投入額} \times i \text{ 電力会社の供給人口})}{\sum i \text{ 総供給人口}}$$

$$\diamond \text{該当電力会社の送配電部門産出額} = \frac{\sum (i \text{ 電力会社の送配電部門産出額} \times i \text{ 電力会社の供給人口})}{\sum i \text{ 総供給人口}}$$

(2) 49ガス・熱供給業

ア. 産出額

ガス業の産出額＝ガス供給業者の営業収入額

熱供給業の産出額＝熱供給業者の営業収入額

ここで、

- ・ガス供給業者の営業収入額：事業者への直接照会又は損益計算書による。
- ・熱供給業者の営業収入額：事業者への直接照会又は損益計算書による。

ガス業のうち、公営分については、『ガス事業年報』（資源エネルギー庁）の業者を対象にし、直接照会若しくは損益計算書による。ガス供給が2県以上にわたる場合は、供給量の割合で分割する。

イ. 中間投入額

ガス業については、直接照会により原料費、電力費、材料費等をとる。あるいは県産業連関表の中間投入比率を使用する。

熱供給業については、熱供給業者への直接照会による。

これらの中間投入額合計に、FISIM消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

(3) 水道業（50上水道業、51工業用水道業）

ア. 産出額

水道業の産出額＝営業収入総額－受託工事収益－受水費

ここで、

- ・営業収入総額、受託工事収益、受水費：上水道事業及び工業用水道事業は、都道府県事業分を「公営企業決算の状況」よりとる。市町村事業分を法適用、法非適用簡易水道別に「地方公営企業決算の状況」よりとる。

イ. 中間投入額

事業決算書より動力費、修繕費、材料費、薬品費、その他の項目等を合算する。

合算した額に、FISIM消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

(4) 52廃棄物処理業

ア. 産出額

廃棄物処理業（市場生産者）の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の廃棄物処理業について「年度指数／暦年指数」を求める。

- ・分割比率:「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従業者数:『経済センサス-基礎調査』(総務省)より中分類「88 廃棄物処理業」(小分類「880管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く)の「民営」の従業者数の自県分の対全国比を求める(総数には政府分が含まれているため)。
- ・1人当たり現金給与:『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計(「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「R サービス業(他に分類されないもの)」を、『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の常用労働者数で加重平均して求める。
なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計(地方調査)』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「(4) 産出額・中間投入額を推計する際の留意点」、「③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(5) 89 (政府) 下水道

第2章第2節「17. 非市場生産者(政府)」を参照。

(6) 90 (政府) 廃棄物処理

第2章第2節「17. 非市場生産者(政府)」を参照。

5. 建設業

ア. 産出額

建設業は、「53建築業」、「54土木業」からなるが、県分割比率の使用するデータ区分、また補修工事は建築業と土木業とに分割推計できないことから、「(ア)建築工事・土木工事」、「(イ)補修工事」に分けて推計し、合算する。

(7) 建築工事・土木工事

$$\begin{aligned} \text{建築工事・土木工事の産出額} &= \text{建設投資推計額} \\ &\quad \times \text{出来高ベース工事高県分比率} \end{aligned}$$

ここで、

- ・建設投資推計額：『建設投資見通し』（国土交通省）よりとる。ただし、2015年度（平成27年度）より、「建築補修（改装・改修）」を別途集計しているため、「建築」から「建築補修（改装・改修）」を除く。
- ・出来高ベース工事高県分比率：
 - 『建設総合統計』（国土交通省）より建築工事（民間・公共）、土木工事（民間・公共）別の自県分の対全国比をとる。

また、上記で求めた産出額に、第2章第2節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

(イ) 補修工事

補修工事に関しては、資料の制約により上記で推計した建築工事・土木工事の産出額に『県産業連関表』から導いた比率を乗じることによって求める。

$$\text{補修工事の産出額} = \text{建築工事・土木工事の産出額} \times \text{建設補修率}$$

ここで、

- ・建築工事・土木工事の産出額
 - ：上記で推計した建築工事・土木工事の産出額。
- ◇建設補修率 = (「建設」の中の「建設補修」) / (「建設」－「建設補修」)
- 建設補修率の「建設補修」「建設」は次のとおり。
- ・基準年次：『県産業連関表』よりとる。
 - 「建設」とは、統合大分類「41建設」を指し、統合小分類「4111住宅建築」、「4112非住宅建築」、「4121建設補修」、「4131公共事業」、「4191その他の土木建設」に相当する。
- ・補外・補間年次：建設補修率の補外・補間推計は、『県産業連関表』をベースとして、『建設工事施工統計調査』（国土交通省）の第6表「新設・維持・修繕工事別、発注者別、

工事種類別一元請完成工事高」による建設補修率で延長推計する。

ここで、建設補修率＝「維持・修繕」／「新設」

建設業の産出額の推計に当たっては、産出額のうち「政府建設投資分」について、「支出系列」で推計する「一般政府の総固定資本形成」の推計値との整合性を考慮する。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

6. 卸売・小売業

卸売・小売業は、(1)「55卸売業」、(2)「56小売業」からなる。

「55卸売業」、「56小売業」ともに、全国の産出額を『2007年（平成19年）及び2014年（平成26年）商業統計』等をもとに算出した各県の全国比で県別按分してベンチマーク（2006、2013年度）を推計する。そのベンチマークを『商業動態統計』で補外推計する。

なお、卸売業については、2014年度（平成26年度）以降推計対象となる公的企業はない。

(1) 55卸売業

ア. 産出額（ベンチマーク年）

商業活動の産出額は流通段階で行われた財の取引で発生したマージン額と商業活動から派生した附帯サービス額の合計及び商業活動との境界が付けにくい生産活動も商業の産出とする。

商業活動での同一企業内の本支店間移動は、財の経済的取引でなく、単なるものの移動である。また製造業の販売事業所（本店が製造業の支店）での販売は、製造業者（本店）の出荷価格と同じ生産者価格での販売であり、卸売業としての卸マージンは発生せず、JSNA上では卸売業でなく、製造業に格付けされる。これらのことから、「本支店間移動」及び「製造業の販売事業所の販売分」は年間販売額から控除してベンチマークを推計するためのマージン額を推計する。この値を用いて、全国の産出額を県別按分してベンチマークを推計する。ベンチマーク年以外は、『商業動態統計』で補間・補外推計する。

卸売業の産出額＝全国値×卸売業分割比率

ここで、

・卸売業分割比率：自県分の産業別卸売業年間販売額等の対全国比。

◇卸売業年間販売額等＝（卸売業年間販売額－本支店間移動
－製造業の販売事業所分）×卸売業マージン率
＋その他の収入額

◇卸売業マージン率＝（商業企業の年間商品販売額
－商業企業の年間商品仕入額）
／商業企業の年間商品販売額

ここで、

・卸売業年間販売額：卸売業（産業別）の年間商品販売額を『商業統計表』（第2巻 産業編 都道府県表 第2表）（経済産業省）よりとる。

・本支店間移動：卸売業（産業別）の本支店間移動販売額（販売先→卸売→本支店間移動→年間商品販売額）を『商業統計表』（第2巻 産業編 都道府県表 第11表）よりとる。

・製造業の販売事業所分：

『商業統計表』（第2巻 産業編 都道府県表 第9表）の「製造業の販売事業所」よりとる。
 なお、製造業の販売事業所分は法人組織の事業所における製造業の販売事業所の年間商品販売額である。

- ・全国値及び販売額の年度転換：

全国値及び『2014年（平成26年）商業統計』は、暦年値であるため、『商業動態統計』（経済産業省）を用いて年度転換を行う。

- ・商業企業：『商業統計表』（第1巻 産業編（総括表） 第22表）の法人組織の事業所における卸売業（産業別）。

- ・マージン率の年度転換：

『四半期別法人企業統計』（財務省）を用いて、年度転換を行う。例えば、『商業統計表』の調査期間が調査年の前年7月から調査年6月までの場合、以下のように行う。

『四半期別法人企業統計』（財務省）より、「4月～翌年3月の平均粗利益率／7月～翌年6月の平均粗利益率」による。

なお、平均粗利益率は「卸売業の（当該期間売上高－当該期間売上原価）／当該期間売上高」による。

- ・その他の収入額：年間販売額（年度転換済値）にその他の収入額率（全国値）を乗ずることによって求める。
 その他の収入額率は、『商業統計表』（第1巻 産業編（総括表） 第4表）より「卸売業（産業別）のその他の収入額（全国値）／年間商品販売額（全国値）」による。

※『商業統計表』は周期調査のため、非公表年においては補外、補間推計を行う必要がある。具体的な推計方法は、【付：商業の補外、補間方法】を参照。

イ. 中間投入額

卸売業の中間投入額は「運賃」、「荷造費」、「広告宣伝費」、「消耗品費」、「販売員旅費」、「その他販売費」、「福利厚生費」、「賃借料」、「交際費」、「その他」を範囲とし、『県産業連関表』の中間投入比率等を準用し推計する。

$$\text{県産業連関表の比率} = (\text{内生部門計} - \text{学術研究機関} \cdot \text{企業内研究開発} + \text{家計外消費支出}) / \text{県内生産額}$$

なお、上記によらない場合は、全国の中間投入比率を準用する。

(2) 56小売業

ア. 産出額（ベンチマーク年）

小売業の産出額＝全国値×小売分割比率

ここで、

- ・小売業分割比率：自県分の産業別小売業年間販売額等の対全国比。

$$\diamond \text{小売業年間販売額等} = (\text{小売業年間販売額} - \text{本支店間移動}) \\ \times \text{小売業マージン率} + \text{その他の収入額}$$

$$\diamond \text{小売業マージン率} = (\text{商業企業の年間商品販売額} \\ - \text{商業企業の年間商品仕入額}) \\ \div \text{商業企業の年間商品販売額}$$

ここで、

- ・小売業年間販売額：小売業（産業別）の年間商品販売額を『商業統計表』（第2巻 産業編 都道府県表 第2表）（経済産業省）よりとる。
- ・本支店間移動：小売業（産業別）の本支店間移動販売額（販売先→卸売→本支店間移動→年間商品販売額）を『商業統計表』（第2巻 産業編 都道府県表 第11表）よりとる。
- ・全国値及び販売額の年度転換：
 - 全国値及び『2014年（平成26年）商業統計』は、暦年値であるため、『商業動態統計』（経済産業省）を用いて年度転換を行う。
- ・商業企業：『商業統計表』（第1巻 産業編（総括表） 第22表）の法人組織の事業所における小売業（産業別）。
- ・マージン率の年度転換

：『四半期別法人企業統計』（財務省）を用いて、年度転換を行う。例えば、『商業統計表』の調査期間が調査年の前年7月から調査年6月までの場合、以下のように行う。

『四半期別法人企業統計』（財務省）より、「4月～翌年3月の平均粗利益率／7月～翌年6月の平均粗利益率」による。

なお、平均粗利益率は「小売業の（当該期間売上高－当該期間売上原価）／当該期間売上高」による。

- ・その他の収入額：年間販売額（年度転換済値）にその他の収入額率（全国値）を乗ずることによって求める。その他の収入額率は、『商業統計表』（第1巻

産業編（総括表） 第4表）より「小売業（産業別）のその他の収入額（全国値）／年間商品販売額（全国値）」による。

（注）『商業統計表』は周期調査のため、非公表年においては補外、補間推計を行う必要がある。具体的な推計方法は、【付：商業の補外、補間方法】を参照。

イ. 中間投入額

小売業の中間投入額は「運賃」、「荷造費」、「広告宣伝費」、「消耗品費」、「販売員旅費」、「その他販売費」、「福利厚生費」、「賃借料」、「交際費」、「その他」を範囲とし、『県産業連関表』の中間投入比率等を準用し推計する。

県産業連関表の比率＝（内生部門計＋家計外消費支出）／県内生産額

なお、上記によらない場合は、全国の中間投入比率を準用する。

【留意事項】

マージン率についての注意

- ・ 県の商業統計の公表物の中では、自県内企業のマージン率を公表している県もある。
- ・ このマージン率は県内に所在する本社・単独事業所の企業全体のマージン率である。自県内に商業事業所が所在しても他県に本社がある場合はカウントされず、他県にほとんどの事業所が分散されていても本社が自県にある場合はカウントされてしまう。
- ・ このような問題点に加え、本社・単独事業所が非常に少ない県の場合は、偏ったマージン率が算出されてしまい、都道府県間の比較上も問題が残る。
- ・ 以上から、全国平均マージン率を使用するのが望ましい。

【付：商業の補外、補間方法】

卸売・小売業の推計で利用する『商業統計表』は周期調査のために時系列処理を行う場合、補間と補外を行う必要がある。

（１）補外**① 産出額について**

『商業動態統計』の商業販売額の伸び率を用いてベンチマーク値を補外推計する。

② 中間投入額

以下の方法を参考にし、補正を行う。

「法人」、「個人商店」別にそれぞれの中間投入比率を求めた後、『商業統計表』の「法人」、「個人商店」の「年間販売額」で加重平均して中間年の中間投入比率を求める。

中間年中間投入比率＝県産業連関表の比率×補正率

ここで、

- ・ 補 正 率：（営業経費／産出額）の対前年度比による。
- ・ 営業経費：法人は『四半期別法人企業統計』より販売・一般管理費（除く人件費）をとる。個人商店は、『個人企業経済調査』（総務省）より営業費（除く人件費）をとる。
- ・ 産 出 額：上記①による。

（２）補間

一般的な補間の方法としては、補外値（補助系列データ）とベンチマーク・データとの乖離を等差平均で補間するか、幾何平均で補間するか２通りが考えられる。

ちなみに『商業動態統計』は『商業統計又は経済センサス活動調査』を母集団としてサンプル調査を行っており、その乖離を幾何平均で捉えて、以下の方法により『商業統計』の伸び率に則した補正を行っている。同様にベンチマーク・データに則した補正を適用する。

一般的な幾何平均による補間方法は以下のとおりである。

① ベンチマーク・データの伸び率

ベンチマーク・データの伸び率

$$= \text{今回ベンチマーク・データ} / \text{前回ベンチマーク・データ}$$

② 補助系列データの伸び率

前回商業統計公表値の年から今回商業統計公表値の年に至るまで、各年の補助系列データの伸び率を求める。

③ 補正係数の作成

補間期間における①、②の年平均乖離率（幾何平均）を計算し、補正係数とする。

$$\text{補正係数} \equiv \sqrt[5]{\frac{\text{ベンチマーク・データの伸び率}}{\text{期間内の各年の補助系列データの伸び率を掛け合わせたもの（5年分）}}}$$

④ 修正補助系列データ伸び率

修正補助系列データ伸び率＝補間したい年の補助系列データ伸び率×補正係数

⑤ 補間値の推計

1年目の補間値　＝前回ベンチマーク・データ×修正補助系列データ伸び率

2年目以降の補間値＝前年の補間値×修正補助系列データ伸び率

7. 運輸・郵便業

運輸・郵便業は、市場生産者である(1)「57鉄道業」、(2)「58道路運送業」、(3)「59水運業」、(4)「60航空運輸業」、(5)「61その他の運輸業」、(6)「62郵便業」と、非市場生産者である(7)「91(政府)水運施設管理」、(8)「92(政府)航空施設管理」からなる。

下記の産出額の推計方法において、基礎統計データから積み上げて推計する場合には、第2章第2節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

(1) 57鉄道業

ア. 産出額

鉄道業においては、駅を事業所とみなし、自県事業所より他県事業所までの輸送サービスについては、その産出額の全てを自県に記録することとする。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 58道路運送業

道路運送業は、「(ア)道路旅客業」、「(イ)道路貨物輸送業」に分けて推計する。

ア. 産出額

(ア) 道路旅客業

バス(乗合・貸切)、ハイヤー・タクシーについて、関係事業者に対する直接照会若しくは運輸局(陸運支局)資料より営業収益をとる。

上記によらなければ、以下のように推計する。

バス(乗合・貸切)、ハイヤー・タクシーの産出額＝営業収入×分割比率

ここで、

- ・営業収入：関係機関に直接照会。
- ・分割比率：『自動車輸送統計年報』(国土交通省)より輸送人員数の自県分の対全国比を求める。

(イ) 道路貨物輸送業

道路貨物輸送業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』(経済産業省)より第3次産業活動指数の道路貨物運送業について「年度指数/暦年指数」を求める。
- ・分割比率：『自動車輸送統計年報』(国土交通省)より輸送トン数

の自県分の対全国比を求める。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(3) 59水運業

水運業は、「(ア)外洋輸送業」、「(イ)沿海・内水面輸送業」、「(ウ)港湾運送業」からなる。

すべての推計項目を積上げ推計する場合には、第2章第2節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

ア. 産出額

(ア) 外洋輸送業

関係事業者に対する直接照会により営業収益がとれる場合はそれにより、とれない場合は次式による。

外洋輸送業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の外航貨物水運業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：『港湾統計』（国土交通省）より海上出入貨物における外国貿易貨物量（輸出）の自県分の対全国比を求める。

(イ) 沿海・内水面輸送業

関係事業者に対する直接照会により営業収益がとれる場合はそれにより、とれない場合は次式による。

沿海・内水面輸送業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の内航貨物水運業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
ここで、従業者数は『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「452 沿海海運業」及び「453 内陸水運業」の従業者数を用い、1人当たり現金給与は『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「H運輸業、郵便業」を用いる。
なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「(4)産出額・中間投入額を推計する際の留意点」「③時系列データが

安定しない場合の対応」を参照のこと。

(ウ) 港湾運送業

関係事業者に対する直接照会により営業収益がとれる場合はそれにより、とれない場合は次式による。

港湾運送業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の水運貨物運送業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：『港湾統計』（国土交通省）より海上出入貨物量（輸移出＋輸移入）の自県分の対全国比を求める。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(4) 60航空運輸業

すべての推計項目を積上げ推計する場合に、第2章第2節「19. 企業内研究開発分のR&D及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

ア. 産出額

直接照会により以下のように推計する。

直接照会によらない場合は、全国値の分割による。

(7) 直接照会による方法

「a. 定期航空」、「b. 不定期航空」、「c. その他（航空機使用事業）」に分けて推計する。

a. 定期航空

自県空港関係定期路線について、自県空港発便分の運賃収入（旅客・貨物・郵便物）をとる。

なお、国際線の場合、本邦航空輸送事業者に限らず、海外航空輸送事業者も含めて、自県内航空発便の収入をとる（以下、同じ）。

b. 不定期航空

自県空港発便分の運賃収入（旅客・貨物・郵便物）をとる。

c. その他（航空機使用事業）

操縦訓練、報道取材、写真撮影等の航空機使用事業についての収入をとる。

(イ) 分割による方法

「a. 国内線」、「b. 国際線」に分けて推計する。

a. 国内線

国内航空輸送業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数から「国内航空旅客運送」と「国内航空貨物運送」を加重平均した指数を求め、「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：『航空輸送統計』（国土交通省）の「国内定期航空空港間旅客流動表」の空港間旅客数に、「国内定期航空路線索引」の空港間キロ数を乗じる。

b. 国際線

国際航空輸送業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数から「国際航空旅客運送」と「国際航空貨物運送」を加重平均した指数を求め、「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：直接照会による“人キロ”により求める。これによれない場合は、乗客数（発便）で代用する。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(5) 61その他の運輸業

その他の運輸業は、「(ア)貨物運送取扱業」、「(イ)倉庫業」、「(ウ)こん包業」、「(エ)道路輸送施設提供業」、「(オ)水運施設管理・その他の水運附帯サービス業」、「(カ)航空施設管理・その他の航空附帯サービス業」、「(キ)旅行・その他の運輸附帯サービス業」からなる。なお、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が行う資源備蓄事業については、2015年（平成27年）基準の県民経済計算では「その他の運輸業」のうち「倉庫業」として扱う。

ア. 産出額

(7) 貨物運送取扱業

運輸局（陸運支局）資料等より貨物輸送取扱事業収入がとれる場合はそれにより、とれない場合は次式による。

貨物運送取扱業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の鉄道貨物運送業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。

- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「482 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）」の従業者数。
- ・1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「H運輸業、郵便業」を用いる。
 なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「（4）産出額・中間投入額を推計する際の留意点」「③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

（イ）倉庫業

倉庫業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の倉庫業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：『倉庫統計季報』（国土交通省）の「2. 普通倉庫 県別入庫・残高」より普通倉庫の年度平均月末在庫量の自県分の対全国比を求める。

（ウ）こん包業

こん包業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数のこん包業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「484 こん包業」の従業者数。
- ・1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「H運輸業、郵便業」を用いる。
 なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「（4）産出額・中間投入額を推計する際の留意点」「③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

(I) 道路輸送施設提供業

「a. 高速自動車道及び一般有料道路」、「b. 都市内有料道路」、「c. 地方公共団体有料道路」、「d. 路外駐車場」、「e. 自動車ターミナル」に分けて、直接照会により求める。

これによらない場合は、以下のように推計する。

a. 高速自動車道及び一般有料道路、b. 都市内有料道路

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の『決算に合わせて開示する高速道路事業関連情報』の「路線別営業収支差（高速道路会社情報の総括）」より料金収入をとる。

なお、道路が2県以上にまたがる場合は、次式により求める。

高速自動車道の産出額＝道路別料金収入×分割比率

ここで、

・道路別料金収入：『決算に合わせて開示する高速道路事業関連情報』よりとる。

・分割比率：道路延長キロの自県分割合を求める。

c. 地方公共団体有料道路（有料橋、有料トンネルを含む）

各県有料道路事業決算書、地方公営企業決算書若しくは対象事業所への直接照会により料金収入をとる。

d. 路外駐車場

路外駐車場の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の駐車場業について「年度指数／暦年指数」を求める。

・分割比率：『自動車駐車場年報』（国土交通省）の「都道府県別駐車場整備状況（累計）」より駐車可能台数（都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車施設）の自県分の対全国比を求める。

上記によらない場合は、公営分と民営分に分けて以下のとおり推計する。

・公営分：地方公営企業決算書より年間駐車場収入をとる。

民営分＝入場車1台当たり駐車料金×駐車可能台数×利用率

ここで、

・入場車1台当たり駐車料金

：事業者に対する直接照会若しくは地方公営企業決算書より「年間駐車場収入／年間延べ駐車台数」により求める。

・駐車可能台数：『自動車駐車場年報』（国土交通省）の「都道府県別駐車場整備状況（累計）」より都市計画駐車場、届出駐車場及び附置義務駐車施設の駐車可

能台数を取り、そこから公営分の駐車可能台数を控除した後、年ベースに換算する。

- ・利 用 率：県駐車場協会若しくは県主管課に対する直接照会による。

e. 自動車ターミナル

関係事業者に対する直接照会により営業収益をとる。

(f) 水運施設管理・その他の水運附帯サービス業

水運施設管理・その他の水運附帯サービス業の産出額

$$= \text{全国値} \times \text{年度転換比率} \times \text{分割比率}$$

ここで、

- ・年 度 転 換 比 率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の水運貨物運送業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分 割 比 率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従 業 者 数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「489 その他の運輸に附帯するサービス業」の従業者数。
- ・1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「H運輸業、郵便業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「（4）産出額・中間投入額を推計する際の留意点」「③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

(g) 航空施設管理・その他の航空附帯サービス業

飛行場所在県においてのみ記録する。

航空施設管理・その他の航空附帯サービス業の産出額

$$= \text{全国値} \times \text{年度転換比率} \times \text{分割比率}$$

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の航空旅客運送業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分 割 比 率：（4）「60航空運輸業」の自県推計値分の対全国比率を求める。

(h) 旅行・その他の運輸附帯サービス業

「民泊産出額」のうちの仲介業者（プラットフォーム）への支払（仲介手数料）

料)とそれ以外に分けて推計した後、加算する。

旅行・その他の運輸附帯サービス業（プラットフォームへの支払（仲介手数料）以外）の産出額

$$= \text{全国値} \times \text{年度転換比率} \times \text{分割比率}$$

ここで、

- ・全国値：各県分の「民泊産出額」のうちの仲介業者（プラットフォーム）への支払（仲介手数料）は別途計算して、後で加算するため、全国値から全国分の仲介業者（プラットフォーム）への支払（仲介手数料）を控除する。
- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の旅行業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「483 運送代理店」及び「791 旅行業」の従業者数。
- ・1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「H運輸業、郵便業」を用いる。
 なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「(4) 産出額・中間投入額を推計する際の留意点」「③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

仲介業者（プラットフォーム）への支払（仲介手数料）の推計方法については、別途「11. 不動産業(1) 71 住宅賃貸業」を参照。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(6) 62郵便業

ア. 産出額

$$\text{郵便業の産出額} = \text{全国値} \times \text{年度転換比率} \times \text{分割比率}$$

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の郵便業（信書便事業を含む）について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：従業者数の対全国比。

- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「491郵便業（信書便事業を含む）」、「861郵便局」及び「862郵便局受託業」の従業者数。

なお、従業者1人当たりの生産性の地域格差はないものとする。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

（7）91（政府）水運施設管理

第2章第2節「17. 非市場生産者（政府）」を参照。

（8）92（政府）航空施設管理

第2章第2節「17. 非市場生産者（政府）」を参照。

8. 宿泊・飲食サービス業

宿泊・飲食サービス業は、(1)「63飲食サービス業」、(2)「64旅館・その他の宿泊所」からなる。

(1) 63飲食サービス業

ア. 産出額

飲食サービス業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の「飲食店、飲食サービス業」について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「76飲食店」（小分類「760管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）及び「77持ち帰り・配達飲食サービス業（小分類「770管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）」の従業者数合計。
- ・1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計（「L学術研究、専門・技術サービス業」、「M宿泊業、飲食サービス業」、「N生活関連サービス業、娯楽業」、「O教育、学習支援業」、「P医療、福祉」、「Q複合サービス事業」、「Rサービス業（他に分類されないもの）」）を、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数で加重平均して求める。

なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「(4) 産出額・中間投入額を推計する際の留意点」「③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 64旅館・その他の宿泊所

ア. 産出額

旅館・その他の宿泊所の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年 度 転 換 比 率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の宿泊業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分 割 比 率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従 業 者 数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「75宿泊業」（小分類「750管理、補助的経済活動を行う事業所」及び「75A会社・団体の宿泊所」を除く）の従業者数。
- ・1人当たり現金給与：8.「(1)63飲食サービス業」に同じ。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

9. 情報通信業

情報通信業は、(1)「65電信・電話業」、(2)「66放送業」、(3)「67情報サービス業」、(4)「68映像・音声・文字情報制作業」からなる。

下記の産出額の推計方法において、基礎統計データから積み上げて推計する場合には、第2章第2節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

なお、「娯楽作品原本」、「著作権等サービス」の産出額は、多様な業種の全国値に内包されている。

(1) 65電信・電話業

電信・電話業は、「(7)電信・電話業」、「(4)インターネット附随サービス業」からなる。

ア. 産出額

(7) 電信・電話業

a. 通信業（「固定電気通信業」、「移動電気通信業」）

直接照会若しくは『財務諸表』により自県分営業収益をとる。

これによらない場合は、以下のように推計する。

通信業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・全 国 値：固定電気通信業及び移動電気通信業の合計値。
- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の通信業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分 割 比 率：『テレコムデータブック 統計年報』（電気通信事業者協会）より電話発信回数（「固定電気通信業」については加入電話、「移動電気通信業」については携帯電話）の自県分の対全国比をとる。

b. 電気通信に附帯するサービス業

電気通信に附帯するサービス業の産出額

＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年 度 転 換 比 率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の通信業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分 割 比 率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従 業 者 数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「373電気通信に附帯するサービス業」の従業者数合計。

- ・1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「G情報通信業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「（4）産出額・中間投入額を推計する際の留意点③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

なお、2011年（平成23年）基準の「その他の通信サービス業」は、「郵便業」、「固定電気通信業」、「電気通信に附帯するサービス業」に分かれて内包されている。

（イ）インターネット附随サービス業

インターネット附随サービス業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率
ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数のインターネット附随サービス業について「年度指数／暦年指数」を求める。
 - ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
 - ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の中分類「40インターネット付随サービス業」（小分類「400管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数。
 - ・1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「G情報通信業」を用いる。
- なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「（4）産出額・中間投入額を推計する際の留意点③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 66放送業

放送業は、「(ア) 公共放送業」、「(イ) 民間放送業」、「(ウ) 有線放送業」からなる。

ア. 産出額

(7) 公共放送業

公共放送業の産出額＝受信料収入＋交付金収入

いずれの収入についても『NHK年鑑』及びNHK地方局への直接照会等による。

(イ) 民間放送業

民間放送業の産出額＝放送収入＋制作収入＋番組販売収入－代理店手数料
県内に放送設備を有する事業者に対する直接照会による。

(ウ) 有線放送業

有線放送業の産出額＝放送収入＋施設使用料収入

事業者に対する直接照会による。また、これによらなければ以下による。

有線放送業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より、第3次産業活動指数の放送業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「383 有線放送」の従業者数。
- ・1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「G情報通信業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「(4) 産出額・中間投入額を推計する際の留意点」「③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

イ. 中間投入額

以下の項目について、直接照会若しくは財務諸表よりとり、別途推計のFISIM消費額及び政府手数料を加算する。

項目は、材料費、賃借料、広告宣伝費、その他の経費（販売手数料、運搬費、その他の販売費、福利厚生費、交際費、試験研究費、外注加工費、電力料、ガス水道料、消耗品費、修繕費、その他の製造経費等）。

これによらない場合には、全国値の中間投入比率を準用する。

(3) 67情報サービス業

ア. 産出額

情報サービス業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の情報サービス業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の中分類「39情報サービス業」（小分類「390管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数。
- ・1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「G情報通信業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「(4) 産出額・中間投入額を推計する際の留意点」 「③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(4) 68映像・音声・文字情報制作業

ア. 産出額

映像・音声・文字情報制作業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より、第3次産業活動指数の「映像・音声・文字情報制作業」の「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の中分類「41映像・音声・文字情報制作業」（小分類「410管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数。
- ・1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用

労働者 1 人平均月間現金給与の「G情報通信業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第 2 章第 1 節「(4) 産出額・中間投入額を推計する際の留意点」「③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

10. 金融・保険業

売上高の50%以上が、①金融仲介活動、または、②補助的金融活動による機関は、金融機関に分類する。「金融機関」は、全ての我が国の居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業から成る。非金融法人企業の場合と同様、金融機関には、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれるとともに、金融機関は、政府の所有・支配に応じて、民間金融機関か公的金融機関に分かれる。

金融機関は、2011年（平成23年）基準以降、2008SNAを踏まえ、市場における活動や負債の流動性に応じて9つの内訳部門に区分される。具体的には、日本銀行、預金取扱機関、マネーマーケットファンド、その他の投資信託、公的専属金融機関、保険、年金基金、その他の金融仲介機関、非仲介型金融機関から成る⁹。県民経済計算では、「日本銀行」、「預金取扱機関」、「保険」、「年金基金」及び「その他の金融機関」に分けて推計する。なお、「預金取扱機関」はFISIM対象金融仲介機関を含み、「その他の金融機関」は非仲介型金融機関及びFISIM対象外金融仲介機関を指す。

（1）69金融業（保険、年金基金を除く）

ア. 産出額

金融業の産出額は、「日本銀行」、「預金取扱機関」及び「その他の金融機関」の産出額を、機関別にそれぞれ推計し合算する。

$$\begin{aligned} \text{金融業の産出額} &= \text{日本銀行の産出額} + \text{預金取扱機関の産出額} \\ &\quad + \text{その他の金融機関の産出額} \end{aligned}$$

各機関の産出額は以下のとおり。

$$\text{日本銀行の産出額} = \text{コスト総額}$$

$$\text{預金取扱機関の産出額} = \text{FISIM産出額} + \text{受取手数料}$$

$$\text{その他の金融機関の産出額} = \text{受取手数料}$$

また、上記で求めた産出額に、第2章第2節「19. 企業内研究開発分のR&D及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

以下、「(ア) 日本銀行の産出額」、「(イ) 預金取扱機関の産出額」、「(ウ) その他の金融機関の産出額」を推計する。

（ア）日本銀行の産出額

上述のとおりコスト総額。

$$\text{うち、市場産出分} = \text{受取手数料}$$

$$\text{非市場産出分} = \text{産出額} - \text{受取手数料}$$

（「非市場産出分」は東京都にのみ記録する。）

⁹ 2005年（平成17年）基準までは、金融機関の内訳部門は、民間金融機関、公的金融機関、中央銀行に分けられていた。

(イ) 預金取扱機関の産出額

a. FISIM産出額

FISIM産出額の推計は、全国値を按分する。なお、全国値にはフィナンシャルリースのFISIM産出額が含まれている。

FISIM産出額の推計は、県民経済計算では、預金取扱機関を民間・公的機関別、かつ、資金の借り手側FISIM・資金の貸し手側FISIM別¹⁰に推計する。

$$\begin{aligned} \text{FISIM産出額} &= \text{民間金融機関の（借り手側FISIM産出額} + \text{貸し手側FISIM産出額）} \\ &\quad + \text{公的金融機関の（借り手側FISIM産出額} + \text{貸し手側FISIM産出額）} \end{aligned}$$

(a) 民間預金取扱機関

$$\text{借り手側FISIM産出額} = \text{全国値} \times \text{分割比率}$$

$$\diamond \text{分割比率} = \text{県内貸出金残高} / \text{全国貸出金残高}$$

$$\text{貸し手側FISIM産出額} = \text{全国値} \times \text{分割比率}$$

$$\diamond \text{分割比率} = \text{県内預金残高} / \text{全国預金残高}$$

分割比率として使用する貸出金残高と預金残高は、それぞれ県別割合が得られる「国内銀行」、「信用金庫」、「労働金庫」及び「農業協同組合、漁業協同組合等」の残高を合算したものとする（図表2.2-9）。

$$\begin{aligned} \text{貸出金残高} &= \text{国内銀行の貸出金残高} + \text{信用金庫の貸出金残高} \\ &\quad + \text{労働金庫の貸出金残高} + \text{農協等の貸出金残高} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{預金残高} &= \text{国内銀行の預金残高} + \text{信用金庫の預金残高} \\ &\quad + \text{労働金庫の預金残高} + \text{農協等の預金残高} \end{aligned}$$

図表2.2-9 民間預金取扱機関の使用データ及び出所

機関	使用データ	出所
1. 国内銀行	貸出金（年度平残） 一般預金及び譲渡性預金（年度平残）	『日本銀行統計』（ホームページ）
2. 信用金庫	貸出金年度末残高 預金年度末残高	『全国信用金庫概況』（ホームページ）
3. 労働金庫	貸出金年度末残高 預金及び譲渡性預金年度末残高	各労働金庫資料
4. 農協等	貸出金年度末残高 預金年度末残高	農林中金総合研究所のホームページ

¹⁰ 資金の借り手側とは預金取扱機関から資金を借りる側（企業等）を指し、資金の貸し手側とは預金取扱機関への資金の貸し手側（預金側）を指す。以下、それぞれ「借り手側」、「貸し手側」と称す。

(b) 公的預金取扱機関（保険・年金基金を除く「その他の金融仲介機関」を含む）

県内所在の公的金融機関を推計対象とする。

借り手側FISIM産出額＝全国値×分割比率 1

◇分割比率 1＝県内貸出金残高／全国貸出金残高

貸し手側FISIM産出額＝全国値×分割比率 2

◇分割比率 2＝県内貯金残高／全国貯金残高

ここで、

・推計の対象機関：ゆうちょ銀行のみ

県内貸出金残高は県内所在の公的預金取扱機関の県内所管残高の合計であり、全国貸出金残高はすべての公的預金取扱機関の残高である。

県内貸出金残高＝ Σ （県内所在預金取扱機関（1～n）の県内所管残高）

全国貸出金残高＝ Σ （全国の公的預金取扱機関（1～N）の残高）

ここで、

・1～n：県内所在の公的預金取扱機関。

・1～N：全国の公的預金取扱機関。

県別の残高データが得られない機関については、国内銀行の貸出金残高等での代理指数で全国の残高を按分推計する。

b. 受取手数料

(a) 民間の預金取扱機関（「その他の金融仲介機関」を含む）

受取手数料＝全国値×分割比率

◇分割比率＝（県内貸出金残高＋県内預金残高）
／（全国貸出金残高＋全国預金残高）

ここで、

・全国値：預金取扱機関及びその他の金融仲介機関のFISIM対象機関の受取手数料合計。

・「県内貸出金残高」、「県内預金残高」、「全国貸出金残高」及び「全国預金残高」

：FISIM産出額推計に用いた分割指標の対象とした民間の預金取扱機関。

(b) 公的預金取扱機関（保険・年金基金を除く「その他の金融仲介機関」を含む）

民間の預金取扱機関に準ずる。

(c) その他の金融機関（非仲介型金融機関及びFISIM対象外金融仲介機関）の産出額

受取手数料＝全国値×分割比率

◇分割比率＝県内従業者数／全国従業者数

ここで、

- ・全 国 値：民間及び公的金融機関の非仲介型金融機関及びFISIM対象外の仲介型金融機関の受取手数料合計。
- ・従業者数：「経済センサス-基礎調査」による。中分類「65金融商品取引業、商品先物取引業」（小分類「650管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）、中分類「66補助的金融業等」（小分類「660管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数合計とする。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

（２）70保険業

保険業は「①生命保険」、「②年金基金」、「③非生命保険」からなる。下記で求めた産出額に、第２章第２節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

① 生命保険

生命保険は民間生命保険、公的生命保険からなる。

ア. 産出額

生命保険は、受取保険料と支払保険金の差額がその主たる収入源泉である。しかし、この額には保険サービス料のほかに貯蓄的要素も含まれるので、この分は保険契約者の持分として産出額を計算する上では除外する。生命保険の産出額（帰属サービス料）の推計式は、以下のとおりである。

生命保険サービス産出額＝受取保険料＋財産運用純益

－支払保険金－準備金純増額

◇財産運用純益＝利息配当収入－支払い利息

－財産運用益を源泉とする保険契約者配当

ここで、

- ・受 取 保 険 料：保険会社が被保険者から実際に受け取った保険料。
- ・支 払 保 険 金：保険会社が実際に支払った保険金。
- ・準備金純増額：将来発生する保険金支払いのための準備金で（危険準備金を除く責任準備金純増額＋支払備金純増額）。

＜生命保険の支出系列及び分配系列における記録について＞

需要サイドの「支出系列」からみると、生命保険の場合は家計のみがそのサービスを購入するために家計最終消費支出に記録される。

また、「分配系列」の所得支出勘定からみると生命保険相互会社は、保険加入者が生命保険企業の共同組織者とみなされ、保険料や保険金の受払が同一部門間取引と

なるために所得支出勘定には記録しない。

なお、生命保険準備金のうち家計持分は、家計の金融資産とみなされ、家計に全額帰属される。

主要な推計対象機関は、図表2.2-10のとおりである。

図表2.2-10 生命保険の主要な推計対象機関

区分	推計対象機関
民間生命保険	生命保険会社
	農業協同組合（共済事業）
	全国共済農業協同組合連合会
	全国共済水産業協同組合連合会
公的生命保険	全国労働者共済生活協同組合連合会
	株式会社かんぽ生命保険

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

② 年金基金

年金基金は民間年金基金、公的年金基金からなる。

ア. 産出額

年金基金の産出額（帰属サービス料）は、運営費用を積み上げることににより求める。

年金基金の「年金経理」の支出項目の資産運用に伴う運用報酬、業務委託費、コンサルティング料等を積上げ推計する。

<年金基金>

年金基金は、コストを積み上げて産出額を推計しており、この生産されたサービスは家計の最終消費支出となる。

また年金基金は、所得支出勘定の中で、金融機関である年金基金から家計が受け取る社会給付と、家計が年金基金（金融機関）へ払い込む現実社会負担を経常取引として記録する。

年金基金（金融機関）における負担と給付は家計の持分の変動と考え、その差額は「制度部門別所得支出勘定」において家計への戻し分として調整される（「年金受給権の変動調整」）。さらに同額が「金融勘定」における家計の金融資産である保険・年金準備金の増加として表れる。なお、推計対象となる年金基金（金融機関）の事業所が行政区域に存在しない場合は、「生産系列」では推計しないこととする。

具体的な推計方法は以下のとおりである。

当該機関の産出額＝全国値×分割比率

ここで、

・分割比率：事業所が管轄する区域の加入者数の対全国比。

推計対象となる年金基金としては図表2.2-11に示すものが挙げられる。

図表2.2-11 推計対象年金基金

区分	対象機関
民間年金基金	厚生年金基金・企業年金連合会 適格退職年金（注） 国民年金基金・同連合会 確定給付企業年金
公的年金基金	勤労者退職金共済機構 中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定） 独立行政法人農業者年金基金

（注）「適格退職年金」は2012年（平成24年）3月まで。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

③ 非生命保険

非生命保険は「(ア)民間非生命保険」、「(イ)公的非生命保険」、「(ウ)定型保証」からなる。

ア. 産出額

(ア) 民間非生命保険及び(イ) 公的非生命保険の産出額

非生命保険も生命保険と同様に、保険的要素のほかに貯蓄的要素を含むために、この分は保険契約者の持分として産出額を計算する上では除外する。非生命保険の産出額（帰属サービス料）の定義（推計式）は、以下のとおりである。

$$\text{非生命保険サービス産出額} = \text{受取保険料} + \text{財産運用純益} - \text{支払保険金} - \text{準備金純増額}$$

ここで、

- ・受取保険料：保険企業が被保険者から実際に受け取った保険料と受け取り事由があるものの未収の保険料の計。
- ・支払保険金：保険企業が実際に支払った保険金と支払い事由があるものの未払いの保険金（支払備金）の計。
- ・準備金純増額：将来発生する保険金支払に備えて積み立てておく準備金の純増額。
- ・財産運用純益：非生命保険の財産運用収益は保険契約者に帰属する分のみであり、責任準備金のうち保険料積立金に応じた

額となる。

$$\begin{aligned} \diamond \text{財産運用純益} &= (\text{利息配当収入} - \text{支払い利息} - \text{保険契約者配当}) \\ &\times \{(\text{責任準備金積立分} + \text{支払備金}) \\ &/ (\text{責任準備金} + \text{支払備金})\} \end{aligned}$$

(ウ) 「定型保証」の産出額

「定型保証」の産出額の定義（推計式）は以下のとおりである。

定型保証産出額 = 受取保証料 + 財産運用純益 - 純債務肩代わり

財産運用純益 = 利息配当収入 - 支払利息

純債務肩代わり = 貸し倒れ損失 - 償却債権取立益 + 貸倒引当金繰入
 - 貸倒引き当金戻入 + 保証損失引当金繰入
 - 保証損失引当金戻入

<非生命保険の支出系列及び分配系列における記録について>

需要サイドの「支出系列」からみると、非生命保険の産出（非生命保険サービス）は家計、対家計民間非営利団体、一般政府では最終消費支出に記録するが、市場生産者では、非生命保険はコストとみなされるため中間消費に記録される。

また、「分配系列」の所得支出勘定からみると、非生命保険企業（株式会社等）と保険加入者は支払いの対象が異なるので、各制度部門別に所得の移転として現れ、非生命保険会社は純保険料を受け取り、保険金を支払う。純保険料とは、被保険者の総支払額から非生命保険サービスを差し引いたものであり、それは保険金の額と等しい。

保 険 金：支払——金融機関（保険）

受取——各制度部門

純保険料：支払——各制度部門

受取——金融機関（保険）

純保険料と保険金は同額となる。

保険料を（a）、保険金を（b）、（責任準備金純増－財産運用益）を（c）とする
 と、

$$\begin{aligned} \text{純保険料} &= \text{総支払額} - \text{帰属サービス料} \\ &= (a - c) - (a - b - c) \\ &= (b) = \text{保険金} \end{aligned}$$

推計対象機関としては、図表2.2-12に示すものが挙げられる。

図表2.2-12 推計対象の非生命保険機関

区分	推計対象機関
民間非生命保険	本邦損害保険会社 外国損害保険会社 船主相互保険組合 漁船保険中央会 火災共済協同組合 農業共済組合 農業共済組合連合会 漁業共済組合 漁業共済組合連合会
公的非生命保険	地震再保険特別会計 食料安定供給特別会計（農業再保険勘定）（注１） 食料安定供給特別会計（漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定）（注２） 貿易再保険特別会計（注３） 自動車安全特別会計（保障勘定及び自動車事故対策勘定） 株式会社日本貿易保険（注４） 株式会社日本政策金融公庫（信用保険等業務勘定）（注５） 国立研究開発法人森林研究・整備機構（森林保険センター）（注６） 農業共済事業会計 交通災害共済事業会計
定型保証	全国信用保証協会 農林漁業信用基金（林業信用保証制度） 住宅ローン保証を提供する機関

（注１）2014年（平成26年）4月までは「農業共済再保険特別会計」として存在。

（注２）2014年（平成26年）4月までは「漁船普通保険勘定」、「漁船特殊保険勘定」、「漁船乗組員給与保険勘定」であったものを「漁船再保険勘定」に統合。

（注３）「貿易再保険特別会計」は2016年度（平成28年度）まで存在。

（注４）2016年度（平成28年度）までは「独立行政法人日本貿易保険」として存在。

（注５）2008年（平成20年）9月までは「中小企業金融公庫」として存在。

（注６）2016年度（平成28年度）までは「国立研究開発法人森林総合研究所（森林保険センター）」として存在。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

11. 不動産業

不動産業は、(1)「71住宅賃貸業」、(2)「72不動産仲介業」、(3)「73不動産賃貸業」からなる。

(1) 71住宅賃貸業

住宅賃貸業の産出額は、住宅の使用によって生ずるサービス、家計の使用するすべての住宅及び併用住宅の居住部分の粗賃貸料に相当し、持ち家（帰属家賃を含む）及び借家（借間も含む）の個人住宅のほか、給与住宅（帰属家賃を含む）及び各種の公営住宅も含む。また、住宅宿泊事業（以下、「民泊」という。）を記録するにあたり、持ち家の帰属家賃から民泊分を控除するとともに、民泊の産出額のうち、住宅宿泊サービス支払額を含める。

ア. 産出額

「支出系列」で推計した額（家賃）に、下記の民泊総産出額のうち「住宅宿泊サービス支払額」と自社開発ソフトウェアの産出額を加算する。

$$\begin{aligned} \text{産出額} &= \text{家賃（支出系列推計値から民泊部分を除いた値）} \\ &\quad + \text{民泊総産出額のうち自県分の「住宅宿泊サービス支払額」} \\ &\quad + \text{自社開発ソフトウェア} \end{aligned}$$

◇民泊総産出額のうち自県分

$$= \text{全国値} \times \text{分割比率（自県の民泊総産出額の対全国比）}$$

民泊の産出額推計は以下のとおり。

$$\text{民泊総産出額} = \text{民泊産出額（宿泊事業法）}$$

$$+ \text{民泊産出額（特区分）}$$

$$\text{◇民泊産出額（宿泊事業法）} = 1 \text{人} 1 \text{泊あたり宿泊料} \times \text{延べ宿泊者数（人泊）}$$

$$\text{◇民泊産出額（特区分）} = 1 \text{届出住宅当たり産出額} \times \text{認定施設数}$$

ここで、

- ・ 1人1泊あたり宿泊料：全国値。
- ・ 延べ宿泊者数（人泊）：観光庁の公表資料より。
- ・ 1届出住宅当たり産出額：観光庁の公表資料より算出した全国値を準用する。
- ・ 認定施設数：内閣府地方創生推進事務局公表資料より。
あるいは所管課へ直接照会による。

住宅宿泊サービス支払額、民泊仲介業者（プラットフォーム）への支払額（仲介手数料）は以下のとおり。

$$\text{住宅宿泊サービス支払額} = \text{民泊総産出額} \times 0.9$$

$$\text{民泊仲介業者支払額（仲介手数料）} = \text{民泊総産出額} \times 0.1$$

※国民経済計算に準拠して10%程度を民泊仲介業者（プラットフォーム）への支払（仲介手数料）とする。

また、民泊分を控除後の持ち家帰属家賃の推計は以下のとおり。

$$\text{民泊控除後持ち家帰属家賃} = \text{自県持ち家帰属家賃} - \text{自県の民泊控除額}$$

◇自県の民泊控除額＝全国の民泊控除額×民泊産出額対全国比

◇全国の民泊控除額＝全国持ち家帰属家賃×全国民泊面積割合

ここで、

- ・自県持ち家帰属家賃：第三部「支出系列」の第2章第1節「1. 家計最終消費支出」を参照。
- ・民泊産出額対全国比：自県の民泊総産出額の対全国比。
- ・全国持ち家帰属家賃：第三部「支出系列」の第2章第1節「1. 家計最終消費支出」を参照。
- ・全国民泊面積割合：民泊面積の持ち家面積に対する割合。

「(キ) 旅行・その他の運輸附帯サービス業」の産出額には、「民泊仲介業者支払額(仲介手数料)」を加算する。

民泊を対象とした産出額推計のうち、住宅宿泊事業法に基づく民泊の産出額推計の開始時期は、住宅宿泊事業法が施行された2018年度（平成30年度）とする。国家戦略特区法に基づく民泊の産出額推計は、認定された県、市の取組が開始された年度から推計を開始する。なお、全国で初めて東京都大田区が取組みを開始したのは2016年（平成28年）1月である。

また、2017年度（平成29年度）以前の国家戦略特区法に基づく民泊の産出額推計を行う場合、「1届出住宅当たり産出額」について、住宅宿泊事業法に基づく観光庁のデータを使うことができない。この点について、認定を受けている県、市の行政情報などで推計が可能であれば、その情報で産出額推計を行う。それが難しい場合は、2018年度（平成30年度）の「1届出住宅当たり産出額」を準用する。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 72不動産仲介業

ア. 産出額

不動産仲介業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の不動産取引業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』の中分類「68不動産取引業」（小分類「680管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）及び小分類「694不動産管理業」の従業者数合計。

- ・ 1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「K不動産業、物品賃貸業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「(4) 産出額・中間投入額を推計する際の留意点」「③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

なお、「全国値」には、「分譲住宅販売マージン」、「非住宅不動産の売買仲介手数料」を含む。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(3) 73不動産賃貸業

ア. 産出額

不動産賃貸業の産出額¹¹＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・ 年 度 転 換 比 率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の不動産賃貸業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・ 分 割 比 率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・ 従 業 者 数：『経済センサス-基礎調査』の小分類「691不動産賃貸業」の従業者数。
- ・ 1人当たり現金給与：上記(2)と同じ値を用いる。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

¹¹ 土地の賃貸料の受払いは所得支出勘定の財産所得の受払いであり、不動産賃貸業の生産ではなく、産出額には含まない。

12. 専門・科学技術、業務支援サービス業

専門・科学技術、業務支援サービス業は、(1)「74研究開発サービス」、(2)「75広告業」、(3)「76物品賃貸サービス業」、(4)「77その他の対事業所サービス業」、(5)「78獣医業」と、非市場生産者である(6)「96(政府)学術研究」、(7)「100(非営利)自然・人文科学研究機関」からなる。

(1) 74研究開発サービス

ア. 産出額

研究開発サービスの産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の学術・開発研究機関について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「71学術・開発研究機関」（小分類「710管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の「個人」及び「会社」の従業者数。
- ・1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計（「L学術研究、専門・技術サービス業」、「M宿泊業、飲食サービス業」、「N生活関連サービス業、娯楽業」、「O教育、学習支援業」、「P医療、福祉」、「Q複合サービス事業」、「Rサービス業（他に分類されないもの）」）を、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数で加重平均して求める。

なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「(4) 産出額・中間投入額を推計する際の留意点③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 75広告業

ア. 産出額

広告業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の広告業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』の中分類「73広告業」（小分類「730管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数。
- ・1人当たり現金給与：「(1) 74研究開発サービス」に同じ。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(3) 76物品賃貸サービス業

物品賃貸サービス業は、「(ア)物品賃貸業」、「(イ)貸自動車業」からなる。

ア. 産出額

(ア) 物品賃貸業（「(イ)貸自動車業」を除く物品賃貸業）

物品賃貸業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「70物品賃貸業」（小分類「700管理、補助的経済活動を行う事業所」及び小分類「704自動車賃貸業」を除く）の従業者数。
- ・1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「K不動産業、物品賃貸業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「(4) 産出額・中間投入額を推計する際の留意

点③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

なお、全国値は、リース区分に対応済みの産出額である。

(イ) 貸自動車業

運輸局（陸運支局）若しくはレンタカー協会への直接照会により営業収益がとれる場合はそれにより、とれない場合は次式による。

貸自動車業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の自動車賃貸業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より小分類「704自動車賃貸業」の従業者数。
- ・1人当たり現金給与：「(ア)物品賃貸業」に同じ。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(4) 77その他の対事業所サービス業

ア. 産出額

その他の対事業所サービス業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の「専門サービス業」、「技術サービス業」及び「職業紹介・労働者派遣業」の加重平均について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「72専門サービス業」（小分類「720管理、補助的経済活動を行う事業所」、「727著述・芸術家業」を除く）、中分類「74技術サービス業」（小分類「740管理、補助的経済活動を行う事業所」、「741獣医業」、「746写真業」を除く）、中分類「91職業紹介・労働者派遣業」（小分類「910管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）及び中分類「92その他の

12. 専門・科学技術、業務支援サービス業

事業サービス業」(小分類「920管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く)の従業者数合計。

- ・1人当たり現金給与：「(1)74研究開発サービス」に同じ。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(5) 78獣医業

ア. 産出額

獣医業の産出額＝全国値×分割比率

ここで、

- ・分割比率：『獣医師の届出状況（獣医師数）』の獣医事に従事する者のうち民間団体職員、個人診療施設の総数の自県分の対全国比を求める。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(6) 96（政府）学術研究

第2章第2節「17. 非市場生産者（政府）」を参照。

(7) 100（非営利）自然・人文科学研究機関

第2章第2節「18. 非市場生産者（非営利）」を参照。

13. 公務

第 2 章第 2 節「17. 非市場生産者（政府）」を参照。

14. 教育

市場生産者である(1)「79教育」と、非市場生産者である(2)「94(政府)教育」及び(3)「98(非営利)教育」からなる。

(1) 79教育

ア. 産出額

教育の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の学術・開発研究機関について「年度指数／暦年指数」を求める。
 - ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
 - ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より小分類「822職業・教育支援施設」及び「829他に分類されない教育、学習支援業」の「民営」の従業者数合計（総数には政府分が含まれているため）。
 - ・1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計（「L学術研究、専門・技術サービス業」、「M宿泊業、飲食サービス業」、「N生活関連サービス業、娯楽業」、「O教育、学習支援業」、「P医療、福祉」、「Q複合サービス事業」、「Rサービス業（他に分類されないもの）」）を、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数で加重平均して求める。
- なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「(4) 産出額・中間投入額を推計する際の留意点」「③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 94 (政府) 教育

第2章第2節「17. 非市場生産者 (政府)」を参照。

(3) 98 (非営利) 教育

第2章第2節「18. 非市場生産者 (非営利)」を参照。

15. 保健衛生・社会事業

市場生産者である(1)「80医療・保健」、(2)「81介護」と、非市場生産者である(3)「97(政府)保健衛生、社会福祉」及び(4)「101(非営利)社会福祉」からなる。

(1) 80医療・保健

医療・保健は、「①医療業」、「②保健衛生業」、「③社会福祉業」からなる。

① 医療業

ア. 産出額

下記で求めた産出額に、第2章第2節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

医療業の産出額の推計方法は、医療費支払者から医療機関への支払総額を「医療費総額」としてとらえる。医療費総額は、「保険適用となる傷病治療費」、「保険適用外の支払い(先端医療や不妊治療等)」からなる。

医療費総額は「保険適用となる傷病治療費」に「保険適用外の支払い」分を膨らまして推計する。

医療費総額＝保険適用となる傷病治療費×(1+保険外診療比率)

ここで、

- ・保険外診療比率：『経済センサス-活動調査』より自県分の「保険外診療収入／保険診療収入」を求める。

保険適用となる傷病治療費は、「(ア)公費負担分」、「(イ)保険者等負担分」、「(ウ)後期高齢者医療給付分(旧老人保健分)」、「(エ)患者負担分」に分けて推計する。

(ア) 公費負担分

公費負担分＝公費負担分(全国値)×分割比率

ここで、

- ・公費負担分(全国値)：『国民医療費』(厚生労働省)の「国民医療費、年次・制度区分別」より公費負担医療給付分をとる。
- ・分割比率：『年度統計』(社会保険診療報酬支払基金)の支部別管掌別診療報酬等確定金額より「支払総額－医療保険合計－老人保健」の自県分の対全国比を求める。

(イ) 保険者等負担分

保険者等負担分＝医療保険分＋国民健康保険分(高額療養費を含む)
＋その他の労働者災害補償分

ここで、

- ・医療保険分：『年度統計』の支部別管掌別診療報酬等確定金額より医療保険合計をとる。共済組合、組管掌健保については、療養附加給付分を加算する。
- ・国民健康保険分（高額療養費を含む）：
『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）の都道府県別医療費状況より「療養諸費保険者負担額＋高額療養費」を求める。
- ・その他の労働者災害補償分：
『労働者災害補償保険事業年報』（厚生労働省）、
『国家公務員災害補償統計』（人事院）、『常勤地方公務員災害補償統計』（地方公務員災害補償基金）よりとる。
なお、国家公務員災害補償分については、上記資料より全国値をとり、都道府県別在勤職員構成比『国家公務員給与等実態調査報告』で按分する。

これによらない場合は、次式による。

保険者等負担分＝保険者負担分（全国値）×分割比率

ここで、

- ・保険者等負担分（全国値）：
『国民医療費』（厚生労働省）の「国民医療費、年次・制度区分別」より医療保険給付分をとる。
- ・分割比率：『年度統計』の支部別管掌別診療報酬等確定金額より医療保険合計の自県分の対全国比を求める。

(ウ) 後期高齢者医療給付分（2008年（平成20年）4月から）

後期高齢者医療給付額については、『後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）』（厚生労働省）の「都道府県別医療費の状況」の「医療給付費の状況」より医療給付費合計をとる。

2008年（平成20年）3月までの区分は「旧老人保健分」であり、老人医療給付額を所轄機関の精算書よりとっていた。

これによらない場合は、次式による。

旧老人保健分＝老人保健分（全国値）×分割比率

ここで、

- ・老人保健分（全国値）：『国民医療費』（厚生労働省）による。
- ・分割比率：『年度統計』の老人保健医療給付状況より合計金額の自県分の対全国比を求める。

(I) 患者負担分

患者負担分は、「全額自費分」及び「公費又は保険の一部負担」からなる。

患者負担分＝患者負担分（全国値）×分割比率

ここで、

- ・患者負担分（全国値）：『国民医療費』（厚生労働省）の「国民医療費、年次・制度区分別」の患者等負担分をとる。
- ・分割比率：『年度統計』の支部別管掌別診療報酬等確定金額（総額）の自県分の対全国比を求める。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

なお、直接推計による場合の項目は、「図表2.2-13 医療業の項目対応表」の中間投入項目の合計に別途推計のFISIM消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

図表2.2-13 医療業の項目対応表

JSNA 項目	医療業の財務項目
中間投入（FISIM 以外）	薬品費 診療材料費 食事材料費 医療消耗備品費 消耗品費・備品費 光熱水費 修繕費 賃貸料 委託費 福利厚生費 その他経費（研究・研修、その他（医療）） その他（医業外費用－支払利息）
雇用者報酬	給与費
固定資本減耗	減価償却費
生産・輸入品に課される税	租税公課

（注）医療業の財務項目は、『病院経営実態調査報告』（全国公私病院連盟）より。

② 保健衛生業

ア. 産出額

保健衛生業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の「保健衛生」について「年度指数／暦年指数」を求める。

- ・ 分 割 比 率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・ 従 業 者 数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より小分類「842健康相談施設」及び「849その他の保健衛生」の「民営」の従業者数合計（総数には政府分が含まれるため）。
- ・ 1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計（「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「R サービス業（他に分類されないもの）」）を、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数で加重平均して求める。
 なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「（4）産出額・中間投入額を推計する際の留意点」「③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

③ 社会福祉業

ア. 産出額

社会福祉業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・ 年 度 転 換 比 率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の「社会福祉・介護事業」について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・ 分 割 比 率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比を求める。
- ・ 従 業 者 数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より小分類「853 児童福祉事業」、「85C 特別養護老人ホーム」、「85G 認知症老人グループホーム」、「85H 有料老人ホーム」、「85J その他の老人福祉・介護事業」、「855 障害者福祉事業」及び「859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業」うちの経営組織が個人、会社の

従業者数合計。

- ・ 1人当たり現金給与：「②保健衛生業」に同じ。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率（医療・保健）を準用する。

（2）81介護

ア. 産出額

介護サービスの産出額は、医療業と同様に、介護サービス費支払者から介護サービス機関への支払総額を「総介護サービス費」として捉える。

総介護サービス費は『介護保険事業状況報告』（厚生労働省）より推計する。同資料は刊行年度によって集計対象の月次期間が異なることから、所管の資料等も用いて年度値に修正する。

介護の産出額＝介護給付・予防給付費用額

＋市町村特別給付費用額＋自社開発ソフトウェア産出額

ここで、

- ・介護給付・予防給付費用額：「第8-1表 都道府県別保険給付 介護給付・予防給付（費用額）」の費用合計から福祉用具購入費と住宅改修費を差し引く。政令指定都市では「第8-1表 保険者別保険給付 介護給付・予防給付（費用額）」のデータを使用する（福祉用具購入費と住宅改修費を除く）。
- ・市町村特別給付費用額：「第12表 保険者別保険給付 市町村特別給付（費用額）」の費用合計をとる。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

（3）97（政府）保健衛生、社会福祉

第2章第2節「17. 非市場生産者（政府）」を参照。

（4）101（非営利）社会福祉

第2章第2節「18. 非市場生産者（非営利）」を参照。

16. その他のサービス

市場生産者である(1)「82自動車整備・機械修理業」、(2)「83会員制企業団体」、(3)「84娯楽業」、(4)「85洗濯・理容・美容・浴場業」、(5)「86その他の対個人サービス業(87分類不明を含む)」と、非市場生産者である(6)「95(政府)社会教育」、(7)「99(非営利)社会教育」及び(8)「102(非営利)その他」からなる。

(1) 82自動車整備・機械修理業

自動車整備・機械修理業は、「(ア)自動車整備業」、「(イ)機械修理業」からなる。

ア. 産出額

(ア) 自動車整備業

自動車整備業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の「自動車整備業(家庭用車両)」について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：各運輸局HPより「自動車保有車両数」の自県分の対全国比とする。

(イ) 機械修理業

機械修理業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の「機械修理業」について「年度指数／暦年指数」を求める。
 - ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
 - ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「901機械修理業（電気機械器具を除く）」及び「902電気機械器具修理業」の従業者数合計。
 - ・1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計（「L学術研究、専門・技術サービス業」、「M宿泊業、飲食サービス業」、「N生活関連サービス業、娯楽業」、「O教育、学習支援業」、「P医療、福祉」、「Q複合サービス事業」、「Rサービス業（他に分類されないもの）」）を、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数で加重平均して求める。
- なお、「サービス業計」を用いることとするが、

『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「(4) 産出額・中間投入額を推計する際の留意点③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 83会員制企業団体

ア. 産出額

会員制企業団体の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の複合サービス事業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より「Q複合サービス事業」の中分類「87協同組合（他に分類されないもの）」（小分類「870管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）及び小分類「931経済団体」の従業者数合計。
- ・1人当たり現金給与：「(1) 82自動車整備・機械修理業」の「(イ)機械修理業」に同じ。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(3) 84娯楽業

ア. 産出額

娯楽業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の娯楽業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。

- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「80 娯楽業」（小分類「800 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）及び小分類「727 著述・芸術家業」の従業者数合計。
- ・1人当たり現金給与：「（1）82自動車整備・機械修理業」の「(イ)機械修理業」に同じ。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

（4）85洗濯・理容・美容・浴場業

ア. 産出額

洗濯・理容・美容・浴場業の産出額＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の洗濯・理容・美容・浴場業について「年度指数／暦年指数」を求める。
- ・分割比率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「78 洗濯・理容・美容・浴場業」（小分類「780 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数。
- ・1人当たり現金給与：「（1）82自動車整備・機械修理業」の「(イ)機械修理業」に同じ。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

（5）86その他の対個人サービス業（「87分類不明」を含む）

ア. 産出額

その他の個人サービス業（分類不明を含む）の産出額

＝全国値×年度転換比率×分割比率

ここで、

- ・年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の「学習支援業」、「冠婚葬祭業」及び「写真業」を加重平均し「年度指数／暦年指数」を求める。

- ・分 割 比 率:「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・従 業 者 数:『経済センサス-基礎調査』(総務省)より小分類「014 園芸サービス業」、「823学習塾」、「824教養・技能教授業」、「746写真業」、中分類「79その他の生活関連サービス業」(小分類「790管理、補助的経済活動を行う事業所」及び小分類「791旅行業」を除く)、小分類「903表具業」及び「909その他の修理業」の従業者数合計。
- ・1人当たり現金給与:「(1) 82自動車整備・機械修理業」の「(イ)機械修理業」に同じ。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

中間投入比率は、全国値の中間投入比率を準用する。

(6) 95 (政府) 社会教育

第2章第2節「17. 非市場生産者 (政府)」を参照。

(7) 99 (非営利) 社会教育

第2章第2節「18. 非市場生産者 (非営利)」を参照。

(8) 102 (非営利) その他

第2章第2節「18. 非市場生産者 (非営利)」を参照。

17. 非市場生産者（政府）

非市場生産者である一般政府が行う経済活動は、無料又は経済的に意味のない価格で財貨・サービスを生産する活動である。経済的に意味のある価格か否かの判断は、原則、売上高が生産費用の50%を上回っているか否かを基準とする。一般政府の生産活動の産出額は、売上等のデータからは推計できないことから、経済活動に要した費用を積み上げて産出額を推計する（図表2.2-14）。

なお、一般政府の経済活動は、国及び県、市町村の行政機関のほか、社会保障給付を目的とする組織や独立行政法人など政府の強い監督下にあるものも含まれる（『国民経済計算年次推計』の「参考資料V 国民経済計算における政府諸機関の分類」を参照）。

図表 2.2-14 一般政府内の経済活動別（作業分類ベース）の会計区分等との対応

経済活動別 （作業分類）	中央政府等（準地域に存在）		地方政府等		
	中央政府 （地域事業所）	全国社会 保障基金	都道府県	市町村	地方社会 保障基金
89（政府）下水道	なし	なし	公営企業会計	公営企業会計	なし
90（政府）廃棄物処理	なし	なし	普通会計 または 公営企業会計	普通会計 または 公営企業会計	なし
91（政府）水運施設管理	海上保安庁等	なし	普通会計	普通会計	なし
92（政府）航空施設管理	航空管制	なし	普通会計	普通会計	なし
93（政府）公務	一般会計	基金・ 年金事務所	普通会計	普通会計	基金
94（政府）教育	国立大学法人等	なし	普通会計	普通会計	なし
95（政府）社会教育	国立博物館等	なし	普通会計	普通会計	なし
96（政府）学術研究	国立研究所	なし	個別機関決算書	個別機関決算書	なし
97（政府）保健衛生 ・社会福祉	検疫所等	なし	普通会計	普通会計	なし

推計方法は次のとおり。

県民経済計算においては、機関ごとの決算書データ等から以下の経済活動別（作業分類ベース）に推計することを基本とする。

中央政府の地域事業所、全国社会保障基金の地域事業所、都道府県、市町村、地方社会保障基金の5区分で推計を行う。

（1）中央政府の地域事業所の推計方法

中央政府の地域事業所については、機関ごとに経済活動別（作業分類ベース）を対応させて、財政収支調査等のデータから積上げ推計する。うち年金事務所（社会保険事務所）等は全国社会保障基金として集計を行うことに留意する。

（2）社会保障基金の推計方法

県内に所在する全国社会保障基金の地域事業所（本部・支部）、地方社会保障基金の事業所の経済活動に要する費用を積上げ推計する。社会保障基金は作業分類では公務に該当する。積上げ項目は①雇用者報酬、②中間投入額、③固定資本減耗であり、生産・輸入品に課される税は、少額と考えられることと資料の制約から県民経済計算で

は推計しないこととする。

（３） 地方政府の推計方法

地方政府については、決算書データ等から直接に経済活動別（作業分類ベース）に対応した推計ができない場合は、次の手順による。

① 地方政府全体の産出額（固定資本減耗を除く）の推計

地方政府の非市場生産者（政府）（９作業分類）全体の産出額（固定資本減耗を除く）を『決算書』により推計する。

② 事業会計等の独立した会計のある経済活動の推計

事業会計や独立した決算処理がなされている「89（政府）下水道」、「90（政府）廃棄物処理」、「91（政府）水運施設管理」、「92（政府）航空施設管理」、「96（政府）学術研究」の活動については、『決算書』ないしは関係機関への直接照会により産出額（固定資本減耗を除く）を推計する。

③ 他の経済活動の推計

上記①非市場生産者（政府）全体の産出額から②の独立した会計の経済活動の産出額を差し引いた残差を「その他の経済活動」の産出額（固定資本減耗を除く）とする。

地方政府の経済活動ごとの費目の対応は図表2.2-15のとおり。

図表2.2-15 地方政府の経済活動別対応費目

地方政府		決算書類	費 目
89	（政府）下水道	公営	
90	（政府）廃棄物処理	普通・公営	衛生費のうち清掃費
91	（政府）水運施設管理	普通	土木費のうち港湾費
92	（政府）航空施設管理	普通	土木費のうち空港費
93	（政府）公務	普通・社保	
94	（政府）教育	普通	教育費（除、うち教育総務費・社会教育費・体育施設費）
95	（政府）社会教育	普通	教育費のうち社会教育費
96	（政府）学術研究	なし	なし
97	（政府）保健衛生 ・社会福祉	普通	民生費（除、うち災害救助費）、衛生費（除、うち清掃費）

- （注） 1. 「費目」の記載は、普通会計・地方財政状況調査表の表章による。
 2. 「89（政府）下水道」と「93（政府）公務」は、『地方財政統計年報』（総務省）目的別・性質別歳出内訳表より「人件費」の割合をもって産出額（固定資本減耗を除く）を分割推計する。

経済活動別（作業分類ベース）と表章分類（付表）との対応は、図表2.2-16のとおりである。

図表2.2-16 経済活動と表章の対応

経済活動別（作業分類ベース）	表章分類（付表）
89 （政府）下水道	4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
90 （政府）廃棄物処理	4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
91 （政府）水運施設管理	7 運輸・郵便業
92 （政府）航空施設管理	7 運輸・郵便業
93 （政府）公務	13 公務
94 （政府）教育	14 教育
95 （政府）社会教育	16 その他のサービス
96 （政府）学術研究	12 専門・科学技術、業務支援サービス業
97 （政府）保健衛生・社会福祉	15 保健衛生・社会事業

（４）産出額

非市場生産者（政府）の経済活動別産出額は生産費用を積み上げて推計する。産出額は次式によって求められる。

非市場生産者（政府）の産出額＝①雇用者報酬＋②中間投入額＋③固定資本減耗
＋④生産・輸入品に課される税

① 雇用者報酬

決算書より、非市場生産者（政府）の経済活動ごとに、その雇用者の労働提供に対して支払う現金と現物による賃金、俸給と雇用者福祉のための社会保障基金その他に対する雇主の拠出金をとる。また、公務員住宅賃貸の差額家賃も加算する。

なお、ここで雇用者とは、非市場生産者（政府）の生産活動に従事する全ての就業者を指し、特別職の公務員や議員・委員等も含まれる。

② 中間投入額

非市場生産者（政府）の経済活動ごとに、次式によって推計する。

中間投入額＝(a)「決算書」の中間投入額
＋(b)FISIM消費額－(c)ソフトウェア
＋(d)日本銀行の非市場産出分

ただし、(d) 日本銀行の非市場産出分は、「93（政府）公務」のみ加算する。2015年（平成27年）基準では、当該処理は東京都のみ行う。

(a) 決算書の中間投入額

決算書から、「中間投入」該当項目をとる。

なお、「防衛装備品」に係る支出については除外する。

また、非市場生産者（政府）の経済活動が経常勘定において購入する新たな商品の購入から同種の中古財及び廃品・くずの純販売（販売－購入）を原則として控除

するが、中古財であっても他県から購入したものについては、中間投入額として記録する。

(b) FISIM消費額

別途、「分配系列」の第2章第4節「1. 利子」で推計する制度部門別FISIM消費額を用いる。

なお、県民経済計算においては非市場生産者（政府）の経済活動ごとのFISIM消費額は、「96（政府）学研究」を除いた各経済活動の雇用者報酬額の比率で分割する。

(c) ソフトウェア（受注型、パッケージ型のみ）

「ソフトウェア」は、決算書などから直接に控除することは困難であるため、次の方法で中間投入額から控除する。

（ソフトウェアの中間投入額からの控除）

ソフトウェアの額＝中間投入額に占めるソフトウェアの全国の比率
×自県分の中間投入額

◇自県分の中間投入額＝（a）「決算書」の中間投入額＋（b）FISIM消費額

◇中間投入額に占めるソフトウェアの全国の比率

＝ソフトウェアの全国値

／（中間投入額の全国値＋ソフトウェアの全国値¹²

－日本銀行の非市場産出分の全国値）

◇日本銀行の非市場産出分の全国値＝日本銀行の産出額の全国値

－日本銀行の受取手数料の全国値

なお、国民経済計算の「固定資本マトリックス」には政府について経済活動別データが表章されていないことから、政府の経済活動別ソフトウェアの推計は、「中間投入額に占めるソフトウェアの国の比率」を政府一律（全国値）として推計することとする。

(d) 「93（政府）公務」への日本銀行の非市場産出分のコスト加算

日本銀行が産出する3つのサービス、（i）金融仲介サービス、（ii）金融政策サービス、（iii）金融機関監督サービス¹³のうち非市場産出は、一般政府の支出として記録され、日本銀行の非市場産出を一般政府が購入して、消費した形を採る。

その結果、一般政府の中間投入額は、日本銀行の非市場産出額分だけ増加¹⁴し、一般政府の産出額も同額だけ増加することになる。

¹² 『国民経済計算年次推計』の附表22.「固定資本マトリックス」は、受注型、パッケージ型ソフトウェア以外に自社開発ソフトウェアも含んでいるが、JSNAでは一般政府部門、対家計民間非営利団体部門での自社開発ソフトウェアの産出はないものとしていることから、この表での両部門の数値については受注型、パッケージ型ソフトウェアのみが対象である。

¹³ 金融機関監督サービスはコストを賄う手数料を課しているかどうかで市場産出か非市場産出か記録する。国民経済計算では、日本銀行の産出額を決算書からコスト積上げで計測し、受取手数料（日本銀行の財務諸表では「受入手数料」と記載されている）を除いたものを、非市場産出としている。

¹⁴ 日本銀行の非市場産出を政府が購入する費用を賄うために、非市場産出の価値の分だけの経常移転が、中央銀行の支払、一般政府の受取として記録される。2015年（平成27年）基準の県民経済計算では、当該処理は東京都のみ行う。

加算する非市場産出額は、日本銀行の産出額から日本銀行の受取手数料を除いたものである。

なお、2015年（平成27年）基準では、当該処理は東京都のみ行う。

③ 固定資本減耗

非市場生産者（政府）の経済活動ごとに固定資本減耗を推計する。

$$\begin{aligned} \text{経済活動別固定資本減耗} &= \text{経済活動別産出額（固定資本減耗を除く）} \\ &\quad \times \text{全国の経済活動別固定資本減耗比率} \\ &\quad \text{（防衛装備品の固定資本減耗分を除く）} \end{aligned}$$

◇全国の経済活動別固定資本減耗比率

$$\begin{aligned} &= \text{全国の経済活動別固定資本減耗} \\ &\quad \text{（防衛装備品の固定資本減耗分を除く）} \\ &\quad \div \text{全国の経済活動別産出額} \\ &\quad \text{（固定資本減耗を除く）} \end{aligned}$$

中央政府等の地域事業所の固定資本減耗は、当該固定資産を所有する観念上の準企業に発生することとなり、当該地域事業所は、この準企業から固定資産を賃借し、準企業にレンタル料（固定資本減耗相当額）を支払うこととなる。

従来の推計と比べると、地域事業所の固定資本減耗がレンタル料の中間投入に置き換わっているが、固定資本減耗は準企業に発生している。このため、総生産に変化はない。また、勘定の表章においては、2011年（平成23年）基準同様の扱いとする。

④ 生産・輸入品に課される税

「生産・輸入品に課される税」は一般政府が支払主体となる項目である（第6章に記載される図表6-2のうち、一般政府が支払主体となるものが該当する。）。

該当項目としては、国有資産等所在市町村交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、消費税、自動車重量税等で、これらは照会調査、若しくは「歳入歳出決算書」、『地方財政統計年報』（総務省）よりとる。

なお、非市場生産者（政府）の経済活動ごとの生産・輸入品に課される税は、各経済活動の雇用者報酬額の比率で分割する。

18. 非市場生産者（非営利）

対家計民間非営利団体が行う経済活動は、無料又は経済的に意味のない価格で、サービスを家計へ提供する活動である。労働組合、政党、宗教団体等のほかに、私立学校の活動がこれに含まれる。非市場生産活動の産出額は、売上等のデータからは推計できないことから、活動に要した費用を積み上げて産出額を推計する。

経済活動別（作業分類ベース）ごとに全国値を分割して推計する。

経済活動別の作業分類単位で推計し、それぞれ表章分類に対応させる。

対応は、図表2.2-17のとおりである。

図表2.2-17 経済活動と表章の対応

経済活動別（作業分類ベース）	表章分類（付表）
98 （非営利）教育	14 教育
99 （非営利）社会教育	16 その他のサービス
100 （非営利）自然・人文科学研究機関	12 専門・科学技術、業務支援サービス業
101 （非営利）社会福祉	15 保健衛生・社会事業
102 （非営利）その他	16 その他のサービス

ア. 産出額

経済活動別非市場生産者（非営利）の産出額＝全国値×分割比率

ここで、

- ・ 分 割 比 率：「従業者数×1人当たり現金給与」の自県分の対全国比。
- ・ 従 業 者 数：『経済センサス-基礎調査』の該当従業者数の対全国比率による。
- ・ 1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の調査産業計の常用労働者1人平均月間現金給与を代用する。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「（4）産出額・中間投入額を推計する際の留意点③時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

イ. 中間投入額

中間投入額は、産出額に中間投入比率を乗ずることによって算出する。

非市場生産者（非営利）の経済活動別中間投入比率は、全国の活動別中間投入比率を準用する。

19. 企業内研究開発の R & D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額

(1) 企業内研究開発の R & D 産出額

① 経済活動別の企業内研究開発の R & D 産出額の推計

市場生産者の各経済活動の産出額を積み上げて推計している場合、この産出額は売上額等から推計されるため、R & D 産出分は含まれていない。企業内研究開発の R & D は各経済活動の副次的生産物として扱うことから、別途、企業内研究開発の産出額分を各経済活動に加算する必要がある。加算する県別の経済活動別企業内研究開発の産出額は全国値分割によって推計する。

経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額

= 全国の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額 × 分割比率

◇ 分割比率 = 県の「研究者・技術者」の経済活動別人数

／ 全国の「研究者・技術者」の経済活動別人数

ここで、

・「研究者・技術者」の経済活動別人数：『国勢調査』（総務省）。

経済活動別の産出額を推計するためには、従業地ベースの人数で県に分割することが望ましいが、『国勢調査』（総務省）での従業地ベースの「研究者・技術者」の県別公表データ（「表 1－1 従業地による産業（中分類）」）は全産業の人数のみで、産業別人数が得られない。そこで、居住地ベースでは職業別産業別データ（「表 1 1－2 就業者の産業・職業」）が県別に得られることから、居住地ベースの「研究者・技術者」の産業別構成比を用いて、従業地ベースの「研究者・技術者」人数を産業別に分割し、「研究者・技術者」の経済活動別県別人数データを作成し、これを分割指標とする。

(対応する経済活動)

農林水産業の一部

製造業

電気・ガス・水道業の一部

建設業

運輸・郵便業の一部

情報通信業

金融・保険業

保健衛生・社会事業のうち医療業

なお、全国の前経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額は暦年値であり、4 分の 1 移動法により年度値とする。最終年の第 4 四半期は、前年第 4 四半期値に暦年伸び率を乗じる。

19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額

② 推計単位別の企業内研究開発の R & D 産出額の推計

経済活動別よりも更に細かい推計単位の分類での企業内研究開発の R & D 産出額は、上記①で推計した県の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額を推計単位別に分割して推計する。

分割に際しては、上記①と同様に、「研究者・技術者」人数で推計単位別に分割推計することを基本とするが、推計単位別の「研究者・技術者」人数が得られない場合には、推計単位別の産出額（企業内研究開発の R & D 産出額を除く）を用いる。

ア. 推計単位の分類で「研究者・技術者」の人数が得られる場合

推計単位別企業内研究開発の R & D 産出額

＝県の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額

×県の「研究者・技術者」の推計単位別人数の構成比

ここで、

・県の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額

：上記①の「研究者・技術者」による分割推計。

・「研究者・技術者」の推計単位別人数

：『国勢調査』（総務省）。

◇県の「研究者・技術者」の推計単位別人数の構成比

＝県の「研究者・技術者」の推計単位別人数

／県の「研究者・技術者」の推計単位別人数合計

イ. 推計単位の分類で「研究者・技術者」の人数が得られない場合

上記①の「研究者・技術者」による分割推計で求めた県の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額を、県の推計単位別産出額（企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額を除く）の構成比で分割する。

なお、県の推計単位別産出額を全国値分割で推計している場合には、産出額に企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額を含むため、これを全国の企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額の比率で控除する。

推計単位別企業内研究開発の R & D 産出額

＝県の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額

×県の推計単位別産出額構成比

ここで、

・県の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額

：上記①の「研究者・技術者」による分割推計。

・県の推計単位別産出額：産出額を全国値分割で推計している推計単位については、次式で求める（企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額を除く）。

◇推計単位別産出額＝全国値分割推計による県の推計単位別産出額

×（1－全国の経済活動別企業内研究開発 R & D 及び自

19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額

社開発ソフトウェアの産出額比率)

◇全国の経済活動別企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額比率

$$= \frac{\text{全国の経済活動別企業内研究開発 R \& D 及び自社開発ソフトウェアの産出額}}{\text{全国の経済活動別産出額}}$$

ここで、

- ・全国値分割推計による県の推計単位別産出額
：企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額を含む。
- ・全国の経済活動別産出額：企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額を含む。

なお、全国の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額及び全国の経済活動別産出額は、暦年値であり、上記①と同様の方法で年度値に変換する。

(2) 自社開発ソフトウェアの産出額

市場生産者の各経済活動の産出額を積み上げて推計している場合、この産出額は売上額等から推計されるため、自社開発ソフトウェア産出分は含まれていない。自社開発ソフトウェア産出は各経済活動の副次的生産物として扱うことから、別途、自社開発ソフトウェア産出額分を各経済活動に加算する必要がある。加算する県別の経済活動別自社開発ソフトウェアの産出額は全国値の産出額比（自社開発ソフトウェア分を除く）によって推計する。

自社開発ソフトウェアは市場生産者のみ産出する。非市場生産者（政府）及び非市場生産者（非営利）は産出しない。

経済活動別自社開発ソフトウェア産出額

$$= \frac{\text{自県の経済活動別産出額（自社開発ソフトウェアを除く）} \times \text{（経済活動別自社開発ソフトウェア産出額（全国値））}}{\text{経済活動別産出額（自社開発ソフトウェアを除く、全国値）}}$$

なお、経済活動別自社開発ソフトウェア産出額（全国値）及び経済活動別産出額（全国値）は暦年値であり、4 分の 1 移動法により年度値とする。最終年の第 4 四半期は、前年第 4 四半期値に暦年伸び率を乗じる。

第3節 輸入品に課される税・関税

ア. 範囲

輸入品に課される税・関税は関税、輸入品に係る内国消費税からなる。

関税とは、関税定率表に基づいて輸入品に課す税である。

内国消費税とは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」で定義されているものである。

イ. 推計方法

輸入品に課される税・関税＝全国値×分割比率

ここで、

- ・全 国 値：資料上の制約により暦年値で代替する。
- ・分割比率：経済活動別県内総生産の「小計（経済活動の計）」の対全国比率で分割する。

なお、輸入品に課される税・関税の各経済活動における特定及び把握が難しいため、一括して欄外に記録する。

第4節（控除）総資本形成に係る消費税

第二部「支出系列」の第2章第3節2. 税額控除額の推計で求める総固定資本形成及び在庫変動の仕入税額控除できる消費税額の合計値を、同額一括控除する。

第3章 生産者価格表示の県内総生産

経済活動別産出額から、経済活動別中間投入額を差し引くことにより求める。

第4章 固定資本減耗

固定資本減耗は、知的財産生産物（コンピュータソフトウェア、研究・開発等）を含む全ての固定資産について通常の使用に基づく摩損及び損失（減価償却）に加え、予見される火災、風水害、事故等に伴う滅失（資本偶発損）を評価した額である。固定資本減耗は、全て時価（再調達価格）ベースで推計される。

（1）市場生産者の経済活動別固定資本減耗

市場生産者の経済活動ごとに、固定資本減耗を推計する。

$$\begin{aligned} \text{県別経済活動別固定資本減耗} &= \text{県別経済活動別産出額} \\ &\quad \times \text{全国の経済活動別固定資本減耗比率} \\ \diamond \text{全国の経済活動別固定資本減耗比率} &= \frac{\text{全国の経済活動別固定資本減耗}}{\text{全国の経済活動別産出額}} \end{aligned}$$

ただし、県民経済計算では「鉱物探査」は推計対象としていないが、この固定資本減耗は僅少であることから、当該計数を含んだ全国の経済活動別固定資本減耗比率を準用する。

地域によって経済活動別（作業分類ベース）の内訳部門での固定資本の装備状況が大きく異なる場合には、内訳部門ごとの固定資本減耗比率を用いることが望ましい。例えば、原子力発電設備がない県において、電気業全体の固定資本減耗比率を使用することは推計精度の観点から避けるべきである。発電設備の種類（水力、火力、原子力、その他）によって減耗比率は異なるからである。このような場合には、内訳部門の固定資本減耗比率は県産業連関表（基本分類）を利用することが考えられる。

（2）非市場生産者（政府）の経済活動別固定資本減耗

第2章第2節17. 非市場生産者（政府）を参照

（3）非市場生産者（非営利）の経済活動別固定資本減耗

非市場生産者（非営利）の経済活動ごとに固定資本減耗を推計する。

第3章	生産者価格表示の県内総生産
第4章	固定資本減耗
第5章	生産者価格表示の県内純生産

県別経済活動別固定資本減耗＝県別経済活動別産出額

×全国の経済活動別固定資本減耗比率

◇全国の経済活動別固定資本減耗比率＝全国の経済活動別固定資本減耗
／全国の経済活動別産出額

第5章 生産者価格表示の県内純生産

生産者価格表示の県内総生産から、固定資本減耗を差し引くことにより求める。

第6章 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

1. 生産・輸入品に課される税

1. 1 範囲と推計方法

(1) 範囲

生産・輸入品に課される税は、原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産者にとっては生産費用の一部を構成するものとみなされるという点で、「所得・富等に課される経常税」とは区別される。

例としては、関税、消費税、酒税等の内国消費税、不動産取得税、印紙税等の取引税、固定資産税、企業の支払う自動車税（種別割、環境性能割）などが挙げられる。住宅（含む土地）に対する固定資産税も、家賃の一部を構成するものとみなされ、生産・輸入品に課される税として扱われる。また、日本中央競馬会納付金など、特定の公的企業における利益の一部も財政収入を目的として徴収することから生産・輸入品に課される税に含まれる。なお、生産・輸入品に課される税は、生産者の付加価値の一部になると同時に、制度部門別所得支出勘定において、地方政府の受取として記録される。

(2) 推計方法

生産・輸入品に課される税は原則として納税した経済活動に記録することとし、[積上げによる方法] 又は[按分による方法] により推計する。

積上げによる場合は、(1)全ての経済活動（産業）が納税していると考えられる場合には、全ての経済活動に格付ける（不動産関係税等）。(2)特定の経済活動（産業）が納税していることが明確である場合には、当該経済活動（産業）に格付ける（酒税等）。

按分による場合は、全国値（経済活動別）を総生産の自県分の対全国比により分割する。

1. 2 積上げによる推計方法

1. 2. 1 全ての経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税

（税目及び課税主体は「図表6-2 生産・輸入品に課される税 経済活動別格付一覧表」（後掲）を参照）

(1) 市場生産者と非市場生産者の推計

「市場生産者」は、「①不動産関係税」、「②自動車関係税」、「③事業所税」、「④印紙収入」、「⑤消費税」、「⑥国際観光旅客税」別に推計する。

「非市場生産者」は、税制上の非課税等を考慮して、「①不動産関係税」、「②自動車関係税」のみ推計する。

① 市場生産者

『国税庁統計年報書』（国税庁）、『地方財政統計年報』（総務省）及び県主管課資料等により県（全国）納税額をとる（「図表6-2 生産・輸入品に課される税 経済活動別格付一覧表」参照）。

なお、ここで求めた納税額に非市場生産者分も含まれている場合は、「非市場生産者」で推計した額を控除する。

② 非市場生産者

ア. 非市場生産者（政府）

決算書又は直接照会により生産・輸入品に課される税額をとる。

イ. 非市場生産者（非営利）

全国値（生産・輸入品に課される税（控除）補助金）を総生産の自県分の対全国比により、分割する。

ウ. 不動産関係税分と自動車関係税分の分離（注）

市場生産者について〔積上げによる方法〕による場合には「ア.」「イ.」で求めた生産・輸入品に課される税額をそれぞれ不動産関係税分と自動車関係税分に分離し、さらに不動産関係税については性質別（a. 土地分、b. 家屋分、c. 償却資産分）に分離する。

不動産関係税分と自動車関係税分に分離する際には不動産関係税、自動車関係税の納税額（非市場生産者分控除前）の構成比を用いる。

不動産関係税について性質別（a. 土地分、b. 家屋分、c. 償却資産分）に分離する際には、不動産関係税の納税額（政府・非営利分控除前）の性質別（a. 土地分、b. 家屋分、c. 償却資産分）の構成比を用いる。

（注）「ウ.」で分離した生産・輸入品に課される税額は市場生産者の推計の際の納税額から控除すること。

（2）市場生産者の生産・輸入品に課される税を積上げにより推計する場合の具体的推計方法

① 不動産関係税

不動産取得税、固定資産税（特例分）、純固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、地価税（図表6-1）。

各税の納税額（〔生産・輸入品に課される税一覧表〕参照）を性質別（a. 土地分、b. 家屋分、c. 償却資産分）に分離してから経済活動別に分割する。なお、性質別（a. 土地分、b. 家屋分、c. 償却資産分）の段階で非市場生産者分を控除する。

図表6-1 不動産関係税の性質及び格付け

ア. 税目	イ. 性質	ウ. 格付け
(ア) 不動産取得税	a. 土地分 b. 家屋分 c. 償却資産分	各経済活動
(イ) 固定資産税(特例)		
(ロ) 純固定資産税		
(ハ) 特別土地保有税	a. 土地分 b. 家屋分 c. 償却資産分	各経済活動
(ニ) 都市計画税		
(ホ) 地価税		

ア. 税目

(ア) 不動産取得税

『道府県税の課税状況等に関する調』（総務省）の「土地調定額」及び「家屋調定額」の構成比をもって「a. 土地分」と「b. 家屋分」に分離する。

(イ) 固定資産税（特例）

「c. 償却資産分」とする。

(ロ) 純固定資産税

『地方財政統計年報』（総務省）の「土地」、「家屋」、「償却資産」を「a. 土地分」、「b. 家屋分」、「c. 償却資産分」に記録する。

(ハ) 特別土地保有税

「a. 土地分」とする。

(ニ) 都市計画税

「(ロ) 純固定資産税」における「a. 土地分」、「b. 家屋分」の構成比を準用する。

(カ) 地価税

「a. 土地分」とする。

イ. 性質

「ア. 税目・(ア)不動産取得税～(カ)地価税」の性質別（a. 土地分、b. 家屋分、c. 償却資産分）の計数をそれぞれ加算する。

ウ. 格付け

a. 土地分（住宅賃貸業分、その他の経済活動分に分割する）

(a) 住宅賃貸業分

住宅賃貸業分＝土地分の納税額×分割比率

ここで、

- ・分割比率：『固定資産の価格等の概要調書』（総務省）の「住宅用地に係る課税標準額」／「土地に係る課税標準額」とする。

(b) その他の経済活動分

その他の経済活動分は土地分から住宅賃貸業分を控除した残差とする。

また、各経済活動への分割比率は総生産を用いるが、住宅賃貸業（上記推計済）はゼロとする。

b. 家屋分

家屋分＝家屋分の納税額×分割比率

ここで、

- ・分割比率：全経済活動別の総生産を用いる。

c. 償却資産分

「b. 家屋分」の比率を準用するが、住宅賃貸業分は除く。

② 自動車関係税

自動車関係の税（自動車重量税、自動車重量税（譲与分）、自動車税（種別割、環境性能割）、軽自動車税（種別割、環境性能割））は家計が負担している部分があるので、便宜的に1/2を生産・輸入品に課される税とする。

自動車関係税＝納税額（非市場生産者分控除後）×経済活動別分割比率

ここで、

- ・納税額：「図表6-2 生産・輸入品に課される税 経済活動別格付一覧表」参照。
- ・経済活動別分割比率：次式により経済活動別自動車ストック額を推計し、この比率を用いる。

$$\begin{aligned} \diamond \text{経済活動別自動車ストック額} &= \text{県別経済活動別産出額} \\ &\quad \times (\text{経済活動別自動車ストック額（全国値）} \\ &\quad \text{／経済活動別産出額（全国値）}) \end{aligned}$$

ここで、

- ・県別経済活動別産出額：第1章での推計値をとる。

（注）税制改正により、2019年（令和元年）10月1日以降、「自動車税」は「自動車税（種別割）」に、「軽自動車税」は「軽自動車税（種別割）」に名称が変更された（制度は変わらず）。また、「自動車取得税」が廃止され、「自動車税（環境性能割）」が導入された。

③ 事業所税

事業所税＝納税額×経済活動別分割比率

ここで、

- ・経済活動別分割比率：経済活動別の総生産を用いるが、税制上の非課税を考慮して農林水産業、電気・ガス・水道・廃棄物処理業、運輸・郵便業のうち郵便業及び保健衛生・社会事業は除く。

④ 印紙収入

印紙収入＝納税額×経済活動別分割比率

ここで、

- ・納税額：「図表6-2 生産・輸入品に課される税 経済活動別格付一覧表」参照。
- ・経済活動別分割比率：経済活動別の総生産を用いる。

⑤ 消費税

消費税は「納税額」から「還付金」を控除し、「設備投資及び在庫投資に係る控除額」を加算したものとする。

しかし、「支出系列」（資本形成されたもの）では「設備投資及び在庫投資に係る控除額」が税額から控除されて記録されているため、「生産系列」においては「その他」の項目を設けて一括控除し、「支出系列」と「生産系列」を一致させることとする。

推計方法の概要は「市場生産者の消費税」は納税義務が生じた場所（事業所）と納税地（企業）が必ずしも一致しないことを考慮し、個人事業者（事業所ベース）は直接推計、法人（企業ベース）は全国分割とし、分割比率は税の性格から総生産（付加価値）を用いる。さらに、各経済活動部門への分割も総生産（付加価値）を用いる。

消費税額＝{納税額（a．個人事業者納税額＋b．法人納税額）
＋c．地方消費税－d．還付金額＋e．設備・在庫投資控除額}
×f．経済活動別分割比率

ここで、

- a．個人事業者納税額：各国税局の統計書よりとる「図表6-2 生産・輸入品に課される税 経済活動別格付一覧表」参照。

- b．法人納税額＝全国納税額×分割比率

ここで、

- ・全国納税額：『国税庁統計年報書』（国税庁）よりとる「図表6-2 生産・輸入品に課される税 経済活動別格付一覧表」参照。
- ・分割比率：非課税業種を考慮して（「f. 経済活動別分割比率」参照）総生産の対全国比を求める。
- c. 地方消費税：「地方財政統計年報」（総務省）より、地方消費税清算後収入額をとる。
- d. 還付金額＝全国還付金額×分割比率
ここで、
 - ・全国還付金額：『国税庁統計年報書』（国税庁）より、消費税の還付金額をとる。
 - ・分割比率：『国税庁統計年報書』（国税庁）より、消費税の収納済額の対全国比を求める。
- e. 設備・在庫投資控除額：「支出系列」で推計した全額（企業設備分＋在庫品増加分）を記録する。
- f. 経済活動別分割比率：「市場生産者」の各経済活動別部門への分割は総生産を用いるが、以下の特定業種の取扱いについては注意して行う。
 - i 金融業：FISIM分は消費税なし（手数料のみ課税対象）。
 - ii 保険業：保険業は非課税扱いのため消費税なし。
 - iii 不動産業（住宅賃貸業）：消費税なし。
 - iv 教育：学校教育法に規程する学校等については、非課税扱いとなるので消費税なし。
 - v 保健衛生・社会事業（医療・保健、介護）
：非課税扱いとなるので消費税なし。

⑥ 国際観光旅客税

「国際観光旅客税」は2008SNAに基づき、a. 居住者負担分のうち家計負担分は、所得・富等課される経常税のうちの「その他の経常税」、b. それ以外の負担分は、「生産に課されるその他の税」に記録する。なお、c. 非居住者負担分は、非居住者（県民ではない）が国（準地域に位置付ける）へ納付するため、県民経済計算では推計しない。b. については、「図表6-2 生産・輸入品に課される税 経済活動別格付一覧表」を参照いただきたい。

a. b. の推計方法は以下のとおりである。

$$\begin{aligned}
 \text{国際観光旅客税（日本人負担分）} &= \text{出国者数（日本人）} \\
 &\quad \div \text{出国者数（日本人＋外国人）} \\
 &\quad \times \text{国際観光旅客税（総額）} \\
 \text{国際観光旅客税（家計負担分）} &= \text{サービス旅行（業務外）} \\
 &\quad \div \text{サービス旅行（業務＋業務外）} \\
 &\quad \times \text{国際観光旅客税（日本人負担分）}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \text{国際観光旅客税（家計以外負担分）} = \text{国際観光旅客税（日本人負担分）} \\
 & \quad - \text{国際観光旅客税（家計負担分）} \\
 & \text{県の国際観光旅客税（家計負担分）} = \text{国際観光旅客税（家計負担分）} \\
 & \quad \times \text{県の日本人出国者数（住所地別）} \\
 & \quad \div \text{日本人出国者数（住所地別）} \\
 & \text{県の国際観光旅客税（家計以外負担分）} = \text{国際観光旅客税（家計以外負担分）} \\
 & \quad \times \text{県の従業地人口} \div \text{国の従業地人口} \\
 & \text{経済活動別国際観光旅客税（家計以外負担分）} \\
 & \quad = \text{県の国際観光旅客税（家計以外負担分）} \\
 & \quad \times \text{経済活動別分割比率}
 \end{aligned}$$

ここで、

- ・ 出国者数（日本人）：『出入国管理統計』（法務省）の日本人出国者数
- ・ 出国者数（日本人＋外国人）：『出入国管理統計』（法務省）の全出国者数
- ・ 国際観光旅客税：『租税及び印紙収入、収入額調』（財務省）より
- ・ サービス旅行（業務外）：
 - 『国際収支統計』（財務省）の業務外サービス旅行の支払額
- ・ サービス旅行合計（業務＋業務外）：
 - 『国際収支統計』（財務省）のサービス旅行の支払額
- ・ 日本人出国者数（住所地別）：
 - 『出入国管理統計』（法務省）の日本人出国者数
- ・ 県の日本人出国者数（住所地別）：
 - 『出入国管理統計』（法務省）の自県の日本人出国者数
- ・ 国の従業地人口：『国勢調査』（総務省）の全従業地人口
- ・ 県の従業地人口：『国勢調査』（総務省）の自県分の従業地人口
- ・ 経済活動別分割比率：経済活動別の総生産を用いる。

（注）1. 『出入国管理統計』（法務省）の住所地別データは、暦年値しか公表されていないため、暦年値を年度値とみなす。

2. 「従業地人口」は、国勢調査の値をベンチマークとして、国民経済計算及び県民経済計算で使用する「就業者数」で補外推計する。

なお、第2部「分配系列」の第2章 第2節 1. 所得・富等に課される経常税の箇所についても、上記と同様の記載をしている。

1. 2. 2 特定の経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税

「図表6-2 生産・輸入品に課される税 経済活動別格付一覧表」に沿っており、特定の経済活動にそれぞれ格付ける。

なお、国有資産等所在市町村交付金とは特別会計が市町村に対して支払う交付金であるため生産・輸入品に課される税とする。また、関税と輸入品商品税は産業別に配分せずに、「輸入品に課される税・関税」として一括計上する。

図表6-2 生産・輸入品に課される税 経済活動別格付一覧表（次頁に続く）

区分			税目		作業分類
中央	国税	一般会計	消費税		
			関税		
			酒税	*	飲料製造業
			たばこ税	*	たばこ製造業
			揮発油税	*	石油製品製造業
			石油ガス税	*	小売業
			航空機燃料税	*	航空運輸業
			石油石炭税	*	石油・原油・天然ガス 鉱業
			自動車重量税の1/2		
			とん税	*	水運業
			印紙収入		
			電源開発促進税	*	電気業
			国際観光旅客税のうち 居住者企業負担分		
			揮発油税（譲与分）	*	石油製品製造業
		特別会計	地方揮発油税	*	石油製品製造業
			たばこ特別税	*	たばこ製造業
			石油ガス税（譲与分）	*	小売業
			航空機燃料税（譲与分）	*	航空運輸業
			自動車重量税の1/2(譲与分)		
			特別とん税	*	水運業
	税以外	公納付金	日本中央競馬会納付金	*	娯楽業
			預金保険機構納付金	*	金融業
			環境再生保全機構賦課金収益		
			エネルギー対策特別会計納付金	*	石油・原油・天然ガス 鉱業
			特定アルコール譲渡者納付金	*	卸売業

（注）1. 上記中、「*」の税については、納税義務者が明らかであることから、該当経済活動に配分している。

2. 「」（空白）は、当該年の県内総生産比率等を用い、全経済活動に配分する。
ただし非課税の経済活動は除く。

3. 以下の印紙収入は「生産・輸入品に課される税」に該当しない。

「自動車特別会計 自動車検査登録勘定」の「検査登録印紙収入」

当該勘定は公的非金融企業に格付けされ、この印紙収入は「租税」ではなく、「検査登録手数料収入」として分類され、サービスの対価として公的非金融のサービスの産出額に記録される。

（前頁の続き）

区分			税目		作業分類
地方	都道府県税	普通税	地方消費税（清算処理後）		
			不動産取得税		
			固定資産税（特例分）		
			自動車取得税の1/2		2019年（令和元年）9月30日まで
			軽油引取税	*	卸売業
			自動車税（種別割、環境性能割）の1/2		
			鉱区税	*	石油・原油・天然ガス鉱業、その他の鉱業
			道府県たばこ税	*	たばこ製造業
			ゴルフ場利用税	*	娯楽業
			道府県法定外普通税	*	分類不明
		目的税	道府県法定外目的税		
		旧法による税	旧法による税	*	分類不明
	市町村税	普通税	固定資産税		
			軽自動車税（種別割、環境性能割）の1/2		
			鉱産税	*	石油・原油・天然ガス鉱業、その他の鉱業
			特別土地保有税		
			市町村たばこ税	*	たばこ製造業
			市町村法定外普通税	*	分類不明
		目的税	都市計画税		
			事業所税		
			入湯税	*	旅館・その他の宿泊所
			市町村法定外目的税		
		旧法による税	旧法による税	*	分類不明
	税以外	その他	収益事業収入	*	娯楽業
			発電水利使用料	*	電気業
			法定外目的税	*	当該産業（目的税に応じて格付ける）

区分			税目		作業分類
地方	税外	交付金	国有資産等所在市町村交付金等		公的活動の活動分類格付けに応じる。

（注） 1. 前頁の注を参照。

2. 国有資産等所在市町村交付金等には「国有提供施設等所在市町村助成交付金」を含む。

2.（控除）補助金

（1）推計の概要

① 概念・定義・範囲

補助金は、一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。制度部門別所得支出勘定では、地方政府の受取（控除項目）としてのみ記録される。

なお、非市場生産者が経常補助金を受け取ることはない。

非市場生産者（非営利）の経済活動や家計への経常的交付金は補助金ではなく経常移転として扱われる。また、市場生産者に対して、設備投資等をするために行われる移転は補助金ではなく資本移転に分類される。

法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。

食料安定供給特別会計の一般会計からの繰入は、経常補助金とみなす。

② 経済活動格付け

補助金の経済活動への格付けについては、補助金の内容や交付先を考慮して行う。

（2）推計方法

〔積上げによる方法〕又は〔按分による方法〕により推計する。

① 積上げによる方法

ア．中央政府から市場生産者への補助金、イ．地方政府経由の補助金、ウ．地方公営企業への補助金別に推計する。

ア．中央政府から市場生産者への補助金

補助金総覧、財政収支調査、決算統計などから、該当する国の補助金を各種指標により按分して、対応する経済活動に格付ける。

イ．地方政府経由の補助金

県分については、県決算書及び県主管課資料等よりとり、経済活動に格付ける。
市町村分については、地方財政状況調査等より積算する。

ウ．地方公営企業への補助金

県主管課資料等よりとり、図表6-3のように格付ける。

図表 6-3 地方公営企業への補助金格付け

目	経済活動
上水道	水道業
工業用水道	水道業
簡易水道	水道業
交通	運輸業
電気	電気業
ガス	ガス業
病院	医療・保健
港湾整備	運輸業
市場	卸売業
観光施設	その他の対個人サービス
宅地造成	建設業
有料道路	運輸業
駐車場整備	運輸業
介護サービス	介護
その他	その他の対個人サービス

② 按分による方法

全国値（経済活動別補助金）を総生産の自県分の対全国比により分割する。

第7章	県内純生産（要素費用表示）
第8章	雇用者報酬
第9章	営業余剰・混合所得

第7章 県内純生産（要素費用表示）

生産者価格表示の県内純生産から、生産・輸入品に課される税を差引き、補助金を加えることにより求める。

第8章 雇用者報酬

県内ベースの雇用者報酬を推計する。

第二部「分配系列」の推計方法を参照。

ただし、「政府」分及び「対家計民間非営利団体」分の雇用者報酬は「生産系列」で推計した値を使用する。

第9章 営業余剰・混合所得

県内純生産（要素費用表示）から、雇用者報酬を差し引くことにより求める。

第10章 連鎖方式による実質県内総生産（生産側）

連鎖方式の基本算式は以下のとおり。

$$LV_t = \frac{\sum_i P_{t-1}^i Q_t^i}{\sum_i P_{t-1}^i Q_{t-1}^i} \times LV_{t-1}$$

LV_t t 年度の実質値（連鎖方式）

P_t^i i 財の t 年度の価格指数

Q_t^i i 財の t 年度の実質値

県民経済計算においては、経済活動別（主要系列表1）の実質県内総生産を連鎖方式によって求める。

基本的には、使用するデフレーターは国民経済計算の暦年値を年度転換し、まず産出額、中間投入額の前年度基準の実質値を計算し、前年度基準の実質総生産額（＝実質産出額－実質中間投入額）を求める。

次に前年度基準の実質総生産の対前年度増減率を求め、これを推計開始年次の名目総生産額に順次乗じることによって、連鎖方式の実質総生産額を求める。

ここで使用する年度デフレーターは国民経済計算の暦年値を月次ないし四半期別価格指数で下記のように、年度転換する。

価格指数として使用する全国値のデフレーターは、国民経済計算の主要系列表3. 経済活動別国内総生産（デフレーター：連鎖方式）の表章項目に対応したデフレーターとする。

年度デフレーター＝暦年デフレーター（全国値）×（年度価格指数／暦年価格指数）

年度価格指数、暦年価格指数は、投入産出物価指数（日本銀行）等であり、具体的には、「表1 国民経済計算・生産系列連鎖DFの年度転換に用いるデータ」を参照。

県民経済計算での連鎖方式による実質化の計算手順の概略は、次のとおりである。

（記号）

LV_t : t 年度の実質値（連鎖方式） 2015暦年（平成27暦年）価格

P_t : t 年度のデフレーター（価格指数）
2015暦年（平成27暦年）＝1.00

Q_t : t 年度の実質値（数量）

d : 対前年度比

上添字 x : 産出

m : 中間投入

v : 総生産

i : 経済活動 $i = 1 \sim n$

s : 経済活動計（ $i = 1 \sim n$ の合計）

下添字 t : 年度 $t = 1 \sim T$ 。

なお、下記式の（a）は経済活動（市場生産者）別（i）の実質化、（b）は経済活動計（i=1～nの合計）の実質化に関する計算である。

① t 年度の前年度基準の実質産出額

= t 年度の名目産出額

／（ t 年度の産出デフレーター／ $t-1$ 年度の産出デフレーター）

$$(a) \quad P_{t-1}^{xi} Q_t^{xi} = \frac{P_t^{xi} Q_t^{xi}}{P_t^{xi} / P_{t-1}^{xi}}$$

$$(b) \quad P_{t-1}^{xs} Q_t^{xs} = \sum_{i=1}^n \frac{P_t^{xi} Q_t^{xi}}{P_t^{xi} / P_{t-1}^{xi}} = \sum_{i=1}^n P_{t-1}^{xi} Q_t^{xi}$$

② t 年度の前年度基準の実質中間投入額

= t 年度の名目中間投入額

／（ t 年度の中間投入デフレーター／ $t-1$ 年度の中間投入デフレーター）

$$(a) \quad P_{t-1}^{mi} Q_t^{mi} = \frac{P_t^{mi} Q_t^{mi}}{P_t^{mi} / P_{t-1}^{mi}}$$

$$(b) \quad P_{t-1}^{ms} Q_t^{ms} = \sum_{i=1}^n \frac{P_t^{mi} Q_t^{mi}}{P_t^{mi} / P_{t-1}^{mi}} = \sum_{i=1}^n P_{t-1}^{mi} Q_t^{mi}$$

③ t 年度の前年度基準の実質総生産額

= t 年度の前年度基準の実質産出額－ t 年度の前年度基準の実質中間投入額

$$(a) \quad P_{t-1}^{vi} Q_t^{vi} = P_{t-1}^{xi} Q_t^{xi} - P_{t-1}^{mi} Q_t^{mi}$$

$$(b) \quad P_{t-1}^{vs} Q_t^{vs} = \sum_{i=1}^n (P_{t-1}^{xi} Q_t^{xi} - P_{t-1}^{mi} Q_t^{mi}) = \sum_{i=1}^n P_{t-1}^{vi} Q_t^{vi}$$

④ t 年度の前年度基準の実質総生産額の対前年増減率

= t 年度の前年度基準の実質総生産額／ $t-1$ 年度の名目総生産額

$$(a) \quad dP_{t-1}^{vi} Q_t^{vi} = \frac{P_{t-1}^{vi} Q_t^{vi}}{P_{t-1}^{vi} Q_{t-1}^{vi}}$$

$$(b) \quad dP_{t-1}^{vs} Q_t^{vs} = \frac{P_{t-1}^{vs} Q_t^{vs}}{P_{t-1}^{vs} Q_{t-1}^{vs}}$$

⑤ t 年度の連鎖方式の実質総生産額の一次推計値（推計開始年は2011年度（平成23年度））

＝推計開始年（2011）年度の名目総生産額
 ×（2012）年度の前年度基準の実質総生産額の対前年増減率
 ×（2013）年度の前年度基準の実質総生産額の対前年増減率
 . . .
 ×T年度の前年度基準の実質総生産額の対前年増減率

$$(a) \quad P_{23}^{vi} Q_t^{vi} = P_{23}^{vi} Q_{23}^{vi} \times \prod_{t=24}^T dP_{t-1}^{vi} Q_t^{vi}$$

$$(b) \quad P_{23}^{vs} Q_t^{vs} = P_{23}^{vs} Q_{23}^{vs} \times \prod_{t=24}^T dP_{t-1}^{vs} Q_t^{vs}$$

⑥ t 年度の連鎖方式の実質総生産額（2015暦年（平成27暦年）基準）

＝ t 年度の上記⑤の一次推計値
 ×（2015年度（平成27年度）の2015暦年（平成27暦年）基準の実質総生産額／2015年度（平成27年度）の上記⑤の一次推計値）
 ◇2015年度（平成27年度）の2015暦年（平成27暦年）基準の実質総生産額
 ＝（2015年度（平成27年度）名目産出額／2015年度（平成27年度）産出デフレーター）
 －（2015年度（平成27年度）名目中間投入額／2015年度（平成27年度）中間投入デフレーター）

$$(a) \quad LV_t^i = P_{23}^{vi} Q_t^{vi} \times \frac{Q_{27}^{vi}}{P_{23}^{vi} Q_{27}^{vi}}$$

$$Q_{27}^{vi} = \frac{P_{27}^{xi} Q_{27}^{xi}}{P_{27}^{xi}} - \frac{P_{27}^{mi} Q_{27}^{mi}}{P_{27}^{mi}}$$

$$(b) \quad LV_t^s = P_{23}^{vs} Q_t^{vs} \times \frac{Q_{27}^{vs}}{P_{23}^{vs} Q_{27}^{vs}}$$

$$Q_{27}^{vs} = \sum_{i=1}^n Q_{27}^{vi}$$

なお、2011年（平成23年）基準改定より連鎖方式の計算方法の手順を上式の⑤⑥のよ
 うに改め、国民経済計算に準拠することとした。

また、表章についても、計算された連鎖方式による実質値を記録するものとする。

図表10-1 国民経済計算・生産系列連鎖D Fの年度転換に用いるデータ
（その1）産出額の年度転換（次頁に続く）

	産出額の年度転換データ		備考
	資料名	データ名あるいは項目	
1. 農林水産業			
（1）農業	「国内企業物価指数」 （日本銀行）	農産物、畜産物	統合（指数のウェイト）
（2）林業	同上	林産物	
（3）水産業	同上	水産物	
2. 鉱業	同上	鉱産物	
3. 製造業			
（1）食料品	「製造業部門別投入・産出物価指数」 （日本銀行）	飲食料品（産出）	統合（指数のウェイト）
（2）繊維製品	同上	繊維製品（産出）	
（3）パルプ・紙・紙加工品	同上	パルプ・紙・板紙・加工紙（産出）、紙加工品（産出）	
（4）化学	同上	化学製品（産出）	統合（指数のウェイト）
（5）石油・石炭製品	同上	石油・石炭製品（産出）	
（6）窯業・土石製品	同上	窯業・土石製品（産出）	
（7）一次金属	同上	鉄鋼（産出）、非鉄金属（産出）	統合（指数のウェイト）
（8）金属製品	同上	金属製品（産出）	
（9）はん用・生産用・業務用機械	同上	はん用機械（産出）、生産用機械（産出）、業務用機械（産出）	
（10）電子部品・デバイス	同上	電子部品（産出）	統合（指数のウェイト）
（11）電気機械	同上	電気機械（産出）	
（12）情報・通信機器	同上	情報・通信機器（産出）	
（13）輸送用機械	同上	輸送機械（産出）	統合（指数のウェイト）
（14）印刷業	同上	印刷・製版・製本（産出）	
（15）その他の製造業	同上	木材・木製品（産出） 家具・装備品（産出） なめし皮・毛皮・同製品（産出） ゴム製品（産出） プラスチック製品（産出） その他の製造工業品（産出）	
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業			
（1）電気業	「国内企業物価指数」 （日本銀行）	電力	統合
（2）ガス・水道・廃棄物処理業			
①（市場生産者） ガス・水道・廃棄物処理業	「国内企業物価指数」 （日本銀行）	都市ガス、水道	・①の統合：指数ウェイト
②（政府）下水道	「企業向けサービス価格指数」 （日本銀行）	下水道	・①②③の統合：国民経済計算の産出額ウェイト ・下水道と廃棄物処理の指数には、政府を含む
③（政府）廃棄物処理	同上	廃棄物処理	

第10章 連鎖方式による実質国内総生産（生産側）

（前頁の続き）

	産出額の年度転換データ		備考
	資料名	データ名あるいは項目	
5. 建設業	建設工事費デフレーター （国土交通省）	建設総合D F	
6. 卸売・小売業			
（1）卸売業	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	国内需要D F	
（2）小売業	同上	同上	
7. 運輸・郵便業	「企業向けサービス価格指数」（日本銀行）	運輸・郵便	運輸・郵便指数には政府を含む。
①（市場生産者） 運輸・郵便業			
②（政府）水運施設管理			
③（政府）航空施設管理			
8. 宿泊・飲食サービス業	「消費者物価指数」（総務省）	一般外食、宿泊料	統合（指数のウェイト）
9. 情報通信業			
（1）通信・放送業	「企業向けサービス価格指数」（日本銀行）	固定電気通信、移動電気通信、放送	統合（指数のウェイト）
（2）情報サービス・映像音声文字情報制作業	同上	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、新聞、出版	統合（指数のウェイト）
10. 金融・保険業	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	国内需要D F	
11. 不動産業			
（1）住宅賃貸業	「消費者物価指数」（総務省）	家賃	
（2）その他の不動産業	「企業向けサービス価格指数」（日本銀行）	不動産	
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業			統合
①（市場生産者） 専門・科学技術・業務支援サービス業	「毎月勤労統計」（厚生労働省）	賃金指数（全国、学術研究、専門・技術サービス、現金給与総額）	・①②③の統合：国民経済計算の産出額ウェイト
②（政府）学術研究	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	政府最終消費支出D F	
③（非営利）自然・人文科学研究機関	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	対家計民間非営利団体最終消費支出D F	
13. 公務	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	政府最終消費支出D F	
14. 教育			統合
①（市場生産者）教育	「毎月勤労統計」（厚生労働省）	賃金指数（全国、学術研究、専門・技術サービス、現金給与総額）	・①②③の統合：国民経済計算の産出額ウェイト
②（政府）教育	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	政府最終消費支出D F	
③（非営利）教育	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	対家計民間非営利団体最終消費支出D F	

（前頁の続き）

	産出額の年度転換データ		備考
	資料名	データ名あるいは項目	
1 5. 保健衛生・社会事業			統合
①（市場生産者） 保健衛生・社会事業	「消費者物価指数」（総務省）	保健医療サービス、介護料	・①の統合：指数ウェイト
②（政府）保健衛生、 社会福祉	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	政府最終消費支出 D F	・①②③の統合：国民経済計算の産出額ウェイト
③（非営利）社会福祉	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	対家計民間非営利団体最終消費支出 D F	
1 6. その他のサービス			統合
①自動車整備・機械修理業	「企業向けサービス価格指数」（日銀）	自動車整備、機械修理	・①～⑧の統合：国民経済計算の産出額ウェイト
②会員制企業団体	「毎月勤労統計」（厚生労働省）	賃金指数（産業計 現金給与総額）	
③娯楽業	「消費者物価指数」（総務省）	入場・観覧・ゲーム代	
④洗濯・理容・美容・浴場業	同上	理美容サービス	
⑤その他の対個人サービス業（分類不明含む）	同上	補習教育、月謝類	統合（指数のウェイト）
⑥（政府）社会教育	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	政府最終消費支出 D F	
⑦（非営利）社会教育	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	対家計民間非営利団体最終消費支出 D F	
⑧（非営利）その他	同上	同上	
輸入品に課される税・関税	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	輸入 D F	
（控除）総資本形成に係る消費税	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	民間総固定資本形成 D F	

（その 2）中間投入額の年度転換

（次頁に続く）

	投入額の年度転換データ		備考
	資料名	データ名あるいは項目	
1. 農林水産業			
(1) 農業	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	国内需要 D F	
(2) 林業	同上	同上	
(3) 水産業	同上	同上	
2. 鉱業	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	国内需要 D F	
3. 製造業			
(1) 食料品	「製造業部門別投入・産出物価指数」（日本銀行）	飲食料品（投入）	
(2) 繊維製品	同上	繊維製品（投入）	
(3) パルプ・紙・紙加工品	同上	パルプ・紙・板紙・加工紙（投入）、紙加工品（投入）	統合（指数のウェイト）
(4) 化学	同上	化学製品（投入）	
(5) 石油・石炭製品	同上	石油・石炭製品（投入）	
(6) 窯業・土石製品	同上	窯業・土石製品（投入）	
(7) 一次金属	同上	鉄鋼（投入）、非鉄金属（投入）	統合（指数のウェイト）
(8) 金属製品	同上	金属製品（投入）	
(9) はん用・生産用・業務用機械	同上	はん用機械（投入）、生産用機械（投入）、業務用機械（投入）	
(10) 電子部品・デバイス	同上	電子部品（投入）	
(11) 電気機械	同上	電気機械（投入）	
(12) 情報・通信機器	同上	情報・通信機器（投入）	
(13) 輸送用機械	同上	輸送機械（投入）	
(14) 印刷業	同上	印刷・製版・製本（投入）	
(15) その他の製造業	同上	木材・木製品（投入） 家具・装備品（投入） なめし皮・毛皮・同製品（投入） ゴム製品（投入） プラスチック製品（投入） その他の製造工業品（投入）	統合（指数のウェイト）
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業			
(1) 電気業	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	国内需要 D F	
(2) ガス・水道・廃棄物処理業	同上	同上	
①（市場生産者） ガス・水道・廃棄物処理業			
②（政府）下水道			
③（政府）廃棄物処理			
5. 建設業	建設工事費デフレーター（国土交通省）	建設総合 D F	

（前頁の続き）

	投入額の年度転換データ		備考
	資料名	データ名あるいは項目	
6. 卸売・小売業			
（１）卸売業	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	国内需要 D F	
（２）小売業	同上	同上	
7. 運輸・郵便業	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	国内需要 D F	
①（市場生産者） 運輸・郵便業 ②（政府）水運施設管理 ③（政府）航空施設管理			
8. 宿泊・飲食サービス業	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	国内需要 D F	
9. 情報通信業			
（１）通信・放送業	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	国内需要 D F	
（２）情報サービス・映像音声文字情報制作業	同上	同上	
10. 金融・保険業	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	国内需要 D F	
11. 不動産業	同上	同上	
（１）住宅賃貸業	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	国内需要 D F	
（２）その他の不動産業	同上	同上	
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	国内需要 D F	
①（市場生産者） 専門・科学技術・業務支援サービス業 ②（政府）学術研究 ③（非営利）自然・人文科学研究機関			
13. 公務	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	国内需要 D F	
14. 教育	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	国内需要 D F	
①（市場生産者）教育 ②（政府）教育 ③（非営利）教育			
15. 保健衛生・社会事業	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	国内需要 D F	
①（市場生産者） 保健衛生・社会事業 ②（政府）保健衛生、社会福祉 ③（非営利）社会福祉			

第 10 章 連鎖方式による実質国内総生産（生産側）

（前頁の続き）

	投入額の年度転換データ		備考
	資料名	データ名あるいは項目	
1 6 . その他のサービス	「国民経済計算年次推計」（内閣府）	国内需要 D F	
①（市場生産者） その他サービス			
②（政府）社会教育			
③（非営利）社会教育			
④（非営利）その他			
輸入品に課される税・関税			
（控除）総資本形成に係る消費税			

第二部 分配系列

目 次

第二部 分配系列

第1章 分配系列の概要 -----	2—	1
1. 制度部門別所得支出勘定の表章形式 -----	2—	1
2. 県民所得及び県民可処分所得の概要 -----	2—	4
3. 県民可処分所得と使用勘定 -----	2—	21
4. 県民所得及び県民可処分所得の表章 -----	2—	22
5. 県民経済計算の主な基準改定への対応 -----	2—	25
第2章 制度部門別所得支出勘定 -----	2—	28
第1節 第1次所得の発生と配分 -----	2—	28
1. 付加価値の発生による所得 -----	2—	28
1. 1 雇用者報酬 -----	2—	28
1. 1. 1 賃金・俸給 -----	2—	29
(1) 現金給与 -----	2—	29
(2) 現金給与以外の賃金・俸給 -----	2—	38
(付) 賃金・俸給の県内ベース、県民ベースの推計について -----	2—	39
1. 1. 2 雇主の社会負担 -----	2—	42
(1) 雇主の現実社会負担 -----	2—	42
(2) 雇主の帰属社会負担 -----	2—	44
1. 2 営業余剰・混合所得 -----	2—	45
1. 2. 1 営業余剰・混合所得の推計手順 -----	2—	45
1. 2. 2 営業余剰・混合所得の推計方法 -----	2—	48
1. 3 生産・輸入品に課される税（控除）補助金 -----	2—	52
(1) 生産・輸入品に課される税 -----	2—	52
(2) (控除) 補助金 -----	2—	55
(3) 一般政府の分割 -----	2—	55
(4) 中央政府に格付けされている独立行政法人等が支払う税の扱い -----	2—	56
2. 資産の貸借による財産所得 -----	2—	58
2. 1 投資所得 -----	2—	59
2. 1. 1 利子 -----	2—	59
(1) 利子の推計手順 -----	2—	60
(2) 利子の推計方法の概要 -----	2—	60
(3) 利子の制度部門別推計 -----	2—	63
2. 1. 2 法人企業の分配所得 (「海外直接投資に関する再投資収益」を含む) -----	2—	83
2. 1. 3 その他の投資所得 -----	2—	88
2. 2 賃貸料 -----	2—	96
(1) 制度部門別土地の総賃貸料 -----	2—	96
(2) 制度部門別土地税 -----	2—	100

第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）	2—102
1. 所得・富等に課される経常税	2—102
1. 1 推計の概要	2—102
1. 2 所得に課される税	2—105
1. 3 その他の経常税	2—108
2. 純社会負担と社会給付	2—111
2. 1 推計の概要	2—111
2. 2 純社会負担	2—118
2. 2. 1 現実社会負担（家計、雇主）	2—118
（1）社会保障基金に係る現実社会負担	
（「現金による社会給付」を含む）	2—118
（2）その他の社会保険制度に係る現実社会負担	2—126
2. 2. 2 帰属社会負担（雇主）	2—128
2. 2. 3 家計の追加社会負担	2—131
2. 2. 4 年金制度の手数料（控除項目）	2—131
2. 3 社会給付	2—132
2. 3. 1 現物社会移転以外の社会給付	2—132
（1）現金による社会保障給付	2—132
（2）その他の社会保険年金給付	2—132
（3）その他の社会保険非年金給付	2—132
（4）社会扶助給付	2—133
2. 3. 2 現物社会移転	2—135
（1）市場産出の購入	2—135
（2）非市場産出	2—138
3. その他の経常移転	2—139
3. 1 非生命保険金及び非生命保険純保険料	2—139
3. 1. 1 非生命保険料・保険金の概要	2—139
3. 1. 2 推計方法	2—140
（1）非生命保険金	2—140
（2）非生命保険純保険料	2—140
（3）一般政府の部門分割	2—141
3. 2 一般政府内の経常移転	2—146
3. 3 他に分類されない経常移転	2—149
3. 3. 1 他に分類されない経常移転（罰金を除く）	2—149
（1）対家計民間非営利団体への経常移転	2—151
（2）対家計民間非営利団体以外への経常移転	2—152
（3）償却債権取立益	2—155
3. 3. 2 罰金	2—156
（1）範囲	2—156
（2）推計方法	2—156

第3節	最終消費支出	-----	2—158
第4節	年金受給権の変動調整	-----	2—158
第5節	貯蓄	-----	2—158
第3章	「県民所得及び県民可処分所得の分配」の記録内訳（表）	-----	2—159
参考	所得支出勘定と域外勘定の関連	-----	2—161

第1章 分配系列の概要

生産活動の結果、発生した所得（付加価値）は、固定資本減耗を除いた後、生産に参加した経済主体に雇用者報酬、営業余剰・混合所得といった形で配分され、さらに財産所得等による再配分、純社会負担と社会給付、その他の経常移転などによる様々な分配・再分配を経たあと、一部が最終消費支出として、残りの部分は貯蓄として記録される。これを勘定として示したのが所得支出勘定である。この所得支出勘定を、活動の意思決定主体（制度単位）により、「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計（個人企業を含む）」、「対家計民間非営利団体」の5制度部門に分割したものが制度部門別勘定である。

県民経済計算の分配系列では、「中央政府等の扱い変更」により、県内の一般政府の部門内訳は、県、市町村、地方社会保障基金となる。そのため、推計区分の制度部門名は、「一般政府」から「一般政府（地方政府等）」もしくは「地方政府等」の名称とする。ただし、分配系列の概念説明や一般政府全体を推計する場合は「一般政府」を用いる。

県民所得（分配系列）はこの所得支出勘定を組み替えることによって推計される。

最初に制度部門別所得支出勘定の表章形式を示し、次に分配系列の各勘定の構成項目について、その概要を説明する。また、最後に分配系列における県民経済計算の主な基準改定への対応を示す。

1. 制度部門別所得支出勘定の表章形式

5制度部門別の所得支出勘定の表章形式を、図表1-1～5に示す。

図表1-1 非金融法人企業

1. 財産所得 （1）利子 （2）法人企業の分配所得 （3）賃貸料	6. 営業余剰 7. 財産所得 （1）利子 （2）法人企業の分配所得 （3）保険契約者に帰属する投資所得 （4）賃貸料
2. 所得・富等に課される経常税	8. 雇主の帰属社会負担
3. その他の社会保険非年金給付	9. その他の経常移転 うち非生命保険金
4. その他の経常移転 うち非生命純保険料	
5. 貯蓄	
支 払	受 取
（参考）支払利子（FISIM調整前）	（参考）受取利子（FISIM調整前）

（注）法人企業の分配所得には、海外直接投資に関する再投資収益を含む。

図表1-2 金融機関

1. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) その他の投資所得 a. 保険契約者に帰属する投資所得 b. 年金受給権に係る投資所得 c. 投資信託投資者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 2. 所得・富等に課される経常税 3. 現物社会移転以外の社会給付 (1) その他の社会保険年金給付 (2) その他の社会保険非年金給付 4. その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金 5. 年金受給権の変動調整 6. 貯蓄	7. 営業余剰 8. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) その他の投資所得 a. 保険契約者に帰属する投資所得 b. 投資信託投資者に帰属する投資所得 9. 純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 (4) 家計の追加社会負担 (5) (控除) 年金制度の手数料 10. その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM調整前)	(参考) 受取利子 (FISIM調整前)
(注) 法人企業の分配所得には、海外直接投資に関する再投資収益を含む。	

図表1-3 一般政府（地方政府等）

1. 財産所得 (1) 利子 (2) 賃貸料 2. 現物社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付 (2) その他の社会保険非年金給付 (3) 社会扶助給付 3. その他の経常移転 うち非生命純保険料 4. 最終消費支出 5. 貯蓄	6. 生産・輸入品に課される税（地方政府） 7. (控除) 補助金（地方政府） 8. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 9. 所得・富等に課される経常税（地方政府） 10. 純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 11. その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM調整前) 現物社会移転 うち現物社会移転（市場産出の購入）	(参考) 受取利子 (FISIM調整前)

(注) 「地方政府等」は、地方政府と地方社会保障基金である。

図表1-4 家計（個人企業を含む）

1. 財産所得 (1) 消費者負債利子 (2) その他の利子 (3) 賃貸料 2. 所得・富等に課される経常税 3. 純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 (4) 家計の追加社会負担 (5) (控除) 年金制度の手数料 4. その他の経常移転 うち非生命純保険料 5. 最終消費支出 6. 貯蓄	7. 営業余剰・混合所得 (1) 営業余剰（持ち家） (2) 混合所得 8. 雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 (2) 雇主の社会負担 a. 雇主の現実社会負担 b. 雇主の帰属社会負担 9. 財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) その他の投資所得 a. 保険契約者に帰属する投資所得 b. 年金受給権に係る投資所得 c. 投資信託投資者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 10. 現物社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付 (2) その他の社会保険年金給付 (3) その他の社会保険非年金給付 (4) 社会扶助給付 11. その他の経常移転 うち非生命保険金 12. 年金受給権の変動調整
支 払	受 取
(参考) 支払利子（FISIM調整前） 可処分所得 貯蓄率（％）	(参考) 受取利子（FISIM調整前） 現物社会移転 うち現物社会移転（市場産出の購入）

(注) 1. 可処分所得 = (受取 - 12) - (1 ~ 4 の合計)

2. 貯蓄率 = 貯蓄 / (可処分所得 + 年金受給権の変動調整)

図表1-5 対家計民間非営利団体

1. 財産所得 (1) 利子 (2) 賃貸料 2. 現物社会移転以外の社会給付 (1) その他の社会保険非年金給付 (2) 社会扶助給付 3. 非生命純保険料 4. 最終消費支出 5. 貯蓄	6. 財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) 保険契約者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 7. 雇主の帰属社会負担 8. その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子（FISIM調整前）	(参考) 受取利子（FISIM調整前）

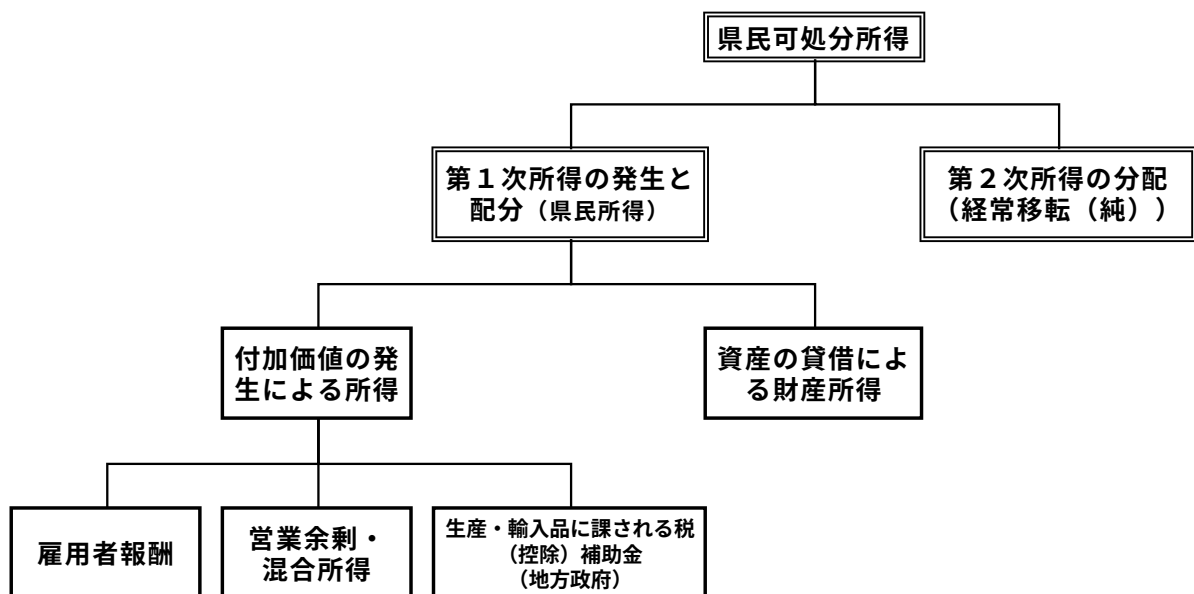
2. 県民所得及び県民可処分所得の概要

第1次所得の発生と配分（県民所得）は、各制度部門が生産過程へ資本、労働等を投入した結果として受け取る所得（雇用者報酬、企業所得（営業余剰・混合所得、資産の貸借による財産所得）、生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府））と非生産資産の貸借により発生する財産所得（純）から構成されている。

県民可処分所得は、第1次所得の発生と配分（県民所得（第1次所得バランス））に第2次所得の分配（経常移転（純））を加えたものである。

なお、県民所得と県民可処分所得は、「県民」概念で示されている。図表1-6に県民可処分所得の全体構成を示す。

図表1-6 県民可処分所得の全体構成



以下、各記録項目について説明する。

（1）雇用者報酬

「雇用者報酬」は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者（employees）への配分額を指すもので、家計部門の受取にのみ記録される。雇用者とは、市場生産者・非市場生産者を問わず、県民経済計算上のあらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。雇用者報酬は、内訳として、「賃金・俸給」と「雇主の社会負担」に分かれ、後者はさらに「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」に分かれる。

① 賃金・俸給

「賃金・俸給」については、現金と現物の給与の双方を含む。このうち現金給与は、所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、

給料、手当、賞与等のほかに、役員報酬（給与や賞与）、議員歳費等も含まれる。

なお、役員賞与については、2005年（平成17年）基準までは、財産所得（配当）の一部として記録されていたが、2011年（平成23年）基準以降、賃金・俸給に含まれている。

一方、現物給与は、自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃も含まれる。

さらに、国民経済計算では、2011年（平成23年）基準以降、賃金・俸給には、2008SNAを踏まえ、雇用者ストックオプション（雇主企業がその雇用者に付与する自社株式の購入権）の価値が賃金・俸給に含まれているが、金額が小さく、また地域別データが得られないことから、県民経済計算では推計対象外とする。

② 雇主の社会負担

「雇主の社会負担」は、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」からなる。前者は、さらに雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担に、後者はさらに雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担に分かれる。

ア．雇主の現実年金負担

「雇主の現実年金負担」は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。

ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分(会計基準対象となる部分)も含まれる。

イ．雇主の現実非年金負担

「雇主の現実非年金負担」には、社会保障制度のうち、医療保険、介護保険、雇用保険及び児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

ウ．雇主の帰属年金負担

「雇主の帰属年金負担」は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ記録される概念である。具体的には、下式のとおり、企業会計上、発生主義により記録される。これら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」と呼ばれる）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義される。

雇主の帰属年金負担＝現在勤務増分＋年金制度の手数料－雇主の現実年金負担

こうした記録を行うのは雇用関係をベースとした社会保険制度のうち、退職一時金を含む確定給付型の場合のみであり、確定拠出型の場合には適用されない。

エ．雇主の帰属非年金負担

「雇主の帰属非年金負担」には、発生主義での記録を行わない退職一時金（例えば退職給付規定による支給額を超える部分等）の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

（２）営業余剰・混合所得

「営業余剰・混合所得」は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業含む）の３つの部門にのみ発生する。一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上、財貨・サービスの販売収入では、生産および他の活動に係る費用をカバーできない生産活動であること、利潤を得ても制度上それを配分できないことから、営業余剰・混合所得は存在しないものとする。政府サービス等の産出額を生産費用の合計額として計測するときには、営業余剰・混合所得は存在しないものとする。

「営業余剰・混合所得」は、大きく「営業余剰」と「混合所得」に分けられる。「営業余剰」は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家の取り分も含む。一方、「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録される。

（３）生産・輸入品に課される税（控除）補助金

分配系列においては生産系列で対象とした税・補助金のうち、地方政府分のみが記録の対象となる。中央政府は地理的には存在しない準地域にあり、県内制度部門ではないためである。

① 生産・輸入品に課される税

「生産・輸入品に課される税」とは、原則として、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税で、「ア．税法上損金算入が認められ」、「イ．その負担が最終購入者へ転嫁されるもの」を指す。これは、生産者にとっては生産費用の一部を構成するものとみなされるという点で、経常移転の「所得・富等に課される経常税」とは区別され、一般政府の受取としてのみ記録される。制度部門別所得支出勘定においては、一般政府のうち地方政府のみが記録の対象となる。また、2015年（平成27年）基準より国際観光旅客税のうち国内居住の企業部門が支払った金額は生産・輸入品に課される税に分類されることとなった。

② 補助金

「補助金」とは、一般的に、「ア．一般政府から市場生産者に対して交付され」、「イ．市場生産者の経常費用を賄い」、「ウ．財貨・サービスの市場価格を低下させる」、という3つの条件を満たす経常交付金である。一般政府の受取（控除項目）としてのみ記録される。制度部門別所得支出勘定においては、一般政府のうち地方政府のみが記録の対象となる。

このため、市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれない。また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払も、上記ア．を満たさないことから補助金には記録されない。

（４）財産所得

「財産所得」とは、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれらを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる概念である。財産所得の受払は、通常、全ての制度部門に記録される。また、財産所得は、さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」（以上が投資所得）及び「賃貸料」に分かれる。国民経済計算では独立項目となっている「海外直接投資に関する再投資収益」は、県民経済計算では法人企業の分配所得に含む。

① 利子

「利子」は、特定の種類の金融資産—例えば、預金、債務証券、貸出等—の所有者である制度単位が、それを他の制度単位の自由な使用に委ねることにより、他の制度単位から受け取る所得を指す。ただし、国民経済計算と同様に県民経済計算においても、利子に関して三点（ア．FISIMの扱い、イ．確定給付型年金制度、ウ．投資信託に係る扱いについて）留意が必要である。

ア．FISIMの扱い

第一の留意点は、2005年（平成17年）基準以降導入されているFISIMの取扱いである。具体的には、県民経済計算上に記録される利子のうち、預金や貸出・借入に係る利子は、「FISIM調整後」の概念である。

現実に観測される利子についてみると、貸出という資金提供の代わりに受け取る利子所得には、貸出残高に貸出利子率と参照利子率の差を乗じて求められる「借り手側FISIM」分が含まれる。他方、預金という資金提供の対価として受け取る利子所得には、預金残高に参照利子率と預金利子率の差を乗じて求められる「貸し手側FISIM」が含まれない、すなわち「FISIM 調整前」のものである。

国民経済計算と同様に県民経済計算においても、こうした金融仲介機関が預金や貸出により提供した金融サービスに対する支払分は、財貨・サービスの取引として記録することとなっている。このため、貸出についていえば、観測される利子所得から「借り手側FISIM」を控除した分が、預金についていえば、観測される利子所得に「貸し手側FISIM」を加算した分が、それぞれ（FISIM 調整後の）利子として記録

される。なお、県民経済計算では参考として、FISIM 調整前の利子の受払についても記録している。

イ．確定給付型年金制度に係る扱い

二点目は、「雇主の社会負担」の項で述べたとおり、2011年（平成23年）基準以降では、雇用関係をベースとした社会保険制度のうち確定給付型の退職後所得保障制度（企業年金、退職一時金）に係る取引等について、発生主義による記録を徹底していることと関係する。ここで、確定給付型制度についてはいわゆる積立不足が発生しうが、この積立不足部分は、制度を運営する年金基金（金融機関）が、制度の責任主体（年金責任者）である雇主企業（非金融法人企業、金融機関）に対して持つ金融債権であり、そこから財産所得を受け取っているものと擬制することとなっている（「年金基金の年金責任者に対する請求権に係る擬制的な利子」と呼ぶ）。県民経済計算では便宜的に財産所得のうち利子に当該所得のフローを記録している。

ウ．投資信託に係る扱い

三点目は、投資信託に係る扱いである。2011年（平成23年）基準以降では、投資信託の投資者（投資信託受益証券の所有者）が、投資信託により受け取る所得について、実際に支払われた分配金を「配当」に、投資信託の留保利益分を「投資信託投資者に帰属する投資所得」に記録することとしている。ただし、基礎統計の制約から、この扱いは2012年度（平成24年度）以降とし、これ以前については、分配金、留保利益ともに「利子」に含まれる扱いとする。

② 法人企業の分配所得

「法人企業の分配所得」は、「配当」と「準法人企業所得からの引き出し」に分かれる。国民経済計算では独立項目となっている「海外直接投資に関する再投資収益」を、県民経済計算では「法人企業の分配所得」に含む。

「配当」は、法人企業の発行する株式（持分）の所有者たる株主が、資金を当該法人企業が自由に使用できるように資金提供（投資）を行った結果として受け取る投資所得を指す。ここには、一般的な株式配当金のほか、「ア．投資信託からその投資家に対して実際に配分されたインカムゲインを原資とする分配金」や、「イ．海外直接投資について、投資先である現地企業から、投資元である直接投資家に対して実際に配分された配当金」も含まれる。なお、2005年（平成17年）基準以前では、配当に役員賞与を含めていたが、2011年（平成23年）基準以降は、企業会計における取扱いと整合的に、配当ではなく雇用者報酬（賃金・俸給）に記録している。

「準法人企業所得からの引き出し」は、法人企業ではないが、これと同様に行動する制度単位である「準法人企業」について、その所有者が当該企業から引き出す資金を指し、株式会社（法人）の持分権者が受け取る配当と性質が類似するものである。具体的には、海外支店からの配分済の収益のほか、公営住宅使用料が含まれる。

「海外直接投資に関する再投資収益」は、海外直接投資の投資先である現地企業の留保利益を指す。

③ その他の投資所得

投資所得のうち、利子、法人企業の分配所得以外のものは「その他の投資所得」に含まれる。具体的には、「ア．保険契約者に帰属する投資所得」、「イ．年金受給権に係る投資所得」、「ウ．投資信託投資者に帰属する投資所得」である。

ア．保険契約者に帰属する投資所得

「保険契約者に帰属する投資所得」には、生命保険（及び年金保険）や非生命保険（及び定型保証）の保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得（以下、「保険帰属収益」という）及び保険契約者配当が含まれる。このうち、保険帰属収益については、現実には保険会社に留保される性格のものであるが、保険契約者に帰属するものであるため、保険会社から、保険契約者に一旦「保険契約者に帰属する投資所得」として支払われ、同額が、追加保険料として、保険契約者から保険会社に払い戻されるという迂回処理を行っている。

なお、2005年（平成17年）基準以前においては、年金基金に係る投資収益についても、保険会社のそれと同じく「保険契約者に帰属する財産所得」に記録していたが、2011年（平成23年）基準以降では、別項目である「年金受給権に係る投資所得」（次項）に記録されている。

イ．年金受給権に係る投資所得

「年金受給権に係る投資所得」とは、2011年（平成23年）基準以降で独立表章された内訳項目であり、雇用関係をベースとする退職後所得保障（企業年金等）について、制度を運営する年金基金（金融機関）に対して、受給者たる雇用者（家計）が保有する年金受給権に関する投資所得を指す。これは現実には年金基金が留保するものであるが、前述の「保険契約者に帰属する投資所得」と同様に、年金基金から一旦家計に支払われ、家計がこれを追加負担（追加掛金）として年金基金に払い戻すという迂回処理が行われる。追加負担は、「家計の追加社会負担」として記録される。

この投資所得は、確定拠出型の制度の場合は、年金基金の受託資産、すなわち家計の年金受給権を投資した結果としての運用収益が記録される。一方、確定給付型の制度の場合は、発生主義の考え方の下、雇用者の勤続年数や平均余命、割引率といったパラメータにより計測される（前期末の）年金受給権に対し、割引率を乗じた値として計算される過去勤務増分に相当する金額が記録される。換言すると、ある期（例えば一年）の間における、年金受給権の割引現在価値の増加のうち、一年間だけ給付開始時点が近づくことによる増加分（割引率の巻き戻し分）という形で、いわば概念上の利子所得として記録されるものが、確定給付型制度の場合の「年金受給権に係る投資所得」となる。

ウ．投資信託投資者に帰属する投資所得

「投資信託投資者に帰属する投資所得」は、投資信託の留保利益分を指す。現実

には投資者に配分されないものの、投資者に帰属する所得であることから、一旦、投資信託（金融機関）から投資者（家計等）に支払われ、投資者が同額を投資信託に再投資した、という迂回処理を行う。本項目は、2011年（平成23年）基準以降で独立表章された項目であるが、計数としては、基礎統計上の制約から2012年（平成24年）7 - 9月期以降記録されている。

④ 賃貸料

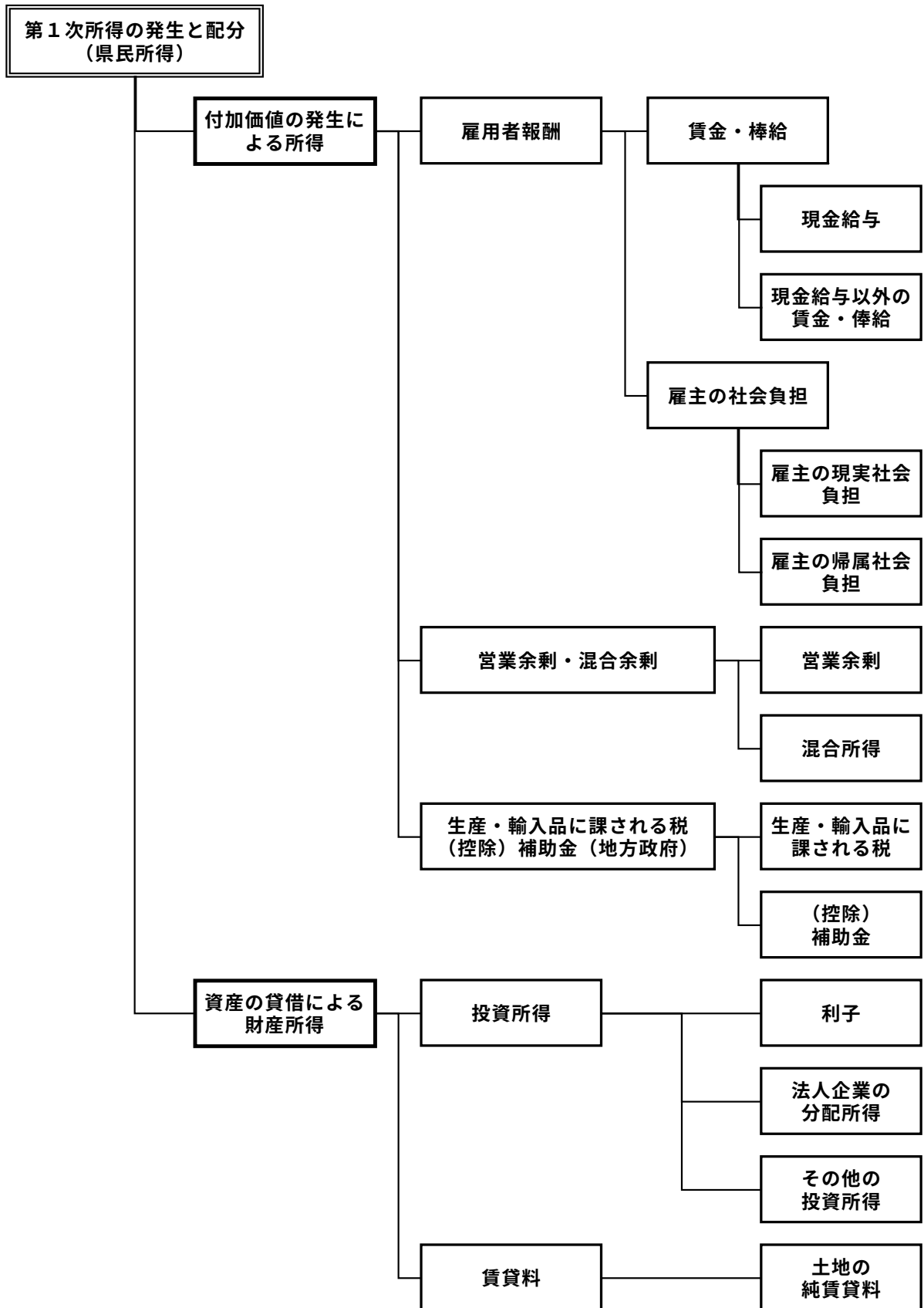
「賃貸料」は、土地等の非生産資産の所有者である制度単位（賃貸人）が、他の制度単位（賃借人）にこれを賃貸し、生産活動に使わせる見返りとして受け取る所得を指す。具体的には、土地の純賃貸料である。

2015年（平成27年）基準改定により、2011年（平成23年）基準で分配系列の財産所得の賃貸料に含まれていた「著作権使用料」は、著作権等が生産資産となったため、賃貸料として分配系列では記録せず、生産系列において、「著作権等サービス」というサービスとして記録される。

土地の純賃貸料は、総賃貸料から土地の所有に伴う税や維持費等の経費を控除した概念である。言い換えると、国民経済計算体系では、慣例上、土地を賃借した使用者（賃借人）が、生産活動にこれを使用するにあたり、これらの諸経費を負担したと見なし、これを総賃貸料から控除した純賃貸料が財産所得として賃借人から賃貸人に支払われるという扱いとなっている。

上記、（1）雇用者報酬～（4）財産所得で説明した第1次所得の発生と配分（県民所得）の階層構造を図表1-7に示す。

図表1-7 第1次所得の発生と配分（県民所得）の階層構造

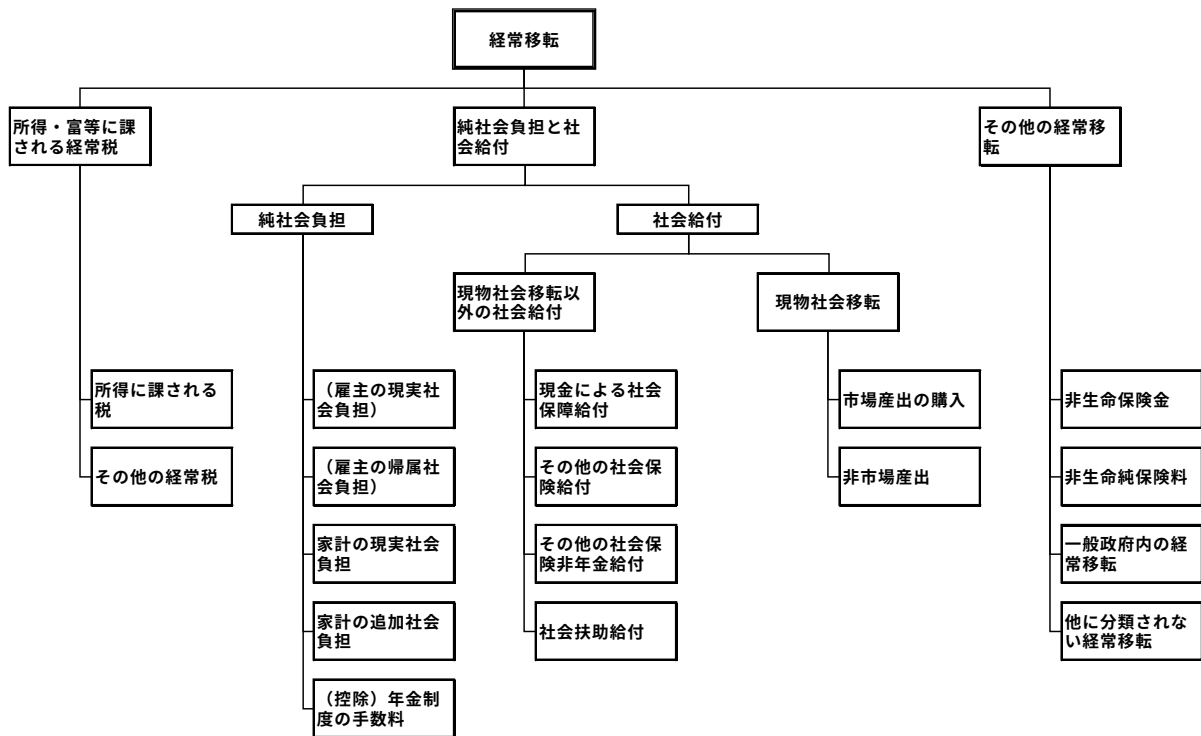


(5) 第2次所得の分配（「経常移転」）

「経常移転」は、大別すると「所得・富等に課される経常税」、「純社会負担と社会給付」、「その他の経常移転」に分けられる。

「純社会負担と社会給付」のうち「社会給付」は、「現物社会移転以外の社会給付」と「現物社会移転」に分けられる。図表1-8に経常移転の階層構造を示す。

図表1-8 経常移転の階層構造



① 所得・富等に課される経常税

「所得・富等に課される経常税」とは、主に、生産活動または資産の貸借から得られる家計の所得、企業の利潤などに課される税及び、家計による自家用車など生産活動に結びつかない資産の保有に課される税からなる。なお、相続、贈与等による資産の取得（支払側の資産取崩、受取側の資産形成）に課される税は「資本税」と呼ばれ、本項目ではなく、「資本移転」扱い（資本勘定）である。

「所得・富等に課される経常税」は、一般政府の受取、非金融法人企業、金融機関、家計の支払に記録される。

a. 所得に課される税

「所得に課される税」には、源泉所得税、申告所得税、法人税、道府県民税（所得割、法人税割、配当割、利子割）、市町村民税（所得割、法人税割）、日本銀行納付金等が含まれる。

b. その他の経常税

「その他の経常税」には家計の負担する自動車関連諸税、事業税（地方特別法人税を含む）、道府県民税、市町村民税の個人均等割や国際観光旅客税のうち居住者家計分等が含まれる。このうち事業税については、2005年（平成17年）基準以前では、生産・輸入品に課される税に含まれていたが、2011年（平成23年）基準以降は、本項目に含まれている。自動車関連諸税については、家計による自動車の購入や所有は、企業の場合と異なり、生産活動と結び付くものではないため、所得・富等に課される経常税に記録される。

② 純社会負担と社会給付

ア. 純社会負担

「社会負担」とは、社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実又は帰属の支払を指す。このうち、雇主がその雇用者のために行う負担は、「雇主の社会負担」と言い、前述のとおり、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」からなり、雇用者報酬に含まれる。

また、雇用者本人が行う負担は、後述するように、「家計の現実社会負担」と「家計の追加社会負担」からなる。制度部門別所得支出勘定の支払側では、すべての社会負担が家計部門のみに記録される一方、受取側では、社会保険制度のうち「①社会保障制度に係る負担については、同制度を運営する一般政府(社会保障基金)」に、「②企業年金等の年金基金制度に係る負担については、同制度を運営する金融機関(年金基金)」に、さらに「③無基金の社会保険制度に係る負担(現実の支給額を記録)については、雇主部門(雇主と雇用者の関係がある家計の他の4制度部門)」に、それぞれ記録される。

家計が雇用者報酬の一環として受け取った「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」は、雇用者本人の「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」と合わせた形で、社会負担の支払が記録される（雇主の社会負担の迂回処理）。

なお、年金基金については、同制度の運用費用（年金基金の産出額に相当）を「年金制度の手数料」という控除項目として記録する。上記の「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」、「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」の合計から、「年金制度の手数料」を控除した集計値は「純社会負担」と呼ばれる。

a. 雇主の現実社会負担

雇主の現実社会負担は、概念上、雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担から成る。雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

b．雇主の帰属社会負担

雇主の帰属社会負担は、概念上、雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担から成る。雇主の帰属年金負担は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度（雇用関係をベースとした社会保険制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関するのみ記録される概念である。

一方、雇主の帰属非年金負担には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

c．家計の現実社会負担

「家計の現実社会負担」は、社会保障制度やその他の社会保険制度に対して家計自身が支払う保険料、掛金等の負担を指す。具体的には、社会保障制度の年金、医療、介護、雇用保険等に係る保険料や、企業年金に係る掛金の被保険者本人負担分が記録される。

例えば、我が国の場合、社会保障の厚生年金制度の場合、雇主と雇用者が社会保険料を折半しているが、このうち雇用者負担分が本項目に記録される（雇主分は「雇主の現実社会負担」に記録）。なお、2005年（平成17年）基準以前では、後述する「家計の追加社会負担」相当分と併せて、「雇用者の社会負担」として表章されていたが、2011年（平成23年）基準以降、分割して記録が行われている。

d．家計の追加社会負担

「家計の追加社会負担」は、前述（財産所得の項）の「その他の投資所得」のうち「年金受給権に係る投資所得」と同額が記録される。年金基金の年金受給権に係る投資所得は、本来家計に帰属するものであり、国民経済計算体系では、一旦、金融機関から家計に支払われた形とするが、同額がそのまま「追加負担」として年金基金に払い戻されるという迂回処理が採られている。本項目は2011年（平成23年）基準以降、独立表章されている。

e．（控除）年金制度の手数料

「（控除）年金制度の手数料」は、年金基金に係る制度の運営費用を指すもので、雇主と家計の社会負担の合計からこれを控除することで、「純社会負担」が導かれる。ここで控除された年金制度の手数料は、家計の可処分所得に一旦含まれ、そこから最終消費支出として支出される扱いとなる。

イ．社会給付

(7) 現物社会移転以外の社会給付

「社会給付」は、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇の

ような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えという見方を前提として、家計に対して支払われる経常移転として扱う。このうち、制度部門別所得支出勘定においては、医療や介護に係る保険給付分といった現物の社会給付を除いた部分が記録される。具体的には、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」、「社会扶助給付」からなる。

a．現金による社会保障給付

「現金による社会保障給付」は、一般政府（社会保障基金）の運営する社会保障制度から支払われる社会給付のうち、医療や介護の保険給付分を除いた、現金の形で支払われる給付が記録される。

b．その他の社会保険年金給付

「その他の社会保険年金給付」は、一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付を指す。

具体的には、確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額とともに、これと同様に発生主義により記録される退職一時金支給額を含む。本項目は、支払側では、制度を運営する立場としての金融機関（年金基金）部門、受取側では家計部門にのみ記録される。

前述（雇用者報酬の項）のとおり、2008SNA においては、雇用関係に基づく社会保険制度の年金受給権について、発生主義による記録を徹底することが勧告されている。我が国においては、企業会計の「退職給付に関する会計基準」において、厚生年金基金や確定給付企業年金といった確定給付型の企業年金と退職一時金を含む退職給付制度について、2008SNA と同様、発生主義に基づき記録することが求められており、2008SNAに対応した2011年（平成23年）基準以降においても、これらの制度を一体的に扱うこととしている。なお、2005年（平成17年）基準以前においては、企業年金からの給付は「年金基金による社会給付」として、退職一時金は企業会計上では、発生主義で記録されているか否かを問わず全額を「無基金雇用者社会給付」に含めて記録していたが、2011年（平成23年）基準以降では、発生主義で記録される退職後の給付について本項目に一本化されている。

c．その他の社会保険非年金給付

「その他の社会保険非年金給付」は、社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付を指し、特定の基金は無くとも雇主が支払う義務を負っているものと位置付けられる。

本項目は、2005年（平成17年）基準以前における「無基金雇用者社会給付」に対応するものであるが、本項目は、発生主義による記録を行わない、つまり現金主義で記録する退職一時金のほか私的保険への拠出金等を含み、制度部門

別所得支出勘定において、家計の受取、家計を除く各部門の支払に記録される。

d．社会扶助給付

「社会扶助給付」は、社会保険による給付と同様のニーズに応じるものであるが、社会負担によって参加が求められる社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指す。定義上、受取側では家計、支払側では一般政府、対家計民間非営利団体にのみ記録される。一般政府分には生活保護費、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれる。

なお、本項目は「現物社会移転以外の社会給付」の内訳項目であるが、基礎資料の制約上、一部に現金分と現物分を区分することが困難なものがあるため、現物給付分も含む。ただし、2005年（平成17年）基準以前は、社会扶助給付に含めていた公費負担医療給付分（生活保護法、障害者自立支援法等に基づく政府による医療費負担分）については、2011年（平成23年）基準以降は現物社会移転に含まれる。

(1) 現物社会移転

「現物社会移転」とは、一般政府又は対家計民間非営利団体の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給を指す（個別分野における移転支出）。「現物社会移転」は、一般政府又は対家計民間非営利団体が、当該財貨・サービスを市場で購入したものであるか、非市場産出として生産したものかに分かれる。なお、現物社会移転の区分については、2005年（平成17年）基準以前においては、1993SNAに則り「現物社会給付」と「個別非市場財・サービスの移転」に分けていた（現物社会給付については、さらに「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」に区分）が、2011年（平成23年）基準以降では、2008SNAの分類方法を踏まえ、現物社会移転を、「現物社会移転（市場産出の購入）」と「現物社会移転（非市場産出）」の二つに分けている。なお、これらは、政府最終消費支出（地方政府等分に限る。以下、「地方政府等最終消費支出」という。）における個別消費支出に該当する。

2015年（平成27年）基準では、域外の中央政府と全国社会保障基金に係る現物社会移転（市場産出の購入、非市場産出）については、家計の「（参考）現物社会移転」に含めるものとする。

a．現物社会移転（市場産出の購入）

「現物社会移転（市場産出の購入）」とは、一般政府（域内・域外）が、家計に現物の形で支給することを目的に、市場生産者から購入する財貨・サービスを指す。具体的には、(ア)社会保障制度の医療保険や介護保険における医療費、介護費のうち保険給付分（社会保障基金が家計に対して払い戻しを行う分も含まれる）や(イ)公費負担医療給付のほか、(ウ)義務教育に係る政府による教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金が含まれる。

2015年（平成27年）基準では、域外の中央政府と全国社会保障基金に係る現物社会移転（市場産出の購入）については、家計の「（参考）現物社会移転」に含めるものとする。

なお、2005年（平成17年）基準以前には、(ア)は現物社会移転のうち現物社会給付に、(イ)は現物社会移転以外の社会給付における社会扶助給付に、(ウ)は現物社会移転のうち個別的な非市場財・サービスの移転にそれぞれ含まれていた。

b．現物社会移転（非市場産出）

「現物社会移転（非市場産出）」は、一般政府（域内・域外）や対家計民間非営利団体といった非市場生産者が、個々の家計に対して供給する財貨・サービスのうち、経済的に意味のない価格に基づく財貨・サービスの販売による収入分を除いた部分を指す。換言すると、（社会一般が便益を享受する集合的なものではなく）対家計の個別的な非市場性の財貨・サービスの産出額（生産費用の積上げで計測）のうち、自己勘定の総固定資本形成（R & D産出分）に向けられたもの以外で、かつ利用者家計からの料金や負担の支払を控除した残差を表すものである。

本項目に含まれる具体例としては、一般政府（域内・域外）の支払については、公立保育所や国公立学校、国立の美術館等の産出額のうち利用者からの料金負担等で賄われない部分が、また対家計民間非営利団体の支払については、私立保育所や私立学校等の全ての対家計民間非営利サービスの産出額のうち利用者からの料金負担等で賄われない部分がある。

2015年（平成27年）基準では、域外の中央政府と全国社会保障基金に係る現物社会移転（非市場産出）については、家計の「（参考）現物社会移転」に含めるものとする。

なお、本項目に相当する部分は、2005年（平成17年）基準以前においては、現物社会移転の内訳としては「個別的な非市場財・サービスの移転」に記録していた。

③ その他の経常移転

「その他の経常移転」は、経常移転のうち、所得・富等に課される経常税や社会負担、社会給付以外のものを指し、非生命保険金や非生命純保険料、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。

a．非生命保険金

「非生命保険金」は、損害保険等の非生命保険に係る保険会社から契約者への保険金の支払額や、住宅ローン保証等の定型保証に係る純債務肩代わり額を指す。支払側では非生命保険会社や定型保証機関が含まれる金融機関に、受取側では非生命保険の被保険者たる各制度部門ないし保証対象のローンの貸し手部門（金融機関）に記録する。

本項目には、2005年（平成17年）基準以前では損害保険等の非生命保険の保

険金のみが記録されていたが、2011年（平成23年）基準以降は、2008SNA を踏まえ、定型保証に係る純債務肩代わりも含まれている。

ここで、「非生命保険金」には2008SNA を踏まえ、通常予見しえないような巨大災害が発生した際の保険金は含まれない。これは経常移転の扱いでなく、「資本移転」扱い（資本勘定）である。

b. 非生命純保険料

「非生命純保険料」は、非生命保険に係る保険契約者ないし定型保証に係る保証対象のローンの借り手により当該会計期間の保険、保証のカバレッジを得るために支払われる保険料ないし保証料の総額から、非生命保険会社や定型保証機関へ支払われるサービスチャージ（非生命保険、定型保証の産出額）を差し引いたものであり、いわば非生命保険や定型保証のリスクコストを示す。受取側では非生命保険会社や定型保証機関が含まれる金融機関、支払側では非生命保険の被保険者たる各制度部門ないし保証対象のローンの借り手部門（非金融法人企業ないし家計）に記録する。

$$\begin{aligned} \text{非生命純保険料} &= \text{保険料（保証料）} + \text{追加保険料（追加保証料）} - \text{産出額} \\ &= \text{保険料（保証料）} + \text{追加保険料（追加保証料）} \\ &\quad - [\text{保険料（保証料）} + \text{追加保険料（追加保証料）} \\ &\quad - \text{保険金（純債務肩代わり）}] \\ &= \text{保険金（純債務肩代わり）} \end{aligned}$$

なお、産出額の式（[]内）からは非生命保険の準備金のうち被保険者の持分の増加分は捨象している。

非生命保険会社・定型保証機関としての金融機関から見れば、非生命純保険料と非生命保険金は一致する。

本項目には、2005年（平成17年）基準以前は損害保険等の非生命保険の純保険料のみが記録されていたが、2011年（平成23年）基準以降は、定型保証に係る純保証料も含まれる。

c. 一般政府内の経常移転

一般政府内の経常移転は、①地方政府（県・市町村）及び地域単位 of 社会保障基金（以下、「地方社会保障基金」という。）の相互間の経常移転、②県内の地方政府・地方社会保障基金と中央政府、全国単位 of 社会保障基金（以下、「全国社会保障基金」という。）との間の経常移転、及び③県内の地方政府・地方社会保障基金と県外の地方政府・地方社会保障基金との経常移転からなる。

2015年（平成27年）基準では、中央政府及び全国社会保障基金は、いずれの県にも属さない準地域に存在するものとする。準地域に存在する中央政府・全国社会保障基金と県内地方政府・地方社会保障基金との間の経常移転については、直接取引とする。

全国社会保障基金と地方社会保障基金は以下のとおりであり、JSNAに準拠した各社会保障基金に含まれる機関を図表1-9に示す。

(a) 全国社会保障基金

中央政府によって設定・管理されている基金であり、年金特別会計、労働保険特別会計及び全国単位の上部機関を持つ農業者年金基金、旧公社の共済組合等である。

(b) 地方社会保障基金

地方政府によって設定・管理されている基金であり、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業に加えて地方公務員共済組合等である。

図表1-9 全国単位と地方単位の社会保障基金

全国社会保障基金	地方社会保障基金
年金特別会計 労働保険特別会計 日本私立学校振興・共済事業団 日本年金機構※1 年金積立金管理運用(GPIF) ※1 農業者年金基金 エヌ・ティ・ティ企業年金基金 (消防団員等公務災害補償等共済基金) ※2 石炭鉱業年金基金 社会保険診療報酬支払基金 国家公務員共済組合・同連合会 日本たばこ産業共済組合 日本鉄道共済組合 日本製鐵八幡共済組合 農林漁業団体職員共済組合 健康保険組合・同連合会 全国健康保険協会	国民健康保険事業 後期高齢者医療事業 介護保険事業 地方公務員災害補償基金 地方公務員共済組合・同連合会 警察共済組合 公立学校共済組合 地方議会議員共済会 国民健康保険組合・同連合会 消防団員等公務災害補償等共済基金※2

(注) 1. ※1: 日本年金機構と年金積立金管理運用(GPIF)のデータは、JSNAでは明細表に計上していない。

2. ※2: 消防団員等公務災害補償等共済基金は、2011年(平成23年)基準では全国、2015年(平成27年)基準では地方に区分される。

具体的な一般政府内の経常移転としては、地方交付税交付金や義務教育に係る国庫負担(国庫⇒県、市町村)、基礎年金の国庫負担等の社会保障制度に対する負担(国庫⇒社会保障基金)、医療保険及び介護保険制度に対する負担(県、市町村⇒社会保障基金)等を記録する。

なお、一般政府内の経常移転は、定義上、受取側、支払側ともに一般政府にのみ記録されるが、中央政府等の扱い変更により、中央政府等の地域事業所の受取分・支払分は記録しないこととなる(準地域と県内各制度部門との直接取引となる)ため、県市ごとの支払と受取は必ずしも同額にならない。

また、本項目には、公共事業に係る負担金等の資本形成を目的としてなされた一般政府内訳部門間の移転は含まない。これらは経常移転でなく、「資本移転」(資本勘定)である。

d. 他に分類されない経常移転

「他に分類されない経常移転」は、「その他の経常移転」のうち、上記の非生

命保険金、非生命純保険料、一般政府内の経常移転を除く分を指す。なお、この中には「経常国際協力」を含むことになるが、県民経済計算では地域格付けが困難であることから推計対象外とする。

具体的には、本項目には主に、(ア)一般政府により強制的に課せられた罰金・料料（例えば、速度超過等の道路交通法違反に伴い課される罰金及び料料）、(イ)個人間の仕送り（居住者と非居住者間の労働者送金を含む）や、贈与、寄付（義援金を含む）等の移転、(ウ)対家計民間非営利団体である私立学校に対する政府の助成や個人の寄付、(エ)社会給付を除く、一般政府から他の制度部門への経常的支出を賄う観点から支払われる給付金や補助金等、(オ)日本銀行の非市場サービス産出に対応する中央政府への経常移転、等が含まれる。

このうち、(オ)について補足すると、日本銀行の産出額のうち、受取手数料収入を除く部分（金融政策等の非市場性サービス相当分）については、準地域に位置する中央政府において最終消費するよう記録するが、各部門の純貸出(+)／純借入(-)に影響を及ぼさないよう、これと同額を日本銀行（金融機関）から中央政府（一般政府）への経常移転として記録する。この取扱いは、2008SNAを踏まえたもので、2011年（平成23年）基準以降から適用されている。なお、2015年（平成27年）基準では、県民経済計算では、当該処理は東京都のみ行う。

（6）年金受給権の変動調整

「年金受給権の変動調整」とは、社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、制度部門別所得勘定で、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。よって、同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額は本項目には含まれない。

ここで、「年金受給権の変動調整」を制度部門別所得支出勘定に記録する背景について、家計部門の観点から以下に示す。

まず、年金制度に係る負担や給付の受払は、企業年金であれ社会保障制度であれ、家計部門の認識としては、可処分所得に影響を与えるものである。つまり、負担の支払は可処分所得を減少させ、給付の受取は可処分所得を増加させる。経済全体として、負担－給付、つまり「超過負担額」がプラスであれば、ネットとしてマクロの可処分所得が減ることとなる。一方で、超過負担額は、金融面から見れば、「年金受給権」という家計部門にとっての金融資産の蓄積（超過負担がプラスの場合は増加、マイナスの場合は減少）、年金を運営する立場の金融機関にとっての負債の蓄積（同上）として記録されなければならない。こうした、金融面との整合性を確保する観点から、制度部門別所得支出勘定においては、純社会負担から社会給付を控除した額を「年金受給権の変動調整」として、家計の受取、金融機関の支払に記録することとしている。

なお、こうした所得支出勘定上の取扱いは、1993SNAに準拠した1995年（平成7年）基準以降行っており、2005年（平成17年）基準以前では「年金基金年金準備金の変動」という名称で記録していたが、2011年（平成23年）基準以降、2008SNAへの対応として名称変更が行われた。

(7) 最終消費及び貯蓄

地方政府、地方社会保障基金、対家計民間非営利団体及び家計の支払項目には、支出系列で推計された「最終消費支出」が記録され、さらに受取合計から支払合計を差し引いて、最終的に残った手元の所得は「貯蓄」として記録する。

3. 県民可処分所得と使用勘定

「県民可処分所得と使用勘定」は、制度部門別所得支出勘定の受取側と支払側をそれぞれ合計することにより統合したものであり、雇用者報酬（県外からの受取（純）を含む）、営業余剰・混合所得、域外からの財産所得の受取（純）、生産・輸入品に課される税（地方政府）及び（控除）補助金（地方政府）、域外からの経常移転の受取（純）で構成される「県民可処分所得」が受取側に、支払側にはその使用として最終消費支出と貯蓄が記録される。この貯蓄を県民可処分所得で除した比率は県民経済全体の貯蓄率を意味する。また平均消費性向（消費／可処分所得）も算出することができ、マクロ経済分析上重要な勘定となっている。

なお、この勘定は、所得支出勘定と同様に、当該県の居住者主体についての分配及び再分配を記録する勘定であるから、域外との所得の受払も含まれている。

このうち再分配の項目については、県内部門間のものは受取計＝支払計であるから、すべて相殺され、域外との受払の分だけが記録される。また、域外との受払は、すべて受取額と支払額の差額（受取（純））として記録されている。

財産所得及び生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）の受け払い後に県内制度部門が受け取った所得の合計額は、県民所得の第1次所得バランスとして表される。

県民可処分所得と使用勘定の表章形式を図表1-10に示す。

図表1-10 県民可処分所得と使用勘定の表章形式

1. 民間最終消費支出 2. 地方政府等最終消費支出 3. 県民貯蓄	4. 雇用者報酬（県内活動による） 5. 県外からの雇用者報酬の受取（純） 6. 営業余剰・混合所得 7. 域外からの財産所得の受取（純） 8. 生産・輸入品に課される税（地方政府） 9. （控除）補助金（地方政府） 10. 域外からの経常移転の受取（純）
県民可処分所得の使用	県民可処分所得

4. 県民所得及び県民可処分所得の表章

主要系列表－3「県民所得及び県民可処分所得の分配」は、制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替え表示することによって得られる。図表1-11に県民所得及び県民可処分所得の分配の表章形式を示す。

以下主要系列表－3の表章に基づいて説明する。

(1) 県民所得（要素費用表示）

「県民所得（要素費用表示）」とは「要素費用表示の県民純所得」の意味であり、要素所得（＝県内ベースの雇用者報酬＋営業余剰・混合所得）＋域外からの要素所得の受取（純）と等しくなる。通常、県民所得という場合はこれを指す。

なお、主要系列表－3では県民所得（要素費用表示）を雇用者報酬（所得支出勘定より）、財産所得（非企業部門）及び企業所得を内訳として表章する。

① 財産所得（非企業部門）

「財産所得（非企業部門）」では所得支出勘定の地方政府等、家計、対家計民間非営利団体の制度部門の財産所得を表章する。

② 企業所得

「企業所得」は、所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額、すなわち財産所得の受取（純）を加えたものを、a. 民間法人企業、b. 公的企業、c. 個人企業の3部門別に所得支出勘定から組替えて記録する。

なお、制度部門別所得支出勘定で家計に記録される財産所得については、個人企業に発生することが明らかなものは②の企業所得に含め、個人企業と非個人企業との分割ができない受取利子などについては、①の非企業部門の財産所得として記録する。

(2) 生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）

地方政府分の生産・輸入品に課される税から補助金を控除した額を記録する。

(3) 県民所得（第1次所得バランス）

「県民所得（第1次所得バランス）」は、県民所得（要素費用表示）に生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）を加えたものである。

(4) 経常移転の受取（純）

「経常移転」は①非金融法人企業及び金融機関、②一般政府、③家計（個人企業を含む）、④対家計民間非営利団体に分けて表章し、制度部門別所得支出勘定の受払の差額を記録する。

(5) 県民可処分所得

「県民可処分所得」は県民所得（第1次所得バランス）に経常移転（純）を加えた

ものであり、統合勘定の「県民可処分所得と使用勘定」の受取項目の合計値と一致する。

(6) 県民総所得（市場価格表示）

「県民総所得（市場価格表示）」は、県民所得（要素費用表示）に固定資本減耗と生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府、地方政府）を加えたものである。

図表1-11 県民所得及び県民可処分所得の分配の表章形式

項	目
1.	雇用者報酬
(1)	賃金・俸給
(2)	雇主の社会負担
a.	雇主の現実社会負担
b.	雇主の帰属社会負担
2.	財産所得（非企業部門）
a.	受取
b.	支払
(1)	一般政府（地方政府等）
a.	受取
b.	支払
(2)	家計
①	利子
a.	受取
b.	支払（消費者負債利子）
②	配当（受取）
③	その他の投資所得（受取）
④	賃貸料（受取）
(3)	対家計民間非営利団体
a.	受取
b.	支払
3.	企業所得
(1)	民間法人企業
a.	非金融法人企業
b.	金融機関
(2)	公的企業
a.	非金融法人企業
b.	金融機関
(3)	個人企業
a.	農林水産業
b.	その他の産業（非農林水産・非金融）
c.	持ち家
4.	県民所得（要素費用表示）（1 + 2 + 3）
5.	生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）
(1)	生産・輸入品に課される税
(2)	（控除）補助金
6.	県民所得（第1次所得バランス）（4 + 5）
7.	経常移転の受取（純）
(1)	非金融法人企業及び金融機関
(2)	一般政府（地方政府等）
(3)	家計（個人企業を含む）
(4)	対家計民間非営利団体
8.	県民可処分所得（6 + 7）
(1)	非金融法人企業及び金融機関
(2)	一般政府（地方政府等）
(3)	家計（個人企業を含む）
(4)	対家計民間非営利団体
（参考）県民総所得（市場価格表示）	

- （注）1. 県民総所得（市場価格表示）＝県民所得（要素費用表示）＋固定資本減耗
 ＋生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府、地方政府）
2. 企業所得は、営業余剰・混合所得に財産所得の受取を加え、財産所得の支払を控除したもの。
3. 「地方政府等」は、地方政府と地方社会保障基金である。
4. 「市場価格表示」とは、市場で取引される価格による評価方法であり、市場における財貨・サービスの取引に係る要素全般で構成する価格構造を反映した表示である。

5. 県民経済計算の主な基準改定への対応

2015年（平成27年）基準改定において、分配系列に係る「中央政府等の扱い変更への対応」、「日本銀行の扱い変更への対応」、「基礎統計の変更への対応」を行った。

（1）中央政府等の扱い変更への対応

2015年（平成27年）基準改定では、中央政府及び全国社会保障基金（以下、「中央政府等」という。）の地域事業所の扱いの見直しを行い、一般政府に係る推計方法の変更を行った。中央政府等の活動は一国全体に及び、その全てを地域に配分することはできない。このため、意思決定主体である制度単位としての中央政府等は、どの地域にも属さない「準地域」に位置付けるものとする。この「準地域」は域外に含まれる。

分配系列では、以上の変更に伴い、中央政府等の地域事業所を制度単位として擬制しないこととなり、そのため、主に次の点を変更することとなる。

- ①「第1次所得の発生と配分」では、「生産・輸入品に課される税」、「財産所得」（国債の利払い、FISIM消費額等）の受取・支払の扱いに変更が生じる。変更後は、域外（準地域）の中央政府等と域内にある制度部門との直接取引として記録する。また、財産所得及び生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）の受け払い後に県内制度部門が受け取った所得の合計額は、県民所得の第1次所得バランスとして表する。
- ②「第2次所得の分配（経常移転）」では、「一般政府内の経常移転」において、中央政府等の地域事業所の貯蓄を「0」にする調整はなくなる（中央政府の扱い変更後、中央政府等の地域事業所は、域内制度単位としては存在しないこととなるから、地理的に県内の事業所として所在しても、域内において、貯蓄など所得支出勘定の計数が記録されることはない）。

例えば、国債の利払いについて見ると、2011年（平成23年）基準以前の推計方法では、中央政府の地域事業所（県内の制度単位という扱い）が支払い、県内の家計部門等が受け取ることとしていた。この場合、財産所得における利払い額が増加しても、支払額と受取額が県内の制度部門間で相殺されて、「県民所得」の増加に寄与することではなく、「県民可処分所得」及び「県民貯蓄」の増加に寄与する（これは、中央政府の地域事業所による支払額を、経常移転により、国庫が補填するという擬制を行っているからである。）。2015年（平成27年）基準では、中央政府等が域外の制度部門となるので、域外の中央政府等から域内の制度部門への利子・配当等の支払と受取の差額によって、地域の県民所得は増減する。

上記のように、中央政府等の扱い変更を行ったことにより、2011年（平成23年）基準以前の推計作業とは対応が異なる部分が生じる。具体的には、改定後は以下のようになる。

① 一般政府の分離

県内の一般政府を中央政府等（中央政府の地域事業所、全国社会保障基金の本・支店）と地方政府等（県、市町村、地方社会保障基金）に分離する。

② 一般政府（地方政府等）の集計

一般政府（地方政府等）の受取、支払の集計には、中央政府等の分を含めず、地方政府等分のみを集計する。

③ 県内制度部門と中央政府等との受取・支払の推計

県内制度部門（非金融法人企業、金融法人企業、地方政府等、家計、対家計民間非営利団体）の支払・受取の相手が中央政府等である場合には、推計が必要となる。これらについては基準改定前と同様に推計を行い、県内制度部門に記録する。

（２）日本銀行の扱い変更への対応

日本銀行が行う金融政策サービス等は、非市場生産者が産出するサービスであり、そのメリットは外交、防衛、警察等と同様に社会全体が享受するという意味で、同サービスは集合的消費に相当する。JSNAにおいて、中央銀行は公的金融機関に属す一方、集合的消費を行うのは一般政府に限られる。そのため、JSNA及び県民経済計算の生産系列では、これまでも日本銀行の産出額のうち、非市場産出分を非市場生産者（政府）の産出額に加算している。

今回の県民経済計算の2015年（平成27年）基準改定においては、日本銀行が行う金融政策サービス等の経済活動とそれに係る取引を東京都にのみ記録することとする。

分配系列について、原則として公的金融機関である日本銀行の金融政策サービスを行っている事業所が所在する東京都にのみ記録する。ただし、日本銀行が支払う税（法人税、事業税、住民税）については、金融政策サービス（非市場、集合的）によって生じたものとそれ以外を峻別することが困難であるため、2011年（平成23年）基準同様に、公的金融機関の支払いとして、事業所が所在する県に記録する（推計方法に変更はない）。

（３）基礎統計の変更への対応

① 経済センサス

『2019年（令和元年）経済センサス－基礎調査』（総務省）は、「新たに把握した事業所」を主な調査対象としているため、従前通りに県民経済計算の推計に活用できない。

その代替方法としては以下のことが考えられる。

ア．『2016年（平成28年）経済センサス－活動調査』（総務省・経済産業省）のデータを補助系列として活用する。

イ．『2021年（令和3年）経済センサス－活動調査』（総務省・経済産業省）の公表後は、そのデータを補助系列として活用する。

ウ．産業別の従業者数については、『毎月勤労統計調査』（厚生労働省）の産業別データを補助系列にして推計する。『毎月勤労統計調査』の計数を使用する際は、指数を補正してサンプル替えの影響を取り除いた計数を利用することが望ましい。

エ．類似性の高い基礎統計を補助系列にして推計する（例：民間非営利の教育の従業者数で『学校基本調査』（文部科学省）を活用するなど）。

② 農業経営統計調査

令和元年調査において、調査体系等の見直しが行われた。当該調査の復元推計方法が変更されたほか、調査項目にも変更が生じている。推計方法の見直しについては、分配系列「1. 1. 1 賃金・俸給」「ア. 農林水産業」、「(7) 農業」に記述した。なお、当該調査の地域別データの利用に際しては、データの安定性等を勘案しつつ使用する。

③ 賃金構造基本統計調査

2020年（令和2年）調査より、調査項目及び推計方法の見直しが行われ、それに伴い、過去の調査結果との接続性の観点から、2006年（平成18年）調査まで遡った集計結果が公表されている。

県民経済計算の2019年度（令和元年度）値推計に際しては、従来使用していた当該調査の変更・見直し前の系列（正式系列）を用いることとし、2020年度（令和2年度）値推計から変更・見直しによる遡及集計結果（参考系列）を用いることとする。なお、当該調査を用いた県民経済計算における推計方法については2011年（平成23年）基準から変更はない。

第2章 制度部門別所得支出勘定

第1節 第1次所得の発生と配分

第1次所得の発生と配分は、「付加価値の発生による所得」と、「資産の貸借による財産所得」からなる。

1. 付加価値の発生による所得

付加価値の発生による所得は、「雇用者報酬」、「営業余剰・混合所得」及び、「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」からなる。

1.1 雇用者報酬

雇用者報酬は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への配分額を指す。

雇用者とは、県内に常時居住し、市場生産者、非市場生産者を問わず、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

雇用者について、県の居住者を決定する基準としては常時居住地主義をとり、常時居住地の属する県の居住者とみなす。3か月以上他県に就労する季節労務者については、国勢調査に準拠し、就労地を常時居住地とみなす。

雇用者報酬は、内訳として、（1）賃金・俸給、（2）雇主の社会負担に分類され、それらの構成項目は以下のとおりである。

図表2.1-1 雇用者報酬の構成

項目	項目
(1) 賃金・俸給	(2) 雇主の社会負担
①現金給与	①雇主の現実社会負担
ア. 雇用者給与	ア. 雇主の現実年金負担
イ. 役員報酬	イ. 雇主の現実非年金負担
ウ. 議員歳費等	②雇主の帰属社会負担
②現金給与以外の賃金・俸給	ア. 雇主の帰属年金負担
ア. 現物給与	イ. 雇主の帰属非年金負担
イ. 給与住宅差額家賃	

なお、上記表の（2）の「①雇主現実社会負担」の内訳の「ア.雇主の現実年金負担」、「イ.雇主の現実非年金負担」は、2011年（平成23年）基準以降の概念上の区分であり、実際の推計作業では年金と非年金に分けずに推計する（2. 純社会負担と社会給付、2.1 推計の概要、（1）純社会負担の推計の概要を参照）。

また、2011年（平成23年）基準以降、2008SNAを踏まえ、賃金・俸給には「雇用者ストックオプション」の価値が含まれるが、金額が小さく、また地域別データが得られない

ことから、県民経済計算では推計対象外とする。

所得支出勘定は居住地主義を取るため、県内の雇用者報酬以外に、県外からの雇用者報酬（受取）、県外への雇用者報酬（支払）の推計を行い、県民ベースとする。

県民ベースの雇用者報酬は、所得支出勘定「家計」の受取と主要系列表 - 3「県民所得及び県民可処分所得の分配」に記録する（図表2.1-2参照）。

なお、県内ベースの雇用者報酬は生産勘定の付表「経済活動別県内総生産及び要素所得」において、県内要素所得の内訳として記録される。

図表 2.1-2 雇用者報酬の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人	—	
金融機関	—	
地方政府等	—	
家計	—	○
民間非営利	—	

（注）「勘定内記録箇所」の表は、それぞれの項目の計数が、制度部門別所得支出勘定のどこに記録されているかを表示したものである。図表 2.1-2 は、雇用者報酬が、制度部門別所得支出勘定では、家計部門の受取にのみ記録されていることを示している。

1. 1. 1 賃金・俸給

「賃金・俸給」は、所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、給与、手当、賞与等のほかに、役員報酬（給与・賞与）、議員歳費等も含まれる。

（1）現金給与

現金給与は、雇用者給与、役員報酬、議員歳費等からなる。

① 雇用者給与

雇用者給与は、農林水産業と農林水産業以外の産業に分けて推計する。

ア．農林水産業

農林水産業は、農業、林業、水産業について推計するとともに、これら産業の有給家族従業者の現金給与を加算する。

（7）農業

a．農家

農家の雇用者報酬は、販売農家1戸当たり農業雇人費に販売農家戸数を乗じて推計する。

農家雇用者報酬＝販売農家1戸当たり農業雇人費×販売農家戸数

ここで、

- ・農業雇人費：『農業経営統計調査』（農林水産省）
- ・販売農家戸数：『農業構造動態調査』（農林水産省）及び『農林業センサス』（農林水産省）

『農業経営統計調査』では2019年（令和元年）調査において、復元推計方法や調査項目の変更など調査体系等の見直しが行われた。

上記によらない場合は、①所管課等へ照会する、②従来使用している系列を全国値の伸び率を補助系列として延長推計する。なお、当該調査の地域別データの利用に際しては、データの安定性等を勘案しつつ使用する。

b. その他（農業企業など）

農業法人事業体の雇用者報酬は、県主管課資料等により推計する。

これによらない場合は、

農業法人事業体の雇用者報酬＝1人当たり雇用者報酬（全国平均）
×1人当たり現金給与の自県分の対全国比
×都道府県別農業法人雇用者数

ここで、

- ・1人当たり雇用者報酬（全国平均）
：『法人企業統計』（財務省）の「農業・林業」の役員給与・賞与及び従業員給与・賞与をその人数で除したもの（全国平均）。

なお、『法人企業統計』の集計業種区分が2009年度（平成21年度）以降、農業と林業が統合され「農業・林業」となったことから、このデータを用いることとする。

- ・1人当たり現金給与の自県分の対全国比
：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人当たり平均月間現金給与総額（調査産業計）の自県分の対全国比を用いる。

なお、サンプル数の問題で時系列上の断層があるなどデータが安定しない場合には、数か年移動平均を用いる。

- ・都道府県別農業法人雇用者数
：『経済センサス－基礎調査』（総務省）の農業（園芸サービスを除く）のうち法人の県別従業者数。

(イ) 林業

事業所に直接照会することによって賃金・俸給支払額を推計する。

これによらない場合は、以下のとおりとする。

a. 林家

林家の雇用者報酬は、林業の県内純生産に林野面積の県別個人分割合、雇用労賃率を乗じて推計する。

$$\text{林家雇用者報酬} = \text{林業の県内純生産} \times \text{林野面積の県別個人分割合} \\ \times \text{雇用労賃率}$$

ここで、

・ 林業の県内純生産：生産勘定の「林業」の県内純生産（生産者価格表示）

・ 林野面積の県別個人分割合：

『農林業センサス』（農林水産省）より民有林のうちの「私有」の割合を求める。

・ 雇用労賃率：『林業経営統計調査』（農林水産省）の雇用労賃／純付加価値による（なお、当該調査は、2018年（平成30年）調査から地域別の値の公表がされなくなったため、全国値で代替することが考えられる。）。

◇純付加価値＝粗収益－（経営費－雇用労賃－負債利子－物件税・公課諸負担）とする。

上記林業の純付加価値は、『林業経営統計調査』（農林水産省）の林業経営収支（1経営体当たり）に記録された項目のデータを用いて県内純生産（生産者価格表示）に相当する計数（産出額（生産者価格表示）－中間投入－固定資本減耗）を算出している。

b. その他

地方公共団体・財産区（林業）及び林業法人事業体における雇用者報酬は県主管課資料等により推計する。

これによらない場合、法人事業体については、

$$\text{林業法人事業体の雇用者報酬} = 1 \text{人あたり雇用者報酬（全国平均）} \\ \times 1 \text{人あたり現金給与の自県分の対全国比} \\ \times \text{都道府県別林業法人雇用者数}$$

ここで、

・ 1人あたり雇用者報酬（全国平均）：

『法人企業統計』（財務省）の「農業・林業」の役員給与・賞与及び従業員給与・賞与をその人数で除したもの（全国平均）。

なお、『法人企業統計』の集計業種区分が

第2章 制度部門別所得支出勘定

第1節 第1次所得の発生と配分

1. 付加価値の発生による所得

2009年度（平成21年度）以降、農業と林業が統合され「農業・林業」となったことから、このデータを用いることとする。2008年度（平成20年度）以前についても農業と林業を合算した数値を用いる。

- ・1人当たり現金給与の自県分の対全国比：

『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人当たり平均月間現金給与総額（調査産業計）の自県分の対全国比を用いる。

なお、サンプル数の問題で時系列上の断層があるなどデータが安定しない場合には、数か年移動平均を用いる。

- ・都道府県別林業法人雇用者数：

『経済センサス - 基礎調査』（総務省）の林業のうち法人の県別従業者数

(ウ) 水産業

水産業の雇用者報酬は、水産業の県内純生産に雇用労賃率を乗じて推計する。

水産業の雇用者報酬＝水産業の県内純生産（生産者価格表示）×雇用労賃率

ここで、

- ・雇用労賃率：『漁業経営統計調査』（農林水産省）より以下の式により経営体別、海区別に求める。

◇雇用労賃率＝雇用労賃／純付加価値

◇純付加価値＝漁労収入－（漁労支出－雇用労賃－負債利子－租税公課諸負担）

『漁業経営統計調査』（農林水産省）より。

なお、内水面漁業、内水面養殖業の雇用労賃率は、漁船漁業（3t未満）、海面養殖業など、県の実態に即して準用する。

上記水産業の純付加価値は、『漁業経営統計調査』（農林水産省）の収入及び支出に記録された項目のデータを用いて県内純生産（生産者価格表示）に相当する計数（産出額（生産者価格表示）－中間投入－固定資本減耗）を算出している。

(エ) 有給家族従業者の現金給与の加算

上記(ア)、(イ)、(ウ)の「雇用労賃」には有給家族従業者の労賃分が含まれていないことから、有給家族従業者分の現金給与を次式により推計し、上記(ア)、(イ)、(ウ)の合計額に加算する。

有給家族従業者の現金給与＝有給家族従業者1人当たり年間平均給与
×有給家族従業者数

ここで、

- ・有給家族従業者1人当たり年間平均給与：

上記(ア)～(ウ)で推計した農業、林業、水産業の各現金給与総額を各雇用者数で除した1人当たり単価を用いる。

なお、雇用者数については、『国勢調査』（総務省）から直線補間・補外して推計した数値に、二重雇用比率を乗じて推計する。

- ・有給家族従業者数：家族従業者数×全国の家族従業者総数に占める有給の割合
- ・家族従業者数：『国勢調査』（総務省）の家族従業者数を農林水産業以外の産業の常用雇用者数の補外方法に準じて補間・補外する。

イ．農林水産業以外の産業

農林水産業以外の産業は、「教職員、公務を除いた雇用者」と「教職員、公務の雇用者」に分けて推計する。

これは、サービス業（教育）のうちの教職員については、財務諸表等のデータが直接照会等から得られることから、下記で推計に使用する『毎月勤労統計』（厚生労働省）のサンプル調査の結果を使用せずに別途推計加算する。また、非市場生産者（政府）のうち公務についても、『毎月勤労統計』の調査対象外であることから別途推計加算する。

雇用形態は、常用雇用者と臨時・日雇従業者に分けて推計する。なお、農林水産業以外の家族従業者（『国勢調査』ベース）は無給とみなしているため、推計しない。

(ア) 常用雇用者（サービス業（教育）のうちの教職員・非市場生産者（政府）のうち公務を除く）

経済活動別常用雇用者の賃金・俸給は、常用雇用者数×常用雇用者1人当たり賃金・俸給によって求める。

a．常用雇用者数

常用雇用者数は、以下の式で求める。

常用雇用者数＝（雇用者数×二重雇用比率）－臨時・日雇従業者数

ここで、

- ・雇用者数：『国勢調査』（総務省）の雇用者数をベンチマークとして、『就業構造基本調査』（総務省）の産業別雇用者数、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数等によって補

第2章 制度部門別所得支出勘定

第1節 第1次所得の発生と配分

1. 付加価値の発生による所得

間・補外推計し、各年次別雇用者数を推計する。

- ・二重雇用比率 : 全国の比率を準用する。

なお、『国勢調査』では、1人の仕事を主なものの1つに限っているが、SNAでは、2つ以上の仕事に従事し、かつ事業所も異なる場合は、それぞれ1人と数える。そのため、副業者分を加算するために上記のように二重雇用比率を乗じ推計している。

- ・臨時・日雇従業者数 : 後述「(ウ)臨時・日雇」より

なお、臨時・日雇分を控除するのは、雇用者数に乗じる「1人当たり現金給与総額」の推計（次項）に使用する『毎月勤労統計』（厚生労働省）の調査対象が常用雇用者であり、臨時・日雇従業者は調査対象外であるためである。

b. 1人当たり現金給与総額

『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）－30人以上－により経済活動別に求める。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の産業中分類「K70物品賃貸業」は経済活動別の「○専門・科学技術、業務支援サービス業」に含み、産業大分類「N生活関連サービス、娯楽業」、「Q複合サービス事業」は「○その他のサービス」に含む。また産業大分類「P医療・福祉」は「○保健衛生・社会事業」に該当する。

経済活動別全規模1人当たり現金給与額

$$\begin{aligned} &= (30人以上の1人当たり現金給与額 \\ &\quad \times 30人以上の常用雇用者数 \\ &\quad + 29人以下の1人当たり現金給与額 \\ &\quad \times 29人以下の常用雇用者数) \\ &\quad \div (30人以上の常用雇用者数 + 29人以下の常用雇用者数) \end{aligned}$$

ここで、

- ・30人以上の1人当たり現金給与額 : 『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の事業所規模30人以上の1人当たり現金給与総額による。
- ・29人以下の1人当たり現金給与額 : 『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の結果を基礎に、『民間給与実態統計調査』（国税庁）などから、30人以上と29人以下

第2章 制度部門別所得支出勘定
第1節 第1次所得の発生と配分
1. 付加価値の発生による所得
の給料手当の格差を用いて推計
する。

・30人以上と29人以下の雇用者数：『経済センサスー基礎調査』（総務省）から求める。

なお、国民経済計算は、『毎月勤労統計』（厚生労働省）の「常用雇用者5人以上」データを使用していることから、データの安定性等を勘案しつつ、30人以上と29人以下ではなく、5人以上と4人以下の区分で1人当たり現金給与額を算出してもよい。その際に使用するデータは、30人以上と29人以下の計数を求める場合と同じである。

(イ) 教育のうち教職員、非市場生産者（政府）のうち公務の常用雇用者

a. 教育のうち教職員

教職員のうち公立分は県教育委員会資料、国立、私立は直接照会によって得た所得額又は『学校基本調査報告書』（文部科学省）などにより推計する。

b. 非市場生産者（政府）

国家公務員、自衛隊員及び国有林野は直接照会、地方公務員は県人事委員会、その他の所管課に直接照会する。

なお、ここで推計した一般政府関連（公務、国公立の教職員）の推計値は、生産系列では使用しない。

(ウ) 臨時・日雇

臨時・日雇の賃金は、まず『国勢調査』ベースの「臨時・日雇者数」と『毎月勤労統計（地方調査）』ベースの「臨時・日雇の1人当たり年間現金総額」を推計して、次にこれら両者を乗じて求める。以下すべて経済活動別に推計する。

$$\begin{aligned} \text{臨時・日雇の賃金} &= \text{臨時・日雇の産業別雇用者数（『国勢調査』ベース）} \\ &\quad \times \text{臨時・日雇の産業別1人当たり年間現金給与額（『毎月勤労統計（地方調査）』ベース）} \end{aligned}$$

a. 臨時・日雇の雇用者数（『国勢調査』ベース）

臨時・日雇の雇用者数（『国勢調査』ベース）は、まず『経済センサスー基礎調査』（総務省）より臨時・日雇の人数割合（対常用雇用者数）を求め、これを『国勢調査』（総務省）の雇用者数（二重雇用比率調整済み）に乗じて推計する。具体的には次のように推計する。

$$\begin{aligned} \text{臨時・日雇者数（『国勢調査』ベース）} \\ &= \text{臨時・日雇人数割合} \times \text{『国勢調査』の雇用者数} \\ &\quad \times \text{二重雇用比率} \end{aligned}$$

◇臨時・日雇人数割合＝臨時雇用者数／（常用雇用者＋臨時雇用者数）

ここで、

- ・臨時雇用者数、常用雇用者数：『経済センサス－基礎調査』（総務省）

b. 臨時・日雇の1人当たり年間現金給与額（『毎月勤労統計（地方調査）』ベース）

『賃金構造基本統計調査』（厚生労働省）より臨時・日雇の賃金比率（対常用労働者の賃金、全国平均）を求め、これを『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）より上記(7)b. で推計している常用雇用者の1人当たり年間現金給与額に乗じて求める。

臨時・日雇の1人当たり年間現金給与額

（『毎月勤労統計（地方調査）』ベース）

＝常用雇用者の1人当たり現金給与総額（『毎月勤労統計（地方調査）』ベース）×臨時・日雇賃金比率

具体的には、次のように推計する。

(a) 臨時・日雇賃金比率

臨時・日雇賃金比率＝臨時労働者1人当たり年間現金給与総額
／常用労働者1人当たり年間現金給与総額

(i) 臨時労働者1人当たり年間現金給与総額

臨時労働者1人当たり年間現金給与総額

＝実労働日数×1日当たり所定内労働時間数
×1時間当たりきまって支給する現金給与額
×12か月

ここで、

- ・各データ：『賃金構造基本統計調査報告』（厚生労働省）の民営の全国平均を使用する。

(ii) 常用労働者1人当たり年間現金給与総額

『賃金構造基本統計調査』（厚生労働省）より一般労働者と短時間労働者の1人当たり年間現金給与総額を求め、労働者数で加重平均して常用労働者（一般労働者＋短時間労働者）の「1人当たり年間現金給与総額」（経済活動別、民営、全国平均）を求める。具体的には、以下を経済活動別に行う。

常用労働者1人当たり年間現金給与総額

＝（一般労働者1人当たり年間現金給与総額
×一般労働者数＋短時間労働者1人当たり年間

現金給与総額×短時間労働者数)

／(一般労働者数＋短時間労働者数)

◇一般労働者1人当たり年間現金給与総額

＝一般労働者の「きまって支給する現金給与額」×12か月
＋一般労働者の「年間賞与その他特別給与額」

◇短時間労働者1人当たり年間現金給与総額

＝短時間労働者の(「実労働日数」
×1日当たり所定内実労働時間
×1時間当たり所定内給与額)×12か月
＋短時間労働者の「年間賞与その他特別給与額」

ここで、

・各データ：『賃金構造基本統計調査報告』(厚生労働省)の民営
の全国平均を使用する。

(b) 常用雇用者の1人当たり年間現金給与額(『毎月勤労統計(地方調査)』ベース)

前述「1. 賃金・俸給」の①イの「(7)常用雇用者(教育のうち教職員、非市場生産者(政府)のうち公務を除く)」で推計した「常用雇用者の賃金」を常用雇用者数で除して求める。

常用雇用者の1人当たり年間現金給与額(『毎月勤労統計(地方調査)』
ベース)＝常用雇用者の賃金÷常用雇用者数(二重雇用比率調整済み)

いずれの常用雇用者も農林水産業以外の経済活動で、教育のうち教職員・非市場生産者(政府)のうち公務を除く。

② 役員報酬(給与・賞与)

常勤・非常勤を問わず法人企業の役員に対して支払われる給与及び賞与である。
推計方法は以下のとおり。

役員報酬＝1人当たり役員給与・賞与×役員数

上記中の計数は以下のように推計する。

ア. 1人当たりの役員給与・賞与

1人当たりの役員給与・賞与＝1人当たり現金給与
×全国の1人当たり平均賃金の格差

ここで、

・1人当たり現金給与：前述(1)現金給与①イ. 農林水産業以外の産業
(7)b. の「常用雇用者の1人当たり現金給与総額」
による。

・役員と従業員の報酬格差(全国の1人当たり平均賃金の格差)：
全国の「役員／従業員」を準用する。

イ. 役員数

『国勢調査』をベースに推計した役員数（常勤及びその他の役員）に二重雇用比率を乗じて推計する。二重雇用比率は全国の比率を準用する。

なお、農林水産業については、現金給与推計の際、役員給与手当分を含んでいるためここでは除いて推計する。

③ 議員歳費等

県市町村議員の報酬、地方公共団体の委員手当のほか、国会議員のうち、県内に主たる生活の根拠を有し、県の居住者とみなされる議員の歳費を含む。

直接照会及び県・市町村の決算書により推計する。

なお、全国の委員手当は、前述（イ. (イ)）の非市場生産者（政府）の公務に含む。

(2) 現金給与以外の賃金・俸給

現金給与以外の賃金・俸給は、①現物給与、②給与住宅差額家賃からなる。

① 現物給与

自社製品などの通貨以外による給与の支払のほか、食事、通勤手当（通貨による支払いを除く）、消費物資の廉価販売等に要した費用である。

現物給与の評価は原則として支給に要した費用（原価）によることとし、雇用者の負担分は除く。

推計方法は以下のとおり。

現物給与＝現金給与所得×現物給与比率

ここで、

・現金給与所得：前述（（1）現金給与①イ. の「農林水産業以外の産業」の現金給与所得（賃金・俸給）の総額。

・現物給与比率：全国の比率を準用する。

（上記は何れも臨時・日雇を含む）

なお、農林水産業については、現金給与推計の際、現物給与分を含んでいるためここでは除いて推計する。

② 給与住宅差額家賃

社宅、公務員住宅などで市中家賃より低廉な家賃で入居している場合においては、その差額を、入居者が受取った現物給与とみなして扱い、雇用者報酬に含める。

推計方法は、以下のとおり。

給与住宅差額家賃＝{1か月1㎡当たり市中平均家賃（民営借家）－1か月1㎡当たり給与住宅家賃}×（給与住宅数×給与住宅の1住宅当たり延べ床面積）×12か月

各データは、『住宅・土地統計調査』よりとる。補間・補外年については年率で推計する。

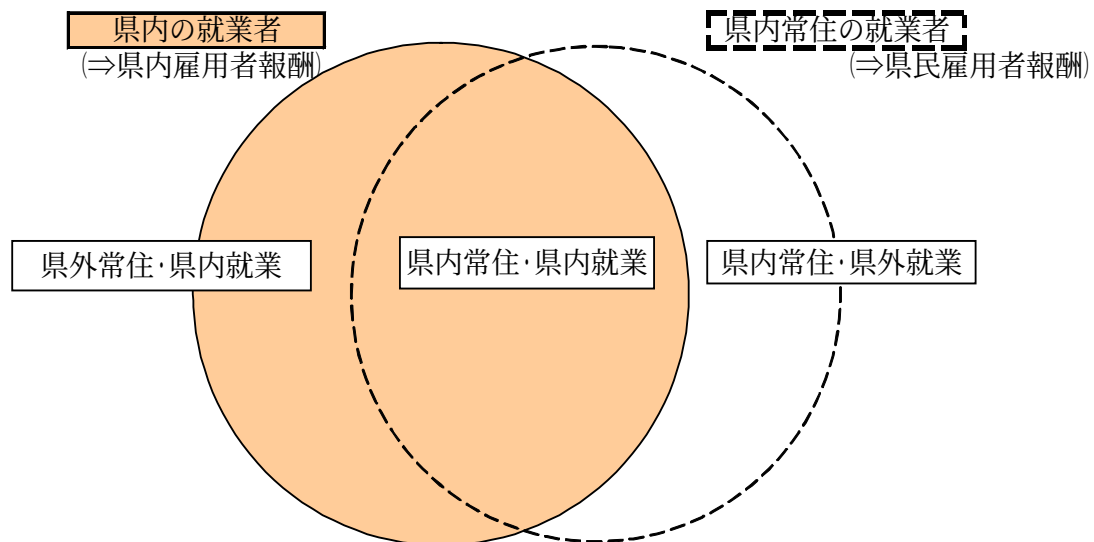
なお、経済活動別分割は前述(1)で推計した経済活動別の現金給与額に「経済活動別給与住宅差額家賃／現金給与の比率」を乗じたものの構成比で分割する。

(付) 賃金・俸給の県内ベース、県民ベースの推計について

県民経済計算では、雇用者報酬について、生産勘定に記録する県内ベース（以下、「内ベース」という）と所得支出勘定に記録する県民ベース（以下、「民ベース」という）の両方の推計を行う。その際に、県内と県外の賃金格差を考慮して推計することが望ましい。

雇用者報酬のうち賃金・俸給について、賃金格差を考慮した県内・県民の両ベースの推計方法の一事例を提示する。実際の推計にあたっては、各県の隣接県との経済規模や産業構造の違いなどを考慮して推計することとし、参考程度とする。

図表付-1 県内雇用者報酬と県民雇用者報酬の概念



(推計上の仮定)

- 経済活動別にみた従業上の地位
就業者数に占める雇用者数、役員数などの地位別の割合は、すべて県民就業者の地位別割合に等しいとする。
 県内常住・県内就業者での地位別割合＝県民就業者の地位別割合
 県内常住・県外就業者の地位別割合＝同上
 県外常住・県内就業者の地位別割合＝同上
- 産業別にみた賃金格差について
 県外常住・県内就業者の賃金＝県内常住・県内就業者の賃金（格差なしと仮定）
 県内常住・県外就業者の賃金≠県内就業者の賃金（格差ありと仮定）
 なお、賃金・俸給は、従業上の地位（雇用者、役員、臨時・日雇など）別に推計する。

(資料上の制約)

① 『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）について

- ・内ベースの統計である。
- ・産業分類上の区分は、大分類。（前述（(1)・①・イ・(7)・b.「1人当たり現金給与総額」）の分類に組替え。

② 『国勢調査』（総務省）について

図表付-2を参照。

図表付-2 就業者数等の集計有無（○印：有、×印：無）

	就業者数	雇用者数	従業上の地位
常住地別集計（民ベース）	○	○	○
従業地別集計（内ベース）	○	○（役員含む）	×
常住地×従業地の集計	○	×	×

（注）○印はいずれも産業分類別

（備考）就業者の従業上の地位の区分は、以下のとおり

・雇用者（正規職員・従業員、派遣社員、パート・アルバイト・その他）

・役員 ・業主 ・家族従業者 ・家庭内職者

(県内賃金・俸給の推計)

① 内ベースの賃金・俸給（経済活動別）

内ベースの賃金・俸給＝内ベースの（雇用者給与＋役員報酬＋議員歳費等
＋現物給与＋給与住宅差額家賃）

② 内ベースの現金給与（経済活動別）

内ベースの現金給与＝農林水産業の現金給与＋農林水産業以外の現金給与

◇農林水産業以外の現金給与（経済活動別に推計）

＝常用雇用者数×1人当たり現金給与

＋臨時日雇の現金給与

なお、教育のうち教職員と非市場生産者（政府）のうち公務は、業務資料から推計を行う。そのため、上式から一度控除し、別途、業務資料による推計結果を加算する。

(県民賃金・俸給の推計)

① 民ベースの賃金・俸給（経済活動別）

民ベースの賃金・俸給＝県内賃金・俸給－県外常住・県内賃金・俸給
＋県内常住・県外賃金・俸給

② 県外常住・県内賃金・俸給

県外常住・県内賃金・俸給＝県内賃金・俸給×（県外常住・県内就業者数
／県内就業者数）

なお、自県内従業員の1人当たり賃金は、常住地の自県、他県に関係なく同一と仮定。また従業上の地位の割合も同一と仮定。

③ 県内常住・県外賃金・俸給

／県内就業者数）×賃金格差係数

活動同じと仮定。従業上の地位の割合は同一と仮定。

図表付-3 賃金格差係数 (α)

県内常住者の従業地		賃金 (全経済活動平均)	県内常住の 県外就業者数
他県	他県の主要勤務県ないし隣接県 ($j=1 \cdots j$)	W_j	L_j
	上記以外の他県の勤務地合計 ($t=1$)	W_t	L_t
自県	当該県 ($o=1$)	W_o	

$$\text{賃金格差係数} \quad \alpha = [\{ \sum (W_j \times L_j) + (W_t \times L_t) \} / (\sum L_j + L_t)] / W_0$$

ここで、 W_t は W_j の加重平均、すなわち、

$$W_t = \sum (W_j \times L_j) / \sum L_j$$

なお、 W_j に大都市の県を含む場合、大都市の県を除いた加重平均、あるいは自県と同じ $W_t = W_0$ とする。

(轉換比率の計算)

社会保障雇主負担（現実社会負担、帰属社会負担）等の内民転換などに使用する“転換比率”の計算

- ・ 内から民のベースに転換する比率→内民転換比率＝ $\frac{\text{県民賃金} \cdot \text{俸給}}{\text{県内賃金} \cdot \text{俸給}}$
- ・ 民から内のベースに転換する比率→民内転換比率＝ $\frac{\text{県内賃金} \cdot \text{俸給}}{\text{県民賃金} \cdot \text{俸給}}$

1. 1. 2 雇主の社会負担

第1章の「分配系列の概要」で述べたように、雇主の社会負担は、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」からなる。ここでは、それぞれの負担の内容と推計の概要のみを説明し、具体的な推計方法は、「第2節 第2次所得の分配（経常移転） 2. 純社会負担と社会給付 2. 2 純社会負担」で説明する。

（1）雇主の現実社会負担

「雇主の現実社会負担」は、雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担に分かれる。まず、雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付型企业年金、確定拠出型企业年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分も含まれる。一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療保険や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

「雇主の現実社会負担」の推計に当たっては便宜上、社会保障基金に係る雇主の現実社会負担とその他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担とに分けて行う。

雇主の現実社会負担は、次の2項目に分けて推計する。

- ① 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担
- ② その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担

①は一般政府に格付けされる社会保障基金への雇主の負担であり、具体的には、年金に係る厚生年金、共済組合等の基金への負担と、年金以外の健康保険、労働保険等に係る全国健康保険協会管掌健康保険、労働保険、国民健康保険、共済組合、介護保険等の基金への負担である。これらを年金負担と年金以外の負担に区分せずに、基金ごとに雇主の負担を推計する。

②は金融機関に格付けされる年金基金への雇主の負担であり、確定給付型企业年金と確定拠出型企业年金の基金への負担である。なお、年金基金への雇主の負担には、受給権を発生主義で記録する退職一時金（民間分等）の実際の支給額も含む。これらを年金基金への負担と退職一時金（民間分等）支給額に分けて推計する。

推計対象範囲は図表2.1-3,4のとおりで、「第2節 第2次所得の分配（経常移転）の2.2.1現実社会負担（家計、雇主）」の項を参考にして推計する。

図表2.1-3 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担の推計対象範囲
(社会保障基金に格付けされる勘定・会計等)

①特別会計		
ア. 年金（除児童手当及び子ども手当）		(7)全国健康保険協会管掌健康保険（旧政府管掌健康保険） (1)厚生年金
イ. 労働保険		(7)労働者災害補償保険 (1)雇用保険（旧失業保険）
②共済組合		
ア. 国家公務員共済組合・同連合会		
イ. 地方公務員共済組合・同連合会 地方職員共済組合（団体共済部）、公立 学校共済組合及び警察共済組合を含む		
ウ. その他		(7)私立学校振興・共済事業団 (1)地方議会議員共済会 (ウ)農林漁業団体職員共済組合 (エ)日本製鐵八幡共済組合（雇主負担なし）
③組合管掌健康保険		
ア. 政府関係健康保険組合 （＝地方公共団体設立分）		
イ. 民間健康保険組合（＝民間設立分）		
④児童手当及び子ども手当		
ア. 民間分		
イ. 公務員分		
⑤社会保障基金		
ア. 地方公務員災害補償基金		
イ. 消防団員等公務災害補償等共済基金		
ウ. 石炭鉱業年金基金（雇主負担なし）		
⑥介護保険		

図表2.1-4 その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担の推計対象範囲

①確定給付型企业年金と発生主義により記録する退職一時金		
ア. 確定給付型企业年金		(7)厚生年金基金、企業年金連合会 (1)適格退職年金（2012年（平成24年） 3月まで） (ウ)確定給付企業年金
イ. 退職一時金（民間分等）		
②確定拠出型企业年金		
ア. 勤労者退職金共済機構		
イ. 中小企業基盤整備機構 小規模企業 共済勘定		
ウ. 国家公務員共済組合 退職等年金経理 （2015年（平成27年）10月以降）		
エ. 地方公務員共済組合（警察共済組合、 公立学校共済組合を含む） 退職等年金 給付調整経理（2015年（平成27年）10 月以降）		
オ. 日本私立学校振興・共済事業団 退職 等年金給付勘定（2015年（平成27年） 10月以降）		
カ. 確定拠出年金（企業型）		

(2) 雇主の帰属社会負担

雇主の帰属社会負担は、①雇主の帰属年金負担、②雇主の帰属非年金負担の2項目からなる。

①「雇主の帰属年金負担」は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度（雇用関係をベースとした社会保険制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ記録される概念である。具体的には、下式のとおり、企業会計上、発生主義により記録されるこれら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義される。

$$\text{雇主の帰属年金負担} = \text{現在勤務増分} + \text{年金制度の手数料} - \text{雇主の現実年金負担}$$

こうした記録を行うのは雇用関係をベースとした社会保険制度のうち、退職一時金を含む確定給付型の場合のみであり、確定拠出型の場合には適用されない。雇用関係をベースとした社会保険制度のうち確定給付型の企業年金や退職一時金に係る記録については、2008SNAを踏まえ、2011年（平成23年）基準以降、発生主義による記録がより徹底される形となった。

②「雇主の帰属非年金負担」には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

推計対象範囲は、①雇主の帰属年金負担、②雇主の帰属非年金負担（ア．退職一時金（政府分等）、イ．公務災害補償費、ウ．その他）であり、「第2節 第2次所得の分配（経常移転）の2.2.2帰属社会負担（雇主）」の項を参考にして推計する。

1.2 営業余剰・混合所得

「営業余剰・混合所得」は生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業）の3部門にのみ発生する。

1.2.1 営業余剰・混合所得の推計手順

生産系列において推計された経済活動別営業余剰・混合所得を3制度部門別に分割し、制度部門別営業余剰・混合所得を求める。この場合、各制度部門と経済活動部門の推計単位が一致している部分については各経済活動別営業余剰・混合所得を直接各制度部門の営業余剰・混合所得に記録する。しかし、その他直接制度部門に分類できない部分については、関連資料から制度部門別営業余剰・混合所得を求める。

推計は、以下の順で行う。

- 「(1) 県内純生産（要素費用表示）の推計」
- 「(2) 経済活動別営業余剰・混合所得の推計」
- 「(3) 制度部門別営業余剰・混合所得の推計」

(1) 県内純生産（要素費用表示）の推計

県内純生産（要素費用表示）＝産出額－中間投入－固定資本減耗
－生産・輸入品に課される税（控除）補助金

ここで、

- ・全ての計数：生産系列の計数を適用する（図表2.1-5参照）。

図表2.1-5 県内純生産（要素費用表示）の推計図
〔経済活動別分類〕



(2) 経済活動別営業余剰・混合所得の推計

「(1) 県内純生産(要素費用表示)の推計」で求めた県内純生産(要素費用表示)より以下の式により経済活動別営業余剰・混合所得を求める(図表2.1-6参照)。

経済活動別営業余剰・混合所得＝県内純生産－(内ベース)雇用者報酬
(内ベース)雇用者報酬：「第1節 1. 1雇用者報酬」の計数を適用

図表2.1-6 経済活動別営業余剰・混合所得の推計図
〔経済活動別分類〕



(3) 制度部門別営業余剰・混合所得の推計

「営業余剰・混合所得」は、大きく「営業余剰」と「混合所得」に分けられる。「営業余剰」は、生産活動への貢献分として、法人企業部門(非金融法人企業と金融機関)の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。一方、「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録される。なお、家計のうち持ち家分については、労働報酬的要素は存在しないことから、国民経済計算体系の慣例上、同じ個人企業分であっても「混合所得」には記録せず、「営業余剰」に記録する。

推計は次のように行う。

「(2) 経済活動別営業余剰・混合所得の推計」で求めた、経済活動別営業余剰・混合所得を制度部門別営業余剰・混合所得に転換する(図表2.1-7参照)。

図表2.1-7 制度部門別営業余剰・混合所得の推計図

①営業余剰・混合所得	②金融・保険業(民間、公的)		経済活動別県内総生産からの直接推計
	③非金融法人企業 (①－②－④)	③-1民間非金融法人企業	残差(③－(③-2))
		③-2公的非金融法人企業	関連資料からの推計
	④家計(個人企業)	④-1住宅賃貸業(持ち家)	経済活動別県内総生産からの直接推計
		④-2農林水産業	関連資料からの推計
		④-3その他の産業	関連資料からの推計

以下の説明で（）内の番号（①～④-3）は、上記図表2.1-7内の番号である。

- ・営業余剰・混合所得（①）：「（2）経済活動別営業余剰・混合所得の推計」で求めた
経済活動別営業余剰・混合所得をとる。
- ・金融・保険業（民間、公的）（②）：経済活動別県内総生産で直接推計される金融・
保険業の営業余剰をとる。
- ・非金融法人企業（③）＝営業余剰・混合所得（①）
－金融・保険業（民間、公的）（②）
－家計（個人企業）（④）
- ・民間非金融法人業（③-1）＝非金融法人企業（③）
－公的非金融法人業（③-2）
- ・公的非金融法人業（③-2）：関連資料から推計（1. 2. 2（3）①参照）。
- ・家計（個人企業）（④）＝住宅賃貸業（持ち家）（④-1）
＋農林水産業（④-2）
＋その他産業（④-3）
- ・住宅賃貸業（持ち家）（④-1）：経済活動別県内総生産で直接推計される住宅賃貸業
から持ち家の営業余剰を推計する（1. 2. 2（2）
①参照）。
- ・農林水産業（④-2）：関連資料から推計（1. 2. 2（2）②ア．参照）。
- ・その他産業（④-3）：関連資料から推計（1. 2. 2（2）②イ．参照）。

1. 2. 2 営業余剰・混合所得の推計方法

営業余剰は、非金融法人、金融機関、家計（持ち家）の「受取」、混合所得は家計（個人企業）の「受取」として記録される（図表2.1-8参照）。

図表2.1-8 営業余剰・混合所得の勘定内記録箇所
(営業余剰) (混合所得)

制度部門	支払	受取	制度部門	支払	受取
非金融法人	—	○	非金融法人	—	
金融機関	—	○	金融機関	—	
地方政府等	—		地方政府等	—	
家計（持ち家）	—	○	家計（農林水産業、 その他産業）	—	○
民間非営利	—		民間非営利	—	

推計方法は、経済活動別総生産からの直接推計と、直接推計以外に分けられる。直接推計の部門は、金融・保険業（民間、公的）、公的非金融法人企業、住宅賃貸業（持ち家）の3部門である。これらは、経済活動別部門＝制度部門であるため、経済活動別営業余剰をそのまま制度部門の営業余剰とする。

直接推計以外の部門については、推計手順の1. 2. 1（2）で求めた「経済活動別営業余剰・混合所得（図表2.1-7の①）」から直接推計で求めた「経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰（②）」を控除した残差を、家計（個人企業）と民間非金融法人企業の営業余剰・混合所得に分割する。

まず、家計（個人企業）の営業余剰・混合所得を関連資料から推計して、残りを民間非金融法人企業の営業余剰とする。

（1）金融機関（金融・保険業）

金融・保険業（公的＋民間）の営業余剰をもって金融機関の営業余剰とする。

なお、公的・民間の分割は、以下の方法が考えられる。①公的金融機関を積上げ推計して、残差を民間金融機関とする、②生産系列の比率（総生産や純生産）で按分する。

（2）家計

家計（個人企業）の営業余剰・混合所得は、農林水産業、その他の産業、住宅賃貸業のうち持ち家の3つに分けられる。

① 営業余剰（住宅賃貸業（持ち家））

不動産業のうちの住宅賃貸業の営業余剰から持ち家を分離して持ち家の営業余剰とする。

家計（持ち家）の営業余剰＝持ち家帰属家賃×全国の営業余剰率

ここで、

・持ち家帰属家賃：支出系列で推計した持ち家の帰属家賃額を用いる。

- ・ 全国の営業余剰率：全国の家計（持ち家）の営業余剰／全国の持ち家帰属家賃。

なお、2015年（平成27年）基準改定を機に、いわゆる民泊の計測が行われたことに伴い、持ち家帰属家賃の推計方法を変更している。詳細は生産系列「11.不動産業」「(1)71住宅賃貸業」に記述した。

② 混合所得

ア. 農林水産業

農林水産業混合所得＝同業純生産（要素費用表示）

－同業（内ベース）雇用者報酬

－同業民間法人企業営業余剰

ここで、

- ・ 同業純生産（要素費用表示）：生産系列の計数を用いる。
- ・ 同業（内ベース）雇用者報酬：「第1節 1. 1雇用者報酬」の計数を内ベースに転換して用いる。

◇同業民間法人企業営業余剰＝民間法人企業所得×農林水産業割合×営業余剰への転換比率

◇民間法人企業所得＝営業余剰・混合所得×民間法人企業所得比率

ここで、

- ・ 営業余剰・混合所得：生産系列の全経済活動の営業余剰・混合所得の金額
- ・ 民間法人企業所得比率：『国民経済計算年次推計』（付表「民間・公的企業の所得支出勘定」）から次式で計算する。

◇民間法人企業所得比率

＝民間法人企業の（営業余剰＋財産所得（純））
／（全経済活動の営業余剰・混合所得）

- ・ 農林水産業割合：「法人事業税に関する調べ」（県税務課）より、全業種に対する農林水産業の比率を用いる。
- ・ 営業余剰への転換比率：「全国の農林水産業個人企業の混合所得／全国の農林水産業個人企業の企業所得」を準用。

イ. その他の産業

その他の産業混合所得＝Σ各経済活動（(7)一企業当たり本業混合所得
×個人企業数）＋(イ)内職混合所得＋(ウ)兼業混合所得

(7) 一企業当たり本業混合所得

一企業当たり本業混合所得＝全国の経済活動別個人企業の一個人企業当たり
本業混合所得×所得格差

ここで、

- ・所得格差：『国税庁統計年報』（国税庁）より、申告所得税における営業所得の1人当たり所得金額の全国値との比率とする。
- ・個人企業数：個人企業数は、『国勢調査』（総務省）の“業主数”を基礎として、中間年は『県労働力調査』（県主管課）の産業計（非農林業）によるが、これがないときは『就業構造基本調査報告』（総務省）及び『経済センサス-基礎調査』（総務省）により補間・補外推計する。

なお、内職混合所得は別途推計するため、内職者数をここから控除する。

(イ) 内職混合所得

製造業、サービス業別に以下により求める。

内職混合所得＝一企業当たり本業混合所得(7)×内職所得比率×内職者数

ここで、

- ・内職所得比率：全国の比率を準用。
- ・内職者数：『国勢調査』（総務省）より家庭内職者数をとる。

なお、中間年は同資料の「家庭内職者数／業主数」の比率を各年の個人企業数に乗じて求める。

(ウ) 兼業混合所得

以下により求める。

兼業混合所得＝一企業当たり本業混合所得(7)×兼業比率×個人企業数

ここで、

- ・兼業比率：全国の比率を準用。

(3) 非金融法人企業

非金融法人企業は、公的と民間に分けて推計する。公的、民間に分けて推計するのは、主要系列表の企業所得を民間・公的別に表章することが必要となるためである。

非金融法人企業＝民間非金融法人企業＋公的非金融法人企業

① 公的非金融法人企業

公的非金融法人企業の決算書等により直接に推計した営業余剰の合計から中間投入としてのFISIM消費額（2. 1 投資所得 2. 1. 1 利子 （3）利子の制度部門別推計 ①非金融法人企業 ウ. FISIM消費額で推計する額）を控除することにより推計する。

なお、公的非金融法人企業のFISIM消費額の推計に当たっては、まず「（3）利子の制度部門別推計」における「支払利子」及び「受取利子」の公的非金融法人企業分（図

表2.1-16)を公的非金融法人企業の営業余剰(FISIM消費額控除前)ないしは従業者数の自県分の対全国比によって推計し、次にこれらを用いて、公的非金融法人企業のFISIM消費額を推計する((3)利子の制度部門別推計 ①非金融法人企業 ウ. FISIM消費額)。

② 民間非金融法人企業

民間非金融法人企業の営業余剰＝(経済活動別営業余剰・混合所得
－経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰)
－家計(個人企業)の営業余剰・混合所得
－公的非金融法人企業の営業余剰・混合所得

ここで、

- ・経済活動別営業余剰・混合所得：「1. 2. 1 推計手順の(2)経済活動別営業余剰・混合所得の推計」で推計した額を用いる。
- ・経済活動別総生産からの直接推計の営業余剰：
「1. 2. 2 (1) 金融機関」で推計した額を用いる。
- ・家計(個人企業)の営業余剰・混合所得：
「1. 2. 2 (2) 家計」で推計した額を用いる。
- ・公的非金融法人企業の営業余剰・混合所得：
「1. 2. 2 (3) 非金融法人企業①公的非金融法人企業」で推計した額を用いる。

1.3 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

「生産・輸入品に課される税」とは、原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。「一般政府」の受取としてのみ記録される。

分配系列においては生産系列で対象とした税・補助金のうち、地方政府分のみが記録の対象となる。中央政府は準地域にあり、県内制度部門ではないためである。

なお、原則として県内経済活動により発生する生産・輸入品に課される税を、地方政府が受取る生産・輸入品に課される税とみなすこととする。また、補助金も同様の取扱とする。生産系列の推計方法を参照のこと。

図表2.1-9 税・補助金の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人	—	
金融機関	—	
地方政府等	—	○
家計	—	
民間非営利	—	

（補助金は控除項目）

(1) 生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税の推計方法は、生産系列で記載されている。以下に、その内容を再掲する。また、生産系列で掲載されている経済活動別格付け一覧表も再掲する。

（推計方法）（生産系列 第6章 「1. 生産・輸入品に課される税 1.1 範囲と推計方法 （2）推計方法」の再掲）

生産・輸入品に課される税は原則として納税した経済活動に記録することとし、[積上げによる方法] 又は [按分による方法] により推計する。

積上げによる場合は、(1)全ての経済活動（産業）が納税していると考えられる場合には、全ての経済活動に格付ける（不動産関係税等）。(2)特定の経済活動（産業）が納税していることが明確である場合には、当該経済活動（産業）に格付ける（酒税等）。

按分による場合は、全国値（経済活動別）を総生産の自県分の対全国比により分割する。

図表2.1-10 生産・輸入品に課される税 経済活動別格付け一覧表（1／2）

（生産系列 図表6-2の再掲）

区分			税目		作業分類
中央	国税	一般会計	消費税		
			関税		
			酒税	*	飲料製造業
			たばこ税	*	たばこ製造業
			揮発油税	*	石油製品製造業
			石油ガス税	*	小売業
			航空機燃料税	*	航空運輸業
			石油石炭税	*	石油・原油・天然ガス 鉱業
			自動車重量税の1/2		
			とん税	*	水運業
			印紙収入		
			電源開発促進税	*	電気業
			国際観光旅客税のうち 居住者企業負担分		
			揮発油税（譲与分）	*	石油製品製造業
		特別会計	地方揮発油税	*	石油製品製造業
			たばこ特別税	*	たばこ製造業
			石油ガス税（譲与分）	*	小売業
			航空機燃料税（譲与分）	*	航空運輸業
			自動車重量税の1/2(譲与分)		
			特別とん税	*	水運業
	税以外	公納付金	日本中央競馬会納付金	*	娯楽業
			預金保険機構納付金	*	金融業
			環境再生保全機構賦課金収益		
			エネルギー対策特別会計納付金	*	石油・原油・天然ガス 鉱業
			特定アルコール譲渡者納付金	*	卸売業

（注）1. 表の「＊」の税については、納税義務者が明らかであることから、該当経済活動に配分している。

2. 「」（空白）は、当該年の県内総生産比率等を用い、全経済活動に配分する。ただし非課税の経済活動は除く。

3. 以下の印紙収入は「生産・輸入品に課される税」に該当しない。

・「自動車特別会計 自動車検査登録勘定」の「検査登録印紙収入」

当該勘定は公的非金融企業に格付けされ、この印紙収入は「租税」ではなく、「検査登録手数料収入」として分類され、サービスの対価として公的非金融のサービス業の産出額に記録される。

図表2.1-10 生産・輸入品に課される税 経済活動別格付け一覧表（2／2）

区分			税目		作業分類
地方	都道府県税	普通税	地方消費税（清算処理後）		
			不動産取得税		
			固定資産税（特例分）		
			自動車取得税の1/2		2019年9月30日まで
			軽油引取税	*	卸売業
			自動車税（種別割、環境性能割）の1/2		
			鉱区税	*	石油・原油・天然ガス 鉱業、その他の鉱業
			道府県たばこ税	*	たばこ製造業
			ゴルフ場利用税	*	娯楽業
			道府県法定外普通税	*	分類不明
		目的税	道府県法定外目的税		
		旧法による税	旧法による税	*	分類不明
	市町村税	普通税	固定資産税		
			軽自動車税（種別割、環境性能割）の1/2		
			鉱産税	*	石油・原油・天然ガス 鉱業、その他の鉱業
			特別土地保有税		
			市町村たばこ税	*	たばこ製造業
			市町村法定外普通税	*	分類不明
		目的税	都市計画税		
			事業所税		
			入湯税	*	旅館・その他の宿泊所
			市町村法定外目的税		
		旧法による税	旧法による税	*	分類不明
	税以外	その他	収益事業収入	*	娯楽業
			発電水利使用料	*	電気業
			法定外目的税	*	当該産業（目的税に応じて格付ける）

区分			税目		作業分類
地方	税外	交付金	国有資産等所在市町村交付金等		公的活動の活動分類格付けに応じる。

（注）1. 前頁の注を参照。なお、上記表内の自動車関係の税は、2019年10月1日から新制度となった。「自動車税」は「自動車税（種別割）」、「軽自動車税」は「軽自動車税（種別割）」に名称変更になり、「自動車取得税」は廃止され、「自動車税環境性能割」が導入された。

2. 国有資産等所在市町村交付金等は「国有提供施設等所在市町村助成交付金」を含む。

(2) (控除) 補助金

(控除) 補助金の推計方法は、生産系列で記載されている。以下に、その内容を再掲する。

(生産系列 第6章「2. (控除) 補助金 (1) 推計の概要」の再掲)

(1) 推計の概要**① 概念・定義・範囲**

補助金は、一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。制度部門別所得支出勘定では、地方政府の受取(控除項目)としてのみ記録される。

なお、非市場生産者が経常補助金を受け取ることはない。

非市場生産者(非営利)の経済活動や家計への経常的交付金は補助金ではなく経常移転として扱われる。また、市場生産者に対して、設備投資等を促進するために行われる移転は補助金ではなく資本移転に分類される。

法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。

食料安定供給特別会計の一般会計からの繰入は、経常補助金とみなす。

② 経済活動格付け

補助金の経済活動への格付けについては、補助金の内容や交付先を考慮して行う。

(2) 推計方法

[積上げによる方法] 又は [按分による方法] により推計する。

① 積上げによる方法

ア. 中央政府から市場生産者への補助金、イ. 地方政府経由の補助金、ウ. 地方公営企業への補助金別に推計する。

② 按分による方法

全国値(経済活動別補助金)を総生産の自県分の対全国比により分割する。

(3) 一般政府の分割

中央政府の扱い変更に伴い、国値按分で本項目を推計する場合、一般政府内の受取制度部門の分割推計が必要となる。その分割は、以下の方法で行う。

① 中央政府と地方政府の按分

国民経済計算年次推計付表6(1)「生産・輸入品に課される税」、「補助金」の比率を準用する。なお、付表6における社会保障基金の「生産・輸入品に課される税」、「補助金」は0となっている。

② 地方政府内(県・市町村)の按分

生産・輸入品に課される税は、関係する税目等を積上げ、按分比率とする。積上げる項目は図表2.1-10の地方税を参照する。推計資料は決算書または地方財政統計年報を利用する。

補助金については、生産系列で[積上げによる方法]で推計している場合は、その値を使う。[按分による方法]で推計している場合は、地方財政統計年報の性質別歳出の「補助費等」のうち「補助交付金」の計数を用いて県と市町村の比率を算出して按分する。

「参考」地方財政統計年報における地方公共団体区分別の掲載表番号

自治体区分	資料名	地方財政統計年報			決算書
		歳入	歳出		
			目的別	性質別	
都道府県全自治体		なし	なし	なし	なし
都道府県		2-4-1	2-4-2	2-4-3	都道府県決算書
市町村(下記の計)		2-4-7	2-4-8	2-4-9	なし
政令市		2-4-10	2-4-11	2-4-12	政令市決算書
中核市		2-4-13	2-4-14	2-4-15	中核市決算書
特例市		2-4-16	2-4-17	2-4-18	特例市決算書
市		2-4-19	2-4-20	2-4-21	(各)市決算書
町村		2-4-22	2-4-23	2-4-24	(各)町村決算書
一部事務組合		2-4-25	2-4-26	2-4-27	一部事務組合決算書

(4) 中央政府に格付けされている独立行政法人等が支払う税の扱い

中央政府に格付けされている独立行政法人等の中には、科学技術振興機構、理化学研究所等のように、財務諸表において「法人税、住民税及び事業税」が計上されているものがある¹。

県民経済計算では、一般政府に格付けされている法人が支払った税は、一般政府の支払としては記録せず、他の制度部門(非金融企業)の支払として記録する。

¹ 財務省告示607号により、収益事業から生じた所得のほかの所得には法人税を課さない法人が指定されている。独立行政法人等の中には、収益事業からの所得があり、収益事業に対する法人税を支払っている場合がある。

「参考」財務省告示第607号

財務省告示第607号平成15年9月30日

「法人税法別表第2独立行政法人の項の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件」

別表

(国立研究開発法人)

- ・宇宙航空研究開発機構
- ・海洋研究開発機構
- ・科学技術振興機構
- ・情報通信研究機構
- ・新エネルギー・産業技術総合開発機構
- ・日本原子力研究開発機構
- ・農業・食品産業技術総合研究機構
- ・理化学研究所

(独立行政法人)

- ・勤労者退職金共済機構
- ・自動車事故対策機構
- ・情報処理推進機構
- ・中小企業基盤整備機構
- ・農業者年金機構
- ・農林漁業信用基金

2. 資産の貸借による財産所得

財産所得とは、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる概念である。また、投資所得は、さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」に分類される。財産所得の受払は、通常、全ての制度部門に記録される。これらは発生主義でとらえられ、利子、賃貸料については支払義務発生時点で、配当についても配当金の公告あるいは利潤獲得時ではなくその支払の義務発生時点で記録している。

図表2.1-11に財産所得の内訳項目を、2.1-12に制度部門別推計項目を示す。

図表2.1-11 財産所得の内訳項目

財産所得
1. 投資所得
(1) 利子
(2) 法人企業の分配所得
① 配当
株式・出資金配当等
② 準法人企業所得からの引出し
公的準法人所得引出し
海外支店収益
③ 海外直接投資に関する再投資収益
(3) その他の投資所得
① 保険契約者に帰属する投資所得
② 年金受給権に係る投資所得
③ 投資信託投資者に帰属する投資所得
2. 賃貸料

(注)「海外直接投資に関する再投資収益」については、『国民経済計算年次推計』では法人企業の分配所得に含まず、独立の一項目である。

図表2.1-12 制度部門別推計項目

項目	分類	制度部門別分類									
		支払					受取				
		非金融法人企業	金融機関	地方政府等	家計（個人企業を含む）	対家計民間非営利団体	非金融法人企業	金融機関	地方政府等	家計（個人企業を含む）	対家計民間非営利団体
利子		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法人企業の分配所得		○	○	—	—	—	○	○	○	○	○
その他の投資所得		—	○	—	—	—	○	○	○	○	○
賃貸料		○	○	○	○	○	○	—	○	○	○

（注）○印は推計される。—印は推計されない。

2.1 投資所得

前述したように、投資所得は、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」に分類される。

2.1.1 利子²

利子の推計については、最初に（1）利子の推計手順と（2）利子の推計方法の概要を説明し、次にそれに沿った（3）制度部門別の推計方法を記載する。

利子の支払と受取は、全ての制度部門に記録される。

図表2.1-13 利子の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人	○	○
金融機関	○	○
地方政府等	○	○
家計	○	○
民間非営利	○	○

² SNAにおける財産所得の利子額は、会計上での利子額と異なり、支払利子額＝会計上の支払利子額－FISIM借り手側消費額、受取利子額＝会計上の受取利子額＋貸し手側FISIM消費額である。ここで会計上の利子額を「FISIM調整前利子額」といい、SNA上の利子額を「FISIM調整後利子額」という。

(1) 利子の推計手順

推計の手順は以下のとおり。FISIMについては、「制度部門別FISIM消費額推計」の項で記載する。

- ① 市場の預金・貸出平均利回りから直接計算される実際の受取・支払利子を推計する（「FISIM調整前の受取・支払利子」）。
- ② 制度部門別にFISIM調整前の受取・支払利子を集計する。
- ③ 制度部門別FISIM消費額を推計する（金融機関についてはFISIM産出額も生産系列推計から転記）。
- ④ 制度部門別単位で「FISIM調整前の受取・支払利子」から「FISIM消費額」を加算又は減算して「FISIM調整後の受取・支払利子」を推計する。なお、「金融機関のFISIM調整後の受取・支払利子」については、FISIM消費額だけでなくFISIM産出額も加算又は減算して求める（「FISIM産出額」は生産系列で推計）。
- ⑤ 財産所得としての利子推計の表章は、「FISIM調整後の受取・支払利子」を単に「受取利子」及び「支払利子」として表章する。

参考として、制度部門別所得支出勘定の下段に

（参考）支払利子（FISIM調整前）

受取利子（FISIM調整前）を記載する。

なお、推計手順は基本的には上記の通り、最初の①で「FISIM調整前の受取・支払利子」を機関別等に積上げ推計するか、全国値を県別に分割して推計するが、全国値分割での全国値データが「FISIM調整前」でなく、「FISIM調整後」である場合には、①で「FISIM調整後の受取・支払利子」を推計し、次に③で「FISIM消費額」を推計し、④で「FISIM調整前の受取・支払利子」を推計する手順とする。

(2) 利子の推計方法の概要

利子の推計方法について、①FISIM調整前利子、②FISIM調整前（後）の受取・支払利子の制度部門別統合、③制度部門別FISIM消費額、④FISIM調整後の受取・支払利子（FISIM額の加算及び減算）の概要を示す。

① FISIM調整前利子の推計

FISIM調整前利子（以下、単に「利子」という）の推計方法について記す。なお、全国値の関係からFISIM調整後利子の推計となる場合がある。

本節での利子の推計の範囲は、生産系列金融業の推計対象となるFISIMの対象商品以外に、有価証券等の利子をも含んだ、預貯金、手形、債券、その他の貸出金や借入金及び消費者債務等に関して発生した実際の利子のすべての受払を対象とする。

利子の推計は、ア．非金融法人企業、イ．金融機関、ウ．地方政府等、エ．家計（個人企業を含む）、オ．対家計民間非営利団体の5つの制度部門に分け、受取・支払別に行われる。

なお、非金融法人企業と金融機関は、さらに民間部門と公的部門に分割される。

また、家計は支払については消費者負債利子、持ち家、農林水産業、非農林水産業の4つの推計単位に分割されるが、受取については分割されない。これは、利子の受取において、個人企業の多くは、純粋な家計の勘定と企業の勘定を区別できないためである。

図表2.1-14 利子推計の制度部門等

ア. 非金融法人企業	民間企業 公的企業	
イ. 金融機関	民間金融機関 公的金融機関	
ウ. 地方政府等		
エ. 家計	(支払) 消費者負債利子 持ち家 農林水産業 非農林水産業	(受取) 受取の家計部門は 分割されない。
オ. 対家計民間非営利団		

② FISIM調整前（後）の受取・支払利子の制度部門別統合

①で推計した利子（FISIM調整前の受取・支払利子）を制度部門毎に統合計算する。

制度部門：「非金融法人企業」、「金融機関」、「地方政府等」、「家計」、「対家計民間非営利団体」

なお、①でFISIM調整後の受取・支払利子を推計した制度部門等については、次の③で推計するFISIM消費額を用いて、④でFISIM調整前の受取・支払利子を推計した後に、制度部門ごとに統合計算する。

③ 制度部門別FISIM消費額

「FISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured)：間接的に計測される金融仲介サービス」は仲介型金融機関が産出するサービスである。FISIMは他の財貨・サービスと同様に生産系列において金融業が産出するサービスの一つとして推計される。産出されたFISIMは各制度単位（又は制度部門）が消費する。そのFISIM消費額推計においては、金融仲介サービスの持つ性質から制度部門別に推計される。

FISIM調整前受取・支払利子（市場の預金・貸出平均利回りから直接計算される実際の受取・支払利子）から、財貨・サービスの取引となるFISIM分（貸し手側・借り手側）を加算あるいは減算して、FISIM調整後受取・支払利子を推計する。

以下、制度部門別FISIM消費額の推計方法を記す。

（県別制度部門別FISIM消費額の推計方法）

- ・ FISIM消費額の推計は、全国値を分割する。
- ・ FISIM消費額の推計は、借り手側FISIM・貸し手側FISIM別に推計する。
- ・ 制度部門は、「非金融法人企業」、「金融機関」、「地方政府等」、「家計（個人企業を含む）」及び「対家計民間非営利団体」である。

- ・「非金融法人企業」のFISIM消費額は、経済活動別FISIM消費額の合計と他部門FISIM消費額（家計は個人企業分のみ）の残差として推計する。

④ FISIM調整後の受取・支払利子（FISIM額の加算及び減算）

FISIMの調整はア．金融機関以外、イ．金融機関で異なる。以下推計方法を示す。

ア．金融機関以外の制度部門

FISIM調整後受取利子＝FISIM調整前の受取利子＋FISIM貸し手側消費額

FISIM調整後支払利子＝FISIM調整前の支払利子－FISIM借り手側消費額

なお、①でFISIM調整後の受取・支払利子を推計した制度部門等については、次の計算でFISIM調整前の受取・支払利子を推計する。

FISIM調整前受取利子＝FISIM調整後の受取利子－FISIM貸し手側消費額

FISIM調整前支払利子＝FISIM調整後の支払利子＋FISIM借り手側消費額

イ．金融機関

FISIM調整後受取利子＝FISIM調整前の受取利子＋FISIM貸し手側消費額
－FISIM借り手側産出額

FISIM調整後支払利子＝FISIM調整前の支払利子－FISIM借り手側消費額
＋FISIM貸し手側産出額

なお、FISIM産出額の推計方法は、第一部 生産系列 第2章「第2節10（1）69 金融業」による。

（参考）FISIM 産出額（第一部生産系列 第2章「第2節10（1）69 金融業」より）

＜FISIM 産出額＞（第一部生産系列 第2章「第2節10（1）69 金融業」）

- ・ FISIM 産出額の推計は、全国値を按分する。なお、全国値にはフィナンシャルリースの FISIM 産出額が含まれている。
- ・ FISIM 産出額の推計は、県民経済計算では、預金取扱機関を民間・公的機関別、かつ、資金の借り手側 FISIM・資金の貸し手側 FISIM 別に推計する。

FISIM 産出額＝民間金融機関の（借り手側 FISIM 産出額＋貸し手側 FISIM 産出額）
＋公的金融機関の（借り手側 FISIM 産出額＋貸し手側 FISIM 産出額）

（付）「経済活動別 FISIM 消費額」の推計について

「経済活動別 FISIM 消費額」は全国値の産出額に対する FISIM 消費額の比率を援用する。また、公民別に推計する場合でも、この全国の比率（公的機関と民間企業とで同一の比率）を準用する。

経済活動別の借り手側 FISIM 消費額＝経済活動別産出額
×全国値の借り手側 FISIM 消費比率

経済活動別の貸し手側 FISIM 消費額＝経済活動別産出額

×全国値の貸し手側 FISIM 消費比率

全国値の借り手側 FISIM 消費比率＝全国値の借り手側 FISIM 消費額

／全国値の経済活動別産出額

全国値の貸し手側 FISIM 消費比率＝全国値の貸し手側 FISIM 消費額

／全国値の経済活動別産出額

なお、経済活動別中間投入額を推計する場合に、全国値の中間投入比率を準用している場合は、全国値の中間投入比率には既に各経済活動の FISIM 消費額が含まれているため、別途加算する必要はない。

(3) 利子の制度部門別推計

制度部門別にア. FISIM調整前（後）利子、イ. 部門統合、ウ. FISIM消費額、エ. FISIM調整後（前）利子の順序で推計する。

① 非金融法人企業

ア. FISIM調整前（後）利子

FISIM調整前（後）利子の推計方法は、「支払」と「受取」の区分は異なるが、基本的な方法は、同じである。

(7) 民間企業

図表2.1-15に民間企業の支払・受取別のFISIM調整後利子の推計方法を示す。

図表2.1-15 支払・受取別のFISIM調整後利子（民間企業）

支払	受取
全国値（FISIM 調整後）×分割比率 ここで、 ・分割比率：下記の「営業余剰」（FISIM 消費控除後）の自県分の対全国比による。 ・民間非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比 ・県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による。	全国値（FISIM 調整後）×分割比率 ここで、 ・分割比率：下記の「営業余剰」（FISIM 消費控除後）の自県分の対全国比による。 ・民間非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比 ・県の当該営業余剰：「第2節 営業余剰・混合所得」による。

(1) 公的企業

図表 2.1-16 に公的企業の支払・受取別の FISIM 調整前（後）利子の推計方法を示す。

図表2.1-16 支払・受取別のFISIM調整前（後）利子（公的企業）

支払	受取
財政収支調査^(注)の機関別決算額の積上げ（FISIM調整前）による。 これによらない場合は、全国値の分割による。 全国値（FISIM調整後）×分割比率 ここで、 ・分割比率：下記の「営業余剰」（FISIM消費控除前）の自県分の対全国比による。 ・公的非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比 ・県の営業余剰：「1. 2 営業余剰・混合所得 1. 2. 2（3）非金融法人企業」による公的非金融法人企業の『決算書』等から直接に推計した「営業余剰」（FISIM消費控除前）。 ・全国の営業余剰：機関別営業余剰の公的非金融法人企業の全国計。 なお、営業余剰が負値の場合には、公的非金融法人企業の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。	財政収支調査の機関別決算額の積上げ（FISIM調整前）による。 これによらない場合は、全国値の分割による。 全国値（FISIM調整後）×分割比率 ここで、 ・分割比率：下記の「営業余剰（FISIM消費控除前）」の自県分の対全国比による。 ・公的非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比 ・県の営業余剰：「1. 2 営業余剰・混合所得 1. 2. 2（3）非金融法人企業」による公的非金融法人企業の『決算書』等から直接に推計した「営業余剰」（FISIM消費控除前）。 ・全国の営業余剰：機関別営業余剰の公的非金融法人企業の全国計。 なお、営業余剰が負値の場合には、公的非金融法人企業の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。

（注）「財政収支調査」は、各地方公共団体が県内に所在する機関に対して、県民経済計算を推計するために必要な財政収支等のデータを収集するために行っている調査である。

イ. 部門統合

採用した方法によって、部門統合の手順が異なる。

(7) 全国値の分割の場合（FISIM調整後）

ウ. のFISIM消費額の推計結果を控除してFISIM調整前利子を推計する。

(イ) 財政収支調査を使用した場合は、FISIM調整前のためそのまま使用する。

支払・受取別に、民間企業と公的企業の統合計算（FISIM調整前の合計）をする。

非金融法人企業の支払利子＝同部門民間企業の支払利子

＋同部門公的企業の支払利子

非金融法人企業の受取利子＝同部門民間企業の受取利子

＋同部門公的企業の受取利子

ウ．FISIM消費額

非金融法人企業のFISIM消費額は、(7)「経済活動別FISIM消費額」あるいは、(イ)「全国値の分割」によって推計する。なお、これらによらない場合は、(ウ)「公民別FISIM消費額の加算」によって推計する。

(7) 経済活動別FISIM消費額による推計

借り手側FISIM消費額＝経済活動別の借り手側FISIM消費額の合計

－他部門の借り手側FISIM消費額の合計

貸し手側FISIM消費額＝経済活動別の貸し手側FISIM消費額の合計

－他部門の貸し手側FISIM消費額の合計

ここで、

- ・経済活動別の借り手側及び貸し手側FISIM消費額：

前述の「(付)「経済活動別FISIM消費額」の推計について」により推計し、市場生産者分を合計する。

- ・他部門の借り手側及び貸し手側のFISIM消費額：

下記の方法（全国値の分割）により各部門のFISIM消費額を推計して、「金融機関」及び「個人企業（消費者家計は除く）」の額を合計する。

(イ) 全国値の分割による推計

上記によらない場合は、全国値を営業余剰で分割して求める。

借り手側FISIM消費額＝全国値×分割比率

貸し手側FISIM消費額＝全国値×分割比率

ここで、いずれも

◇分割比率＝県の非金融法人企業の営業余剰

／全国の非金融法人企業の営業余剰

（『国民経済計算年次推計』）

なお、(7)、(イ)の方法ともに、公的非金融法人企業と民間非金融法人企業との分割は、以下のとおり。

ア．借り手側FISIM消費額の公的企業と民間企業の分割

(a) 公的非金融法人企業

公的非金融法人企業の借り手側FISIM消費額

$$= \text{公的非金融法人企業のFISIM調整後（前）の支払利子額} \\ \times \text{FISIM消費率}$$

ここで、

- ・ 公的非金融法人企業のFISIM調整後（前）の支払利子額

：上記ア．の支払利子の推計結果。

なお、上記ア．の支払利子の公的非金融法人企業の支払利子を決算額の積上げのFISIM調整前の利子額で推計している場合には、上式及び次式の分母ともにFISIM調整後でなく、FISIM調整前の利子額で計算する。

$$\diamond \text{FISIM消費率} = (\text{全国のFISIM調整前の支払利子額} \\ - \text{全国のFISIM調整後の支払利子額}) \\ \div \text{全国のFISIM調整後（前）の支払利子額}$$

なお、全国のFISIM調整後ないし調整前の支払利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業＋公的企業）をとる。

(b) 民間非金融法人企業

民間非金融法人企業の借り手側FISIM消費額

= 非金融法人企業の借り手側FISIM消費額（上記）

- 公的非金融法人企業の借り手側FISIM消費額

b. 貸し手側FISIM消費額の公的企業と民間企業の分割

(a) 公的非金融法人企業

公的非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額

$$= \text{公的非金融法人企業のFISIM調整後（前）の受取利子額} \\ \times \text{FISIM消費率}$$

ここで、

- ・ 公的非金融法人企業のFISIM調整後（前）の受取利子額：

上記ア．の受取利子の推計結果

なお、上記ア．の受取利子の公的非金融法人企業の受取利子を決算額の積上げのFISIM調整前の利子額で推計している場合には、上式及び次式の分母ともにFISIM調整後でなく、FISIM調整前の利子額で計算する。

$$\diamond \text{FISIM消費率} = (\text{全国のFISIM調整後の受取利子額} \\ - \text{全国のFISIM調整前の受取利子額}) \\ \div \text{全国のFISIM調整後（前）の受取利子額}$$

なお、全国のFISIM調整後ないし調整前の受取利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業＋公的企業）

をとる。

(b) 民間非金融法人企業

民間非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額

= 非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額（上記）

－ 公的非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額

以上の(7)、(イ)によらない場合は、以下の(ウ)で推計する。

(ウ) 「公民別FISIM消費額の加算」による推計

非金融法人企業の民間と公的のそれぞれのFISIM消費額をまず推計し、民間と公的の結果を合算して、非金融法人企業のFISIM消費額とする。

a. 民間非金融法人企業

(a) 借り手側FISIM消費額

民間非金融法人企業の借り手側FISIM消費額

= 民間非金融法人企業のFISIM調整後の支払利子額

× FISIM消費率

ここで、

- ・ 民間非金融法人企業のFISIM調整後の支払利子額：

上記ア. の支払利子の推計結果。

$$\begin{aligned} \diamond \text{FISIM 消費率} &= (\text{全国の FISIM 調整前の支払利子額} \\ &\quad - \text{全国の FISIM 調整後の支払利子額}) \\ &\quad / \text{全国の FISIM 調整後の支払利子額} \end{aligned}$$

なお、全国のFISIM調整後ないし調整前の支払利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業＋公的企業）をとる。

(b) 貸し手側FISIM消費額

民間非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額

= 民間非金融法人企業のFISIM調整後の受取利子額

× FISIM消費率

ここで、

- ・ 民間非金融法人企業のFISIM調整後の受取利子額：

上記ア. の受取利子の推計結果。

$$\begin{aligned} \diamond \text{FISIM消費率} &= (\text{全国のFISIM調整後の受取利子額} \\ &\quad - \text{全国のFISIM調整前の受取利子額}) \\ &\quad / \text{全国のFISIM調整後の受取利子額} \end{aligned}$$

なお、全国のFISIM調整後ないし調整前の受取利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業＋公的企業）をとる。

b. 公的非金融法人企業

(a) 借り手側FISIM消費額

公的非金融法人企業の借り手側FISIM消費額

$$= \text{公的非金融法人企業のFISIM調整後（前）の支払利子額} \\ \times \text{FISIM消費率}$$

ここで、

- ・ 公的非金融法人企業のFISIM調整後（前）の支払利子額

：上記ア. の支払利子の推計結果

なお、上記ア. の支払利子の公的非金融法人企業の支払利子を決算額の積上げのFISIM調整前の利子額で推計している場合には、上式及び次式の分母ともにFISIM調整後でなく、FISIM調整前の利子額で計算する。

$$\diamond \text{FISIM消費率} = (\text{全国値のFISIM調整前の支払利子額} \\ - \text{全国値のFISIM調整後の支払利子額}) \\ \div \text{全国値のFISIM調整後（前）の支払利子額}$$

なお、全国のFISIM調整後ないし調整前の支払利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業＋公的企業）をとる。

(b) 貸し手側FISIM消費額

公的非金融法人企業の貸し手側FISIM消費額

$$= \text{公的非金融法人企業のFISIM調整後（前）の受取利子額} \\ \times \text{FISIM消費率}$$

ここで、

- ・ 公的非金融法人企業のFISIM調整後（前）の受取利子額

：上記ア. の受取利子の推計結果

なお、上記ア. の受取利子の公的非金融法人企業の受取利子を決算額の積上げのFISIM調整前の利子額で推計している場合には、上式及び次式の分母ともにFISIM調整後でなく、FISIM調整前の利子額で計算する。

$$\diamond \text{FISIM消費率} = (\text{全国のFISIM調整後の受取利子額} \\ - \text{全国のFISIM調整前の受取利子額}) \\ \div \text{全国のFISIM調整後（前）の受取利子額}$$

なお、全国のFISIM調整後ないし調整前の受取利子は、制度部門別所得支出勘定の非金融法人企業の計数（民間企業＋公的企業）をとる。

エ．FISIM調整後利子

非金融法人企業のFISIM調整後受取利子＝同部門のFISIM調整前受取利子
＋同部門のFISIM貸し手側消費額

非金融法人企業のFISIM調整後支払利子＝同部門のFISIM調整前支払利子
－同部門のFISIM借り手側消費額

なお、アでFISIM調整後の受取・支払利子を推計した制度部門等については、次の計算でFISIM調整前の受取・支払利子を推計する。

非金融法人企業のFISIM調整前受取利子＝同部門のFISIM調整後受取利子
－同部門のFISIM貸し手側消費額

非金融法人企業のFISIM調整前支払利子＝同部門のFISIM調整後支払利子
＋同部門のFISIM借り手側消費額

② 金融機関

ア．FISIM調整前利子

非金融法人企業の場合と同様に、金融機関の「支払」と「受取」は、同じ推計方法である。

(7) 民間金融機関

図表2.1-17に民間金融機関の支払・受取別のFISIM調整前利子の推計方法を示す。

図表2.1-17 民間金融機関の支払・受取別のFISIM調整前利子の推計方法

支払	受取
a. 金融機関 支払利子の推計は、〔分割による方法〕若しくは〔財務諸表による積上方法〕による。 (a) 〔分割による方法〕 支払利子 ＝全国値（FISIM 調整前） ×（自県預金残高／全国預金残高） ここで、 ・預金残高：日本銀行の統計（都道府県別国内銀行預金残高）による。 (b) 〔財務諸表による積上方法〕 金融機関別に推計し、合算する。 金融機関別は、次式により求める。 支払利子	a. 金融機関 受取利子の推計は、〔分割による方法〕若しくは〔財務諸表による積上方法〕による。 (a) 〔分割による方法〕 受取利子 ＝全国値（FISIM 調整前） ×（自県貸出金残高／全国貸出金残高） ここで、 ・貸出金残高：日本銀行の統計（都道府県別貸出金残高）による。 (b) 〔財務諸表による積上方法〕 金融機関別に推計し、合算する。 金融機関別は次式により求める。 受取利子

=当該機関支払利子（FISIM 調整前） ×（当該機関県内預金残高／当該機関預金残高） b. 生命保険 機関ごとに積上げ又は全国値を分割して求める。 c. 非生命保険 (a)本邦損害保険会社及び外国損害保険会社 全国値（FISIM 調整前）×分割比率 ここで ・分割比率：火災保険＋自動車保険 ＋自賠責保険の「保険料収入－支払保険金」の自県分の対全国比を求める。 火災保険は、『火災保険統計』（損害保険料率算定会編）、自動車保険は『自動車保険統計』（自動車保険料率算定会編）、自賠責保険は『自動車損害賠償責任保険統計』（自動車保険料率算定会編）による。 (b)その他の非生命保険（定型保証を除く） 該当機関への直接照会により、支払利息（FISIM 調整前）をとる。	=当該機関受取利子（FISIM 調整前） ×（当該機関県内貸出残高／当該機関貸出残高） b. 生命保険 機関ごとに積上げ又は全国値を分割して求める。 c. 非生命保険 (a)本邦損害保険会社及び外国損害保険会社 全国値（FISIM 調整前）×分割比率 ここで、 ・分割比率：火災保険＋自動車保険 ＋自賠責保険の「保険料収入－支払保険金」の自県分の対全国比を求める。 火災保険は、『火災保険統計』（損害保険料率算定会編）、自動車保険は『自動車保険統計』（自動車保険料率算定会編）、自賠責保険は『自動車損害賠償責任保険統計』（自動車保険料率算定会編）による。 (b)その他の非生命保険 該当機関への直接照会により、受取利息（FISIM 調整前）をとる。
---	---

(イ) 公的金融機関

図表2.1-18に公的金融機関の支払・受取別のFISIM調整前利子の推計方法を示す。

図表2.1-18 公的金融機関の支払・受取別のFISIM調整前利子の推計方法

支払	受取
a. 金融機関 県内所在の公的金融機関を推計対象とする。 b. 生命保険 全国値を分割して求める。 c. 非生命保険	a. 金融機関 県内所在の公的金融機関を推計対象とする。 b. 生命保険 全国値を分割して求める。 c. 非生命保険

生産系列の産出額推計と同様に、農業共済事業と交通災害共済事業は各県の市町村決算統計（FISIM 調整前）から積上げ、他の機関は東京都に金額（FISIM 調整前）を一括記録する。	生産系列の産出額推計と同様に、農業共済事業と交通災害共済事業は各県の市町村決算統計（FISIM 調整前）から積上げ、他の機関は東京に全額（FISIM 調整前）を一括記録する。
--	---

イ. 部門統合

金融機関の支払利子＝民間金融機関の支払利子＋公的金融機関の支払利子

金融機関の受取利子＝民間金融機関の受取利子＋公的金融機関の受取利子

ウ. FISIM消費額

借り手側FISIM消費額＝全国値×分割比率

貸し手側FISIM消費額＝全国値×分割比率

ここで、いずれも

◇分割比率＝県の金融・保険業産出額／全国の金融・保険業産出額

なお、公的金融機関と民間金融機関との分割は、金融機関におけるFISIM調整前の支払利子額、受取利子額の公的、民間の割合で行う。

計算式は以下のとおり。

(7) 借り手側

a. 民間金融機関

民間金融機関の借り手側FISIM消費額

＝借り手側FISIM消費額（上記）×借り手側の公民分割比率

ここで、

・借り手側の公民分割比率：FISIM調整前支払利子額の民間、公的割合

＝民間金融機関の支払利子額

／（民間金融機関の支払利子額

＋公的金融機関の支払利子額）

支払利子額は、いずれも分配系列で推計するFISIM調整前の金額である。

b. 公的金融機関

公的金融機関の借り手側FISIM消費額

＝借り手側FISIM消費額（上記）×（1－借り手側の公民分割比率）

(1) 貸し手側

a. 民間金融機関

民間金融機関の貸し手側FISIM消費額

＝貸し手側FISIM消費額（上記）×貸し手側の公民分割比率

ここで、
・貸し手側の公民分割比率：FISIM調整前受取利子額の民間、公的割合
＝民間金融機関の受取利子額
／（民間金融機関の受取利子額
＋公的金融機関の受取利子額）
受取利子額は、いずれも分配系列で推計するFISIM調整前の金額である。

b. 公的金融機関
公的金融機関の貸し手側FISIM消費額
＝貸し手側FISIM消費額（上記）×（1－貸し手側の公民分割比率）

エ. FISIM調整後利子
金融機関のFISIM調整後受取利子＝同部門のFISIM調整前受取利子
＋同部門のFISIM貸し手側消費額
－同部門のFISIM借り手側産出額
金融機関のFISIM調整後支払利子＝同部門のFISIM調整前支払利子
－同部門のFISIM借り手側消費額
＋同部門FISIM貸し手側産出額
なお、FISIM産出額の推計方法は、第一部生産系列 第2章「第2節10（1）69 金融業」による。

③ 地方政府等
ア. FISIM調整前利子
地方政府等のFISIM調整前利子の推計方法も、「支払」と「受取」は、同じ方法である。図表2.1-19に地方政府等の支払・受取別のFISIM調整前利子の推計方法を示す。

図表2.1-19 地方政府等の支払・受取別のFISIM調整前利子の推計方法

支払	受取
「県・市町村」、「地方社会保障基金」ごとに積上げ又は全国値を分割して推計する。 「中央政府等の扱い変更」により、中央政府等の地域事業所については、域内の制度単位ではないため、記録しない。	「県・市町村」、「地方社会保障基金」ごとに積上げ又は全国値を分割して推計する。 「中央政府等の扱い変更」により、中央政府等の地域事業所については、域内の制度単位ではないため、記録しない。

（注） 1. 中央政府は、「国の一般会計歳入・歳出区分（出典：一般会計予算）」、地方政府は、「地方政府の一般会計歳入・歳出区分（出典：地方財政統計年報）」、社会保障基金は、各機関の「決算書」、「国家公務員共済事業統計年報」、「地方公務員共済組合等事業年報」等より利子に該当する項目を検討する。
2. 中央政府等の地域事業所には、中央政府の地域事業所だけでなく、全国社会保障基金の地域事業所も含む。

「参考」社会保障基金の本部・支部の所在地

全国社会保障基金	本部所在	支部所在
年金特別会計		
労働保険特別会計		
日本私立学校振興・共済事業団	東京都	北海道、宮城、愛知、京都、大阪、広島、福岡
日本年金機構	東京都	全都道府県（年金事務所）
年金積立金管理運用(GPIF)	東京都	－
農業者年金基金	東京都	－（農協等へ業務委託しており支部なし）
エヌ・ティ・ティ企業年金基金	東京都	－
（消防団員等公務災害補償等共済基金）※	東京都	各市町村（市町村と消防が公務災害締結）
石炭鉱業年金基金	東京都	北海道
社会保険診療報酬支払基金	東京都	全都道府県
国家公務員共済組合・同連合会	東京都	全都道府県（各省所管の出先や国立大学が支部）
日本たばこ産業共済組合	東京都	－
日本鉄道共済組合	神奈川県（横浜市）	－
日本製鐵八幡共済組合	福岡県	－
農林漁業団体職員共済組合	東京都	－（支部なし、構成は農林関係の各種組織）
健康保険組合・同連合会	東京都	全都道府県（各都道府県に連合会有る）
全国健康保険協会	東京都	全都道府県

地方社会保障基金	本部所在	支部所在
国民健康保険事業		
後期高齢者医療事業		
介護保険事業		
地方公務員災害補償基金	東京都	全都道府県・政令市
地方公務員共済組合・同連合会	東京都	全都道府県・政令市
警察共済組合	東京都	全道府県警
公立学校共済組合	東京都	全都道府県
地方議会議員共済会		
国民健康保険組合・同連合会	東京都	全都道府県（各都道府県に連合会、市町村が組合）
消防団員等公務災害補償等共済基金※	東京都	各市町村（市町村と消防が公務災害締結）

（注）※消防団員等公務災害補償等共済基金は、平成23年基準では全国、平成27年基準では地方に区分される。

イ．部門統合

地方政府等の支払利子＝（県・市町村＋地方社会保障基金）支払利子

地方政府等の受取利子＝（県・市町村＋地方社会保障基金）受取利子

なお、中央政府等の扱い変更により、所得支出勘定、可処分所得勘定における制度部門の表章には、中央政府等の地域事業所を含めない。

ウ．FISIM消費額

一般政府は、中央政府の地域事業所、地方政府、地方社会保障基金（及び全国社会保障基金分）に分けて推計する。分配系列では、「地方政府等」の額のみを記録するが、生産系列では、「中央政府等」の分も記録する。

ただし、中央政府等の扱い変更に伴い、分配系列においては、中央政府の地域事業所及び全国社会保障基金の推計額は、域内の制度部門に記録しない。概念上及び推計式から、支払利子額が支出系列における「移入」、受取利子額が「移出」に含ま

れることとなる（参照：第三部 支出系列 第2章 第4節 2. FISIMの移出入）。

（注）中央政府等の制度部門は、域外の準地域に位置することから、中央政府等の支払利子額は、域外から域内への「移入」となり、中央政府等の受取利子額は、域内から域外への「移出」となる。

(7) 中央政府の地域事業所

借り手側FISIM消費額＝全国値×分割比率

貸し手側FISIM消費額＝全国値×分割比率

ここで、いずれも

◇分割比率＝県内従業者数／全国従業者数

・従業者数：『国家公務員給与実態調査』（人事院）による。

(1) 地方政府

a. 全国値の分割

借り手側FISIM消費額＝全国値×分割比率

貸し手側FISIM消費額＝全国値×分割比率

ここで、

・借り手側の分割比率：財政投融资特別会計、地方公共団体金融機構の地方公共団体への貸付金残高の自県分の対全国比による。

・貸し手側の分割比率：歳出総額の自県分の対全国比による。

◇貸し手側の分割比率＝県歳出総額／全県歳出総額計

◇歳出総額＝「県歳出総額」＋「当該県に属する市町村歳出」

「地方財政統計年報」（総務省）による。

b. 全国のFISIM消費割合

上記のa.によらない場合は、全国のFISIM消費割合で求める。

借り手側FISIM消費額＝全国の借り手側FISIM消費割合

×FISIM調整前の支払利子額

貸し手側FISIM消費額＝全国の貸し手側FISIM消費割合

×FISIM調整前の受取利子額

◇全国の借り手（貸し手）FISIM消費割合

＝全国の借り手（貸し手）FISIM消費額

／FISIM調整前の支払（受取）利子額

◇全国の借り手FISIM消費額

＝FISIM調整前の支払利子額

－FISIM調整後の支払利子額

◇全国の貸し手FISIM消費額

＝FISIM調整後の受取利子額

－FISIM調整前の受取利子額

全国のFISIM調整前、調整後の利子額は、『国民経済計算年次推計』の付表

6 (1) よりとる。

(ウ) 社会保障基金（生産系列に記録するため全国社会保障基金についても推計）

次の方法で推計を行う（上記地方政府の下段の推計方法に同じ）。

各県（市）の行政区域内に全国社会保障基金の地域事業所が存在する場合は、地方社会保障基金と分けた上で、以下のとおり推計する。

a. 地方社会保障基金

FISIM消費額は、FISIM調整後の利子額とFISIM調整前の利子額との差分で求める。

$$\text{FISIM調整後の利子額} = \text{FISIM調整前の利子額} \times \text{FISIM調整率}$$

ここで、

・ FISIM調整率：全国値のFISIM調整後とFISIM調整前の利子額の比率

具体的には、以下のとおり。

FISIM調整後の受取利子額

$$= \text{FISIM調整前の受取利子額}$$

$$\times \text{全国値の受取利子のFISIM調整率}$$

FISIM調整後の支払利子額

$$= \text{FISIM調整前の支払利子額}$$

$$\times \text{全国値の支払利子のFISIM調整率}$$

貸し手側FISIM消費額

$$= \text{FISIM調整後の受取利子額} - \text{FISIM調整前の受取利子額}$$

借り手側FISIM消費額

$$= \text{FISIM調整前の支払利子額} - \text{FISIM調整後の支払利子額}$$

なお、FISIM調整前の利子額は分配系列の推計よりとる。

FISIM調整率

$$= \frac{\text{全国値のFISIM調整後の利子額} (『国民経済計算年次推計』の付表6(1))}{\text{全国値のFISIM調整前の利子額} (同上)}$$

b. 全国社会保障基金

地方社会保障基金と同様に推計する。

(I) 生産系列への記録

上記で推計した中央政府の地域事業所、地方政府、地方社会保障基金及び全国社会保障基金（行政区域に全国社会保障基金の地域事業所が存在する場合（注））の借り手側及び貸し手側の消費額の合計を、生産系列の非市場生産者（政府）における中間投入項目のうちのFISIM消費額とする。

(注) 全国社会保障基金の地域事業所は制度単位ではないが、生産単位である。

エ. FISIM 調整後利子

地方政府等のFISIM調整後受取利子
＝同部門のFISIM調整前受取利子＋同部門のFISIM貸し手側消費額
地方政府等のFISIM調整後支払利子
＝同部門のFISIM調整前支払利子－同部門のFISIM借り手側消費額

④ 家計

ア. FISIM調整前利子

家計のFISIM調整前利子の推計方法は、「支払」と「受取」は異なる方法である。
「支払利子」の推計方法を図表2.1-20に、「受取利子」の推計方法を図表2.1-21に示す。

(7) 家計の支払利子

家計（個人企業を含む）の支払利子は、a. 消費者負債利子＋b. 持ち家の支払利子（住宅支払利子）＋c. 農林水産業の支払利子＋d. 非農林水産業の支払利子 からなる。

図表2.1-20 家計の支払利子の推計方法

支払利子項目	
	機関
a. 消費者負債利子	
各機関の事業報告又は直接照会（FISIM 調整前）により、金融機関別業種別平均貸出残高（内個人の運転資金）×平均金利を求める。 これによらない場合は全国値の分割による。	
(a)全国銀行（銀行勘定）	
全国値（FISIM 調整前）×分割比率	
ここで、	
・ 分割比率：『全国消費実態調査』（総務省）等から負債現在高（住宅・土地のための負債を除く）の自県分の対全国比を求める。	
◇負債現在高（住宅・土地のための負債を除く）	
＝（一世帯当りの負債現在高	
－一世帯当たり住宅・土地のための負債額）	
×二人以上世帯の世帯数	
・ 一世帯当たりの負債現在高及び住宅・土地のための負債額：『全国消費実態調査』（総務省）の二人以上世帯からとる。	
・ 二人以上世帯の世帯数：第三部 第2章 第1節「1. 家計最終消費支出（1）②世帯数の推計 ア二人以上の世帯」の推計で用いた二人以上世帯の世帯数を使用する。	

(b)生命保険会社 全国値（FISIM 調整前）×分割比率 ここで、 ・分割比率：『生命保険事業概況』（生命保険協会）より保有契約高（個人保険・団体保険）の自県分の対全国比を求める。 (c)その他 全国値（FISIM 調整前）を上記全国銀行における自県分の対全国比を準用して分割する。	b. 持ち家の支払利子（住宅支払利子） 各機関の事業報告又は直接照会（FISIM 調整前）により、金融機関別業種別平均貸出金残高（うち個人の設備資金）×平均金利を求める。 これによらない場合は全国値の分割による。
(ア)全国銀行（銀行勘定） 全国値（FISIM 調整前）×分割比率 分割比率：具体的には以下のとおり。 『全国消費実態調査』（総務省）等から住宅・土地のための負債額の自県分の対全国比を求める。 ◇住宅・土地のための負債額 ＝一世帯当たり住宅・土地のための負債額×二人以上世帯の世帯数 一世帯当たり住宅・土地のための負債額：『全国消費実態調査』（総務省）の二人以上世帯からとる。 ◇二人以上世帯の世帯数：第三部 第2章 第1節「1. 家計最終消費支出（1）②世帯数の推計 ア二人以上の世帯」の推計で用いた二人以上世帯の世帯数を使用する。 (イ)その他 直接照会、若しくは全国値（FISIM 調整前）を上記全国銀行における自県分の対全国比を準用して分割する。	c. 農林水産業の支払利子 全国値（FISIM 調整後）×分割比率による。 ここで、 ・分割比率：『農林金融』（農林中金総合研究所）より貸付金残高の自県分対全国比をとる。
d. 非農林水産業の支払利子 全国値（FISIM 調整後）×分割比率 ◇分割比率＝県内個人企業数（非農林水）／全国個人企業数（非農林水） ここで、 ・個人企業数（非農林水）：『国勢調査』（総務省）の非農林水産業の業主数をとる。	

(イ) 家計の受取利子

家計（個人企業を含む）の受取利子は、a. 預貯金利子、b. 有価証券利子、c. 信託利子を推計し、これらの合計額を記録する。

図表2.1-21 家計の受取利子の推計方法

受取利子項目	
	機関
a. 預貯金利子	
(a)一般預貯金利子	
一般預貯金利子には、金融機関間の預け金利子（ゆうちょ銀行以外）、海外への支払利子（全国銀行）が含まれるため、家計の受取利子推計では控除される。 なお、金融機関の支払利子推計においては、控除は行わない。 一般預貯金利子＝全国の機関別一般預貯金利子×個人分割合×分割比率 ここで、 ・全国の機関別一般預貯金利子：全国値（FISIM 調整前） ・個人分割合：日本銀行資料より国内銀行（銀行勘定）の（全国個人預金残高／金融機関預金残高を除く全国預金残高）を求める。 ・分割比率：日本銀行資料より国内銀行（銀行勘定）の（自県個人預金残高／全国個人預金残高）を求める。	
(b)社内預金利子	
労働基準局等に直接照会を行うか、全国値（FISIM 調整前）を社内預金の県別預貯金残高計数（直接照会）で分割する。 なお、社内預金の県別預貯金残高計数が得られない場合は、上記(a)の一般預貯金利子の分割比率を準用して推計する。	
b. 有価証券利子	
家計の有価証券利子は、有価証券（国債、地方債、政府関係機関債（公社・公団・公庫債）、事業債（転換社債を含む））及び金融債の家計に対する支払利子からなる。 有価証券利子＝全国値（FISIM 調整前）×分割比率 ここで、 分割比率：上記(a)の一般預貯金利子の分割比率を準用して推計する。	
c. 信託利子	
家計の信託利子は、「信託勘定（全国銀行）の利子の家計分（全国）」をまず推計して、これを上記(a)の一般預貯金利子の分割比率を準用して推計する。 信託利子＝信託勘定(全国銀行)の利子の家計分（全国）×分割比率 ◇信託勘定(全国銀行)の利子の家計分（全国）（FISIM 調整前） ＝家計の受取利子総額 － 一般預貯金利子（家計分） － 社内預金利子 － 有価証券利子（家計分） なお、右辺のいずれの項目も全国分である。 ここで、	

- ・家計の受取利子総額：全国値
- ・一般預貯金利子（家計分）：上記「a. 預貯金利子」の(a)の推計方法に沿って、「一般預貯金利子」の家計分の全国値を推計する。
- ・社内預金利子：全国値
- ・有価証券利子（家計分）：全国値
- ・分割比率：上記(a)の一般預貯金利子の分割比率を準用して推計する。

イ. 部門統合

家計支払利子＝消費者負債利子＋持ち家の支払利子（住宅支払利子）

＋農林水産業の支払利子＋非農林水産業の支払利子

家計受取利子＝預貯金利子＋有価証券利子＋信託利子

ウ. FISIM消費額

家計は、「消費者としての家計」、個人企業のうちの「農林水産業」、「その他の産業（非農林水産、非金融）」、「持ち家」に分けて推計する。

(7) 消費者としての家計

a. 借り手側

借り手側FISIM消費額＝全国値×分割比率

ここで、

- ・分割比率：『全国消費実態調査』（総務省）³等から負債現在高（住宅・土地のための負債を除く）の自県分の対全国比を求める。

◇負債現在高（住宅・土地のための負債を除く）

＝（一世帯当りの負債現在高

－ 一世帯当たりの住宅・土地のための負債額）

× 二人以上世帯の世帯数

ここで、

- ・一世帯当たりの負債現在高及び住宅・土地のための負債額：
『全国消費実態調査』（総務省）の二人以上世帯からとる。
- ・二人以上世帯の世帯数：

第三部 第2章 第1節「1. 家計最終消費支出（1）

②世帯数の推計 ア二人以上の世帯」推計で用いた二人以上世帯の世帯数を使用する。

³ 「全国消費実態調査」は、令和元年調査から名称変更して「全国家計構造調査」となった。2019年（令和元年）分以降の推計においては、本ガイドライン上に「全国消費実態調査」との記載があるところを、「全国家計構造調査」と読み換えるものとする。

b. 貸し手側

貸し手側FISIM消費額＝全国値×分割比率

◇分割比率＝県個人預金残高／全国個人預金残高

ここで、

・個人預金残高：日本銀行HPの個人預金残高。

具体的には、家計の受取利子における預貯金利子の「(ア)一般預貯金利子」の全国値分割比率を用いる（図表2.1-21）。

なお、ここで推計した借り手側及び貸し手側のFISIM消費額の合計を、支出系列の家計最終消費支出額のうちのFISIM消費額とする。

(イ) 個人企業・農林水産業

借り手側FISIM消費額＝全国値×分割比率

◇分割比率＝県貸付金残高／全国貸付金残高

◇貸付金残高＝農業協同組貸付金残高＋漁業協同組合貸付金残高

具体的には、「c. 農林水産業の支払利子」の全国値分割比率を用いる。

なお、この部門には貸し手側FISIM消費額は記録しない。

(ウ) 個人企業・その他の産業（非農林水産、非金融）

借り手側FISIM消費額＝全国値×分割比率

◇分割比率＝県内個人企業数（非農林水）／全国個人企業数（非農林水）

ここで、

・個人企業数（非農林水）：『国勢調査』（総務省）の非農林水産業の業主数をとる。

具体的には、家計の支払利子における「d. 非農林水産業の支払利子」の全国値分割比率を用いる（図表2.1-20）。

なお、この部門には貸し手側FISIM消費額は記録しない。

(エ) 個人企業・持ち家

借り手側FISIM消費額＝全国値×分割比率

◇分割比率＝県FISIM調整前の支払利子額／全国FISIM調整前の支払利子額

◇全国FISIM調整前の支払利子額

＝全国借り手側FISIM消費額＋全国FISIM調整後の支払利子額

ここで、

・全国FISIM調整後の支払利子額：

『国民経済計算年次推計』の「制度部門別所得支出勘定」の「家計（個人企業を含む）部門」（1）第1次所得の配分勘定1. 1財産所得（支払）（1）利子b.（C）持ち家による。

なお、この部門には貸し手側FISIM消費額は記録しない。

エ. FISIM調整後利子

$$\begin{aligned} &\text{家計FISIM調整後受取利子} \\ &\qquad = \text{家計FISIM調整前受取利子} + \text{家計FISIM貸し手側消費額} \\ &\text{家計FISIM調整後支払利子} \\ &\qquad = \text{家計FISIM調整前支払利子} - \text{家計FISIM借り手側消費額} \end{aligned}$$

⑤ 対家計民間非営利団体

ア. FISIM調整前利子

対家計民間非営利団体のFISIMI調整前利子の推計方法も、「支払」と「受取」は、同じ方法である。図表2.1-22に対家計民間非営利団体の支払・受取別のFISIM調整前利子の推計方法を示す。

図表2.1-22 対家計民間非営利団体の支払・受取別のFISIM調整前利子の推計方法

支払	受取
全国値（FISIM 調整前）×分割比率 ここで、 ・分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より家計にサービスを提供する民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（第一部生産系列 第2章 第2節 18 非市場生産者 ア. 産出額）。	全国値（FISIM 調整前）×分割比率 ここで、 ・分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より家計にサービスを提供する民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（第一部生産系列 第2章 第2節 18 非市場生産者 ア. 産出額）。

イ. 部門統合

部門内訳はない。

ウ. FISIM消費額

$$\begin{aligned} &\text{借り手側FISIM消費額} = \text{全国値} \times \text{分割比率} \\ &\text{貸し手側FISIM消費額} = \text{全国値} \times \text{分割比率} \\ &\diamond \text{分割比率} = \text{県内従業者数} / \text{全国従業者数} \\ &\text{ここで、} \\ &\quad \cdot \text{従業者数：『経済センサス - 基礎調査』（総務省）による。} \end{aligned}$$

具体的には、家計にサービスを提供する民間非営利団体の従業者数を取り、対家計民間非営利団体の支払利子、受取利子の全国値分割比率を用いる（図表2.1-22）。

エ. FISIM調整後利子

対家計民間非営利団体FISIM調整後受取利子

＝同部門FISIM調整前受取利子＋同部門FISIM貸し手側消費額

対家計民間非営利団体FISIM調整後支払利子

＝同部門FISIM調整前支払利子－同部門FISIM借り手側消費額

2. 1. 2 法人企業の分配所得（「海外直接投資に関する再投資収益」を含む）

「法人企業の分配所得」は、非金融法人企業及び金融機関に支払を記録し、全制度部門に受取を記録する。推計は制度部門ごとに行う。

法人企業の分配所得は、「配当」、「準法人企業所得からの引き出し」及び「海外直接投資に関する再投資収益」からなる。なお、「国民経済計算」では独立項目となっている「海外直接投資に関する再投資収益」は、「県民経済計算」では、法人企業の分配所得に含む。

このうち、「配当」は資本参加権に関して生じた所得の受払としての株式・出資金配当であり、「準法人企業所得からの引き出し」は、海外部門との受払である海外支店収益、公的企業が政府に支払う公的準法人企業からの引出しの受払の合計である。「海外直接投資に関する再投資収益」は、海外子会社・関連会社の配当として分配しない収益（内部留保）のうち直接投資家の取り分（株式による資本参加の比率に対応する分）のことであり、実際には直接投資家には分配されないものであるが、国民経済計算の体系では直接投資家の取り分として取り扱う。図表2.1-23に分配所得の種類別の受取・支払制度部門を示す。

なお、保険契約者配当は「配当」扱いでなく、「2. 1. 3 その他の投資所得」に記録する。

図表2.1-23 分配所得の種類別の受取・支払制度部門

分配所得の種類		支払制度部門	受取制度部門
配当		民間非金融法人企業 民間金融機関	民間非金融法人企業 公的非金融法人企業 民間金融機関 公的金融機関 地方政府等 家計 対家計民間非営利団体
準法人企業所得 からの引き出し	公的準法人所得 引き出し	公的非金融法人企業 公的金融機関	地方政府等
	海外支店収益	民間非金融法人企業 民間金融機関	民間非金融法人企業 民間金融機関
海外直接投資に 関する再投資収益		民間非金融法人企業 民間金融機関	民間非金融法人企業 民間金融機関

法人企業の分配所得の支払は、非金融法人と金融機関に記録される、受取は、公的準法人所得の引出しに関しては地方政府等、海外支店収益と海外直接投資に関する再投資収益は、非金融法人と金融機関に記録される。図表2.1-24に法人企業の分配所得の勘定内記録箇所を示す。

第2章 制度部門別所得支出勘定

第1節 第1次所得の発生と配分

2. 資産の貸借による財産所得

図表2.1-24 法人企業の分配所得の勘定内記録箇所

(配当)

制度部門	支払	受取
非金融法人	○	○
金融機関	○	○
地方政府等		○
家計		○
民間非営利		○

(引出し)

制度部門	支払	受取
非金融法人	○	
金融機関	○	
地方政府等		○
家計		
民間非営利		

(海外支店)

制度部門	支払	受取
非金融法人	○	○
金融機関	○	○
地方政府等		
家計		
民間非営利		

(再投資)

制度部門	支払	受取
非金融法人	○	○
金融機関	○	○
地方政府等		
家計		
民間非営利		

なお、「引出し」の支払は「公的」のみ、海外支店と再投資の受払いは「民間」のみである。

(1) 非金融法人企業

非金融法人企業における支払の推計方法と受取の推計方法とは、基本的に同じである。図表2.1-25に非金融法人の分配所得の推計方法を示す。

図表2.1-25 非金融法人の分配所得の推計方法

	支払	受取
①民間企業	全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。 ・民間非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比 ・県の当該営業余剰： 「1. 2 営業余剰・混合所得(3)非金融法人企業②」による。	全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。 ・民間非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比 ・県の当該営業余剰： 「1. 2 営業余剰・混合所得(3)非金融法人企業②」による。
②公的企業	財政収支調査の機関別決算額の積上げによる。 これによらない場合は、全国値の分割による。 全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。 ・公的非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比 ・県の当該営業余剰： 「1. 2 営業余剰・混合所得(3)非金融法人企業①」による。なお、営業余剰が負値の場合には、当該機関の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。	財政収支調査の機関別決算額の積上げによる。 これによらない場合は、全国値の分割による。 全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。 ・公的非金融法人企業の営業余剰の自県分の対全国比 ・県の当該営業余剰： 「1. 2 営業余剰・混合所得(3)非金融法人企業①」による。なお、営業余剰が負値の場合には、当該機関の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。

(2) 金融機関

金融機関における支払の推計方法と受取の推計方法も、基本的に同じである。図表2.1-26に金融機関の分配所得の推計方法を示す。

図表2.1-26 金融機関の分配所得の推計方法

	支払	受取
①民間企業	全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。 ・民間金融機関の営業余剰の自県分の対全国比 ・県の当該営業余剰：「1. 2 営業余剰・混合所得(1) 金融機関」による。	全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。 ・民間金融機関の営業余剰の自県分の対全国比 ・県の当該営業余剰：「1. 2 営業余剰・混合所得(1) 金融機関」による。
②公的企業	財政収支調査の機関別決算額の積上げによる。 これによらない場合は、全国値の分割による。 全国値×分割比率 ここで、 ・全国値：東京都以外の県は、日本銀行の支払配当金が、現在のところ微小であるため、県民経済計算では推計対象としない。 ・分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。 ・公的金融機関の営業余剰の自県分の対全国比 ・県の当該営業余剰：「1. 2 営業余剰・混合所得(1) 金融機関」による。 なお、営業余剰が負値の場合には、当該機関の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。	財政収支調査の機関別決算額の積上げによる。 これによらない場合は、全国値の分割による。 全国値×分割比率 ここで、 ・全国値：東京都以外の県は、全国値から日本銀行の受取配当金を控除する。 ・分割比率：下記の「営業余剰」の自県分の対全国比による。 ・公的金融機関の営業余剰の自県分の対全国比 ・県の当該営業余剰：「1. 2 営業余剰・混合所得(1) 金融機関」による。 なお、営業余剰が負値の場合には、当該機関の従業者数（財政収支調査による）の自県分の対全国比による。

(3) 地方政府等

地方政府等は、「配当」と「準法人企業からの引出し（公営住宅使用料）」の受取のみを推計する。図表2.1-27に地方政府等の分配所得の推計方法を示す。「中央政府等の扱い変更」により、中央政府と全国社会保障基金の地域事業所分は記録しない。

図表2.1-27 地方政府等の分配所得の推計方法

	支払	受取
①県、市町村	—	公営住宅貸付収入に係るものを記録する。
②地方社会保障基金	—	宿舍貸付料に係るものを記録する。 直接照会調査及びそれぞれの決算書により積上げ推計する。 決算書で全国値をとる場合は、各機関の決算書、「国家公務員共済事業統計年報」、「地方公務員共済組合等事業年報」等より、分配所得に該当する項目を検討した上で、直接照会を行う。直接照会による推計を行う事を基本とするが、照会によって回答が得られない場合は全国値を加入者数、教員数等により按分する。

(4) 家計

家計は、「配当」の受取のみを推計する。図表2.1-28に家計の分配所得の推計方法を示す。

図表2.1-28 家計の分配所得の推計方法

	支払	受取
家計	—	全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率：『国税庁統計年報』（国税庁HP）の「調査結果」の「2 直接税-申告所得税」の「3 所得種類別人員、所得金額」の「(3)都道府県別の人員、所得金額」より配当所得の自県分の対全国比を求める。

(5) 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体も、「配当」の受取のみを推計する。図表2.1-29に対家計民間非営利団体の分配所得の推計方法を示す。

図表2.1-29 対家計民間非営利の分配所得の推計方法

	支払	受取
対家計民間非営利団体	—	全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の当該従業者数の自県分の対全国比による（第一部生産系列 第2章第2節 18 非市場生産者ア．産出額）。

2.1.3 その他の投資所得

その他の投資所得は、（１）保険契約者に帰属する投資所得、（２）年金受給権に係る投資所得、（３）投資信託投資者に帰属する投資所得からなる。

支払は金融機関、受取は全部門に記録される。その他の投資所得の勘定内記録箇所を図表2.1-30に、推計項目別の記録箇所を図表2.1-31に示す。

図表2.1-30 その他の投資所得の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		○
金融機関	○	○
地方政府等		○
家計		○
民間非営利		○

図表2.1-31 その他の投資所得の推計項目別の記録箇所

				支払	受取				
				金融機関	非金融	金融	地方政府等	家計	非営利
(１) 保険契約者に帰属する投資所得	a．生命保険の帰属収益	民間生命保険		○				○	
		公的生命保険		○				○	
	b．非生命保険の帰属収益	民間機関	本邦損害保険会社	○	○	○	○	○	○
			その他	○	○			○	
		公的企業		○	○	○		○	
	c．定型保証の帰属収益			○	○			○	
	d．保険契約者配当	生命保険契約者配当		○				○	
非生命保険契約者配当			○				○		
(２) 年金受給権に係る投資所得	確定給付型制度での過去勤務増分		合算額（全国値）	○				○	
	他の年金基金での財産運用純益								
	保険配当								
(３) 投資信託投資者に帰属する投資所得				○		○		○	

(1) 保険契約者に帰属する投資所得

保険契約者に帰属する投資所得は、ア．生命保険の帰属収益、イ．非生命保険の帰属収益、ウ．定型保証の帰属収益、エ．保険契約者配当からなる。これらの支払は、制度部門別所得支出勘定では金融機関のみに記録される。

① 非金融法人企業（受取）

保険帰属収益には生命保険、非生命保険、定型保証からのものがあるが、民間非金融法人企業の受け取るものは非生命保険、定型保証のうちの以下の機関からの帰属収益のみである。非金融法人企業は受取のみである。図表2.1-32に非金融法人企業の推計方法を示す。

図表2.1-32 非金融法人企業の推計方法

	支払	受取
ア. 生命保険の帰属収益	—	
(ア)民間生命保険	—	—
(イ)公的生命保険	—	—
イ. 非生命保険の帰属収益		
(ア)民間非生命保険	—	本邦損害保険会社（漁船保険中央会を含む）、外国損害保険会社、船主相互保険組合 各保険について支払額と同額を受取分として記録する（支払額と同額を全国値の制度部門別当該係数で分割する。本邦損害保険会社は5部門、外国損害保険会社は2部門）。
(イ)公的非生命保険	—	貿易再保険特別会計について推計する（2016年度（平成28年度）限りで廃止）。
ウ. 定型保障の帰属収益	—	全国信用保証協会の定型保証についての保険契約者に帰属する投資所得支払額と同額を、民間非金融法人企業と家計（個人企業）の割合で分割し、民間非金融法人企業分を記録する（JSNAに準拠して民間非金融法人企業と家計に分割）。
エ. 保険契約者配当		
(ア)生命保険契約者配当	—	—
(イ)非生命保険契約者配当	—	—

② 金融機関（支払、受取）

金融機関は、支払と受取を推計する。図表2.1-33に金融機関の推計方法を示す。

図表2.1-33 金融機関の推計方法

ア. 生命保険の帰属収益		
帰属収益とは、保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得である。生命保険については財産運用純益の全額が保険帰属収益となる。		
	支払	受取

(7)民間生命保険	生命保険帰属収益を家計の持分として帰属させるため、「保険契約者に帰属する投資所得」に記録する。	—
(イ)公的生命保険	全国値を分割して推計する。	—
イ. 非生命保険の帰属収益 非生命保険帰属収益とは、財産運用純益のうち、非生命保険法人積立分である。		
	支払	受取
(7)民間非生命保険	a. 本邦損害保険会社（漁船保険中央会を含む）及び外国損害保険会社 全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率：火災保険＋自動車保険＋自賠責保険の（保険料収入－支払保険金）の自県分の対全国比による。 b. その他の非生命保険 機関ごとに積上げ又は全国値を分割して求める。	本邦損害保険会社の各保険について支払額と同額を全国値の制度部門別当該計数（「非生命保険の制度部門別分割比率－保険料」）で分割し、受取分として記録する（支払額と同額を国の制度部門別当該係数で分割する）。
(イ)公的非生命保険	機関別に積上げ推計するか、全国値を分割して推計する。	日本政策金融公庫（中小企業信用保険勘定）、農林漁業信用基金（農業信用保険業務、漁業信用保険業務）の各支払額（東京に記録）を各県に分割して記録する。 なお、公的金融機関には保険帰属収益の受取はないので、推計は行わない。
ウ. 定型保障の帰属収益	定型保証機関の運用資産の財産運用純益が保険帰属収益となる。	—
エ. 保険契約者配当 保険契約者配当は、(7) 生命保険契約者配当、(イ) 非生命保険契約者配当からなる。		
	支払	受取
(7)生命保険契約者配当	生命保険機関別に、当該機関の資料よりとる。あるいは全国値を分割する。	—
(イ)非生命保	非生命保険機関別に、当該機関の	—

保険契約者配当	資料よりとる。あるいは全国値を分割する。	
---------	----------------------	--

③ 地方政府等（受取）

地方政府等は、非生命保険の帰属収益のうち民間非生命保険からの受取のみを推計する。図表2.1-34に一般政府の推計方法を示す。

図表2.1-34 地方政府等の推計方法

	支払	受取
ア. 生命保険の帰属収益		
(7)民間生命保険	—	—
(1)公的生命保険	—	—
イ. 非生命保険の帰属収益		
(7)民間非生命保険	—	地方政府等の保険帰属収益の受取は非生命保険の民間非生命保険のうち本邦損害保険会社のみである。支払額と同額を制度部門別全国値（「非生命保険の制度部門別分割比率 - 保険料」）で分割し、受取分として記録する（支払額と同額を制度部門別全国値で分割する。）。
(1)公的非生命保険	—	—
ウ. 定型保障の帰属収益	—	—
エ. 保険契約者配当		
(7)生命保険契約者配当	—	—
(1)非生命保険契約者配当	—	—

④ 家計（受取）

保険帰属収益のうち、生命保険からの帰属収益の全額及び非生命保険のうち以下の機関からの帰属収益を記録する。また、②金融機関 エ. 保険契約者配当の支払の全額を記録する（2-84）。図表2.1-35に家計の推計方法を示す。

図表2.1-35 家計の推計方法

	支払	受取
ア. 生命保険の帰属収益	—	生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払の全額を記録する。
(7)民間生命保険		
(1)公的生命保険		
イ. 非生命保険の帰属収益		

第2章 制度部門別所得支出勘定

第1節 第1次所得の発生と配分

2. 資産の貸借による財産所得

(7)民間非生命保険	—	本邦損害保険会社（漁船中央会を含む）、外国損害保険会社、火災共済協同組合、農業共済組合、農業共済組合連合会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会 非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払と同額を、各保険につき全国値の制度部門別当該計数（「非生命保険の制度部門別分割比率－保険料」）で分割し、家計分として加算記録する（支払額と同額を国の制度部門別当該係数で分割する。本邦損害保険会社は5部門、外国損害保険会社は2部門）。
(イ)公的非生命保険	—	地震再保険特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計（2014年度（平成26年度）まで）、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、自動車安全特別会計、森林総合研究所（森林保険業務勘定、2015年度（平成27年度）以降）、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計の各支払額を各県に分割して記録する。
ウ. 定型保障の帰属収益	—	全国信用保証協会、農林漁業信用基金（林業信用保証制度）、住宅ローン保証を提供する機関 全国信用保証協会については、当該機関の「定型保障の帰属収益」の支払額（図表2.1-32）と同額を、民間非金融法人企業と家計（個人企業）の割合で分割し、家計分を記録する（国に準拠して民間非金融法人企業と家計に分割）。 住宅ローン保証を提供する機関については、当該機関の「定型保障の帰属収益」の支払額（図表2.1-33）と同額を記録する。 農林漁業信用基金（林業信用保証制度）については、支払は全額を東京都に記録しているが、受取は各都道府県に記録する。当該機関の「定型保障の帰属収益」の全国値を林業産出額の自県分の対全国比で分割し、記録する。
エ. 保険契約者配当	—	②金融機関 エ. 保険契約者配当の支払の全額を記録する（図表2.1-33）。
(7)生命保険契約者配当		
(イ)非生命保険契約者配当		

⑤ 対家計民間非営利団体（受取）

対家計民間非営利団体は、非生命保険の帰属収益のうち民間非生命保険からの受取のみを推計する。図表2.1-36に対家計民間非営利団体の推計方法を示す。

図表2.1-36 対家計民間非営利団体の推計方法

	支払	受取
ア. 生命保険の帰属収益		
(ア)民間生命保険	—	—
(イ)公的生命保険	—	—
イ. 非生命保険の帰属収益		
(ア)民間非生命保険	—	対家計民間非営利団体の保険帰属収益の受取は非生命保険の民間非生命保険のうち本邦損害保険会社のみである。支払額と同額を全国値の制度部門別当該計数（「非生命保険の制度部門別分割比率－保険料」）で分割し、受取分として記録する（支払額と同額を国の制度部門別当該係数で分割する）。
(イ)公的非生命保険	—	—
ウ. 定型保障の帰属収益	—	—
エ. 保険契約者配当	—	—
(ア)生命保険契約者配当		
(イ)非生命保険契約者配当		

(2) 年金受給権に係る投資所得

年金受給権に係る投資所得の支払は金融機関、受取は家計である。その推計方法を図表2.1-37に示す。

図表2.1-37 年金受給権に係る投資所得の推計方法

	支払	受取
①金融機関	年金受給権に係る投資所得は、受給権を発生主義により記録する確定給付型制度での過去勤務増分 ⁴ （「退職給付に関する会計基準」での利息費用）と、他の年金基金での財産運用純益、保険配当からなる。これら合算額を、全国値の分割で、次のように推計する。	

⁴ 過去勤務増分とは、当該期に、雇用者の年金受給が一期近づくことによる年金受給権の現在価値の増分(割引率の巻き戻し分)で、企業財務諸表の利息費用に相当する。

	年金受給権に係る投資所得の支払 $\text{＝全国値} \times \text{分割比率}$ $\times \text{内民転換比率}$ ここで、 ・分割比率：『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）の厚生年金保険の保険料収納済み額の自県分の対全国比による。 ・全国値：『国民経済計算年次推計』第1部フロー編付表20「民間・公的企業の所得支出勘定（1）民間法人企業 c. 民間金融機関」の「（4）その他の投資所得のうちb. 年金受給権に係る投資所得」及び「f. 公的金融機関」の「（3）その他の投資所得のうちb. 年金受給権に係る投資所得」をとる。 なお、全額が年金基金（金融機関）からの家計への支払となり、同額が家計から年金基金に「家計の追加年金負担」として再投資される。	
②家計		受取＝上記金融機関の支払（自県分）全額が家計の受取になる。

（3）投資信託投資者に帰属する投資所得

投資信託投資者に帰属する投資所得の支払は金融機関、受取は家計又は民間金融機関になる。家計分と民間金融機関分の推計は投資信託受益証券残高の制度部門別割合をもって分割推計する。その推計方法を図表2.1-38に示す。

図表2.1-38 投資信託投資者に帰属する投資所得の推計方法

	支払	受取
①金融機関	投資信託の内部留保を帰属収益（投資信託投資者に帰属する投資所得）として、金融機関が支払い、投資者（家計又は民間金融機関）に帰属するものとして扱う。推計は以	民間金融機関の受取 $\text{＝左記の支払（自県分）－下記推計の家計の受取}$

	下のとおり。 投資信託投資者に帰属する投資所得の支払 $= \text{全国値} \times (\text{自県預金残高} / \text{全国預金残高})$ ここで、 ・全国値：『国民経済計算年次推計』第1部フロー編『Ⅱ. 制度部門別所得支出勘定』の「1. 一国経済（2）第1次所得の配分勘定」の「1. 1 財産所得（支払）の（4）その他の投資所得のうちc. 投資信託投資者に帰属する投資所得」をとる。 ・預金残高：日本銀行の統計（都道府県別預金残高）による。	
②家計		家計の受取 $= \text{上記金融機関の支払（自県分）} \times \text{家計分の割合}$ ここで、 ・家計分の割合：全国値 『国民経済計算年次推計』第2部ストック編付表6『金融資産・負債残高（1）総括表』の金融資産残高の表項目「5. 持分・投資信託受益証券のうち（2）投資信託受益証券」の計数について、家計/（民間金融機関＋家計）により算出。

2.2 賃貸料

賃貸料は、土地の所有から生じた純所得であって、土地の賃貸に関する総賃貸料から土地税や維持費等の経費を控除したものである。

ここでいう土地とは、農地、林地、工業用地、事務所・店舗の用地、住宅の敷地（持ち家を含む）など、経済活動の用に供されているものを指す。

土地税とは、土地の所有に伴う税（固定資産税の土地分、特別土地保有税の保有分、目的税のうち都市計画税の土地分、国有資産等所在市町村交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「基地交付金」という）を含む）の貸付資産の土地分）をいう。土地税は生産・輸入品に課される税であるため、財産所得には該当しない。なお、基地交付金は国有地に係るものであるため、対象としない。

維持費等についても財産所得には該当しないが、少額と考えられることと資料の制約から県民経済計算では推計しないこととする。

土地の賃貸料＝制度部門別土地の総賃貸料－制度部門別土地税

以下、制度部門別に①土地の支払総賃貸料、②土地の受取総賃貸料、③土地税に分けて、推計する。

これによらない場合は、受払とも全国値を、下記①、②の総賃貸料の推計に用いる分割比率で分割する。

（1）制度部門別土地の総賃貸料

土地の総賃貸料の支払は、家計（非企業部門）を除いた全部門に、受取は金融機関、家計（個人企業）を除いた全部門に記録する。図表2.1-39に勘定内の記録箇所を示す。

図表2.1-39 土地の総賃貸料の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人企業	○	○
金融機関	○	
地方政府等	○	○
家計（非企業部門）		○
家計（個人企業）	○	
対家計民間非営利	○	○

① 非金融法人企業

非金融法人企業の支払と受取の推計方法は、基本的に同じである。図表2.1-40に非金融法人企業の土地の総賃貸料の推計方法を示す。

図表2.1-40 非金融法人企業の土地の総賃貸料の推計方法

	支払	受取
ア. 民間企業	全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率： 『固定資産の価格等の概要調書』	全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率： 『固定資産の価格等の概要調書』

	『一土地一』（総務省）の中の「納税義務者区分による土地に関する調査」より法人決定価格の自県分の対全国比を求める。	『一土地一』（総務省）の中の「納税義務者区分による土地に関する調査」による法人決定価格の自県分の対全国比による。
イ. 公的企業	財政収支調査などによる。	財政収支調査などによる。

② 金融機関

金融機関は、民間企業の支払のみの推計である。図表2.1-41に金融機関の土地の総賃貸料の推計方法を示す。

図表2.1-41 金融機関の土地の総賃貸料の推計方法

	支払	受取
ア. 民間企業	全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率： 『固定資産の価格等の概要調書一土地一』（総務省）の中の「納税義務者区分による土地に関する調査」より法人決定価格の自県分の対全国比を求める。	金融機関には受取賃貸料はないものとして推計しない。
イ. 公的企業	支払が少額のため、県民経済計算では推計しないこととする。	

③ 地方政府等

地方政府等の支払と受取は異なる推計方法である。図表2.1-42に地方政府等の土地の総賃貸料の推計方法を示す。「中央政府等の扱い変更」により、中央政府と全国社会保障基金の地域事業所分は記録しない。

図表2.1-42 地方政府等の土地の総賃貸料の推計方法

	支払	受取
ア. 県、市町村	『歳入歳出決算書』、『地方財政状況調査』（総務省）、「決算書附属明細書」及び県主管課等資料により、土地（・建物の）賃借料を記録する。 (注) 地方財政状況調査では、賃貸料の受取は「財産運用収入」の内数であり、支払は決算書付属書「使用料及び手数料」の内数である。財政主管課に確認し、記録する。	決算付属（明細）書の「財産運用収入」の細項目による土地、建物賃付料によるか、あるいは県主管課資料より土地賃付料をとる。
イ. 地方社会保障基金	各決算書、事業報告書等から土地賃借料に係るものをとる。	各決算書、事業報告書等から土地賃借料に係るものをとる。

	(注) 直接照会による推計を行う事を基本とする。その際、照会によって当該機関の地方事務所の単独計数ではなく、全国値しか把握することが出来ない場合は、例えば、当該機関の全人員に占める地方事務所に属する人員の比率等の情報をもとに按分する。
--	---

なお、地方政府等の賃貸料推計を全国値の按分で行う場合は、一般政府内の制度部門はJSNAフロー編付表6(1)を参考に中央政府、地方政府、社会保障基金に按分する。また、地方政府内(都道府県・市町村)の分割は、支払については地方財政統計年報の「物件費」のうち「その他」、受取については地方財政統計年報の「財産収入」のうち「財産運用収入」のウェイトを用いる。社会保障基金を全国と地方に分割する場合は財産所得の利子推計値(FISIM調整前)のウェイトで按分する。

④ 家計

家計の支払と受取は異なる推計方法である。家計の支払土地賃貸料は全額個人企業の支払とし、農林水産業分、非農林水産業分、持ち家分に分けて推計する。

農業は借入耕地の面積、農業以外は敷地が借地になっている店舗・その他の併用住宅、同専用住宅の戸数から推計する。図表2.1-43に家計の土地の総賃貸料の推計方法を示す。

図表2.1-43 家計の土地の総賃貸料の推計方法

	支払(個人企業)	受取
ア. 農林水産業	農業分だけを田畑賃貸料として推計し、林業、水産業の借地は推計しない。 田畑賃貸料 $= (\text{田の10アール当たり賃貸料} \times \text{田の県別借入耕地面積}) + (\text{畑の10アール当たり賃貸料} \times \text{畑の県別借入耕地面積})$ ここで、 ・10アール当たり賃貸料：『田畑価格及び賃貸料調』(日本不動産研究所)による。 ・借入耕地面積：『世界農林業センサス』(農林水産省)、『農林業センサス』における「借入耕地面積」の借入耕地の「田」、及び「畑(樹園地を除く)」と「樹園地」の合計の面積にする。	家計の支払総賃貸料に、全国の受取・支払総賃貸料の比率を乗じて推計する。
イ. 非農林水産業	持ち家の店舗・その他の併用住宅にかかわる土地賃貸料をとる。 土地賃貸料	

	＝持ち家のうち、店舗その他併用住宅で敷地が借地の戸数×1世帯当たり地代×修正倍率 ここで、 ・持ち家のうち、店舗その他併用住宅で敷地が借地の戸数：『住宅・土地統計調査』（総務省）の「住宅の種類、建築の時期、敷地の所有の関係、取得時期別1戸建・長屋建の持ち家数」より、店舗その他の併用住宅の借地戸数＝1戸建・長屋建の持ち家総数の借地戸数－専用住宅の借地戸数による。 ・一世帯当たり地代：『家計調査』（総務省）＜家計収支編（二人以上の世帯）＞による。 ・修正倍率：『家計調査』による全世帯での1世帯当たり地代を『全国消費実態調査』（総務省）を用いて、地代支払のある世帯での1世帯当たり地代に修正する。 ◇修正倍率＝『全国消費実態調査』（9.10.11月）の地代支払のある世帯の1か月平均値／『家計調査』（9.10.11月）の二人以上全世帯1世帯当たり1か月平均値 ・『全国消費実態調査』：品目編の全国二人以上全世帯による。	
ウ. 持ち家	県専用住宅（持ち家）にかかわる土地賃貸料をとる。 土地賃貸料 ＝持ち家のうち、専用住宅で敷地が借地の戸数×1世帯当たり地代×修正倍率 ここで、 ・持ち家のうち、専用住宅で敷地が借地の戸数：『住宅・土地統計調査』（総務省）の「住宅の種類、建築の時期、敷地の所有の関係、取得時期別1戸建・長屋建の持ち家数」より、専用住宅の借地戸数をとる。 ・一世帯当たり地代、修正倍率：非農林水産業推計に用いる計数を代用する。	

⑤ 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体の支払と受取の推計方法は、基本的に同じである。図表2.1-44に対家計民間非営利団体の土地の総賃貸料の推計方法を示す。

図表2.1-44 対家計民間非営利団体の土地の総賃貸料の推計方法

	支払	受取
対家計民間 非営利団体	全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率： 『経済センサス－基礎調査』（総務省）より対家計民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（第一部生産系列 第2章第2節 18 非市場生産者 ア．産出額）。	全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率： 『経済センサス－基礎調査』（総務省）より対家計民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（第一部生産系列 第2章第2節 18 非市場生産者 ア．産出額）。

（2）制度部門別土地税

土地税は、ア．土地の所有に伴う税（交付金を除く）（固定資産税（土地分）・特別土地保有税（保有分）・都市計画税（土地分））イ．国有資産等所在市町村交付金（土地分）からなる（ア、イとも借地分）。なお、ア．土地の所有に伴う税（交付金を除く）における土地税の受取、支払の総額は、資料の制約により同額とみなす。

土地税の支払は、全部門に、受取は金融機関以外の全部門に記録する。図表2.1-45に勘定内の記録箇所を示す。

図表2.1-45 土地税の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人企業	○	○
金融機関	○	
地方政府等	○	○
家計	○	○
対家計民間非営利	○	○

① 土地税総額（国有資産等所在市町村交付金を除く）

ア．土地の所有に伴う税（交付金を除く）

土地の所有に伴う税（交付金を除く）については、土地税×借地割合による。

土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額＝土地税×借地割合

ここで、

- ・土地税：『地方財政統計年報』（総務省）による。
- ・借地割合：『住宅・土地統計調査』（総務省）より（1戸建・長屋建持ち家のうち敷地が借地の戸数／1戸建・長屋建持ち家の戸数）を求める。

イ．国有資産等所在市町村交付金（土地分）

国有資産等所在市町村交付金（土地分）は、県主管課等に直接照会する。

② 制度部門分割

制度部門別分割の方法を図表2.1-46に示す。

図表2.1-46 土地税の制度部門別分割方法

	総賃貸料の支払から差引く土地税	総賃貸料の受取から差引く土地税
ア. 非金融法人企業	土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額 ^{*1} ×（非金融法人企業（民間）支払土地賃貸料／5部門 ^{*2} 支払土地賃貸料合計） （公的は推計しない）	土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額×（非金融法人企業（民間）受取土地賃貸料／3部門 ^{*3} 受取土地賃貸料合計） （公的は推計しない）
イ. 金融機関	土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額×（金融機関（民間）支払土地賃貸料／5部門支払土地賃貸料合計） （公的は推計しない）	推計しない。
ウ. 地方政府等	国有資産等所在市町村交付金のうち地方公共団体交付分に以下を加算する。 土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額×（地方政府等支払土地賃貸料／5部門支払土地賃貸料合計）	国有資産等所在市町村交付金のうち地方公共団体交付分をとる。
エ. 家計	土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額×（家計支払土地賃貸料／5部門支払土地賃貸料合計）	土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額×（家計受取土地賃貸料／3部門受取土地賃貸料合計）
オ. 対家計民間非営利団体	土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額×（民間非営利支払土地賃貸料／5部門支払土地賃貸料合計）	土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額×（民間非営利受取土地賃貸料／3部門受取土地賃貸料合計）

- （注）1. 土地の所有に伴う税（交付金を除く）総額＝①ア. で推計した税額
2. 5部門＝非金融法人企業（民間）、金融機関（民間）、地方政府等、家計、民間非営利
5部門支払土地賃貸料合計＝5部門の支払土地賃貸料の合計
3. 3部門＝非金融法人企業（民間）、家計、民間非営利
3部門受取土地賃貸料合計＝3部門の受取土地賃貸料の合計

第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）

経常移転は、「所得・富等に課される経常税」、「純社会負担と社会給付」、「その他の経常移転」に分類される（第1章 図表1-8 経常移転の階層構造を参照）。

経常移転における推計項目別の制度部門別の「支払」と「受取」の推計対象を図表2.2-1に示す。

図表2.2-1 制度部門別推計項目

分類 項目	制度部門別分類									
	支払					受取				
	非金融法人企業	金融機関	地方政府等	家計（個人企業を含む）	対家計民間非営利団体	非金融法人企業	金融機関	地方政府等	家計（個人企業を含む）	対家計民間非営利団体
所得・富等に課される経常税	○	○	—	○	—	—	—	○	—	—
現実社会負担	—	—	—	○	—	—	○	○	—	—
帰属社会負担	—	—	—	○	—	○	○	○	—	○
追加社会負担	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—
（控除）年金制度の手数料	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—
現金による社会保障給付	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—
その他の社会保険年金給付	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—
その他の社会保険非年金給付	○	○	○	—	○	—	—	—	○	—
社会扶助給付	—	—	○	—	○	—	—	—	○	—
その他の経常移転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1. 所得・富等に課される経常税

所得・富等に課される経常税は、「所得に課される税」と「その他の経常税」に分類される。

1.1 推計の概要

（1）範囲

所得・富等に課される経常税は、①所得に課される税及び②その他の経常税からなり、①所得に課される税は労働の提供や財産の貸与、資本利得等の様々な源泉からの所得に対して公的機関によって定期的に課せられる租税（所得税、法人税、都道府県民税〔所得割、法人税割〕等）であり、②その他の経常税は、事業税、自動車重量税、

第2章 制度部門別所得支出勘定
 第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）
 1. 所得・富等に課される経常税

自動車税、都道府県民税（均等割）、国際観光旅客税のうち居住者家計負担分等である。また、一般的には税として扱われていないが、日本銀行納付金も①に含まれる。

県民経済計算の2015年（平成27年）基準改定では、日本銀行の金融政策サービスを行っている事業所が所在する東京都にのみ記録する。そのため、日本銀行納付金は東京都にのみ記録する。

ただし、日本銀行が支払う税（法人税、事業税、住民税）については、金融政策サービス（非市場、集合的）によって生じたものとそれ以外を峻別することが困難であるため、2011年基準同様に、公的金融機関の支払いとして、事業所が所在する県に記録する（推計方法に変更はない）。

（2）推計方法

『国税庁統計年報』（国税庁）、『地方財政統計年報』（総務省）、決算書及び全国の計数等を用いて、図表2.2-3「所得・富等に課される経常税一覧表」にそって推計する。原則として、支払は県居住者である非金融法人企業、金融機関、家計の各々に記録し、受取は地方税のみの県内徴収税額を地方政府等に記録する。図表2.2-2に勘定内の記録箇所を示す。

図表2.2-2 所得・富等に課される経常税の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人	○	
金融機関	○	
地方政府等		○
家計	○	
民間非営利		

第2章 制度部門別所得支出勘定
第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）
1. 所得・富等に課される経常税

図表2.2-3 所得・富等に課される経常税一覧表

税 目		非金融	金融	家計	備考
〔所得に課される税〕					
所得税	国 税				
源泉所得税					
・利子所得		△	△	△	
・配当所得		△	△	△	
・上場株式等の譲渡所得等		△	△	△	
・給与所得		—	—	○	
・退職所得		—	—	○	
・報酬・料金等所得		—	—	○	
・非居住者等所得		—	—	—	政府の受取
申告所得税		—	—	○	
法人税	国 税	△	△	—	
法人特別税	国 税	△	△	—	
地方法人税	国 税	△	△	—	
道府県民税（所得割）	道府県税	—	—	○	
市町村民税（所得割）	市町村税	—	—	○	
道府県民税（配当割）	道府県税	—	—	○	
道府県民税（株式等譲渡所得割）	道府県税	—	—	○	
道府県民税（法人税割）	道府県税	△	△	—	
市町村民税（法人税割）	市町村税	△	△	—	
道府県民税（利子割）	道府県税	△	△	△	H28.1.1 から法人は廃止になり、家計のみ東京都のみ記録
日本銀行納付金		—	○	—	
〔その他の経常税〕					
特別法人事業税（注2）	国 税	△	△	—	
事業税（個人）	道府県税	—	—	○	
事業税（法人）	道府県税	△	△	—	
自動車重量税の1/2	国 税	—	—	○	
国際観光旅客税のうち	国 税	—	—	○	
居住者家計負担分					
自動車税（種別割、環境性能割）の1/2（注3）	道府県税	—	—	○	
自動車取得税の1/2（注3）	道府県税	—	—	○	2019年9月30日まで
軽自動車税（種別割、環境性能割）の1/2（注3）	市町村税	—	—	○	
狩猟税	道府県税	—	—	○	
道府県民税（均等割、個人）	道府県税	—	—	○	
市町村民税（均等割、個人）	市町村税	—	—	○	
道府県民税（均等割、法人）	道府県税	△	△	—	
市町村民税（均等割、法人）	市町村税	△	△	—	
法定外目的税（注4）					県で判断

（注1）非金融、金融、家計は支払制度部門であり、「○」は全額を記録、「△」は分割して記録、「—」は未記録とする。

（注2）地方法人特別税は、2019年（令和元年）9月末で廃止され、同年10月1日より特別法人事業税が創設された。特別法人事業税は、その全額を都道府県に対し、特別法人事業譲与税として譲与される。

（注3）2019年（令和元年）10月1日から自動車の税が新制度となった。「自動車税」は「自動車税（種別割）」、「軽自動車税」は「軽自動車税（種別割）」に名称変更になった。「自動車取得税」は廃止され、「自動車税環境性能割」が導入された。

（注4）法定外目的税のうち「所得・富等に課される経常税」に該当するものがあれば、各県で判断して記録する（図表2.2-7参照）。

1. 2 所得に課される税

所得に課される税は、①所得税、②法人税、③住民税、④日本銀行納付金別に推計する。これらの税を、国税と地方税（道府県税、市町村税）に区分し、それぞれの税目に関して総額の推計と総額を制度部門に分割する方法に分けた表で推計方法を説明する。なお、県民経済計算の2015年（平成27年）基準改定では、日本銀行納付金は東京都にのみ記録する。国税の受取主体となる中央政府は県内制度部門ではないが、支払主体である家計等の制度部門は、支払が存在するため推計を行う必要がある。

（1）国税（制度部門別に記載した部門の支払）

図表 2.2-4 に国税の総額推計と部門分割の推計方法を示す。税の総額は、この表における制度部門別の列に記載された制度部門で支払われる。

なお、所得税は還付金を控除して計算する。

所得税＝徴収額－還付金

図表2.2-4 国税の総額推計と制度部門分割

①所得税		
ア.源泉所得税		(7)利子所得、(イ)配当所得、(ウ)上場株式等の譲渡所得等、(エ)給与所得、(オ)退職所得、(カ)報酬・料金等所得別に推計する。
		総額推計方法
		支払・制度部門
	(7)利子所得	全国徴収税額×分割比率 ここで、 ・分割比率：財産所得より家計の受取利子(FISIM調整前)の自県分の対全国比を求める。
	(イ)配当所得	全国の比率を準用して、非金融法人企業、金融機関、家計に分割する。
	(ウ)上場株式等の譲渡所得等	全国の比率を準用して、非金融法人企業、金融機関、家計に分割する。
	(エ)給与所得	「(イ)配当所得」の比率を準用して、非金融法人企業、金融機関、家計に分割する。
	(オ)退職所得	家計に記録する。
	(カ)報酬・料金等所得	家計に記録する。
イ.申告所得税		個人企業が大部分と考えられ

第2章 制度部門別所得支出勘定
第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）
1. 所得・富等に課される経常税

		るため、家計に記録する。
ウ. 所得税還付金	ア. 及びイ. で推計したそれぞれの所得税から還付金を控除する。	
	総額推計方法	支払・制度部門
(ア) 源泉所得税還付金	源泉所得税の還付金額 ＝全国還付金額×分割比率×内民転換比率 ここで、 ・全国還付金額：『国税庁統計年報』より、源泉所得税の還付金をとる。 ・分割比率：『国税庁統計年報』より、源泉所得税の収納済額の自県分の対全国比を求める。	(ア)で得た県別の「源泉所得税の還付金」を、ア. で得た県別の源泉所得税の制度部門別支払額の構成比で各制度部門別還付金額を推計する。
(イ) 申告所得税還付金	申告所得税の還付金額 ＝全国還付金額×分割比率 ここで、 ・全国還付金額：『国税庁統計年報』より、申告所得税の還付金をとる。 ・分割比率：『国税庁統計年報』より、申告所得税の収納済額の自県分の対全国比を求める。	全額を家計に記録する。
②法人税	総額推計方法	支払・制度部門
ア. 法人税	全国値×分割比率 ここで、 ・分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）より「法人事業税の収入額」の自県分の対全国比とする。	非金融法人企業、金融機関の分割は、県税務課資料より「法人事業税の業種別調定額」の金融保険業、その他の業種の構成比を用いる。
イ. 法人特別税	同上	同上
ウ. 地方法人税	同上	同上
③日本銀行納付金	日本銀行の納付金は、剰余金から準備金や出資者への配当に充当されるものを控除し、国庫に納付されるものである。東京都にのみ記録する。	金融機関に記録する。

（2）道府県税・市町村税（制度部門別に記載した部門の支払）

図表2.2-5に道府県税・市町村税の総額推計と部門分割の推計方法を示す。

図表2.2-5 道府県税・市町村税の総額推計と制度部門分割

		総額推計方法	支払・制度部門
①住民税			
	ア.所得割		
	道府県税	道府県民税（所得割）、市町村民税（所得割）の県徴収税額をとる。	家計に記録する。
	市町村税		
	イ.配当割		
	道府県税	道府県民税（配当割）の県徴収税額をとる。	家計に記録する。
	ウ.株式等譲渡所得割		
	道府県税	道府県民税（株式等譲渡所得割）の県徴収税額をとる。	家計に記録する。
	エ.法人税割		
	道府県税	道府県民税（法人税割）の県徴収税額をとる。	非金融法人企業、金融機関の分割は、県税務課資料より金融保険業、その他の業種の構成比を用いる。
	市町村税	市町村民税（法人税割）の県徴収税額をとる。	同上
	オ.利子割		
	道府県税	道府県民税（利子割）の県徴収税額をとる。	「源泉所得税、利子所得等」の比率を準用して、各制度部門に分割する。平成28年1月1日から法人は廃止になり、以降は家計のみに記録する。

1.3 その他の経常税

その他の経常税は、○事業税、○自動車関係税、○狩猟税、○住民税、○その他別に推計する。ただし、国税、道府県税・市町村税別に推計する。

（1）国税（制度部門別に記載した部門の支払）

図表2.2-6にその他の経常税（国税）の総額推計と部門分割の推計方法を示す。

図表2.2-6 その他の経常税（国税）の総額推計と制度部門分割

	総額推計方法	支払・制度部門
① 特別法人事業税 （2019年（令和元年）9月までは地方法人特別税だった）	地方法人特別税は次式により推計する。 $\text{地方法人特別税} = \text{全国値} \times \text{分割比率}$ ここで、 ・分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）より「法人事業税の収入額」の自県分の対全国比を求める。	地方法人特別税の非金融法人企業、金融機関の分割は、県税務課資料より「法人事業税の業種別調定額」の金融保険業、その他の業種の構成比を用いる。
② 自動車重量税の1/2	県徴収税額をとる。	家計に記録する。
③ 国際観光旅客税のうち居住者家計負担分	生産系列「特定の経済活動に格付けされる生産・輸入品に課される税」で記載した国際観光旅客税のうち「家計負担分」を求める。 $\begin{aligned} \text{国際観光旅客税（日本人負担分）} &= \text{出国者数（日本人）} \\ &\quad \div \text{出国者数（日本人＋外国人）} \\ &\quad \times \text{国際観光旅客税（総額）} \\ \text{国際観光旅客税（家計負担分）} &= \text{サービス旅行（業務外）} \\ &\quad \div \text{サービス旅行（業務＋業務外）} \\ &\quad \times \text{国際観光旅客税（日本人負担分）} \\ \text{県の国際観光旅客税（家計負担分）} &= \text{国際観光旅客税（家計負担分）} \\ &\quad \times \text{県の日本人出国者数（住所地別）} \\ &\quad \div \text{日本人出国者数（住所地別）} \end{aligned}$	家計に記録する。

（2）道府県・市町村税（制度部門別に記載した部門の支払）

図表2.2-7にその他の経常税（道府県税・市町村税）の総額推計と部門分割の推計方法を示す。

図表2.2-7 その他の経常税（道府県税・市町村税）の総額推計と制度部門分割

		総額推計方法	支払・制度部門
①事業税			
ア．個人	道府県税	個人事業税は、それぞれの県徴収額をとる。	家計に記録する。
イ．法人	道府県税	法人事業税は、それぞれの県徴収額をとる。	法人事業税の非金融法人企業、金融機関の分割は、県税務課資料より「法人事業税の業種別調定額」の金融保険業、その他の業種の構成比を用いる。
②自動車関係税(最後の()内は、2019年(令和元年)9月までの種別割の名称、自動車取得税は同年9月30日まで)			
ア．自動車税（種別割、環境性能割）の1/2（自動車税）	道府県税	県徴収税額をとる。	家計に記録する。
イ．（自動車取得税）の1/2	道府県税	県徴収税額をとる。	同上
ウ．軽自動車税(種別割、環境性能割）の1/2（軽自動車税）	市町村税	県徴収税額をとる。	同上
③狩猟税	道府県税	県徴収税額をとる。	同上
④住民税			
ア．均等割	道府県	道府県民税(均等割・個人)、	家計に記録する。

第2章 制度部門別所得支出勘定
 第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）
 1. 所得・富等に課される経常税

個人	民税	の県徴収税額をとる。	
	市町村民税	市町村民税（均等割・個人） の県徴収税額をとる。	同上
イ. 均等割法人	道府県民税	道府県民税（均等割・法人）、 の県徴収税額をとる。	非金融法人企業、金融機関 の分割は、県税務課資料より 金融保険業、その他の業種の 構成比を用いる。
	市町村民税	市町村民税（均等割・法人） の県徴収税額をとる。	同上
⑤その他		法定外目的税又は法定外普通税のうち、「所得・富等に課される経常税」に該当するものがあれば、各県で判断して記録する。ただし、JSNAでは、法定外目的税又は法定外普通税は、全て「生産・輸入品に課される税」として記録されており、「所得・富等に課される経常税」に記録されているものはない。	

なお、自動車関係税は、事業者と家計の両者が負担しているため、家計の負担を便宜的にその半分とし、税額の1/2をその他の経常税としている。残りの事業者の負担分（1/2）は生産・輸入品に課される税扱いであり、経常移転ではない。

2. 純社会負担と社会給付

純社会負担は、「現実社会負担」、「帰属社会負担」、「家計の追加社会負担」および控除項目として「年金制度の手数料」に分類され、社会給付は、「現物社会移転以外の給付」と「現物社会移転」に分類される。

2. 1 推計の概要

「純社会負担」と「現物社会移転以外の社会給付」の推計概要は、以下のとおりである。

（1）純社会負担の推計の概要

「純社会負担」は、現実社会負担、帰属社会負担、家計の追加社会負担、年金制度の手数料（控除項目）から成る。

現実社会負担は、現実年金負担と現実非年金負担に区分されるが、推計に当たっては、便宜上、この区分ではなく、「社会保障基金に係る現実社会負担」と「その他の社会保険制度に係る現実社会負担」に分けて行う。前者は社会保障制度に基づく社会保障基金（一般政府）への負担であり、後者は年金基金（金融機関）への負担である。

① 社会保障基金に係る現実社会負担（一般政府の受取分）（2011年（平成23年）基準版2-Aに相当）

社会保障給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う社会負担のうち、法律等により強制的に支払われるものであり、社会保障基金（一般政府）への支払を指す。

雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担からなり、雇主から社会保障基金に直接支払われる分については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が社会保障基金に対して支払うものとする。家計の現実社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から社会保障基金に対して支払うものである。

社会保障基金に対する負担額であることから、社会保障基金に格付けられる各制度の決算書・事業報告書を使用して推計することとなる。

（内民転換について）

社会保障基金に対する負担額の支払は、家計であり、県民の居住地（以下、民ベース）で記録し、受取は一般政府であり、勤務地の社会保障基金が受取となり、勤務地（以下、内ベース）で記録する（後掲の「図表2.2-9 社会保障基金に係る現実社会負担の移転図及び社会給付の移転図」）。

社会負担額データの地域別が居住地ベースか、社会保障基金の事業所ベースかに応じて、内・民ベースの転換を行う。内民（民内）転換比率は次式による。

内民（民内）転換比率＝民（内）ベースの賃金・俸給／内（民）ベースの賃金・俸給

② その他の社会保険制度に係る現実社会負担(年金基金(金融機関)の受取分) (2011年(平成23年) 基準版2-Bに相当)

社会保険制度に対して行う社会負担のうち、年金基金（金融機関）への雇主及び雇用者が自発的に行う負担を含み、雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担からなる。雇主から年金基金（金融機関）に直接支払われる分（受給権を発生主義により記録する退職一時金の実際の支給額を含む）については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が年金基金（金融機関）に対して支払ったものとする。家計の現実社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から年金基金（金融機関）に対して支払うものである。

国民経済計算では各年金基金別に決算書等の報告書から推計しているが、県民経済計算では地域データの制約から全国値の県別分割を基本として推計する。

その他の社会保険制度に係る現実社会負担については、支払の家計、受取の金融機関ともに、県民の居住地ベースで記録する。

③ 帰属社会負担 (2011年(平成23年) 基準版2-Cに相当)

帰属社会負担は、雇主による負担のみであり、「雇主の帰属年金負担」と「雇主の帰属非年金負担」からなる。

ア. 雇主の帰属年金負担

雇主の帰属年金負担は、受給権を発生主義で記録する確定給付型制度（企業年金及び退職一時金）について、対象期間における受給権の増分（企業の財務諸表における勤務費用相当分）と制度の運用に係る費用（年金制度の手数料）の合計のうち、確定給付制度に係る雇主の現実社会負担（実際の支払額）では賄われない部分である。

国民経済計算では財務諸表等から推計するが、県民経済計算では地域データの制約から全国値の県別分割を基本として推計する。

イ. 雇主の帰属非年金負担

雇主が特別の準備を創設することなく無基金で行う社会保険制度に係る雇主の負担分であり、発生主義により受給権を記録しない公務員等の退職一時金の負担や、公務員に対する公務災害補償、労災保険適用前の法定補償、損害保険会社による労働者災害補償責任保険、労災保険への上積み給付など社会保障基金以外のものへの雇主の負担、財形貯蓄制度に対する奨励金・給付金、団体生命保険等の保険料などの雇主の負担分である。

国民経済計算では各会計決算書等からの推計であるが、県民経済計算では地域データの制約から全国値の県別分割を基本として推計する。

④ 家計の追加社会負担 (2011年(平成23年) 基準版2-Dに相当)

年金基金（金融機関）の支払、家計の受取として記録した「年金受給権に係る投資所得」と同額を、「家計の追加社会負担」として家計の支払、年金基金（金融機関）の

受取に記録する。

年金受給権に係る投資所得＝家計の追加社会負担 である。

⑤ **年金制度の手数料（控除項目）（2011年（平成23年）基準版2-Eに相当）**

年金制度の手数料は、年金基金の運営に係る費用であり、各年金基金の産出額でもある。

現実社会負担（雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担）、雇主の帰属社会負担、家計の追加社会負担の合計から、確定給付型及び確定拠出型の年金基金の「年金制度の手数料」（運営費用）を控除して、「純社会負担」が求められる。

（2）現物社会移転以外の社会給付の推計の概要

「現物社会移転以外の社会給付」は、現金による社会保障給付、その他の社会保険年金給付、その他の社会保険非年金給付、社会扶助給付から成る。

① **現金による社会保障給付（2011年（平成23年）基準版3-Aに相当）**

「現金による社会保障給付」は、社会保障基金が家計に対して支払う社会給付のうち、現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除くすべての社会保障給付からなる。具体的には、主なものに老齢年金（国民年金、厚生年金等）、雇用保険に基づく給付金（失業給付）、児童手当等が該当する。

現金による社会保障給付については、受取の家計は居住地の民ベース、支払の地方政府は社会保障基金に係る現実社会負担に合わせて勤務地の内ベースで記録する（後掲の「図表2.2-9 社会保障基金に係る現実社会負担の移転図及び社会給付の移転図」）。

② **その他の社会保険年金給付（2011年（平成23年）基準版3-Bに相当）**

年金基金（金融機関）から支払われる給付額及び受給権を発生主義により記録する退職一時金の支給額からなる。国民経済計算では各基金別に財務諸表等から給付額を推計するが、県民経済計算では地域データの制約から全国値の県別分割を基本として推計する。

その他の社会保険年金給付は、受取の家計、支払の金融機関ともに、県民の居住地ベースで記録する。

③ **その他の社会保険非年金給付（2011年（平成23年）基準版3-Cに相当）**

受給権を発生主義により記録しない退職一時金等の無基金による給付額である。雇主の帰属社会負担のうち「雇主の帰属非年金負担」と同額を給付額とする。

④ **社会扶助給付（2011年（平成23年）基準版3-Dに相当）**

「社会扶助給付」は、社会保険による給付と同様のニーズに応じるものであるが、社会負担によって参加が求められる社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指す。受取を

第2章 制度部門別所得支出勘定
第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）
2. 純社会負担と社会給付

家計、支払を一般政府、対家計民間非営利団体に記録する。

一般政府分には生活保護費、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれる。なお、社会扶助給付は「現物社会移転以外の社会給付」の内訳項目であるが、基礎資料の制約上、一部に現金分と現物分を区分することが困難であるため、現物給付も含む。2005年（平成17年）基準以前は、社会扶助給付に含めていた公費負担医療給付分については、2011年（平成23年）基準では現物社会移転に含めている。

図表2.2-8に純社会負担と現物社会移転以外の社会給付の推計構造を、図表2.2-9に社会保障基金に係る現実社会負担の移転図及び社会給付の移転図を示す。

図表2.2-8 純社会負担と現物社会移転以外の社会給付の推計構造

A. 社会負担		
推計項目の構造	負担の流れ	項目の説明
A1. 現実社会負担(年金・非年金)		
A1-1. 社会保障基金に係る現実社会負担		法律等により強制的に社会保障基金に支払われるもの
A1-1-1. 雇主の現実社会負担	雇主→(雇用者報酬)→家計	雇主から社会保障基金に直接支払われる分
A1-1-2. 家計の現実社会負担	→(社会負担)→社会保障基金	雇用者が雇用者報酬から社会保障基金に支払う分
A1-2. その他の社会保険制度に係る現実社会負担		年金基金へ雇主及び雇用者が自発的に支払うもの
A1-2-1. 雇主の現実社会負担	雇主→(雇用者報酬)→家計	雇主から年金基金に直接支払われる分
A1-2-2. 家計の現実社会負担	→(社会負担)→年金基金	雇用者が雇用者報酬から年金基金に支払う分
A2. 帰属社会負担(年金・非年金)		現実社会負担では賄われない部分に対する雇主の負担
A2-1. 帰属年金負担	雇主→(雇用者報酬)→家計 →(社会負担)→年金基金	確定給付制度に係る雇主の現実社会負担では賄われない部分
A2-2. 帰属非年金負担	雇主→(雇用者報酬)→家計 →(社会負担)→年金以外の制度	雇主が無基金で行う社会保険制度に係る雇主の負担
A3. 家計の追加社会負担	家計→(社会負担)→金融機関	年金受給権に係る投資所得
A4. 年金制度の手数料(控除項目)	—	年金基金の運営に係る費用(各年金基金の産出額)

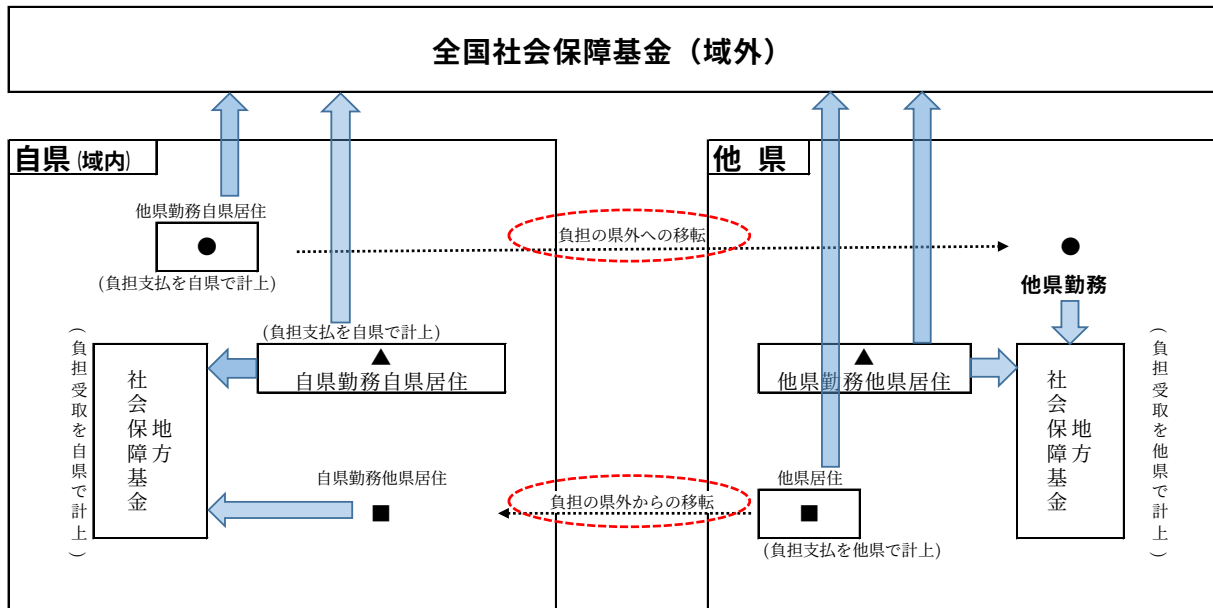
備考：社会保障基金は一般政府への支払、その他の社会保険制度（年金基金）は金融機関への支払

B. 現物社会移転以外の社会給付		
区分	具体的な給付	給付内容
B 1. 現金による社会保障給付	老齢年金、失業給付、児童手当等	社会保障基金が家計に対して現金で支払う社会保障給付
B 2. その他の社会保険年金給付	年金基金給付、退職一時金	金融機関から支払われる給付、受給権を発生主義により記録する退職一時金の支給
B 3. その他の社会保険非年金給付		雇主の帰属非年金負担=A2-2
B 4. 社会扶助給付	中央政府、地方政府：生活保護費、恩給等 民間非営利：無償の奨学金等	社会保険制度の下ではなく、中央政府、地方政府または民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転

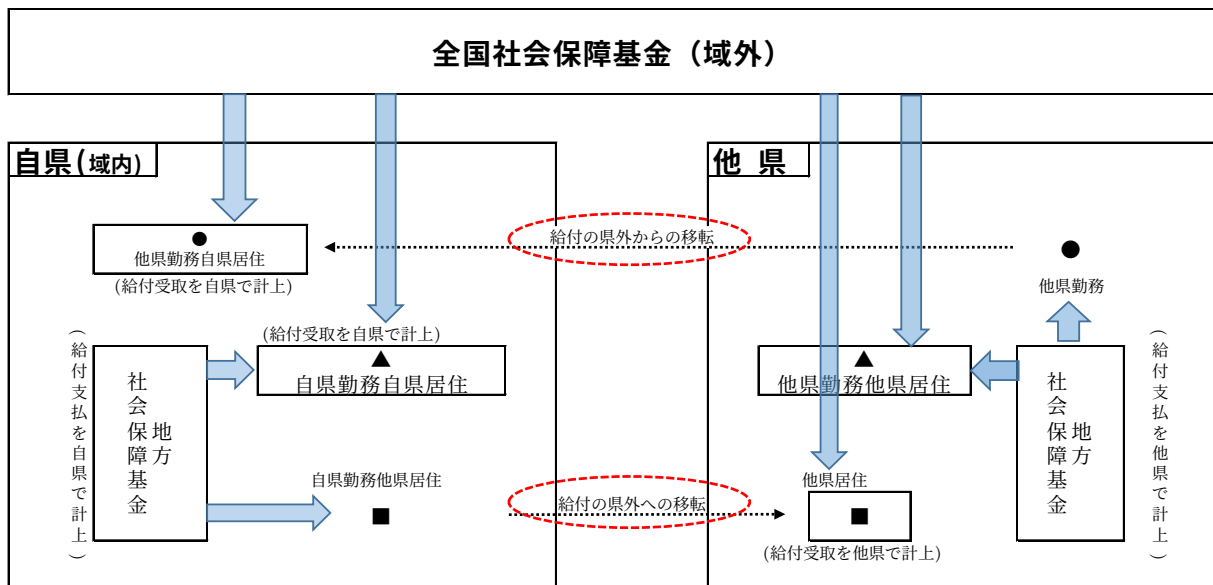
図表2.2-9 社会保障基金に係る現実社会負担の移転図及び社会給付の移転図

（2015年（平成27年）基準版）

〔社会保障基金に係る現実社会負担の移転図〕



〔社会給付の移転図〕



（凡例）

- ：自県に居住し、他県に勤務している家計
- ▲：自（他）県に居住し、自（他）県に勤務している家計
- ：他県に居住し、自県に勤務している家計

（注）居住地と勤務地が異なる場合の処理（点線矢印部分）

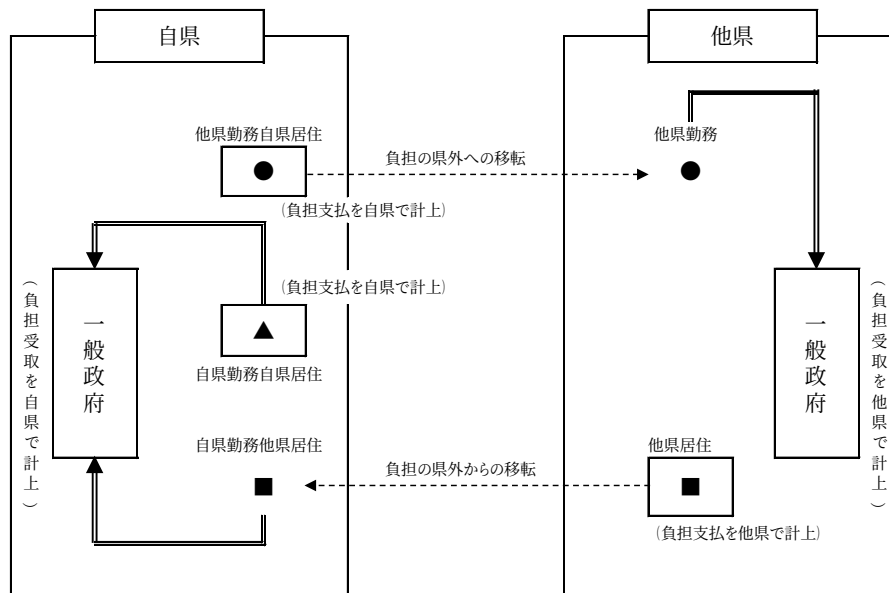
負担の場合：他県に居住し、自県に勤務している者の純社会負担は、県外に移転させ、自県の家計部門に記録しない。自県に居住し、他県に勤務している者の純社会負担は、他県から移転し、自県の家計部門に記録する。

給付の場合：自県に居住し、他県に勤務している者への社会給付は、自県に移転させ、自県の家計部門に記録する。他県に居住し、自県に勤務している者の社会給付は、他県に移転し、自県の家計部門に記録しない。

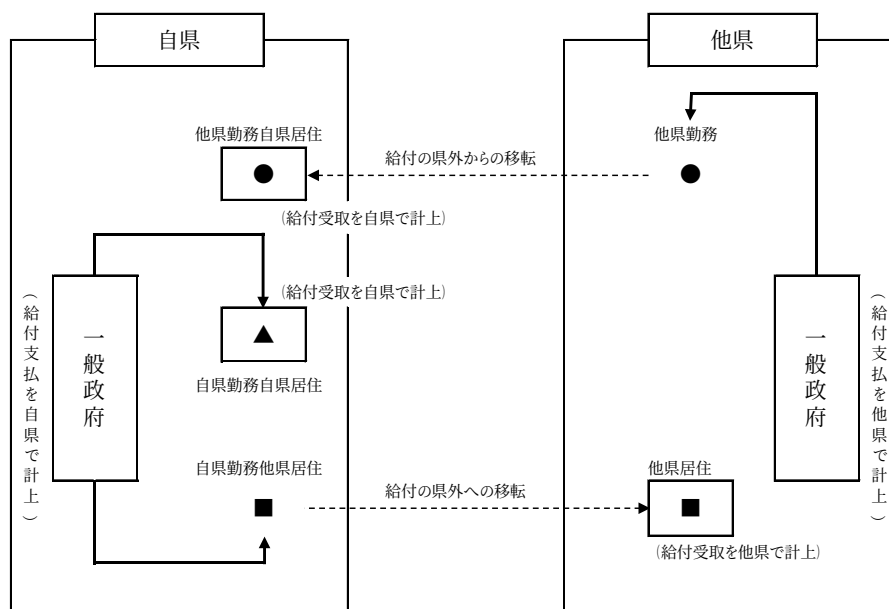
（上記の処理は、データが居住地、勤務地いずれをベースにしているかに応じて、内民（民内）転換比率を用いて処理する。）

「参考」2011年（平成23年）基準版

〔社会保障基金に係る現実社会負担の移転図〕



〔社会給付の移転図〕



（3）「純社会負担」と「現物社会移転以外の社会給付」の説明手順

「純社会負担」と「現物社会移転以外の社会給付」は、推計対象項目が同じものがあるため、それらについては、並列で説明を行っている。図表2.2-10に並列で説明を行った項目を示す。

図表2.2-10 「純社会負担」と「現物社会移転以外の社会給付」の並列説明

2. 2 純社会負担	2. 3 社会給付
2. 2. 1 現実社会負担（家計、雇主）	2. 3. 1 現物社会移転以外の社会給付
（1）社会保障基金に係る現実社会負担 （現金による社会保障給付を含む）	（1）現金による社会保障給付
（2）その他の社会保険制度に係る現実社会負担	（2）その他の社会保険年金給付
2. 2. 2 帰属社会負担（雇主）	
（1）帰属社会負担の総額	
①雇主の帰属年金負担	
②雇主の帰属非年金負担	（3）その他の社会保険非年金給付
（2）帰属社会負担の制度部門分割	
	（4）社会扶助給付
2. 2. 3 家計の追加社会負担	2. 3. 2 現物社会移転
2. 2. 4 年金制度の手数料(控除項目)	

（注）網掛けの項目は、負担と給付を並列説明している。

2.2 純社会負担

純社会負担は、現実社会負担（家計、雇主）、帰属社会負担（雇主）、家計の追加社会負担、年金制度の手数料（控除項目）からなる。純社会負担の支払は、家計部門、受取は雇主部門（雇主部門は、雇主と雇用者の関係がある家計以外の4部門とした）である。

2.2.1 現実社会負担（家計、雇主）

現実社会負担は、「社会保障基金に係る現実社会負担」と「その他の社会保険制度に係る現実社会負担」からなる。いずれも支払は家計に記録し、「社会保障基金に係る現実社会負担」の受取は地方政府等、「その他の社会保険制度に係る現実社会負担」の受取は金融機関に記録する。

（1）社会保障基金に係る現実社会負担（「現金による社会給付」を含む）

①特別会計、②国民健康保険、③後期高齢者医療、④共済組合、⑤組合管掌健康保険、⑥全国健康保険協会、⑦児童手当及び子ども手当、⑧社会保障基金、⑨介護保険別に、社会保障負担を推計する。

上記で求めた「社会保障基金に係る現実社会負担」の表章は、支払に関して雇主と家計別に記録する。そのため、家計の支払額を雇主と家計に分割する必要がある。その分割は、上記の項目別に国民経済計算年次推計の付表10「社会保障負担の明細表」から分担比率を求めて計算する。以下に分割の例を示す。

（雇主と家計の分割の計算例）

雇主の国民健康保険負担＝国民健康保険負担の推計結果

×雇主の国民健康負担分担比率

◇雇主の国民健康保険分担比率＝全国値の「雇主の現実社会負担(国民健康保険)」
／全国値の「合計（国民健康保険）」

家計の国民健康保険負担＝国民健康負担の推計結果×家計の国民健康負担分担比率

◇家計の国民健康保険分担比率＝全国値の「家計の現実社会負担(国民健康保険)」
／全国値の「合計（国民健康保険）」

社会保障基金に係る雇主の現実社会負担＝各項目別の雇主の負担合計

社会保障基金に係る家計の現実社会負担＝各項目別の家計の負担合計

「社会保障基金に係る現実社会負担」の推計対象と「2.3.1 現物社会移転以外の社会給付（1）現金による社会給付」は、推計対象がほぼ共通のため、データ収集と推計は共通で行ったほうが効率的である。したがって、2つの推計方法を並列して記述する。

社会保障基金に係る現実社会負担の支払は家計、受取は地方政府等に、現金による社会給付の支払は地方政府等、受取は家計に記録される。図表2.2-11に社会保障基金に係る現実社会負担と現金による社会保障給付の勘定内の記録箇所を示す。

なお、中央政府等の扱い変更により、中央政府等の地域事業所に係る受取分・支払分は記録しない（準地域と県内各制度部門との直接取引となる）ため、県市ごとの支

払と受取は必ずしも同額にならない。

中央政府の扱い変更に伴い、社会保障基金は、全国社会保障基金と地方社会保障基金に分けて推計する必要がある。第1章分配系列の概要（（5）第2次所得の分配（経常移転）、③その他の経常移転、ウ．一般政府内の経常移転）で示した図表1-9に沿って、社会保障基金を全国と地方に分けて推計する。このうち、全国社会保障基金分は地方政府等の制度部門に記録しない（タイトルの後ろに「(全国)」及び「(地方)」と記載した）。

児童手当及び子ども手当は、内閣府一般会計負担金及び事業主拠出金（民間）を、年金特別会計⁵に繰入れ、交付を行う。よって、図表1-9の「年金特別会計」に該当する。

また、児童手当は、民間分は各市町村を通じて、公務員分は勤務先（所属庁）から支給され、うち地方公務員分は100%地方負担となっている。JSNAでは社会保障基金（年金特別会計）から直接児童手当受給者（家計）に対して支払われたものとして整理されており、全国社会保障基金（年金特別会計）からの支払い、家計の受取と記録される。県民経済計算では、全国社会保障基金の支払いは記録せず、家計の受取を記録する⁶。

図表 2.2-11 「社会保障基金に係る現実社会負担」と
「現金による社会保障給付」の勘定内記録箇所

（社会保障基金に係る現実社会負担）

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等		○
家計	○	
民間非営利		

（現金による社会保障給付）

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等	○	
家計		○
民間非営利		

図表 2.2-12 に「社会保障基金に係る現実社会負担」と「現金による社会保障給付」の支払・受取別の推計項目を示す。○を付けた項目を推計する。

現金による社会保障給付は、年金給付のほかに医療保険、介護保険からの現金給付も対象として記録する。

⁵ なお、勘定名については、2009年度（平成21年度）以前は「児童手当勘定」、2010年度（平成22年度）及び2011年度（平成23年度）は「児童手当及び子ども手当勘定」、2012年度（平成24年度）から2014年度（平成26年度）までは「子どものための金銭の給付勘定」、2015年度（平成27年度）以降は「子ども・子育て支援勘定」となり、手当制度の改正等にあわせて変更が行われている。

⁶ 児童手当の民間分の家計の受取は、全額、全国社会保障基金の支払である。なお、推計の際は、中央政府、地方政府及び事業主の費用負担割合と、いわゆる資金の流れを混同しないように留意する。

図表2.2-12 「社会保障基金に係る現実社会負担」と「現金による社会保障給付」の
支払・受取別の推計項目

	2.2.1(1) 社会保障基金に係る 現実社会負担		2.3.1(1) 現金による社会保障 給付	
	負担		給付	
	支払う側の資 料から作成	受取る側の資 料から作成	支払う側の資 料から作成	受取る側の資 料から作成
① 特別会計				
ア. 年金				
(7) 健康保険			○	
a. 協会管掌		○		
b. 法第3条収納済額		○		
c. 法第3条印紙合計		○		
d. 船員保険分		○		
(1) 厚生年金		○		○
(7) 国民年金	○			○
イ. 労働保険				
(7) 労災保険		○	○	
(1) 雇用保険		○		○
ウ. 船員保険		○		○
② 国民健康保険	○			○
③ 後期高齢者医療	○		—	—
④ 共済組合				
ア. 国家公務員共済組合		○	○	
イ. 地方公務員共済組合		○	○	
ウ. 旧公共企業体共済組合	—	—		○
エ. その他				
(7) 日本私立学校振興		○	○	
(1) 地方議会議員		○	○	
(7) 農林漁業団体職員		○	○	
(1) 日本製鉄八幡	—	—		○
⑤ 組合管掌健康保険		○	○	
⑥ 全国健康保険協会		○	○	
⑦ 児童手当及び子ども手当				
ア. 民間分	○		○	
イ. 公務員分		○	○	
⑧ 基金				
ア. 農業者年金基金		○	○	
イ. 災害保障基金				
(7) 地方公務員		○	○	
(1) 消防団員等		○	○	
⑨ 介護保険			○	
ア. 1号保険者		○		
イ. 2号保険者		○		

① 特別会計

ア．年金（児童手当及び子ども手当を除く）（全国）

年金の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-13に示す。

図表2.2-13 年金の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
(ア)健康保険	『事業年報（全国健康保険協会管掌健康保険）』（全国健康保険協会、旧社会保険庁）より負担を求める。	健康保険法等の改正により、2008年（平成20年）10月の全国健康保険協会の発足を持って、特別会計による健康保険の社会保障給付は廃止され、全国健康保険協会に移管した。そのため、推計は不要。
(イ)厚生年金	『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）より負担を求める。	全国値を、『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省、旧社会保険庁）の年金決定済み額で分割して求める。
(ウ)国民年金	『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）より負担を求める。	全国値を、『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省、旧社会保険庁）の年金決定済み額で分割して求める。

イ．労働保険（全国）

労働保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-14に示す。

図表2.2-14 労働保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
(ア)労災保険	『労働者災害補償保険事業年報』（厚生労働省）より負担を求める。	『労働者災害補償保険事業年報』（厚生労働省）より給付を求める。
(イ)雇用保険	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。	直接照会又は『雇用保険事業年報』（厚生労働省）より給付を求める。

ウ．船員保険（2009年（平成21年）12月まで）（全国）

船員保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-15に示す。

図表2.2-15 船員保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	『事業年報』（旧社会保険庁）より負担を求める。	2010年（平成22年）1月の船員保険制度の改正実施により、特別会計による船員保険の社会保障給付は廃止され、全国健康保険協会に移管した。そのため、推計は不要。

② 国民健康保険（地方）

国民健康保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-16に示す。

図表2.2-16 国民健康保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）より負担を求める。	『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）より給付を求める。

③ 後期高齢者医療（制度施行の2008年（平成20年）4月より記録）（地方）

後期高齢者医療の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-17に示す。

図表2.2-17 後期高齢者医療の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	『地方財政統計年報』（総務省）より負担を求める。	『後期高齢者医療事業状況報告』（厚生労働省）または『地方財政統計年報』（総務省）より給付を求める。

（注）2015年（平成27年）基準よりJSNAでは、葬祭費（地財統計では3-2-13表Ⅱ広域連合の歳出に記録される2（3）その他医療給付費）を「現物社会移転（市場産出の購入）」から「現金による社会保障給付」に概念変更した。

④ 共済組合

現金による社会保障給付の共済組合については長期経理分と短期経理分（うち現金給付）に分けて推計する。長期経理分及び短期経理分（うちの現金給付）の割合は、いずれも全国値の比率を準用する。

ア．国家公務員共済組合（全国）

国家公務員共済組合の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-18に示す。

図表2.2-18 国家公務員共済組合の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	全国値を分割して求める。	全国値を分割して求める。

イ. 地方公務員共済組合（警察共済組合、公立学校共済組合を含む）（地方）

地方公務員共済組合の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-19に示す。

図表2.2-19 地方公務員共済組合の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。	直接照会による。これによらない場合は全国値を分割して求める。

ウ. 旧公共企業体職員共済組合（全国）

旧公共企業体職員共済組合の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-20に示す。

図表2.2-20 旧公共企業体職員共済組合の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	旧公共企業体職員共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、NTT共済組合）は、1997年（平成9年）4月に厚生年金に移行したことにより負担は発生しない。そのため、推計は不要。	3共済組合の合算給付額について、全国値を分割して求める。

エ. その他

その他の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-21に示す。

図表2.2-21 その他の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
(7) 日本私立学校振興・共済事業団（全国）	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。
(イ) 地方議会議員共済会（地方）	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める（2011年（平成23年）6月1日をもって廃止、以降、雇用者負担なし）。	（2011年（平成23年）6月1日をもって廃止、以降については既受給者のみの給付）直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

		る。
(ウ)農林漁業団体職員共済組合（全国）	2002年（平成14年）4月に厚生年金に移行したため、雇主負担（特別業務負担金）分のみを記録する。 直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。	2002年（平成14年）4月に厚生年金に統合され、2002年度（平成14年度）以降は特例年金（職域加算の上積み分）のみとなる。 直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。
(エ)日本製鐵八幡共済組合（全国）	負担は発生しない。	全国値を分割して求める。

⑤ 組合管掌健康保険（全国）

組合管掌健康保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-22に示す。

図表2.2-22 組合管掌健康保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	全国値を分割して求める。	全国値を分割して求める。

⑥ 全国健康保険協会（全国）

全国健康保険協会の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-23に示す。

図表2.2-23 全国健康保険協会の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	上記①の健康保険の任意継続被保険者分の負担を、全国健康保険協会創立の2008年（平成20年）10月以降について記録する。なお、2010年（平成22年）1月以降については船員保険の全国健康保険協会による運営への移行により船員保険の任意継続被保険者分を含む。 直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。	『事業年報（全国健康保険協会管掌健康保険）』（全国健康保険協会）及び『船員保険事業年報』（全国健康保険協会）より給付を求める。給付の支払は内ベースで、受取は民ベースで記録する。 なお、全国健康保険協会が発足した2008年（平成20）年10月分以降について記録する。さらに2010年（平成22年）1月以降については船員保険の全国健康保険協会への運営移行に伴って、船員保険についても合算する。 また任意継続分を含む全額を記録する。

⑦ 児童手当及び子ども手当（全国）

児童手当及び子ども手当の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-24に示す。

図表2.2-24 児童手当及び子ども手当の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	『児童手当事業年報』（内閣府）（2010～2011年度（平成22～23年度））は『子ども手当事業年報』（厚生労働省）より民間分と公務員分とに分けて求める。	『児童手当事業年報』（内閣府）（2010～2011年度（平成22～23年度））は『子ども手当事業年報』（厚生労働省）より民間分と公務員分とに分けて求める。

（注）「事業主（公務員以外）」、「所属庁（公務員）」分は、雇主負担に記録する。

⑧ 基金

ア．農業者年金基金（旧年金勘定）（全国）

農業者年金基金（旧年金勘定）の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-25に示す。

図表2.2-25 農業者年金基金（旧年金勘定）の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	（2002年（平成14年）1月1日から任意加入となり、年金基金（金融機関）である。） 直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。	（2002年（平成14年）1月1日から任意加入で年金基金（金融機関）であり、旧制度では特例年金の給付のみ。） 直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

イ．災害補償基金（地方）

災害補償基金の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-26に示す。

図表2.2-26 災害補償基金の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
(7) 地方公務員災害補償基金	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。
(1) 消防団員等公務災害補償等共済基金	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。

⑨ 介護保険（地方）

介護保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法を図表2.2-27に示す。

図表2.2-27 介護保険の現実社会負担と社会保障給付の推計方法

制度	社会保障基金に係る現実社会負担	現金による社会保障給付
	1号被保険者の分（65歳以上、市町村が直接徴収）は、『介護保険事業状況報告』（厚生労働省）の都道府県別保険料収納額より求める。 2号被保険者の分（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）は、それぞれの医療保険より介護掛金を県主管課への直接照会により求める。	『介護保険事業状況報告年報』により給付を求める。

（2）その他の社会保険制度に係る現実社会負担

「その他の社会保険制度に係る現実社会負担」は、①確定給付型制度と②確定拠出型年金からなる。この現実社会負担の推計対象と「2.3.1 現物社会移転以外の社会給付（2）その他の社会保険年金給付」は、推計対象は共通であり、同じ推計値が記録される。

「その他の社会保険制度に係る現実社会負担」の支払は家計、受取は金融機関。「その他の社会保険年金給付」の支払は金融機関、受取は家計に記録する。勘定内の記録箇所を図表2.2-28に示す。

図表2.2-28 現実社会負担と社会保険年金給付の勘定内記録箇所

（その他の社会保険制度に係る現実社会負担）

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		○
地方政府等		
家計	○	
民間非営利		

（その他の社会保険年金給付）

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関	○	
地方政府等		
家計		○
民間非営利		

① 確定給付型制度

確定給付型制度の推計方法を図表2.2-29に示す。

図表2.2-29 確定給付型制度の推計方法

制度	推計方法
ア. 確定給付型企业年金	全国値を分割して求める。
イ. 退職一時金	受給権を発生主義で記録する退職一時金（民間等）の雇主による実際の支給額であり、同額の給付額を「その他の社会保険年金給付」として扱う。推計は、全国値を退職所得の源泉徴収税額の自県分の対全国比で分割推

	計する。
--	------

② 確定拠出型年金

確定拠出型年金の推計方法を図表2.2-30に示す。

図表2.2-30 確定拠出型年金の推計方法

制度	推計方法
ア. 勤労者退職金共済機構	当該機構の公表資料を用いる。
イ. 中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定	全国値を分割して求める。
ウ. 国民年金基金・同連合会	全国値を分割して求める。
エ. 農業者年金基金（旧年金勘定）	直接照会による。これによらない場合は全国値を分割して求める。
オ. 国家公務員共済組合（退職等年金経理）	（2015年（平成27年）10月以降） 全国値を分割して求める。
カ. 地方公務員共済組合（警察共済組合、公立学校共済組合を含む）（退職等年金給付調整経理）	（2015年（平成27年）10月以降） 直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。
キ. 日本私立学校振興・共済事業団（退職等年金給付勘定）	（2015年（平成27年）10月以降） 直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。
ク. 確定拠出年金（企業型）	全国値を分割して求める。
ケ. 確定拠出年金（個人型）	全国値を分割して求める。

「国家公務員共済組合（退職等年金経理）」、「地方公務員共済組合（警察共済組合、公立学校共済組合を含む）（退職等年金給付調整経理）」、「日本私立学校振興・共済事業団（退職等年金給付勘定）」及び「確定拠出年金（企業型）（個人型）」については、生産系列での保険業の年金基金の産出額を推計していないが、分配系列では現実社会負担を推計対象とし、結果として雇用者報酬に加算される。現実社会負担のみが推計対象であり、その他の財産所得等は推計対象としない。なお、「確定拠出年金（個人型）」は家計の現実社会負担である。

表章するためには、家計の推計値を家計の現実社会負担と雇主の現実社会負担に分割する必要がある。分割比率は、上記項目別の全国値から求めて計算する。

2.2.2 帰属社会負担（雇主）

帰属社会負担（雇主）の推計は、最初に負担の総額を推計し、次にその総額を制度部門別に分割する。支払は家計、受取は、家計以外の4部門に記録する。図表2.2-31に勘定内の記録箇所を示す。

図表2.2-31 帰属社会負担の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		○
金融機関		○
地方政府等		○
家計	○	
民間非営利		○

（1）帰属社会負担の総額

帰属社会負担は、①雇主の帰属年金負担と②雇主の帰属非年金負担からなる。

① 雇主の帰属年金負担

雇主の帰属年金負担は、次式によって推計する。

ア．支払

支払＝現在勤務増分（年金制度の手数料を含む）

－確定給付型年金に係る雇主の現実年金負担

◇現在勤務増分（年金制度の手数料を含む）

＝全国値×分割比率×内民転換比率

ここで、

・全国値：「雇主の帰属年金負担（勤務費用＋DB企業年金産出額）をとる。

・分割比率：『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）の厚生年金保険の保険料収納済み額の自県分の対全国比による。

・確定給付型年金に係る雇主の現実年金負担

：2.2.1 現実社会負担（家計、雇主）（2）その他の社会保障制度に係る現実社会負担の①確定給付型企業年金の負担額のうち「雇主負担分」に、②退職一時金（民間等）の負担額を加算した額である（図表2.2-29）。

イ．受取

受取＝支払

②雇主の帰属非年金負担

ア．退職一時金（政府等）

県内に所在する政府諸機関⁷の退職一時金支給に要した雇主の費用である。中央政府等の地域事業所については直接照会（財政収支調査）により、県・市町村については歳入歳出決算書又は地方財政統計年報（8. 退職金＞(1)退職手当）による。なお決算書と地方財政統計年報の関係は前述（1. 3 生産・輸入品に課される税（控除）補助金 「参考」地方財政統計年報における自治体区分別の掲載表番号）の表による。

イ. 公務災害補償費

公務災害に対し各機関が公務員に直接支払う給付額であり、民間雇用者に対する労災保険給付に相当するものである。公務員に対する給付額を社会保険料の雇主負担に相当するものとみて雇用者報酬に加算する。

政府及び政府関係機関以外に、公的企業並びに非営利団体のうち、退職給付会計基準を適用していない公的企業・団体の退職一時金も含めるべきであるが、データが得られないことから、県民経済計算では推計対象外とする。

(7) 国家公務員

- ・公務災害補償費
- ・特別弔慰金
- ・弔慰金

(イ) 地方公務員

『地方財政統計年報』（総務省）の人件費のうち災害補償の地方公務員災害補償基金負担金以外。

ウ. その他

上記以外の雇用者福祉のための雇主負担であり、次のものが対象となる。

○労働者災害の法定補償、○労働者災害補償責任保険、○労災保険への上積給付のための賠償責任保険、○労働災害に対する損害保険によらない補償（見舞金）、○健康保険外の人間ドック、健康診断など疾病の予防等の医療保険のための費用負担額、○交通傷害保険など雇用者を被保険者とする損害保険への負担、○雇用者を被保険者とする団体生命保険などへの負担のうち他で推計されていないもの、○勤労者財産形成貯蓄制度に対する奨励金・給付金が含まれる。

推計方法は、以下のとおり。

その他の雇主の帰属非年金負担

＝現金給与×（国の推計における現金給与に対する“その他”の「雇主の帰属非年金負担」の比率）

⁷ 政府及び政府関係機関以外に、公的企業並びに非営利団体のうち、退職給付会計基準を適用していない公的企業・団体の退職一時金も含めるべきであるが、データが得られないことから、県民経済計算では推計対象外とする。

◇現金給与＝「農林水産業」＋「公務以外の産業」

なお、使用する現金給与のデータは、JSNAに組み替える前のJSICベースの現金給与を使用する。

（2）帰属社会負担の制度部門分割

① 雇主の帰属年金負担

雇主の帰属年金負担の支払は家計、受取は金融機関に記録する。

② 雇主の帰属非年金負担（その他の社会保険非年金給付を含む）

雇主の帰属非年金負担、その他の社会保険非年金給付の制度部門別推計は、次のとおり。給付、負担の受取、支払とも以下による。いずれも民ベースで記録する。なお、退職一時金（政府等）と公務災害補償費について、負担の受取と給付の支払は、地方政府分のみを記録する。

ア．負担

（7）支払

家計にのみ記録する。

（1）受取

家計以外の制度部門に記録する。

制度部門別の按分比は「雇用者数推計」で算出した非金融、金融、地方政府等、対家計民間非営利の従業者数（『経済センサス-基礎調査』（総務省））を使用する。なお、地方政府等内の制度分割についても同様に従業者数（従業者数が捕捉出来ない場合は、雇用者報酬）を使用する。

イ．給付

（7）支払

家計以外の制度部門に記録する。

制度部門別の按分比は「雇用者数推計」で算出した非金融法人企業、金融機関、地方政府等、対家計民間非営利団体の従業者数（『経済センサス-基礎調査』（総務省））を使用する。なお、地方政府等内の制度分割についても同様に従業者数（従業者数が捕捉できない場合は、雇用者報酬）を使用する。

（1）受取

家計にのみ記録する。

図表2.2-32に帰属社会負担項目と「制度部門別負担と給付」の対応関係を示す。

図表2.2-32 帰属社会負担項目と「制度部門別負担と給付」の対応関係

負担項目	制度部門	負担					給付				
		支払	受取				支払				受取
		家計	非金融法人	金融機関	地方政府等	対家計民間	非金融法人	金融機関	地方政府等	対家計民間	家計
(1) 雇主の帰属年金負担		○		○							
(2) 雇主の帰属非年金負担及びその他の社会保険非年金給付											
①退職一時金（政府等）		○			○				○		○
②公務災害補償費											
ア. 国家公務員											
a. 公務災害補償費		○									○
b. 特別弔慰金		○									○
c. 弔慰金		○									○
イ. 地方公務員		○			○				○		○
③その他		○	○	○		○	○	○		○	○

2.2.3 家計の追加社会負担

家計の追加社会負担の制度部門は、支払は家計、受取は金融機関に記録する。勘定内の記録箇所を図表2.2-33に示す。

図表2.2-33 家計の追加社会負担の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		○
地方政府等		
家計	○	
民間非営利		

負担額は、年金受給権に係る投資所得額と同額を記録する。

年金受給権に係る投資所得額：「2. 1 投資所得、2. 1. 3 その他の投資所得（2）の年金受給権に係る投資所得」からとる。

2.2.4 年金制度の手数料（控除項目）

年金制度の手数料（控除）の制度部門は、家計の追加社会負担と同様に、支払は家計、受取は金融機関に記録する。

手数料は、年金基金の産出額と同額を記録する。

年金基金の産出額：生産系列 第2章「第2節10.(2)70保険業の②年金基金」の「ア. 産出額」で推計した年金基金の各機関の産出額の合算額をとる。

2.3 社会給付

社会給付は、「現物社会移転以外の社会給付」と「現物社会移転」からなる。

2.3.1 現物社会移転以外の社会給付

現物社会移転以外の社会給付は、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」からなる。いずれも推計方法は、「2.2.1 現実社会負担」を参照。

（1）現金による社会保障給付

現金による社会保障給付の支払は地方政府等、受取は家計に記録する（図表2.2-34参照）。推計方法は「2.2.1 現実社会負担（1）社会保障基金に係る現実社会負担」を参照。

図表2.2-34 現金による社会保障給付の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等	○	
家計		○
民間非営利		

（2）その他の社会保険年金給付

その他の社会保険年金給付の支払は金融機関、受取は家計に記録する（図表2.2-35参照）。推計方法は「2.2.1 現実社会負担（2）その他の社会保険制度に係る現実社会負担」を参照。

図表2.2-35 その他の社会保険年金給付の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関	○	
地方政府等		
家計		○
民間非営利		

（3）その他の社会保険非年金給付

その他の社会保険非年金給付の「支払」は家計以外の4部門、受取は家計に記録する（図表2.2-36参照）。推計値は「2.2.2 帰属社会負担 ②雇主の帰属非年金負担」と同額を記録する。

図表2.2-36 その他の社会保障非年金給付の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人	○	
金融機関	○	
地方政府等	○	
家計		○
民間非営利	○	

（４）社会扶助給付

2015年（平成27年）基準では、社会扶助給付の支払は地方政府等と対民間非営利団体、受取は中央政府からのものを含め家計に記録する（図表2.2-37参照）。

図表2.2-37 社会扶助給付の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等	○	
家計		○
民間非営利	○	

① 一般政府（支払）

中央政府分については、全国値を人口で分割する。地方政府分については、「決算書」により関連項目を求める。

なお、地方政府の社会扶助給付は、地方財政統計年報の扶助費と恩給及び退職年金を加算後、控除分を控除する（ア．－イ．）。

ア．扶助費、恩給及び退職年金：都道府県は地方財政統計年報（2-4-3）で、市町村と一部事務組合は（2-4-9）から値をとる。

イ．控除分

(7) 「児童保護措置費」のうち私立に対する児童保護措置費

(イ) 「児童手当（2010、2011年度（平成22、23年度）は子ども手当）」

(ウ) 「老人福祉費」（民間老人ホーム等への措置費、公立養護老人ホーム等への物件費相当額）

(エ) 公的負担医療給付：生産系列の「15. 保健衛生・社会事業」の「(1) 80医療・保健」「①医療業」「ア．産出額」「(7)保険適用となる傷病治療費」のうち「a．公費負担分」。そこから中央政府分を控除したもの。詳細は後掲「② 医療・介護保険以外の市場産出の購入」参照。

(イ) 「児童手当」は、「2. 3. 1 (1) 現金による社会保障給付（2. 2. 1 (1)

社会保障基金に係る現実社会負担)」の推計結果のうち公費分（「図表2.2-38（参考）児童手当制度の概要」を参照）を使用する。(7)「児童保護措置費」、(ウ)「老人福祉費」の内訳項目については、地方財政統計年報では掲載されていないため、主管課に照会を行う。

図表2.2-38 （参考） 児童手当制度の概要

児童手当制度の概要							
制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する ・ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する						
対象児童	国内に住所を有する中学校修了まで (15歳に到達後の最初の年度末まで) の児童（住基登録者：外国人含む） ※対象児童 1610万人 （うち特例給付160万人） （令和2年度予算）	受給資格者		・ 監護・生計同一（生計維持）要件を満たす父母等 ※所得制限限度額（年収ベース） 960万円（夫婦と児童2人の場合） ・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等			
手当月額 （一人当たり）	0～3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生 一律10,000円 所得制限限度額以上 一律5,000円（特例給付）						
支払月	毎年2月、6月、10月（前月までの4か月分を支払）						
実施主体	市区町村（法定受託事務） ※公務員は所属庁で実施						
費用負担	国、地方（都道府県・市区町村）、事業主拠出金で構成 ※事業主拠出金は、標準報酬月額・標準賞与額を基準とし、拠出金率（3.6/1000）を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当						
	0歳～ 3歳未満 特例給付 3歳～中学生	被用者			非被用者		公務員
		事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属 10/10	
		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	
給付総額	令和2年度予算：2兆929億円 国負担分：1兆1,496億円、地方負担分：5,748億円 事業主負担分：1,765億円、公務員分：1,919億円						

- (注) 1. 「費用負担」欄にある「被用者」、「非被用者」は民間（公務員以外）のことを指す。
 2. 「事業主（公務員以外）」、「所属庁（公務員）」分は、雇用主負担に記録する。
 3. 「都道府県・市町村からそこに所属する職員（公務員）へ支払う分」、「市町村から公務員以外
 の家計へ支払う分」は、（地方財政統計の）扶助費から控除する。
 出所：内閣府子ども・子育て本部

② 対家計民間非営利団体（支払）

対家計民間非営利団体分については全国値を『経済センサス-基礎調査』（総務省）の対家計民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比により分割する。

③ 家計（受取）

受取のうち生活保護費等は支払額をもって受取額とするが、その他恩給等は、雇用者報酬等の内民転換比率で県民ベースに補正した受取金額をもって社会扶助給付受取額とする。

2.3.2 現物社会移転

現物社会移転は、市場産出の購入と非市場産出からなり、市場産出の購入の支払は地方政府等、非市場産出の支払は、地方政府等と対民間非営利団体である。

2015年（平成27年）基準では、準地域にある中央政府と全国社会保障基金からの現物社会移転は、域外の中央政府等が最終消費することから、支出系列における「移出」として記録する。なお、家計では「（参考）現物社会移転」に記録する。

（1）市場産出の購入

市場産出の購入は、「社会保障制度の医療・介護保険の給付分」と「医療・介護保険以外の市場産出の購入」からなる。図表 2-2-39 に「市場産出の購入」に含まれる項目を示す。

図表2.2-39 「市場産出の購入」に含まれる項目

現物社会移転（市場産出の購入）	県内制度部門			準地域		備考欄
	都道府県	市町村	地方社会保障基金	中央政府	全国社会保障基金	
1 社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分						社会保障基金はJSNAに準拠した区分
特別会計						
年金					○	
労災保険					○	
船員保険					○	
国民健康保険			○			
後期高齢者医療						
老人保健医療			○			
後期高齢者医療			○			
共済組合						
国家公務員共済組合					○	
地方公務員共済組合			○			
旧公共企業体職員共済組合					○	
その他						
日本私立学校振興・共済事業団					○	
地方議会議員共済会			○			該当値なし
農林漁業団体職員共済組合					○	該当値なし
日本製鐵八幡共済組合					○	該当値なし
組合管掌健康保険					○	
全国健康保険協会					○	
社会保障基金						
地方公務員災害補償基金			○			
消防団員等公務災害補償等共済基金			○			
介護保険			○			
2 公費負担医療給付（生産・医療業推計値）	○	○		○		主体特定は生産系列参照
3 教科書購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金						
教科書購入費				○		義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律・第3条
戦傷病者無賃乗車船の負担金				○		戦傷病者特別援護法・第23条

市場産出の購入における一般政府の支払は、分配系列では地方政府等のみを記録するが、支出系列では中央政府等（全国社会保障基金を含む）について、「移出」として記録する必要がある。そのため、以下の推計方法では、中央政府等も含めて記載している。

① 社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分

医療保険と介護保険による現物の給付からなり、払い戻し分も含めて次の項目を記録する。

診療費、薬剤支給、入院時食事療養費、訪問看護療養費、療養費、看護費 等
払い戻し分の移送費、高額療養費

具体的な推計方法を図表2.2-40に示す。

図表2.2-40 社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分の推計方法

ア. 特別会計		
(7)年金（児童手当及び子ども手当を除く）のうち健康保険(2008年（平成20年）9月まで)		健康保険法等の改正により、2008年（平成20年）10月の全国健康保険協会の発足を持って、特別会計による健康保険の社会保障給付は廃止され、全国健康保険協会に移管した。そのため、推計は不要。
(イ)労災保険		『労働者災害補償保険事業年報』（厚生労働省）より、現物の給付を求める。
(ウ)船員保険 (2009年（平成21年）12月まで)		2010年（平成22年）1月の船員保険制度の改正実施により、特別会計による船員保険の社会保障給付は廃止され、全国健康保険協会に移管した。そのため、推計は不要。
イ. 国民健康保険		『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）より給付を求める。
ウ. 後期高齢者医療		
(7)老人保健医療 (2008年（平成20年）3月まで)		健康保険法等の改正により、2008年（平成20年）4月から老人保健医療は、後期高齢者医療に移行した。そのため、推計は不要。
(イ)後期高齢者医療 (2008年（平成20年）4月以降)		『後期高齢者医療事業状況報告』（厚生労働省）より給付を求める。同統計の第4表「都道府県別経理状況」の（4）収入状況及び支出状況（支出）から保険給付費合計をとる。
エ. 共済組合		共済組合については短期経理分のうち現物の給付分をとる。短期経理分及びそのうちの現物の給付の割合は、いずれも全国値の比率を準用する。
(7)国家公務員共済組合		全国値を分割して求める。
(イ)地方公務員共済組合		直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。
(ウ)旧公共企業体職員共済組合		旧公共企業体職員共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、NTT共済組合）は、1997年度（平成

第2章 制度部門別所得支出勘定
第2節 第2次所得の分配（「経常移転」）
2. 純社会負担と社会給付

		9年度）に厚生年金に移行したことにより現物給付は発生しない。
(エ)その他	a. 日本私立学校振興・共済事業団	直接照会による。これによらない場合は、全国値を分割して求める。
	b. 地方議会議員共済会（2011年（平成23年）6月1日をもって廃止）	短期経理なし
	c. 農林漁業団体職員共済組合	短期経理なし
	d. 日本製鐵八幡共済組合	短期経理なし
オ. 組合管掌健康保険		全国値を分割して求める。
カ. 全国健康保険協会 （2008年（平成20年）10月以降）		『事業年報（全国健康保険協会管掌健康保険）』（全国健康保険協会）及び『船員保険事業年報』（全国健康保険協会船員保険分）より給付を求める。給付の支払は内ベースで、受取は民ベースで記録する。 なお、給付は全国健康保険協会が発足した2008年（平成20年）10月分以降について記録する。さらに2010年（平成22年）1月以降については船員保険の全国健康保険協会への運営移行に伴って、船員保険についても合算する。 また、任意継続分を含む全額を記録する。
キ. 社会保障基金 （災害補償基金）		
	(7)地方公務員災害補償基金	『常勤地方公務員災害補償統計』（地方公務員災害補償基金HP）より、現物給付を求める。
	(イ)消防団員等公務災害補償等共済基金	現物社会移転（市場産出の購入）である療養補償給付が少額であることから、推計対象外とする。
ク. 介護保険		『介護保険事業状況報告年報』より給付総額を求め、先に推計した現金による社会保障給付（住宅改修費）を差し引いて求める。

② 医療・介護保険以外の市場産出の購入

ア. 公費負担医療給付

生産系列の医療業の産出額のうち、公費負担分をとる。

公費負担分：生産系列の「15. 保健衛生・社会事業」の「(1) 80医療・保健」「①医療業」「ア. 産出額」「(7)保険適用となる傷病治療費」のうち「a. 公費負担分」。

公費負担医療給付費の地方政府等内の分割の方法は、以下のとおりである。

公費負担医療給付は中央政府、地方政府（県、市町村）のいずれかの政府が負担する。「社会保障基金」からの給付は「現物社会移転（市場産出の購入）」に含まれているためである。

(7) 中央政府と地方政府（県＋市町村）の分割

JSNAにおいて、中央政府からの公費負担としてカウントされるのは、厚生労働省本省が支出する「原爆被爆者医療費」、「心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費」である。

これらの計数は財務省ホームページの予算書・決算書データベースから「一般会計歳入歳出決算書」（参考）Excel版よりとる。

公費負担国民医療給付分（国民医療費・第3表）を分母とし、上記2つの医療費を除く事で、「国」割合を求める。

$$\begin{aligned} \text{公費負担医療給付の中央政府割合} = & (\text{原爆被爆者医療費} + \text{心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費}) \\ & \div \text{公的負担国民医療給付} \end{aligned}$$

(1) 地方政府内の分割

主管課に対する直接照会による。または「各決算書」・「地方財政統計年報」の歳出・扶助費のウェイトで按分する。

イ. 教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金

教科書購入費は、県教育委員会あるいは県教科書供給所への照会により求める。

戦傷病者無賃乗車船負担金は、全国値を分割して求める。

両者は根拠法に基づき、給付主体は中央政府である。

(2) 非市場産出

非市場産出は、地方政府等分と対家計民間非営利団体分からなる。

① 地方政府等分

支出系列の地方政府等最終消費支出で推計した「個別消費支出－現物社会移転（市場産出の購入）」をとる（第三部支出系列 第2章 第2節 地方政府等最終消費支出）。

② 対家計民間非営利団体分

支出系列で推計した対家計民間非営利団体最終消費支出額をとる（第三部支出系列 第2章 第1節 2. 対家計民間非営利団体最終消費支出）。

3. その他の経常移転

その他の経常移転には、（１）非生命保険金及び非生命保険純保険料、（２）一般政府内の経常移転と（３）他に分類されない経常移転がある。

3. 1 非生命保険金及び非生命保険純保険料

3. 1. 1 非生命保険料・保険金の概要

（１）非生命保険料・保険金の関係

経常移転に関連するものの一つに契約に基づいた非生命保険金・非生命保険純保険料がある。

火災、地震、水害等偶然発生する事故に対する危険分散を図るという観点から、事故が発生した場合、被災者にその損害を補填するというシステム、すなわち非生命保険制度（損害保険）が確立されている。

この制度を運営していくにあたっては、事故が発生した場合、被災者に支払う保険金（保険リスクコスト）と、制度を運用していくための諸経費（保険サービスチャージ）とが必要となり、それを非生命保険料として保険加入者より徴収している。この保険料のうち、被災者に支払われる保険金部分は保険加入者から集めた保険料の一部を被災者に保険金として支払うものであるから、保険加入者から被災者にただ単に所得が移転したものとみなす。

これらの非生命保険（損害保険）と同様に、定型保証においても債務者が債務不履行に陥った場合に保証人の定型保証会社から債権者である金融機関に支払われる代位弁済金（肩代わり）は、定型保証会社が債務者から集めた保証料の一部を弁済金として支払うものであり、債務者から債権者への単なる所得の移転であるとみなす。

（２）所得支出勘定での取扱い

所得支出勘定における非生命保険のうち民間非生命保険・公的非生命保険の損害保険に関する取扱いは、上述の保険金が加入者の各制度部門別に受取側に記録され、同じく加入者各制度部門の支払側には保険加入者が支払った保険料のうち保険リスクコストが純保険料として記録される。なお、非生命保険サービスを供給する制度部門の金融機関においては支払側に保険金、受取側に純保険料が記録され、それらは同額となる。

定型保証に関する取扱いは、保険金（代位弁済金）が支払側も受取側も金融機関（それぞれ定型保証会社、債権者）に記録され、純保険料（純保証料）の支払が債務者の各制度部門に、受取が金融機関（定型保証会社）に記録される。

（3）中央政府等の扱い変更への対応

2015年（平成27年）基準では、中央政府等の扱い変更により、一般政府の部門分割が必要となる。部門分割によって付表1に記録する県、市町村、地方社会保障基金の計数を推計する。

3. 1. 2 推計方法

具体的な県別保険種類別の推計については、生産系列の推計方法を参照することとするが、所得支出勘定では、生産系列で推計された県別保険種類別の保険金額を、各制度部門別に分割することになる。

（1）非生命保険金

非生命保険金の支払いは金融機関、受取は全ての制度部門に記録する（図表2.2-41参照）。

図表2.2-41 非生命保険金の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		○
金融機関	○	○
地方政府等		○
家計		○
民間非営利		○

① 支払

民間非生命保険・公的非生命保険（損害保険）では、生産系列の推計で用いた保険金の合計額を金融機関に記録する。

定型保証では、全国の保険金額を定型保証サービスの産出額の自県分の対全国比で分割して、金融機関に記録する。

② 受取

民間非生命保険・公的非生命保険（損害保険）では、火災保険、自動車保険、自動車賠償責任保険等の保険種類別の保険金を「図表2.2-43 保険料・保険金の制度部門分類」等を参考に分割する。

なお、受取制度部門が特定できるものは、直接それぞれの制度部門に記録し、その他のものについては、全国の制度部門分割比率を準用するか、該当制度部門に均等に記録する。

定型保証では、上記の支払額と同額を、金融機関に記録する。

（2）非生命保険純保険料

非生命保険純保険料の支払いは全ての制度部門、受取は金融機関に記録する（図表2.2-42参照）。

図表2.2-42 非生命保険純保険料の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人	○	
金融機関	○	○
地方政府等	○	
家計	○	
民間非営利	○	

① 支払

民間非生命保険・公的非生命保険（損害保険）では、火災保険、自動車保険、自動車賠償責任保険等の保険種類別の保険金を「図表2.2-43 保険料・保険金の制度部門分類」等を参考に分割する。

定型保証では、非生命保険金の支払額を制度部門別に分割する。全国信用保証協会については、民間非金融法人企業と家計の割合で分割し、農林漁業信用基金と住宅ローン保証を提供する機関については全額を家計に記録する。

定型保証の純保険料のうち全国信用保証協会の民間非金融法人企業と家計への「支払」は、全国値で按分する。

② 受取

民間非生命保険・公的非生命保険（損害保険）及び定型保証とも、非生命保険金の支払と同額を金融機関に記録する。

なお、地震再保険、農業共済再保険等は生産系列で東京都に一括記録することになっているので、所得支出勘定においても非生命保険金の支払及び非生命保険料の受取は東京都にのみ記録する。

（3）一般政府の部門分割

一般政府の部門分割は、第1段階として、国民経済計算年次推計の付表6（1）を使用して中央政府、地方政府、社会保障基金の3制度部門に分割する。

地方政府の分割は、決算書から非生命保険料を抽出して、県と市町村に按分する。社会保障基金の分割は産出額を使用して、全国と地方に按分する。

（参考）公的非生命保険特別会計保険料、保険金

（1）地震再保険特別会計

正味収入保険料＝再保険料

正味支払保険金＝再保険金－雑収入

（2）農業共済再保険特別会計

① 農業勘定

正味収入保険料＝農業共済組合連合会より受入

＋一般会計より農業共済組合連合会等再保険料見合受入

＋前年度繰越未経過再保険料－次年度繰越未経過再保険料

正味支払保険金＝農業再保険金－雑収入

② 家畜勘定

正味収入保険料＝農業共済組合連合会より受入

＋一般会計より農業共済組合連合会等再保険料見合受入

＋前年度繰越未経過再保険料－次年度繰越未経過再保険料

正味支払保険金＝家畜再保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金
－雑収入

③ 果樹勘定

正味収入保険料＝農業共済組合連合会より受入

＋一般会計より農業共済組合連合会等再保険料見合受入

＋前年度繰越未経過再保険料－次年度繰越未経過再保険料
－払戻金

正味支払保険金＝果樹再保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金
－雑収入

④ 園芸施設勘定

正味収入保険料＝農業共済組合連合会より受入

＋一般会計より農業共済組合連合会等再保険料見合受入

＋前年度繰越未経過再保険料－次年度繰越未経過再保険料

正味支払保険金＝園芸施設再保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金

（3）漁船再保険及漁業共済保険特別会計

① 漁船普通保険勘定

正味収入保険料＝再保険料＋前年度繰越未経過再保険料

－次年度繰越未経過再保険料－払戻金

正味支払保険金＝再保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金－回收金

② 漁船特殊保険勘定

正味収入保険料＝特殊再保険料＋前年度繰越未経過再保険料

一次年度繰越未経過再保険料－払戻金

正味支払保険金＝再保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金

③ 漁船乗組員給与保険勘定

正味収入保険料＝給与再保険料＋前年度繰越未経過再保険料

一次年度繰越未経過再保険料－払戻金

正味支払保険金＝再保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金

④ 漁業共済保険勘定

正味収入保険料＝一般会計より漁業共済保険料見合受入

＋前年度繰越未経過保険料－一次年度繰越未経過保険料

正味支払保険金＝漁業共済保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金

（４）日本貿易保険及び貿易再保険特別会計

① 貿易再保険特別会計

正味収入保険料＝再保険料＋前年度繰越未経過保険料－一次年度繰越未経過保険料
－払戻金

正味支払保険金＝再保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金－回収金
－代位取得債権収入－雑収入

② 日本貿易保険

正味収入保険料＝正味収入保険料

正味支払保険金＝正味支払保険金－前年度繰越支払備金＋次年度繰越支払備金
－代位取得債権収入

（５）日本政策金融公庫（機械保険勘定業務、中小企業信用保険業務）

正味収入保険料＝保険料＋未経過保険料戻入－未経過保険料繰入－払戻金

正味支払保険金＝保険金－支払備金戻入＋支払備金繰入－回収金－雑収入

（６）自動車安全特別会計

① 保障勘定

正味収入保険料＝賦課金＋前年度繰越未経過賦課金－一次年度繰越未経過賦課金
－払戻金

正味支払保険金＝再保険金及び保険金＋保障金－前年度繰越支払備金
＋次年度繰越支払備金－雑収入

（７）農業共済事業（事業会計・市町村）

正味収入保険料＝共済掛金及び交付金＋連合会無事戻金－支払無事戻金
－保険料及び技術料＋賦課金

正味支払保険金＝共済金－支払備金戻入＋支払備金繰入－保険金及び診療補填金

（8）交通災害共済事業

正味収入保険料＝共済掛金収入－未経過共済掛金純増額＋繰入金

正味支払保険金＝共済見舞金

図表2.2-43 保険料・保険金の制度部門別分類

			合計	非金融 法人 企業	金融 機関	一般 政府	家計 （個人 企業を 含む）	対家計 民間非 営利団 体
民間非生命保険	損害保険 会社	火災	○	●	●	●	●	●
		自動車	○	●	●	●	●	●
		自賠責	○	○	○	○	○	○
		動植物	○	○	—	—	○	—
		障害	○	—	—	—	○	—
		その他の保険	○	○	—	—	—	—
	外国保険 会社	火災	○	○	—	—	○	—
		自動車	○	○	—	—	○	—
		賠償	○	○	—	—	○	—
		その他の保険	○	○	—	—	—	—
	船主相互保険組合		○	○	—	—	—	—
	火災共済共同組合		○	—	—	—	○	—
	農業共済組合・同連合会		○	—	—	—	○	—
	漁業共済組合・同連合会		○	—	—	—	○	—
公的非生命保険	地震再保険特会		○	—	—	—	○	—
	農業共済再保険特会		○	—	—	—	○	—
	漁船再保険及び漁業共済保険特会		○	—	—	—	○	—
	貿易再保険特会		○	○	—	—	—	—
	日本政策金融公庫							
	（中小企業信用保険業務）		○	—	○	—	—	—
	（機械保険経過業務）		○	○	—	—	—	—
	自動車安全特会（保証勘定）		○	—	—	—	○	—
	農業共済事業（共済事業会計・市町村）		○	—	—	—	○	—
	交通災害共済事業		○	—	—	—	○	—

- （注）1. 損害保険会社の自賠責については車種別に分類される。
2. 火災、自動車については保険料と保険金の制度部門別分割比が異なる（●印）。火災、自動車を除き、制度部門別分割比は、保険料・保険金とも共通。
3. （—）は分割されないことを示す。
4. 非金融法人企業へ割り振られる損害保険会社の「その他」の保険には、次のものが含まれている。船舶、積荷、運送、賠償責任、労働者災害補償責任、船客傷害補償積、航空、信用、保証、ガラス、機械、原子力、建設工事、動産総合、盗難、風水害、ボイラ・ターボセット。

3.2 一般政府内の経常移転

一般政府内の経常移転は、地方政府（県・市町村）及び地方社会保障基金の相互間の経常移転、中央政府、全国社会保障基金との経常移転及び県外の一般政府（県・市町村、地方社会保障基金）との経常移転からなる。

この場合、中央政府及び全国社会保障基金は、いずれの県にも属さない準地域に存在するものとする。準地域（域外）に存在する中央政府及び全国社会保障基金と県内一般政府（県・市町村、地方社会保障基金）との経常移転については、直接取引とする。

社会保障基金のうち、主たる活動が地域内に限定される、地方社会保障基金を表2.2-44に示す。

図表2.2-44 地方社会保障基金に位置付けられる機関

地方社会保障基金
国民健康保険事業 後期高齢者医療事業 介護保険事業 地方公務員災害補償基金 地方公務員共済組合・同連合会 警察共済組合 公立学校共済組合 地方議会議員共済会 国民健康保険組合・同連合会 消防団員等公務災害補償等共済基金

支払、受取は、いずれも地方政府等に記録する（図表2.2-45参照）。以下に、一般政府内の経常移転の主要な項目を掲げる。

図表2.2-45 一般政府内の経常移転の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人		
金融機関		
地方政府等	○	○
家計		
民間非営利		

（1）中央政府等から県・市町村への経常移転

地方譲与税のうち特別法人事業税（2019年（令和元年）9月までは地方法人特別税だった。）、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、森林環境譲与税（2019年度（令和元年度）から譲与）等、地方交付税のうち普通交付税、特別交付税、国庫支出金のうち義務教育負担金、生活保護費負担金、児童保護費負担金、結核医療費負担金等が該当する。

（2）中央政府等から地方社会保障基金への経常移転

国民健康保険事業会計(事業勘定)への国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者

交付金、介護保険事業勘定への国庫支出金、支払基金交付金、後期高齢者医療事業会計への国庫支出金、支払基金交付金が該当する。

なお、2011年（平成23年）基準ガイドラインで記録していた特別高額医療共同事業交付金は、国民健康保険中央会（非金融法人）から国民健康保険事業特別会計（県・市町村）への経常移転であり、一般政府内（地方政府等）の経常移転には記録しないこととする。

（3）県・市町村から中央政府等への経常移転

補助費等のうち国に対するもの。

（4）自県と他県（県外）間の経常移転

利子割精算金、補助費等のうち同級団体に対するもの（資本移転（土木費等）は除く）、諸収入うち受託事業収入うち同級他団体からのもの（都道府県分）。

（5）県から市町村への経常移転

児童保護費負担金、老人保護費負担金⁸、障害者自立支援給付等負担金、児童手当交付金、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、補助費等のうち市町村に対するもの（資本移転は除く）等が該当する。

なお、「児童保護費負担金～特別地方消費税交付金」の8項目を市町村の受取データ（地方財政統計）、「補助費等のうち市町村に対するもの」を県の支払データ（地方財政状況調査）から捕捉している場合、後者には前者が含まれているため、重複計上がないように留意する。

（6）県から地方社会保障基金への経常移転

国民健康保険（事業勘定）

2017年度（平成29年度）まで （事業勘定）への県支出金

2018年度（平成30年度）以降 各都道府県会計の他会計繰入金

（2018年（平成30年）国民健康保険の都道府県単位化に伴い、記録項目変更）

介護保険（保険事業勘定）への県支出金、後期高齢者医療広域連合への県支出金に係るもの。

（7）市町村から地方社会保障基金への経常移転

国民健康保険（事業勘定）、後期高齢者医療事業、介護保険（保険事業勘定）会計への繰入等が該当する。

⁸ 老人保護費負担金は、2005年度（平成17年度）に一般財源化された。

（8）地方社会保障基金から中央政府等への経常移転

国民健康保険事業会計(事業勘定)の後期高齢者支援金、介護給付費納付金、前期高齢者納付金が該当する。

なお、2011年（平成23年）基準ガイドラインで記録していた特別高額医療費共同事業拠出金は、国民健康保険中央会（非金融法人）との経常移転であり、一般政府内の経常移転には記録しないこととする。

（9）市町村から県への経常移転（2015年（平成27年）基準で追加）

ア. 市町村たばこ税都道府県交付金、イ. 分担金及び負担金のうち市町村からのもの（資本移転は除く）、ウ. 諸収入のうち受託事業収入のうち市町村からのもの、エ. 諸収入のうち雑入のうち市町村からのもの、オ. 補助費等のうち都道府県に対するもの（資本移転は除く）が該当する。

（10）市町村から市町村への経常移転（2015年（平成27年）基準で追加）

ア. 分担金及び負担金のうち同級他団体に対するもの（資本移転は除く）、イ. 補助費等のうち同級他団体に対するもの（資本移転は除く）、ウ. 補助費等のうち一部事務組合に対するもの（資本移転は除く）が該当する。

上記以外に一般政府内の相互間に経常移転があればすべて記録する。項目について前述しているものに関しても、受払両者が存在する場合はネット値を記録せず、それぞれのグロス値を記録する。

図表2.2-46に上記で例示した一般政府内相互の受払いを示す。

なお、補助費等の支出先団体については、地方財政状況調査の統計表の中にある「歳出内訳及び財源内訳」表で都道府県別に性質×目的の歳出額が把握できる。

図表2.2-46 一般政府内相互の受払い

受取 \ 支払		域外(中央政府等)		域内(自県の地方政府等)			域外(他県の地方政府等)		
		中央政府	全国社会保障基金	県	市町村	地方社会保障基金	県	市町村	地方社会保障基金
域外 (中央政府等)	中央政府			(3)			(8)		
	全国社会保障基金								
域内 (自県の 地方政府等)	県	(1)			(9)		(4)		
	市町村			(5)	(10)				
	地方社会保障基金	(2)		(6)	(7)				
域外 (他県の 地方政府等)	県			(4)					
	市町村								
	地方社会保障基金								

3.3 他に分類されない経常移転

他に分類されない経常移転は、①他に分類されない経常移転（罰金を除く）と②罰金がある。

3.3.1 他に分類されない経常移転（罰金を除く）

他に分類されない経常移転（罰金を除く）には、対家計民間非営利団体への経常移転及びそれ以外の各制度部門が支払う寄付金、諸会費、他の負担費、家計間の仕送り金、贈与金のほか、他では表章されないあらゆる経常移転が含まれる。

他に分類されない経常移転（罰金を除く）は、「（1）対家計民間非営利団体への経常移転」と「（2）対家計民間非営利団体以外への経常移転」とに分けて推計を行う。

また、他に分類されない経常移転（罰金を除く）は受払い両面の推計となっている。

なお、贈与金、債権償却取立益、海外との経常移転の受払、経常国際協力については県民経済計算では推計対象とはしない。

2015年（平成27年）基準では、中央政府及び全国社会保障基金の支払は、県内制度部門には記録せず、これらからの受取のみを県内制度部門に記録する。

図表2.2-47に制度部門別、他に分類されない経常移転（罰金を除く）の取引内訳表を示す。

図表2.2-47 制度部門別、他に分類されない経常移転（罰金を除く）の取引内訳表

	支払					受取				
	非金融	金融	地方政府等	家計	非営利	非金融	金融	地方政府等	家計	非営利
（1）寄付金等	○	○	○			△	△			○
（2）諸会費、他の負担費				○						○
（3）家計間の仕送り金				○					○	
贈与金				△					△	
（4）一般政府の経常移転			○			○	○		○	○
	○	○		○				○		
（5）債権償却取立益	△			△			△			

（注）1. △：県民経済計算では推計しない。

2. （4）一般政府の経常移転の2段書きは以下のとおり。

上段：支払は「地方政府等」のみ記録する。他方、受取欄に○がある非金融、金融、家計、非営利の受取は、「地方政府等」からのみでなく、「一般政府（中央政府等、地方政府等）」からの受取となる。

下段：支払欄に○がある非金融、金融、家計、非営利の支払先は、「地方政府等」のみでなく、「一般政府（中央政府等、地方政府等）」である。他方、受取は「地方政府等」のみ記録する。

（参考）他に分類されない経常移転（罰金を除く）の制度部門別項目

制度部門	受払	項目（県民経済計算集計項目）
非金融法人企業	支払	対家計民間非営利団体への寄付金
		一般政府への経常移転
	受取	一般政府からの経常移転
金融機関	支払	対家計民間非営利団体への寄付金
		一般政府への経常移転
	受取	一般政府からの経常移転
地方政府等	支払	対家計民間非営利団体への経常移転
		地方社会保障基金から対家計民間非営利団体への経常移転（その他の経常移転）
		居住者（非金融法人企業）への経常移転
		居住者（金融機関）への経常移転
		居住者（家計）への経常移転
	受取	居住者（非金融法人企業）からの経常移転
		居住者（金融機関）からの経常移転
		居住者（家計）からの経常移転
対家計民間非営利団体	受取	一般政府及び非金融法人企業からの寄付金
		金融機関からの寄付金
		一般政府からの経常移転
		社会保障基金（地方・全国）からの経常移転
		家計からの諸会費、他の負担費
家計	支払	対家計民間非営利団体への諸会費、他の負担費
		一般政府への経常移転
		仕送金、贈与金（注）
	受取	一般政府からの経常移転
		仕送金、贈与金（注）

（注）贈与金は地域別データが得られないことから、県民経済計算では推計対象外とする。

（1）対家計民間非営利団体への経常移転

対家計民間非営利団体が受け取る寄付、補助金、会費等であり、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計が支払うものである（図表2.2-48参照）。

図表2.2-48 対家計民間非営利団体が受け取る経常移転

支払部門	費 目	
非金融法人	寄付金	
金融機関	寄付金	
一般政府	国	国際文化団体補助金、私立大学経常費補助金、福祉医療機構事務費補助金等
	県・市町村	補助費（一部）、児童保護措置費（私立保育所分）、老人措置費（民間老人ホーム分）
	社会保障基金（地方・全国）	身体障害者等福祉対策事業費補助金、地方公務員共済組合保健経理への操入金等
家計	諸会費、他の負担費	

① 受取（対家計民間非営利団体）

対家計民間非営利団体の受取＝全国値×分割比率

ここで、

- ・分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より対家計民間非営利団体の従業者数の自県分の対全国比を求める（第一部生産系列 第2章 第2節 18非市場生産者 ア．産出額）。

② 支払（非金融法人企業、金融機関、地方政府等、家計）

ア．非金融法人企業、イ．金融機関、ウ．地方政府等、エ．家計別に推計する。

ア．非金融法人企業

寄付金＝全国値×分割比率

ここで、

- ・分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）の法人事業税の自県分の対全国比による。

イ．金融機関

寄付金＝全国値×分割比率

ここで、

- ・分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）の法人事業税の自県分の対全国比による。

ウ．地方政府等

決算書及び財政収支調査よりとる。なお、中央政府等による支払は記録しない。

エ. 家計

(7)二人以上の世帯、(イ)単身者世帯別に負担費を推計し、その合計を全国値で按分する。

(7) 二人以上の世帯の負担費

二人以上の世帯の負担費＝該当項目の支出費用×二人以上の世帯数

ここで、

- ・該当項目の支出費用：①諸会費、②他の負担費、『家計調査』（総務省）よりとる。
- ・二人以上の世帯数：第三部支出系列 2章 第1節「1. 家計最終消費支出(1)②世帯数の推計 ア 二人以上の世帯」で推計したものをを用いる。

(イ) 単身者世帯の負担費

単身世帯の負担費＝該当項目の支出費用×単身世帯数

ここで、

- ・該当項目の支出費用：①諸会費、②他の負担費、『全国消費実態調査（単身世帯編）』（総務省）よりとる。なお、中間年は「二人以上の世帯」の伸びを準用する。
- ・単身世帯数：第三部支出系列 第2章 第1節「1. 家計最終消費支出(1)②世帯数の推計 イ 単身世帯」で推計したものをを用いる。

(ウ) 諸会費、他の負担費

諸会費、他の負担費＝全国値×分割比率

ここで、

- ・分割比率：（二人以上の世帯の負担費＋単身世帯の負担費）の対全国比

(2) 対家計民間非営利団体以外への経常移転

① 家計間の仕送り金

ア. 支払（家計）

二人以上の世帯、単身世帯別に推計する。

(7) 二人以上の世帯

二人以上の世帯の支払＝（遊学仕送り金＋その他の仕送り金）
×二人以上の世帯数

ここで、

- ・遊学仕送り金、その他の仕送り金：
『全国消費実態調査』（総務省）よりとる。中間年

は『家計調査』で補間、補外する。

- ・二人以上の世帯数：第三部 第2章 第1節「1. 家計最終消費支出（1）②世帯数の推計 ア 二人以上の世帯」で推計したものを用いる。

(イ) 単身世帯

単身世帯の支払＝（遊学仕送り金＋その他の仕送り金）×単身世帯数

ここで、

- ・遊学仕送り金、その他の仕送り金：
『全国消費実態調査』（総務省）よりとる。なお、中間年は「二人以上の世帯」の伸びを準用する。
- ・単身世帯数：支出系列の第2章第1節の「1. 家計最終消費支出」で推計したものを用いる。

イ. 受取（家計）

遊学仕送り金、その他の仕送り金別に推計する。

(7) 遊学仕送り金

通学仕送り金の受取＝〔{遊学仕送り金（二人以上の世帯・全国平均）×全国二人以上の世帯数}＋{遊学仕送り金（単身世帯・全国平均）×全国単身世帯数}〕
×分割比率

ここで、

- ・遊学仕送り金：『全国消費実態調査』（総務省）よりとる。中間年は『家計調査報告』で補間、補外する。
- ・全国二人以上世帯数、単身世帯数：
支出系列の第2章第1節の「1. 家計最終消費支出」で推計したものを用いる。
- ・分割比率：『学校基本調査』（文部科学省）より「学部学生数」の自県分の対全国比を求める。

(イ) その他の仕送り金

受取＝支払とする。

② 一般政府

ア. 受取

(7) 中央政府の地域事業所

金融機関、非金融法人企業等からの用途指定寄付金受入、高齢・障害・求職者雇用支援機構の納付金収入等をとる。日本銀行（金融機関）からの中央政府への経常移転分として日本銀行の非市場産出分をとる（第一部 生産系列 第2章「第2節10（1）69金融業」（7）日本銀行の産出額）。なお、県民経済計算の2015年（平

成27年）基準では、当該処理は東京都のみ行う。

(イ) 地方政府（県・市町村）

金融機関、非金融法人企業から県・市町村への経常移転として、企業版ふるさと納税（地方創生税制に係る寄付金）の他、該当するものがあれば記録する。また、家計から県・市町村への経常移転としてふるさと納税の他、該当するものがあれば記録する。

(ウ) 地方社会保障基金

金融機関、非金融法人企業、家計から地方社会保障基金への経常移転があれば、記録する。

イ. 支払（一般政府からの支払）

(ア) 家計への支払い

a. 中央政府の地域事業所

家計への経常移転として、外国人留学生給与、文化功労者年金、日本学士院会員年金、重要無形文化財保存特別助成金等をとる。なお、この支払は県内制度部門の地方政府等には記録しない。

b. 地方政府（県・市町村）

家計への経常移転として、補助費等のその他に対するもののうち、労働費の失業対策費、教育費の社会教育費、保健体育費の体育施設費等をとる。

c. 社会保障基金（全国・地方）

地方社会保障基金及び全国社会保障基金の地域事業所から家計への「他に分類されない経常移転（罰金を除く）」があれば記録する。なお、全国社会保障基金分は、地方政府等の県内制度部門の支払には記録しない。

(イ) 非金融法人企業、金融機関への支払

非金融法人企業、金融機関の「他に分類されない経常移転（罰金を除く）」の中央政府等・地方政府等からの受取は、たとえば、非金融法人企業では労働保険特別会計（労災勘定）から労働者健康安全機構への交付金、中小企業福祉事業費補助金などがあり、金融機関では企業年金基金等給付費負担金などがある。

非金融法人企業・金融機関の受取＝全国値×分割比率

ここで、

・分割比率：営業余剰の自県分の対全国比

一般政府の支払＝非金融法人企業、金融機関の受取

ウ. 一般政府全国値の分割

一般政府の全国値を分割して推計する場合は、付表6（1）の計数による按分比

率を使用して、一般政府の全国値を、中央政府、地方政府、社会保障基金（全国・地方）に按分する。社会保障基金については地方社会保障基金分のみを表章する。

地方政府は、地方財政統計年報（2-4-3表、2-4-9表）の五補助費等のうち補助交付金を使用して、県と市町村に按分する。

全国社会保障基金と非金融法人企業・金融機関の移転項目としては、例えば、労働保険特別会計の雇用安定等給付金（支払）や公的企業と格付けされている特別会計等が負担する公経済負担（受取）が該当する。

地方社会保障基金と非金融法人企業・金融機関の移転項目としては、例えば、法人企業に格付けされる経理との繰入（支払、受取）や公的企業に格付けされる地方公営企業会計等の負担する公経済負担（受取）が該当する。

社会保障基金については、決算書及び財政収支調査よりとる。

（3）償却債権取立益

この償却債権取立益の額は、現在のところ微小であるので、県民経済計算では推計対象としない。

なお、債権償却取立益の原因となる償却済み債権は、現状では市場性を持たないため、金融資産ではなく不確定資産として扱われ、償却後に返却された償却債権取立益は、その他の資産量変動ではなく現金による移転として扱われる。

その場合、償却を行った時点で、会計上債権に基づく請求権は消滅したとみなす（法的な請求権はあったとしても）ため、その移転は旧債務者の一方的な返済とみなされ、「経常移転」として扱われる。

3.3.2 罰金

罰金の支払いは、非金融法人、金融機関、家計に、受取は、地方政府等に記録する（図表2.2-49参照）。なお、中央政府等の受取は、県内制度部門へは記録されず、支払（非金融法人、金融機関、家計）のみが県内制度部門に記録される。

図表2.2-49 罰金の勘定内記録箇所

制度部門	支払	受取
非金融法人	○	
金融機関	○	
地方政府等		○
家計	○	
民間非営利		

（1）範囲

罰金には、次のように通常の罰金のほかに延滞金や追徴金等も含まれる。

① 中央政府の地域事業所

懲罰及び没収金
追徴金
延滞金

② 地方政府（県・市町村）

延滞金、加算金過料

③ 地方社会保障基金

延滞金

（2）推計方法

① 一般政府（受取）

ア．中央政府の地域事業所

中央政府の地域事業所の受取＝全国値×分割比率

ここで、

- ・分割比率：『地方財政統計年報』（総務省）より「法人事業税の収入額」の自県分の対全国比とする。

イ．地方政府（県・市町村）

「決算書」による。

ウ. 地方社会保障基金

直接照会が原則であるが、全国値を分割する場合は、以下の式による。

社会保障基金の受取＝社会保障基金全国値×分割比率

ここで、

分割比率：現実社会負担総額の自県分の対全国比による（第2節2. 2. 1 現実社会負担）。

社会保障基金の全国と地方の分割は、各県の現実社会負担における全国と地方社会保障基金の負担額のウェイトで按分する。なお、延滞金は加入者数に比例すると考えられることから、全国と地方社会保障基金の加入者数が把握できる場合は、加入者数比率で按分する。

② 非金融法人企業、金融機関、家計（支払）

直接支払部門の計数が明確なものはそれにより、それ以外は受取額をもって支払額とし、全国の制度部門別割合を準用して制度部門に分割する。

第3節 最終消費支出

支出系列で推計された家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出、地方政府等最終消費支出がそれぞれの制度部門に記録される。

第4節 年金受給権の変動調整

「年金受給権の変動調整」とは、社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得支出勘定において、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。よって、同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額は本項目には含まれない。

年金受給権の変動調整＝雇主の現実年金負担＋雇主の帰属年金負担
＋家計の現実年金負担＋家計の追加社会負担
－年金制度の手数料－その他の社会保険年金給付

なお、ここでの現実年金負担は、確定給付型年金（退職一時金（民間等）を含む）及び確定拠出型年金に係る現実年金負担である。

なお、年金受給権の変動調整は上記のような調整項目であり、「第2次所得の分配（経常移転）」（第2節）の項目ではないことに注意を要する。その記録については、第1章の「1. 制度部門別所得支出勘定の表章形式」の金融機関並びに家計を参照。また、第3章「県民所得及び県民可処分所得の分配」の記録内訳を参照のこと。

第5節 貯蓄

制度部門ごとに、受取合計から支払合計を差し引いたものとして求められる。

第3章 「県民所得及び県民可処分所得の分配」の記録内訳（表）

項目	推計方法
1. 雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 (2) 雇主の社会負担 a. 雇主の現実社会負担 b. 雇主の帰属社会負担 2. 財産所得(非企業部門) a. 受取 b. 支払 (1) 一般政府（地方政府等） a. 受取 b. 支払 (2) 家計 ①利子 a. 受取 b. 支払(消費者負債利子) ②配当（受取） ③その他の投資所得（受取） ④賃貸料（受取） (3) 対家計民間非営利団体 a. 受取 b. 支払	「家計」の受取である県民ベースの雇用者報酬が内訳別に細分され記録される。 「地方政府等」の財産所得（利子・法人企業の分配所得・保険契約者に帰属する投資所得・賃貸料）の受取・支払が記録される。 「家計」の利子・配当・その他の投資所得・賃貸料の受取と、「家計」（個人企業を除く）の消費者負債利子が記録される。 「対家計民間非営利団体」の財産所得の受取・支払が記録される。
3. 企業所得 (1) 民間法人企業 (2) 公的企業 (3) 個人企業 a. 農林水産業 b. その他の産業	「非金融法人企業」と「金融機関」の営業余剰に、それぞれの財産所得の受取を加算、財産所得の支払を控除し、さらに公的企業所得を控除して記録される。 「公的非金融法人企業」と「公的金融機関」の営業余剰に、それぞれの財産所得の受取を加算、財産所得の支払を控除して記録される。 「家計」に含まれる個人企業のうちの農林水産業の混合所得から農林水産業の支払利子と支払賃貸料を控除して記録される。 「家計」に含まれる個人企業のうちのその他の産業の混合所得から非農林水産業の支払利

第3章 「県民所得及び県民可処分所得の分配」の記録内訳

項目	推計方法
c. 持ち家	子と支払賃貸料を控除して記録される。 「家計」に含まれる持ち家の営業余剰から持ち家の支払利子と支払賃貸料を控除して記録される。
4. 県民所得（要素費用表示）	1 + 2 + 3
5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）	4. 県民所得に、所得支出勘定の地方政府部門の受払に記録されているものから算出する。
6. 県民所得（第1次所得バランス）	「生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）」を加算して、記録する。
7. 経常移転の受取（純） （1）非金融法人企業及び金融機関 （2）一般政府（地方政府等） （3）家計（個人企業を含む） （4）対家計民間非営利団体	制度部門別に財産所得以外の移転項目（「年金受給権の変動調整」を除く）の受払の純（ネット）額を記録する。
8. 県民可処分所得（6 + 7） （1）非金融法人企業及び金融機関 （2）一般政府（地方政府等） （3）家計（個人企業を含む） （4）対家計民間非営利団体	可処分所得は、制度部門別に受取った所得から経常移転支払いを控除したものを記録する。 消費と貯蓄の合計に等しい。
（参考）県民総所得（市場価格表示）	支出系列の欄外の県民総所得を記録する。（なお、生産・輸入品に課される税（控除）補助金には中央政府分も含める。）

参考 所得支出勘定と域外勘定の関連

(1) 概要

制度部門別所得支出勘定は県民ベースで取引項目の受払が推計される。

そしてそれぞれの差額が域外との取引として表現される。それぞれの取引において域外からの受取、域内からの受取、域外への支払、域内への支払を明示的に推計する必要がある。

域外との取引がネットでしかとらえることができない項目については、支払か受取にネットで記録する。支払と受取がそれぞれ推計可能な項目は、それぞれ支払及び受取に記録することとする。

なお、域外勘定には、海外取引での受払も含む。

① 雇用者報酬

推計上、県外への雇用者報酬、県外からの雇用者報酬に分けて推計されるので問題ない。

② 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

中央政府分の生産・輸入品に課される税（控除）補助金を受取に記録する。

③ 財産所得

域内部門の受取合計が域内部門の支払合計より大きければ、その差額を域外部門の支払として記録する。その差がマイナスであれば逆に域外部門の受取として記録する。

④ 経常移転

雇用者報酬、営業余剰・混合所得、財産所得、最終消費支出、貯蓄以外の項目の合計が域外勘定に記録される。これら項目についても、財産所得と同様に取り扱う。

(例示) <財産所得の受払>

	制度部門合計		域外からの 財産所得	域外への 財産所得
	受取	支払	(受取純額)	(支払純額)
(1) 利子	3,562.1	2,911.2	650.9	
(2) 法人企業の分配所得	2,855.8	2,063.2	792.6	
(3) その他の投資所得	829.4	799.0	30.4	
a. 保険契約者に帰属する投資所得	608.2	577.8	30.4	
b. 年金受給権に係る投資所得	132.8	132.8		
c. 投資信託投資者に帰属する投資所得	88.4	88.4		
(4) 賃貸料	280.9	338.0		57.1
合計	7,528.2	6,111.4	1,473.9	57.1

受取・支払	1,416.8
-------	---------

<経常移転の受払>

	制度部門合計		域外からの 経常移転	域外への 経常移転
	受取	支払	(受取純額)	(支払純額)
(1) 所得・富等に課される経常税	3,673.2	3,673.2		
a. 所得に課される税	3,121.2	3,121.2		
b. その他の経常税	552.0	552.0		
(2) 純社会負担	4,956.8	5,369.2		412.4
a. 雇主の現実社会負担	2,464.9	2,679.2		214.3
b. 雇主の帰属社会負担	102.7	102.7		
c. 家計の現実社会負担	2,278.3	2,476.4		198.1
d. 家計の追加社会負担	132.8	132.8		
e. (控除) 年金制度の手数料	21.9	21.9		
(3) 現物社会移転以外の社会給付	5,458.2	5,084.5	373.7	
a. 現金による社会保障給付	4,000.6	3,680.6	320.0	
b. その他の社会保険年金給付	671.6	617.9	53.7	
c. その他の社会保険非年金給付	257.4	257.4		
d. 社会扶助給付	528.6	528.6		
(4) その他の経常移転	7,061.0	7,180.6		119.6
合計	21,149.2	21,307.5	373.7	532.0

受取・支払	-158.3
-------	--------

財産所得の受払と同様に集計して記録する。

<域外勘定：域外側からの記録>

経常取引

財貨・サービスの移出入（純）	-5,989.7	雇用者報酬	921.6
雇用者報酬	3,686.3	生産・輸入品に課される税 （中央政府）	483,903.0
財産所得の支払（純）	1,416.8	（控除）補助金（中央政府）	-33,068.0
経常移転の支払（純）	-158.3		
経常収支（域外）	452,801.5		
支 払 計	451,756.6	受 取 計	451,756.6

第三部 支出系列

目 次

第三部 支出系列

第1章 支出系列の概要	3- 1
1. JSNA2015年（平成27年）基準改定等への対応	3- 1
2. 県民経済計算固有の課題への対応	3- 3
3. 民間最終消費支出	3- 5
4. 地方政府等最終消費支出	3- 6
5. 県内総資本形成	3- 7
6. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合	3- 9
7. 県内総生産（支出側）	3- 9
8. 域外からの要素所得（純）	3-10
9. 県民総所得（市場価格表示）	3-10
10. 県内総生産（支出側）の実質値	3-10
第2章 県内総生産（支出側）（名目）	3-12
第1節 民間最終消費支出	3-12
1. 家計最終消費支出	3-12
（1）『全国消費実態調査』による13目的分類	
家計最終消費支出の推計	3-14
（2）直接推計法による推計	3-16
（3）全国値分割による家計最終消費支出の推計	3-20
参考 家計最終消費支出の目的別分類	3-22
2. 対家計民間非営利団体最終消費支出	3-26
第2節 地方政府等最終消費支出	3-27
（1）一般政府の制度部門分割	3-27
（2）地方政府等最終消費支出の推計	3-28
（3）個別消費と集合消費への分割	3-28
第3節 県内総資本形成	3-31
1. 投資額の推計	3-31
1. 1 総固定資本形成	3-31
（1）住宅投資	3-31
（2）民間企業設備	3-32
（3）公的企業設備	3-33
（4）一般政府	3-34
1. 2 在庫変動	3-35
（1）名目在庫残高比率	3-35
（2）名目残高の算出	3-35
（3）実質在庫残高の算出	3-35
（4）実質在庫変動の算出	3-35
（5）名目在庫変動の算出	3-36

2. 税額控除額の推計	3-36
2. 1 総固定資本形成	3-36
(1) 住宅	3-36
(2) 企業設備	3-36
(3) 一般政府	3-36
2. 2 在庫変動	3-36
第4節 財貨・サービスの移出入	3-38
1. 財貨・サービスの移出入（FISIMを除く）	3-38
(1) 移出額	3-38
(2) 移入額	3-39
2. 著作権等サービスの移出入（純）	3-40
3. FISIMの移出入	3-40
第5節 統計上の不突合	3-41
第6節 域外からの要素所得（純）	3-41
第3章 連鎖方式による実質県内総生産（支出側）	3-42
1. 概要	3-42
2. 各需要項目の連鎖方式による実質化について	3-43

第1章 支出系列の概要

生産活動の結果新たに生み出された付加価値（総生産）は所得として分配され、さらにその所得は最終財生産物に対する支出として整合的に把握することができる。これが県内総生産（支出側）である。

主要系列表－4「県内総生産（支出側、名目）」及び主要系列表－5「県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）」の作成についてその推計方法を記述する。

主要系列表－4「県内総生産（支出側、名目）」においては、県内概念に基づき財貨・サービスの処分に対応する支出の状況を、最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出入といった需要項目ごとに示している。また、主要系列表－4では、主要系列表－1の「経済活動別県内総生産（名目）」をもって「県内総生産」とし、需要項目の合計との差額を「統計上の不突合」として記録している。

主要系列表－5では、価格変化分を除去し数量ベースでの動向を把握するために国民経済計算に準じて連鎖方式による実質値も作成する。

1. JSNA2015 年（平成 27 年）基準改定等への対応

JSNA の 2015 年（平成 27 年）基準改定等に対する支出系列での対応は、以下のとおりである。

（1）「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」への対応

「2015年（平成27年）産業連関表」において、従来、すべてを中間消費として記録していた「建設補修」の産出額を機能の向上や耐用年数を延ばすような「改装や改修」、いわゆる「リフォーム・リニューアル」については、総固定資本形成として記録することとなった。

国民経済計算においても、この産業連関表の変更を反映し、この「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」に係る産出部分を総固定資本形成として、民間住宅及び民間企業設備に記録することとした。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠して、民間住宅投資に新たに総固定資本形成として「改装・改修」を推計加算する。

（2）「分譲住宅販売マージン等」への対応

「2015 年（平成 27 年）産業連関表」において、不動産分野の推計精度向上に向け、これまでの産業連関表では推計の対象外であった「分譲住宅の販売マージン」と「非住宅不動産の売買仲介手数料」を新たに推計し、総固定資本形成として記録することとなった。なお、「非住宅の不動産販売マージン」については、基礎統計の制約から把握困難であるとして記録されない。

国民経済計算においてもこの産業連関表の変更を反映し、これらを「所有権移転費用」として、新たに総固定資本形成（民間住宅及び民間企業設備）に記録することとした。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠して、「分譲住宅の販売マージン」と「非住宅不動産の売買仲介手数料」を「所有権移転費用」として総固定資本形成（民間住宅及び民間企業設備）に記録する。

（３）「娯楽作品原本」及び著作権等サービスへの対応

2011年（平成23年）基準改定における2008SNA未対応課題の一つである。2008SNAでは、総固定資本形成として「知的財産生産物」を記録することとしており、その内訳として「娯楽作品・文学・芸術作品の原本」を含めるとされている。2015年（平成27年）国民経済計算の基準改定では、「映画原本」、「テレビ番組原本」、「音楽原本」及び「書籍原本」を新たに総固定資本形成として記録することとした。

これに伴い、著作権（生産資産）の使用に対する受払を、従前の「賃貸料（財産所得）」ではなく、「著作権等サービス」というサービス（産出額）として記録することとした。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠して、「娯楽作品・文学・芸術作品の原本」を総固定資本形成に記録する。また、著作権等サービスの移出入を財貨・サービスの移出入に記録する。ただし、移出入の推計過程で用いる全国値には著作権等サービスの移出入の値が内包されている。

（４）「リース区分（フィナンシャルリースとオペレーティングリース）」への対応

2015年（平成27年）基準では、2008SNAに沿ってフィナンシャルリースとオペレーティングリースを区分して記録することとした。フィナンシャルリースについては、サービスを提供する主体をすべて金融機関とし、当該金融機関から新たに発生するFISIMを推計記録する。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠し、フィナンシャルリースとオペレーティングリースを区分して記録することとする。国際収支でフィナンシャルリースの利子の受払がFISIMの輸出入となる部分について新たに「移出入」に記録する。ただし、FISIM輸出入（純）（フィナンシャルリースのFISIM輸出入（純）を含む）は、推計過程で用いる全国値のFISIM消費額に概念上、内包されている。

（５）「住宅宿泊事業」（以下、「民泊」という）への対応

住宅宿泊に係る事業については、訪日外国人の拡大や住宅宿泊事業法の制定（2018年（平成30年）6月施行）もあり、産業としてその利用・拡大が進展している。国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定では、住宅宿泊事業法等の定義を参考に、「住宅宿泊サービス」及び「住宅宿泊仲介サービス」の産出額の推計を新たに行った。

県民経済計算では、生産系列の推計において国民経済計算の対応に準拠し、住宅宿泊事業法及び国家戦略特区法に基づき行われる住宅宿泊事業を対象として「住宅宿泊サービス」及び「住宅宿泊仲介サービス（運輸・郵便業のうち『その他の運輸業』）」の産出額を推計する。支出系列では、帰属家賃の推計値から「住宅宿泊サービス」分を減額した上で、当該産業が産出する財貨・サービスについて「家計最終消費支出」に記録する。また、国内居住者の利用分は「国内家計消費支出」に、非居住者の利用

分は「移出」に含まれるものとする。ただし、推計においては国民経済計算の計数を基とすることから特段の推計方法の変更はない。

(6) 全国消費実態調査

『全国消費実態調査』（総務省）は、2019年（令和元年）から『全国家計構造調査』と調査名を変更して実施されている。従って、これ以降は、『全国家計構造調査』を使用する。

2. 県民経済計算固有の課題への対応

中央政府等の扱いの見直しを行い、一般政府に係る推計方法の変更を行った。中央政府等の活動は一国全体に及び、その全てを地域に配分することはできない。このため、意思決定主体である制度単位としての中央政府等は、どの地域にも属さない「準地域」に位置付けるものとする。この「準地域」は域外に含まれる。

支出系列では、2015年（平成27年）基準改定によって、中央政府等の地域事業所が産出する政府サービスは準地域に存在する中央政府等に移出され、中央政府等が最終消費することとなる。中央政府等の地域事業所の最終消費支出はなくなるが、域外への政府サービスの移出によって相殺され、県内総生産（支出側）の総額に影響はない。

また、中央政府等の総固定資本形成は当該資産が所在する地域に記録する。よって、県内総生産（支出側）に影響はない。主要系列（支出）における総固定資本形成の記録は2011年（平成23年）基準の標準方式から変更はない。

主要系列表－4「県内総生産（支出側、名目）」の需要項目の概要は図表-1のとおりである。

図表-1 主要系列表－4 県内総生産（支出側、名目）の表章形式

項 目
1. 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出 a. 食料・非アルコール b. アルコール飲料・たばこ c. 被服・履物 d. 住宅・電気・ガス・水道 e. 家具・家庭用機器・家事サービス f. 保健・医療 g. 交通 h. 情報・通信 i. 娯楽・スポーツ・文化 j. 教育サービス k. 外食・宿泊サービス l. 保険・金融サービス m. 個別ケア・社会保護・その他 〔(再掲) 家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃） 持ち家の帰属家賃〕 (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出 2. 地方政府等最終消費支出 3. 県内総資本形成 (1) 総固定資本形成 a. 民間 (a) 住宅 (b) 企業設備 b. 公的 (a) 住宅 (b) 企業設備 (c) 一般政府（中央政府等・地方政府等） (2) 在庫変動 a. 民間企業 b. 公的（公的企業・一般政府） 4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合 (1) 財貨・サービスの移出入（純） (2) 統計上の不突合
5. 県内総生産（支出側）（1 + 2 + 3 + 4）
（参考）域外からの要素所得（純） 県民総所得（市場価格表示）

（注） 1. 「中央政府等」は、中央政府と全国社会保障基金である。
2. 「地方政府等」は、地方政府と地方社会保障基金である。

3. 民間最終消費支出

民間最終消費支出は、家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

(1) 家計最終消費支出

家計最終消費支出は、居住者家計による消費財やサービスへの支出からなる。家計部門であっても、生産者（個人企業）として生産過程で費消する財貨・サービスについては中間消費であり、最終消費支出には含まれない。

最終消費支出には、購入された財貨・サービスだけでなく、物々交換や現物で受け取った財貨・サービス、同じ家計内で生産され消費される財貨・サービス（具体的には、農家の自家消費や、持ち家の帰属家賃）が含まれる。また、家計の最終消費支出には、①明示的な料金は課されない金融サービス（FISIM、生命保険等）や、②各種の免許や証明書、旅券等を得るために、つまりサービスへの対価として政府に支払う手数料も含まれる。

一方、家計が行う住宅の購入は、持ち家サービスを産出する生産者としての家計部門の支出であり、総固定資本形成に記録され、最終消費支出には含まれない。また、持ち家に対する維持・修繕（使用年数を増加させるような大規模改修ではないもの）は、持ち家サービスの生産者としての家計の支出であり、中間消費に記録される。個人税および税外負担は経常移転となるため、最終消費支出から除かれる。また、仕送り金・贈与金・労働組合費など、家計間および家計から対家計民間非営利団体への移転も家計最終消費支出とはみなされない。なお、一般政府から家計への現物社会移転（市場産出の購入）は、家計最終消費支出でなく政府最終消費支出となる（現物社会移転に係る市場産出のうち、中央政府等に係るものは準地域に移出されて中央政府等最終消費支出の一部となり、地方政府等に係るものは域内における地方政府等によって購入されて地方政府等最終消費支出の一部となる）。

家計最終消費支出は、消費者としての家計がどのような種類の効用を求め財貨・サービスを消費したのかという13の目的別に分類されている。13の目的別分類は、国際連合の示す「個別消費の目的別分類（COICOP¹）」に準拠しており、①食料・非アルコール、②アルコール飲料・たばこ、③被服・履物、④住宅・電気・ガス・水道、⑤家具・家庭用機器・家事サービス、⑥保健・医療、⑦交通、⑧情報・通信、⑨娯楽・スポーツ・文化、⑩教育サービス、⑪外食・宿泊サービス、⑫保険・金融サービス、⑬個別ケア・社会保護・その他、からなる。

(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は、非市場生産者としての対家計民間非営利団体による財貨・サービスの産出額（これは雇用者報酬、中間投入額、固定資本減耗と

¹ COICOP (Classification of Individual Consumption According to Purpose)。最新の基準はCOICOP2018。

いった生産費用の積上げにより計測される)のうち、(i)家計への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分(「財貨・サービスの販売」²という)や、(ii)対家計民間非営利団体自身の総固定資本形成³に充てられる部分(「自己勘定総固定資本形成」という)を除いた価額からなる。

ここで、(i)には、例えば、私立学校(私立大学の附属病院を除き対家計民間非営利団体に格付けされる)の学費収入等が含まれ、(ii)は、対家計民間非営利団体に属する機関が自ら行う研究・開発(R & D)の総固定資本形成からなる。

$$\begin{aligned} \text{対家計民間非営利団体最終消費支出} = & \text{（「非市場生産者（非営利）」部門の産出額）} \\ & - \text{（財貨・サービスの販売）} \\ & - \text{（自己勘定総固定資本形成（R \& D））} \end{aligned}$$

4. 地方政府等最終消費支出

地方政府等最終消費支出は、①無料ないし経済的に意味のない価格で家計に提供することを目的に、一般政府(地方政府等)が市場生産者から購入する財貨・サービス(すなわち「現物社会移転(市場産出の購入)」⁴)と、②非市場生産者としての一般政府(地方政府等)による財貨・サービスの産出額⁵(これは雇用者報酬、中間投入額⁶、固定資本減耗といった生産費用の積上げにより計測される)のうち、ア. 家計や法人企業への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分(「財貨・サービスの販売」という)や、イ. 一般政府(地方政府等)自身の総固定資本形成³に充てられる部分(「自己勘定総固定資本形成」という)を除いた価額からなる。

ここで、ア. には、例えば、各種の手数料収入や、公立大学(附属病院を除き一般政府(地方政府等)に格付けされる)の学費収入等が含まれ、イ. は、一般政府(地方政府等)に属する機関が自ら行う研究・開発(R & D)の総固定資本形成からなる。

なお、2015年(平成27年)基準では、「中央政府等の扱い変更」に伴い、中央政府等の地域事業所の最終消費は、事業所の所在する地域に帰属せず、域外の中央政府等で最終消費されるため、域外への「移出」として記録(加算)することとなる。

$$\begin{aligned} \text{地方政府等最終消費支出} = & \text{（「非市場生産者（政府）」部門の産出額）（地方政府等）} \\ & - \text{（財貨・サービスの販売）（地方政府等）} \\ & - \text{（自己勘定総固定資本形成（R \& D））（地方政府等）} \\ & + \text{（現物社会移転（市場産出の購入）（地方政府等））} \end{aligned}$$

² 2005年(平成17年)基準では、「商品・非商品販売」と呼称されていたものに相当する。

³ 2011年(平成23年)基準でR & Dの資本化が行われたことによる。

⁴ 2005年(平成17年)基準では「社会扶助給付」としていた公費負担医療給付(生活保護法等に基づく政府による医療負担分)が「現物社会移転(市場産出の購入)」に含まれることになった。

⁵ 生産系列において9つの非市場生産者(政府)の活動分類別に推計される。

⁶ 日本銀行の非市場産出分も含まれる(東京都のみ)。

5. 県内総資本形成

「民間法人企業」、「公的企業」、「一般政府」、「対家計民間非営利団体」及び「家計（個人企業）」の生産者としての支出（購入および自己生産物の使用）のうち、中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなる。なお、「家計（個人企業を除く）」は、消費活動を行うが生産活動を行わないので、総固定資本形成も在庫変動も記録されない。

資産の取得・処分時に発生する所有権移転費用についても、可能なものは総固定資本形成に含めている。

「準地域」概念が導入された2015年(平成27年)基準においても、中央政府等の地域事業所において行われる総固定資本形成は資産の所在地に記録することになるため、主要系列（支出）においての表章箇所等は2011年(平成23年)基準から変更はない。

(1) 総固定資本形成

「総固定資本形成」は、国民経済計算に準拠し、県民経済計算では、生産者による会計期間中の固定資産の取得から処分を控除したものに、非生産資産の価値を増大させるような支出を加えた価額を指す。ここで、固定資産は、生産過程により出現した非金融資産である「生産資産」のうち、生産者によって取得され、原則として1年を超えて繰り返し生産過程に使用されるような資産である。このため、総固定資本形成は、全ての制度部門に記録されるが、家計については持ち家を含む個人企業分のみが記録される。

中古資産の売買は、売却と購入の部門が異なる場合、原則として、売却部門のマイナスの総固定資本形成、購入部門のプラスの総固定資本形成に記録されるが、居住者の間で行われる場合、県内全体としては相殺されるため、中古売買に係るマージンのみ総固定資本形成に記録される。

なお、中間消費と総固定資本形成の区別は、当該期間内に使用され尽くすか、あるいは将来に便益をもたらすかを基準としてなされる。例えば、固定資産等の修理についてみると、固定資産の改造や新しい機能の追加など、その生産能力を増加させたり、耐用年数を大幅に延ばす支出（資本的修理）は総固定資本形成に含まれる（鉄道用レールおよび電線など取替資産等）。これに対し、単なる破損の修理など正常な稼働を保つための支出（経常的修理・維持）は中間消費に分類される。

総固定資本形成は次の基準のいずれかに該当する支出を属地主義（県内概念）によって推計する。

① 総固定資本形成の定義

ア. 耐用年数1年以上、1品目1件当たりの金額がおおむね10万円以上の固定資産の取得に対する支出。

- イ. 固定資産の取得に要する直接的経費（人件費⁷含む）。
- ウ. 修繕補修のうち改良・改造のために支出した費用（単なる修繕補修は除く）。
- エ. 鉄道用レールおよび電線など取替資産の取替分。
- オ. 建設工事（住宅、住宅以外の建物、道路及びその他の構築物）で、建設仮勘定に記録されている県内向け仕掛工事（支出把握の時点は進捗ベースによる）。なお、「住宅」には所有のいかんを問わず、居住専用住宅、産業併用住宅の居住用部分を、「住宅以外の建物」には建築物から上記の住宅を除いた部分を記録する。
- カ. 土地改良向けの支出。
- キ. 動植物（乳牛、果樹等）の取得のための費用（固定資産として取り扱われる動植物の取得は企業設備に記録する）及び会計期間中の育成自然成長分。
- ク. 中古資産は、他県との間で所有権が移転するもの（償却資産等）だけを対象とし、購入した県の制度単位は取得価額を企業設備に記録すると同時に移入に記録し、売却した県の制度単位は企業設備から控除すると同時に移出に記録する。
- ケ. 複数の県に跨って使用される移動性償却資産（船舶、車両、航空機等）は、総務省から市町村に配分する当該固定資産の評価額を調査して記録する。

② 総固定資本形成の主体

ア. 民間

民間総固定資本形成の推計対象は、民間法人企業、家計（個人企業を含む）ならびに対家計民間非営利団体である。

イ. 公的

公的総固定資本形成の対象は、「普通会計、非企業会計及び公的企業」である。また、公的総固定資本形成を把握する際には、公共事業関係の調査費・計画費は、建設事業が具体的に決定された後の当該工事の施工に必要なものだけを、工事事務費は、現場事務所の経費だけを記録する。

なお、公的総固定資本形成は進捗ベースで把握することを原則とし、国直轄の公共事業で2県以上にわたる場合はその県に該当する投資額を記録する。資本補助金（主として施設・設備補助金からなっている）は資本形成を行う主体に記録する。

なお、一般政府に含められた独立行政法人の機械設備の購入等も、公的固定資本形成に記録する。

参考までに、公的総固定資本形成を財政統計でいう公共投資概念と比較してみると、第1に、公的総固定資本形成は用地費を含まない。すなわち、土地資産の購入は付加価値の創出とは無関係であるため、総固定資本形成とはみなさない。第2に、公的と民間の区別に際し、公共投資は資金源泉主義を採るのに対し、公的総固定資本形成では最終支出主体主義を採る。たとえば、地域住民による土地改良事業等に対する政府からの補助は、事業の実施主体が家計であるため、家計の総資本形成の

⁷ 政府の公共工事等に直接に係る職員の人件費は、総固定資本形成の価額の中に計上され、政府サービス生産者の産出額を形成するコストの人件費には計上されない。

一部となり、補助は政府から家計への資本移転として記録される。

(2) 在庫変動

在庫変動は、企業および一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品及び流通品の棚卸資産について、ある一定期間における物量的増減をその時点の市場価格で評価したものである。仕掛品在庫は、育成生物資源の仕掛品とその他の仕掛品に分けられる。仕掛工事中の重機械器具等も含まれる。制度部門としては、非金融法人企業、一般政府、家計（個人企業を含む）に記録する。なお、金融機関、対家計民間非営利団体は、在庫を持たないものとみなされる。投資主体別としては、大きく「民間在庫」と「公的在庫」に分かれる。

在庫変動は事業所主義で記録する。船舶、車両および航空機などの移動性償却資産の仕掛工事分は、発注者に引き渡すまでは受注者の在庫に記録し、引き渡し時において在庫減とすると同時に発注者の総固定資本形成に記録する。

なお、在庫変動は、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られるが、この増減額には期首と期末の評価価格の差による変化額も含まれる。この評価価格の差の分を除いた後（在庫品評価調整後）の計数を推計値とする。

6. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合

(1) 財貨・サービスの移出入（純）

移出、移入は、域内の居住者と非居住者の間の財貨およびサービスの取引である。この中には、居住者（非居住者）による域外（域内）での財貨・サービスの直接取引である直接購入を含む。ただし、労働や資産に対して支払われる雇用者報酬や財産所得などは域外からの（への）所得となり、ここには含まれない。

なお、財貨・サービスの移出入（純）には、移出と移入の差額が記録される。

2015年（平成27年）基準では、「中央政府等の扱い変更」に伴い、中央政府等の地域事業所の最終消費は、事業所の所在する地域に帰属せず、域外の中央政府等で最終消費されるため、域外への「移出」として記録（加算）することとなる。

(2) 統計上の不突合

県内総生産（支出側）と県内総生産（生産側）は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値に乖離が生じることがある。この乖離を統計上の不突合といい、勘定体系の整合性を確保するために表章する。

県民経済計算では、国民経済計算とは異なり、支出系列側に記録する。

7. 県内総生産（支出側）

上記3～6の合計である。統計上の不突合を含んでいるため、県内総生産（生産側）に一致する。

8. 域外からの要素所得（純）

生産要素に対して支払われる雇用者報酬や資産の貸借による財産所得に係る域外との受払である。県民所得から県内純生産を差し引いて求める。

9. 県民総所得（市場価格表示）

県内総生産（支出側）に域外からの要素所得（純）を加算して、県民ベースの総所得が求められる。

10. 県内総生産（支出側）の実質値

「7. 県内総生産（支出側）」の実質値については、県内総生産（生産側）実質値（連鎖方式）とし、支出側で推計した実質値（連鎖方式（3. ～ 5. の合計）との差を、「6. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差」とする（図表-2を参照）。

図表-2 主要系列表－5 県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）の表章形式

(2015 暦年（平成 27 暦年）連鎖価格)

項 目
1. 民間最終消費支出
(1) 家計最終消費支出
a. 食料・非アルコール
b. アルコール飲料・たばこ
c. 被服・履物
d. 住宅・電気・ガス・水道
e. 家具・家庭用機器・家事サービス
f. 保健・医療
g. 交通
h. 情報・通信
i. 娯楽・スポーツ・文化
j. 教育サービス
k. 外食・宿泊サービス
l. 保険・金融サービス
m. 個別ケア・社会保護・その他
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出
2. 地方政府等最終消費支出
3. 県内総資本形成
(1) 総固定資本形成
a. 民間
(a) 住宅
(b) 企業設備
b. 公的
(a) 住宅
(b) 企業設備
(c) 一般政府（中央政府等・地方政府等）
(2) 在庫変動
a. 民間企業
b. 公的（公的企業・一般政府）
4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差
5. 県内総生産（支出側）

(注) 1. 「中央政府等」は、中央政府と全国社会保障基金である。
 2. 「地方政府等」は、地方政府と地方社会保障基金である。

第2章 県内総生産（支出側）（名目）

第1節 民間最終消費支出

1. 家計最終消費支出

家計最終消費支出の推計は、家計の13目的別に最終消費支出を推計する。

国民経済計算の13目的別に最終消費支出推計値⁸を分割推計することを基本とする。その手順は、以下のとおりである。

- ① 『全国消費実態調査』を基に、二人以上世帯及び単身世帯別に13目的分類別に自県分と全県分を推計する。直接推計項目は除いて推計する（推計値①）。

『全国消費実態調査』は5年ごとの調査であることから、調査年間の各年については、調査年間を等比（年率）補間し、各年の『全国消費実態調査』ベースの推計をする。

直近の『全国消費実態調査』以降の各年については、上記の等比補間による年率で外挿（補外）し推計する。

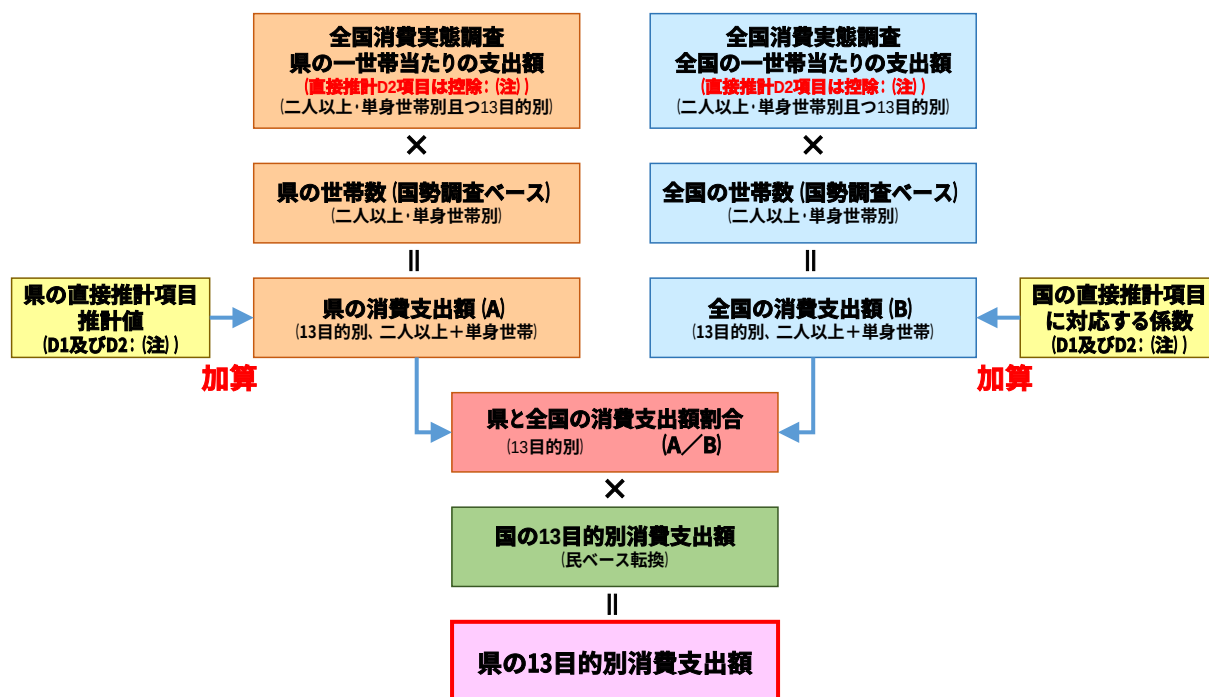
- ② 直接推計項目を別途推計する。直接推計項目とは、『全国消費実態調査』では捕捉されていないSNA独自の概念による生命保険サービス等の消費支出項目（D1）及び『全国消費実態調査』補間・補外では毎年の消費動向を的確に把握していないと考えられる消費支出項目（D2）である（推計値②）（図表2.1-1（注）参照）。
- ③ 自県分と全県分それぞれについて、『全国消費実態調査』に基づく推計値①と直接推計項目の推計値②を13目的分類別に合算する。合算後、自県分の全県分に対する割合を13目的分類別に計算する（推計値③）。
- ④ 上記割合の推計値③を、国民経済計算の13目的分類別家計最終消費支出に乗じて、県の13目的分類別家計最終消費支出額を推計する。なお、推計する家計最終消費支出は国民ベース概念であり、分割のもととなる国民経済計算の13目的分類別消費支出は国内概念となっていることから、全国値を国民概念（13目的分類別消費支出）に変換した上で分割する。

⁸ 国内居住者の民泊利用分が内包されている。

推計フローの概略は図表 2.1-1 のとおりである。

図表 2.1-1 国値分割による推計方法

（『全国消費実態調査』調査年時の推計）



（注）D 1、D 2 の直接推計項目について

D1（全国消費実態調査では捕捉していない SNA 概念の推計項目） （生命保険サービス） （年金基金サービス） （証券手数料） （FISIM 消費額）	D2（全国消費実態調査では的確に把握していないと考えられる推計項目） （家賃（持家の帰属家賃、給与住宅差額家賃を含む）） （非生命保険サービス） （自動車購入費） （医療費（自己負担分）） （介護費（自己負担分））
--	---

なお、『全国消費実態調査』は、令和元年調査から名称変更して『全国家計構造調査』となった。2019年（令和元年）分以降の推計においては、このガイドライン上に『全国消費実態調査』と書いてあるところを、『全国家計構造調査』と読み換えるものとする（なお、2019年（令和元年）『全国家計構造調査』では、2014年（平成26年）遡及集計も公表されている）。

（1）『全国消費実態調査』による13目的分類別家計最終消費支出の推計

「一世帯当たり消費支出額」を『全国消費実態調査』から推計し、これに『国勢調査』（総務省）に基づく「世帯数」を乗じて家計最終消費支出を推計する。世帯構成は、二人以上世帯及び単身世帯別に13目的分類別に自県分と全県分を推計する。

ただし、「直接推計項目のD2」に該当するもの（図表2.1 -1（注）参照）については、後述の「（2）直接推計法による推計」により推計する。

$$\text{年間消費支出} = \text{一世帯当たり1か月平均消費支出} \times 12\text{か月} \times \text{世帯数}$$

① 一世帯当たり消費支出額の推計

『全国消費実態調査』の調査年の一世帯当たり消費支出額を13目的別最終消費支出別に推計する。二人以上の世帯及び単身世帯別に13目的別消費額の一世代当たり消費支出額について、自県分及び全県計について推計することを基本とする。

2014年（平成26年）の『全国消費実態調査』（総務省）から、国際連合の示すC0ICOPに移行し、国民経済計算の13目的別家計最終消費支出分類との対応が可能となっている（「参考 家計最終消費支出の目的別分類」を参照）。

ア.『全国消費実態調査』（総務省）調査年次の推計

『全国消費実態調査』（総務省）（2009年（平成21年）調査、2014年（平成26年）調査及び2019年（令和元年）（全国家計構造調査）から、自県分及び全県計について、一世帯当たりの費目別支出額を二人以上の世帯、単身世帯それぞれについて求める。

（7）二人以上の世帯

『全国消費実態調査』（総務省）（表22「全国 品目編」の「二人以上の世帯の品目別1世帯当たり1か月間の支出 地域別」の都道府県）

（イ）単身世帯

『全国消費実態調査』（総務省）（表12「全国 家計収支編」の「単身世帯の男女別1世帯当たり1か月間の収入と支出」の全国の計数、自県分は全国と同値とする。）

ただし、以下の推計項目は控除する。

○直接推計項目のうち、D2の項目

○消費支出とみなされないもの

仕送り金、贈与金等、諸会費、他の負担費

イ.『全国消費実態調査』（総務省）調査年次以外の推計（補間年及び補外年）

二人以上の世帯及び単身世帯それぞれについて、自県分と全県計分を調査年次の一世帯当たり13目的別消費支出額から補間推計する。2010年度（平成22年度）から2013年度（平成25年度）までの推計は、2009年（平成21年）調査と2014年（平成26年）調査間の等比補間とする。2015年度（平成27年度）から2018年度（平成30年度）までの推計は、2014年（平成26年）調査と2019年（令和元年）調査間の等比補間とする。2020年度（令和2年度）以降の推計は、2014年（平成26年）調査と2019年（令

和元年）調査間の等比補間の推計年率で延長して推計する。

ウ．二人以上の世帯の人員調整

二人以上の世帯の一世帯当たり支出額は世帯人員数によって異なると考えられる。このため、一世帯当たり支出額を推計する『全国消費実態調査』（総務省）の人員数は、以下で世帯数を推計するための『国勢調査』（総務省）の人員数に揃えることが考えられるが、二人以上の世帯の平均人員は、2015年（平成27年）『国勢調査』（総務省）では3.03人、2014年（平成26年）『全国消費実態調査』（総務省）でも3.03人であり、二つの調査の世帯人員はほぼ同じとみなし、特段、人員調整は行わないこととする。

エ．調査期間の調整

『全国消費実態調査』は、二人以上の世帯では9～11月、単身世帯では10～11月の調査数値となっているが、全国消費実態調査自体がもともと1年の中で収支の変動が少ない時期に調査を行っていることに加え、あくまで分割指標の作成のために使用するという観点から、4～3月の年度転換への季節的な変動を考慮した調整については特段行わないものとする。

② 世帯数の推計

自県分と全県分について、『国勢調査』（総務省）から世帯数を二人以上世帯と単身世帯別に推計する。

ア．二人以上の世帯

『国勢調査』（総務省）の「一般世帯総数」から「一般世帯のうち世帯人員が一人の世帯」を控除し、二人以上世帯数を求め、5年ごとの基準時点ベンチマークとし、中間時点は「人口移動統計調査」（県主管課調べ）等による世帯数で補間・補外推計する。

イ．単身世帯

『国勢調査』の「一般世帯のうち世帯人員が一人の世帯数」＋「施設等の人員総数」を5年ごとの基準時点ベンチマークとし、中間年は、直線（補間・補外）推計あるいは、基準時点の単身世帯比率を用いて推計する。

③ 『全国消費実態調査』ベースの13目的別家計最終消費支出額の推計

ア．自県分の13目的別家計最終消費支出

二人以上世帯と単身世帯別に①の一世帯当たり支出額と②の世帯数を乗じ、それぞれについて自県分の13目的別家計最終消費支出を推計し、二人以上世帯と単身世帯の推計値を合算する。

イ．全県計の13目的別家計最終消費支出

全県計について、二人以上世帯と単身世帯別に一世帯当たり支出額と世帯数を乗じ、それぞれについて一国全体の13目的別家計最終消費支出を推計し、二人以上世帯と単身世帯の推計値を合算する。

（2）直接推計法による推計

『全国消費実態調査』は家計最終消費支出を推計する上で基本となる統計調査である。しかし、この統計調査では、捕捉されないJSNA独自の概念による支出項目及び的確に把握していないと考えられる支出項目がある。このような項目については、別途、調査範囲を限定した生産統計などを用いて個別に推計する。以下、このような推計を「直接推計」という。

なお、次の項目を以下の理由から除外することとする。

① 除外する項目

ア．個人的消費（「こづかい」など）

「個人的消費」は『全国消費実態調査』では使途不明とされている「こづかい」等についての推計である。全国値を按分する推計では全国値の中には含まれカバーされることから、直接推計項目としないこととする。

イ．不動産あっせん料

「不動産あっせん料」について、全国値を按分する推計とした場合には、13目的分類では「その他」（サービス）に含まれることから、直接推計項目としないこととする。

ウ．設備修繕費

持ち家に対する設備修繕費は、持ち家サービスの生産者の中間投入であり、家計の最終消費支出ではない。家計の最終消費支出となる設備修繕費は借家人の自己負担分である。その金額は少額であると考えられること、また、多くの県で直接推計の対象としていないことから、直接推計項目としないこととする。

② 直接推計する項目

直接推計項目の目的別分類対応は図表2.1-2のとおり。

図表 2.1-2 直接推計項目の目的分類別対応

直接推計項目	(参考) 目的分類コード
全国消費実態調査では捕捉していない SNA 概念の推計項目 (D1)	
a. 生命保険サービス	12101
b. 年金基金サービス	12201
c. 証券手数料	12201
d. FISIM 消費額	12202
全国消費実態調査では的確に捕捉していないと考えられる推計項目 (D2)	
e. 家賃（持ち家の帰属家賃、給与差額住宅家賃を含む）	4100
f. 非生命保険サービス	12102
g. 自動車購入額	7101
h. 医療費（自己負担分）	6200 及び 6300
i. 介護費（自己負担分）	13300

ア．新規に加算する項目（D1）

(7) 生命保険サービス

生産系列で推計される生命保険の産出額（自社開発ソフトウェア及びR&D加算前）を記録する。

なお、生命保険は対人保険であるため、家計のみがそのサービスを購入することから、産出額全額を家計最終消費支出に記録する。

(1) 年金基金サービス

生産系列で推計される年金基金の産出額（自社開発ソフトウェア及びR&D加算前）を記録する。年金基金も生命保険と同様に、家計のみがそのサービスを購入することから、産出額全額を家計最終消費支出に記録する。

(ウ) 証券手数料

全国値×分割比率

ここで、

- ・分割比率：『全国消費実態調査』から二人以上世帯の全世帯一世帯当たり貯蓄現在高のうちの有価証券をとり、それに世帯数を乗じた額の対全県計比で分割する。

(I) FISIM消費額

家計のFISIM消費額は、第二部「分配系列」第2章第4節1．利子(3)「制度部門別FISIM消費額」での推計結果のうち、「消費者家計FISIM消費額」とする。

消費者家計FISIM消費額＝消費者家計借り手側FISIM消費額
＋消費者家計貸し手側FISIM消費額

イ．『全国消費実態調査』の推計からは控除後、別途推計加算する項目（D2）

(7) 家賃（持ち家の帰属家賃を含む）

借家の支払い家賃、持ち家の帰属家賃及び給与住宅に係る家賃の合計である⁹。持ち家及び給与住宅の家賃単価（床面積当たり）については、民間借家の平均家賃単価で擬制する。

家賃の推計は、『住宅・土地統計調査報告』（総務省）の調査時点をベンチマークとし、借家、持ち家、給与住宅別および構造（木造、非木造）別に

住宅総床面積×単価（1㎡当たり家賃）

で推計するが、中間時点は、住宅床面積については、『建築着工統計調査報告』（国土交通省）、単価について『消費者物価指数』（総務省）で補間、補外する。

なお、住宅の種類を図表2.1-3のように分類し、それぞれについて家賃単価と延べ面積を推計し、家賃総額を推計する。

⁹ 「給与住宅に係る家賃」は、給与住宅提供者が不動産業（住宅賃貸業）として生産し、これを家計が購入したとみなす分（差額家賃）及び入居者が実際に支払った分の合計である。

図表 2.1-3 住宅種類の分類

所有別	専用、併用別／所有別	構造別
借家	居住専用住宅	木造
		非木造
	公営・都市再生機構(UR)・ 公社の借家	木造
		非木造
	民営借家	木造・非木造
	居住併用住宅	木造・非木造
持ち家	居住専用住宅	木造
		非木造
	居住併用住宅	木造・非木造
給与住宅	居住専用住宅	木造
		非木造

(注)「都市再生機構(UR)」は、非木造のみであるが、推計は「公営・公社の借家」と合算したものを使用。

借家の支払家賃は『全国消費実態調査』に計上されているが、これを一旦控除したのち、ここで総家賃として別途推計し加算する。

持ち家の帰属家賃については、民泊産出額のうちの「住宅宿泊サービス」分を減額させる必要がある¹⁰。

民泊産出額のうちの「住宅宿泊サービス」の推計方法については、第一部「生産系列」の第2章第1節11. 不動産業（1）71 住宅賃貸業を参照。

ここで求められる家賃総額が生産系列では、住宅賃貸業の産出額となり、同時に家計最終消費支出に記録する（生産系列に記録する推計値は、「(3) 全国値分割による家計最終消費支出の推計」過程に入る前の推計値を指す）。ただし、震災時等の「借上げ仮設住宅」の家賃分（現物社会移転（市場産出の購入））が発生している場合には、以下で求められる家賃総額から「借上げ仮設住宅」家賃の現物社会移転（市場産出の購入）分を控除したものを家計最終消費支出の「家賃」とする。

なお、持ち家の帰属家賃については、主要系列「県内総生産（支出側）（名目）」表章の「(再掲) 持ち家の帰属家賃」として記録する。

(イ) 非生命保険のサービス料

生産系列で推計される非生命保険の産出額（自社開発ソフトウェア及びR&D加算前）に、家計分割率を乗じて求める。

家計分割率は、分配系列の「非生命保険金および非生命保険純保険料」推計における制度部門分割比率のうちの家計分を用いる（分配系列第2章第2節3. その他の経常移転（1）非生命保険金及び非生命保険純保険料）。

¹⁰ 具体的には、「自県持ち家帰属家賃－自県の民泊控除額」のこと。第2章第1節11. 不動産業（1）71 住宅賃貸業を参照。

(ウ) 自動車購入額

自動車については、5年おき公表の『全国消費実態調査』を補間する推計方法では毎年の消費動向を把握することができず、高額商品のため家計消費支出に対する影響も大きいため直接推計項目とする。

よって、2015年（平成27年）基準では、以下のとおり、「新車登録台数（家計分）」に「平均単価」を乗じて購入額を推計する方法とする。

「新車登録台数×平均単価」による推計方法

全国の自動車の家計消費支出額を「新車登録台数（家計）×平均単価」の自県の対全県計割合で分割推計する。

具体的には、以下のように推計する。

自動車購入額＝全国の自動車の家計消費支出額×分割比率

ここで、

- ・ 全国の自動車の家計消費支出額：全国値
- ・ 分割比率：自動車購入額の自県分の対全県計比

◇全県分の自動車購入額

＝全県分の普通車の新車登録台数×普通車の平均単価
×全県分の家計割合＋全県分の小型車の新車登録台数
×小型車の平均単価×全県分の家計割合
＋全県分の軽乗用車の新車登録台数×軽乗用車の平均単価
×全県分の家計割合

◇自県分の自動車購入額

＝自県分の普通車の新車登録台数×普通車の平均単価
×自県分の家計割合＋自県分の小型車の新車登録台数
×小型車の平均単価×自県分の家計割合
＋自県分の軽乗用車の新車登録台数×軽乗用車の平均単価
×自県分の家計割合

ここで、

- ・ 普通車、小型車の新車登録台数：
「全県及び都道府県別車種別年間登録台数」
- ・ 軽乗用車の新車登録台数：
『軽自動車新車新規車種別・銘柄別・都道府県別検査（販売）台数』（全国軽自動車協会連合会）の乗用車（全県分及び自県分）。
- ・ 普通車の平均単価：『小売物価統計調査（動向編）』（総務省）普通車（国産車）と普通車（輸入車）の平均単価を『消費者物価指数』（総務省）の品目ウェイトで加重平均する。2014年以前は2.00L超の単価をそのまま使用する（自県分

第2章 県内総生産（支出側）（名目）

第1節 民間最終消費支出

も全県分も同じ単価）。

- ・小型車の平均単価：『小売物価統計調査（動向編）』（総務省）小型車（国産車）と小型車（輸入車）の平均単価を『消費者物価指数』（総務省）の2015年（平成27年）品目ウエイトで加重平均する。
なお、2016年（平成28年）以前の小型車（国産車）は1.5!以下と1.5!超の平均単価を『消費者物価指数』（総務省）の2010年（平成22年）品目ウエイトで加重平均する（自県分も全県分も同じ単価）。
- ・軽乗用車の平均単価：『小売物価統計調査（動向編）』（総務省）軽乗用車の平均単価（自県分も全県分も同じ単価）。
- ・全県分の家計割合：2015年（平成27年）産業連関表全国表の乗用車（自動車）の総固定資本形成と家計消費支出の割合。
- ・自県分の家計割合：2015年（平成27年）県産業連関表の乗用車（自動車）の総固定資本形成と家計消費支出の割合。

※家計割合は、国及び県産業連関表から「乗用車の家計消費支出／{乗用車総固定資本形成（公的＋民間）＋乗用車の家計消費支出}」をとる。

(イ) 医療費(自己負担分)

生産系列で推計した保険適用となる傷病治療費のうちの患者負担分及び保険適用外の支払分を記録する。

(ロ) 介護費(自己負担分)

生産系列で推計した総介護費のうちの自己負担分を記録する。すなわち、
自己負担分

＝生産系列の介護の産出額（自社開発ソフトウェア及びR&D加算前）
－分配系列の介護の現物社会移転（福祉用具購入分を除く）

なお、福祉用具購入費を現物社会移転から控除して、産出額から差し引くのは、
介護の産出額には福祉用具購入費を含まないことによる。

(3) 全国値分割による家計最終消費支出の推計

自県分と全県分それぞれについて、『全国消費実態調査』による推計値と直接推計項目の推計値を合算した上で、全県分に対する自県分の割合を推計する。その割合を国民経済計算の13目的別家計最終消費支出に乗じて、県の13目的別家計最終消費支出を推計する。

① 13 目的別家計最終消費支出の自県分割合

- ア. 自県分＝『全国消費実態調査』による自県分推計値 上記（１）で推計
 ＋ 自県分直接推計値 上記（２）で推計
イ. 全県分＝『全国消費実態調査』による全県分推計値 上記（１）で推計
 ＋ 全県分直接推計値 上記（２）で推計
13 目的別に家計最終消費支出額の全県計に対する自県分の割合を推計する。
ウ. 自県分割合
 $ウ = ア / イ$ （13目的別）

② 全国値の国内ベースから国民ベースへの転換

分割する国民経済計算の「家計の13目的別最終消費支出」（『国民経済計算』（付表12 家計の目的別最終消費支出の構成）の計数は国内概念の家計最終消費支出であることから、これを国民概念（国民ベース）に転換する。

『国民経済計算』（主要系列表1）から居住者家計の海外での直接購入を加算し、非居住者家計の国内での直接購入を控除することで国民概念に変換する。ただし、直接購入額の13目的別家計最終消費支出への分割については、2015年（平成27年）産業連関表（全国表）の輸入（直接購入）及び輸出（直接購入）の品目構成を援用する。その13目的別構成比は2015年度（平成27年度）から固定して利用する。

なお、『全国消費実態調査』（総務省）（一世帯当たりの支出額）は、居住者家計の県外での消費支出が含まれ、非居住者家計の県内での消費支出は含まれないこととなり、県民ベースの家計最終消費支出を把握している県民概念の調査である。よって、分割指標としては、国民ベースの全国値を各県民の13目的別家計最終消費支出に分割するものとする。

③ 13目的別家計最終消費支出の推計

- ②の全国の13目的別家計最終消費支出に上記①ウの自県分割合を乗じて推計する。

第2章 県内総生産（支出側）（名目）

第1節 民間最終消費支出

参考 家計最終消費支出の目的別分類（2011年（平成23年）基準版）

目的分類		目的分類	
1. 食料・非アルコール		7. 交通	
1101	パン及び穀物	7101	自動車
1102	肉及び肉加工品	7102	オートバイ
1103	魚及び水産加工品	7103	自転車及びその他の輸送機器
1104	ミルク、チーズ及び卵	7201	予備部品及び付属品
1105	油脂	7202	燃料及び潤滑油
1106	果物	7203	個人輸送機器の保守及び修理費
1107	野菜	7204	その他のサービス（交通）
1108	砂糖、チョコレート及び菓子	7301	鉄道旅客輸送
1109	その他の食料品	7302	道路旅客輸送
1201	コーヒー、茶及びココア	7303	航空旅客輸送
1202	その他の非アルコール飲料	7304	外洋・沿海・内水面旅客輸送
2. アルコール飲料・たばこ		7305	その他の輸送サービス
2100	アルコール飲料	8. 通信	
2200	たばこ	8100	郵便
3. 被服・履物		8201	電話及び電報
3101	糸及び生地	8202	その他の通信サービス
3102	衣服	9. 娯楽・レジャー・文化	
3103	その他の衣服及び衣服装飾品	9101	ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器
3104	クリーニング及び衣服の修理費	9102	写真・撮影用装置及び光学器械
3201	靴及びその他の履物	9103	情報処理装置
3202	履物の修理費	9104	記録媒体
4. 住宅・電気・ガス・水道		9105	パソコン
4100	住宅賃貸料	9106	視聴覚、写真及び情報処理装置の修理費
4201	水道料	9201	楽器
4202	廃棄物処理	9202	音楽機器の修理費
4301	電気	9301	ゲーム及び玩具等
4302	ガス	9302	スポーツ用具等
4303	液体燃料	9303	庭、草木及びペット関連商品・サービス
4304	固体燃料	9401	レクリエーション及びスポーツサービス
4305	熱エネルギー	9402	文化サービス
5. 家具・家庭用機器・家事サービス		9403	ギャンブル性ゲーム
5101	家具及び装飾品	9501	書籍
5102	絨毯及びその他の敷物	9502	新聞及び定期刊行物
5103	家具・装飾品及び敷物類の修理費	9503	その他の印刷物
5200	家庭用繊維製品	9504	文房具及び画材
5301	家庭用器具	9600	パッケージ旅行
5302	家庭用器具の修理費	10. 教育	
5400	ガラス器具類、食器類及び家庭用品	10100	教育
5500	住宅及び庭用の工具備品	11. 外食・宿泊	
5601	家庭用消耗品	11100	飲食サービス
5602	家庭サービス及び家事サービス	11200	宿泊施設サービス
6. 保健・医療		12. その他	
6101	薬品及びその他の医療製品	12101	美容院及び身体手入れ施設
6102	治療用機器	12102	個人ケア用器具及び製品
6200	外来・病院サービス	12201	宝石及び時計
6300	入院サービス	12202	その他の身の回り品
6400	介護サービス	12301	生命保険
		12302	非生命保険
		12400	金融サービス
		12500	その他のサービス
		12600	FISIM

第2章 県内総生産（支出側）（名目）

第1節 民間最終消費支出

参考 家計最終消費支出の目的別分類（2015年（平成27年）基準版）（次頁に続く）

目的分類	耐久財	半耐久財	非耐久財	サービス	推計項目
1. 食料・非アルコール					
1101 パン及び穀物			○		並、販
1102 肉及び肉加工品			○		並、販
1103 魚及び水産加工品			○		並、販
1104 ミルク、チーズ及び卵			○		並、販
1105 油脂			○		並、販
1106 果物			○		並、販
1107 野菜			○		並、販
1108 砂糖、チョコレート及び菓子			○		並、販
1109 その他の食料品			○		並、販
1201 コーヒー、茶及びココア			○		並
1202 その他の非アルコール飲料			○		並
2. アルコール飲料・たばこ					
2100 アルコール飲料			○		並
2200 たばこ			○		並
3. 被服・履物					
3101 糸及び生地		○			並
3102 衣服		○			並
3103 その他の衣服及び衣服装飾品		○			並
3104 クリーニング及び衣服の修理費				○	共
3201 靴及びその他の履物		○			並
3202 履物の修理費				○	共
4. 住宅・電気・ガス・水道					
4100 住宅賃貸料				○	共
4201 水道料			○		共、販
4202 廃棄物処理				○	共、販
4301 電気			○		共
4302 ガス			○		並
4303 液体燃料			○		並
4304 固体燃料			○		並
4305 熱エネルギー			○		並
5. 家具・家庭用機器・家事サービス					
5101 家具及び装備品	○				並、販
5102 絨毯及びその他の敷物	○				並
5103 家具・装備品及び敷物類の修理費				○	共
5200 家庭用繊維製品		○			並
5301 家庭用器具	○				並
5302 家庭用器具の修理費				○	共
5400 ガラス器具類、食器類及び家庭用品		○			並
5500 住宅及び庭用の工具備品		○			並
5601 家庭用消耗品			○		並
5602 家庭サービス及び家事サービス				○	共

第2章 県内総生産（支出側）（名目）

第1節 民間最終消費支出

（前頁の続き）

目的分類	耐久財	半耐久財	非耐久財	サービス	推計項目
6. 保健・医療					
6101 薬品及びその他の医療製品			○		並
6102 治療用機器	○				並
6200 外来・病院サービス				○	共
6300 入院サービス				○	共
7. 交通					
7101 自動車	○				共
7102 オートバイ	○				共
7103 自転車及びその他の輸送機器	○				並
7201 予備部品及び付属品		○			並
7202 燃料及び潤滑油			○		並
7203 個人輸送機器の保守及び修理費				○	共
7204 その他のサービス（交通）				○	並
7301 鉄道旅客輸送				○	並
7302 道路旅客輸送				○	並
7303 航空旅客輸送				○	並
7304 外洋・沿海・内水面旅客輸送				○	並
7305 その他の輸送サービス				○	並
7400 郵便				○	並
8. 情報・通信					
8101 ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器	○				並
8102 情報処理装置	○				並
8103 記録媒体		○			並
8104 パソコン	○				並
8105 視聴覚、写真及び情報処理装置の修理費				○	共
8201 電話及び電報				○	並
8202 その他の通信サービス				○	並
9. 娯楽・スポーツ・文化					
9100 写真・撮影用装置及び光学器械	○				並
9201 楽器	○				並
9202 音楽機器の修理費				○	共
9301 ゲーム及び玩具等		○			並
9302 スポーツ用具等		○			並
9303 庭、草木及びペット関連商品・サービス			○		並
9401 レクリエーション及びスポーツサービス				○	共、販
9402 文化サービス				○	共、販
9403 ギャンブル性ゲーム				○	共
9501 書籍		○			共
9502 新聞及び定期刊行物			○		共
9503 その他の印刷物			○		並
9504 文房具及び画材			○		並
9600 パッケージ旅行				○	並

第2章 県内総生産（支出側）（名目）

第1節 民間最終消費支出

（前頁の続き）

目的分類	耐久財	半耐久財	非耐久財	サービス	推計項目
10 . 教育サービス					
10100 教育				○	並、販
11 . 外食・宿泊サービス					
11100 飲食サービス				○	共、販
11200 宿泊施設サービス				○	共、販
12 . 保険・金融サービス					
12101 生命保険				○	共
12102 非生命保険				○	共
12201 金融サービス				○	共
12202 FISIM				○	共
13 . 個別ケア・社会保護・その他					
13101 美容院及び身体手入れ施設				○	共
13102 個人ケア用器具及び製品			○		並
13201 宝石及び時計	○				並
13202 その他の身の回り品		○			並
13300 介護サービス				○	共
13900 その他のサービス				○	共、販

（注）推計項目については、「並」は並行推計項目、「共」は共通推計項目、「販」は財貨・サービスの販売に対応する。複数の記号が記載されている場合は複数の推計方法による値の合計となっている。

2. 対家計民間非営利団体最終消費支出

生産系列の5経済活動別に推計した「非市場生産者（非営利）」部門の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から「財貨・サービスの販売」及び「自己勘定総固定資本形成（R & D）」を差し引いたものが対家計民間非営利団体最終消費支出となる。

なお、対家計民間非営利団体最終消費支出は全額、家計への現物社会移転（非市場産出）となる。

$$\begin{aligned}\text{対家計民間非営利団体最終消費支出} &= (\text{「非市場生産者（非営利）」部門の産出額}) \\ &\quad - (\text{財貨・サービスの販売}) \\ &\quad - (\text{自己勘定総固定資本形成（R \& D）})\end{aligned}$$

◇自己勘定総固定資本形成（R & D）

$$\begin{aligned}&= \text{全国値の「対家計民間非営利団体」のR \& D} \\ &\quad \times \text{非市場生産者（非営利）の産出額割合}\end{aligned}$$

◇非市場生産者（非営利）産出額割合

$$\begin{aligned}&= \text{自県分の非市場生産者（非営利）産出額計} \\ &\quad / \text{全国値の非市場生産者（非営利）産出額}\end{aligned}$$

第2節 地方政府等最終消費支出

生産系列の9経済活動別に推計した「非市場生産者（政府）」部門の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から「財貨・サービスの販売」及び「自己勘定総固定資本形成（R＆D）」を差し引いて、「現物社会移転（市場産出の購入）」を加算したもののうち、中央政府等最終消費支出とならないものが地方政府等最終消費支出となる（図表2.2-1参照）。

2015年（平成27年）基準改定によって、中央政府等の地域事業所が産出する政府サービスは準地域に存在する中央政府等に移出され、中央政府等が最終消費することとなる。中央政府等の地域事業所の最終消費支出はなくなるが、域外への政府サービスの移出によって相殺され、県内総生産（支出側）の総額に影響はない。

（1）一般政府の制度部門分割

主に分配系列で構成項目を作成する付表1（地方政府等の制度部門別所得支出勘定）では地方政府（都道府県・市町村）、地方社会保障基金について集計を行い、制度部門別最終消費額を作成する。

制度部門は「政府諸機関の分類」を参照する。

財貨・サービスの販売については、中央政府は「国・歳入歳出区分」、地方政府は「地方政府・歳入歳出項目取引分類」を参照し積上げを行う。なお、財貨・サービスの販売の作業分類×制度部門の値を推計する方法として、『地方財政状況調査』から使用料、手数料等のデータによるウエイトを作成し、財貨・サービスの販売総額を按分することも考えられる。

現物社会移転（市場産出の購入）の負担主体は、以下のように分類される。

- ① 社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分は全国・地方社会保障基金に分類
- ② 公費負担医療給付は中央政府又は地方政府（都道府県・市町村）に分類
- ③ 教科書購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金は中央政府に分類

なお、「県民経済計算標準方式」の勘定には記載されていないが、中央政府と全国社会保障基金の最終消費支出のうち「個別消費」は、県内に居住する家計に記録されるため、「家計現実最終消費」に含まれることとなる。

（2）地方政府等最終消費支出の推計

地方政府等最終消費支出

$$\begin{aligned} &= \text{「非市場生産者（政府）」部門の産出額（地方政府等）}^{11} \\ &\quad - \text{財貨・サービスの販売（地方政府等）} \\ &\quad - \text{自己勘定総固定資本形成（R \& D）（地方政府等）} \\ &\quad + \text{現物社会移転（市場産出の購入）（地方政府等）} \end{aligned}$$

上記推計式の各項目は、地方政府等分のみを使用する。

そのため、各項目を地方政府等分と中央政府等分に分割する必要がある。

ア．「非市場生産者（政府）」部門の産出額

生産系列で推計した5区分（中央政府の地域事業所、都道府県、市町村、全国社会保障基金、地方社会保障基金）の産出額を使用する。

イ．財貨・サービスの販売

（1）で記載した方法で、地方政府等分と中央政府等分を集計する。

ウ．自己勘定総固定資本形成（R \& D）

全国の「一般政府」のR \& Dを、自県分の非市場生産者（政府）の産出額の対全国比で分割する。その計数を生産系列で推計した5区分（中央政府の地域事業所、都道府県、市町村、全国社会保障基金、地方社会保障基金）の産出額比率で按分推計する。

エ．現物社会移転（市場産出の購入）

現物社会移転（市場産出の購入）については、分配系列第2章第2節2．3．2 現物社会移転（1）市場産出の購入における図表2.2-39「市場産出の購入」に含まれる項目を参考にして、地方政府等分と中央政府等分を集計する。

（3）個別消費と集合消費への分割

一般政府の最終消費支出は、個々の家計の便益のために行う「個別消費支出」（以下、「個別消費」という。）と、社会全体のために行う「集合消費支出」（以下、「集合消費」という。）とに分かれる。

前記のとおり、現物社会移転（市場産出の購入）の対象となった財貨・サービスは、費用負担の側面から見ると、一般政府において最終消費（「最終消費支出」）されることになる。一方で、便益享受の側面から見ると、当該の財貨・サービスは一般政府から家計へ移転されて最終消費（「現実最終消費」）される。これらの定義から、現物社会移転（市場産出の購入）される消費支出は、個別消費に含まれる。また、一般政府が自己消費する財貨・サービスのうち、教育や保健衛生など個々の家計向け分野に係る消費支出分（「現物社会移転（非市場産出）」に相当）も個別消費に含まれる。

これに対し、外交や防衛、警察等といった社会全体の便益のためのサービス産出の消費分については集合消費に含まれる。

¹¹ なお、日本銀行の非市場産出は、非市場生産者（政府）のコスト（中間投入）とされている（東京都のみ）。

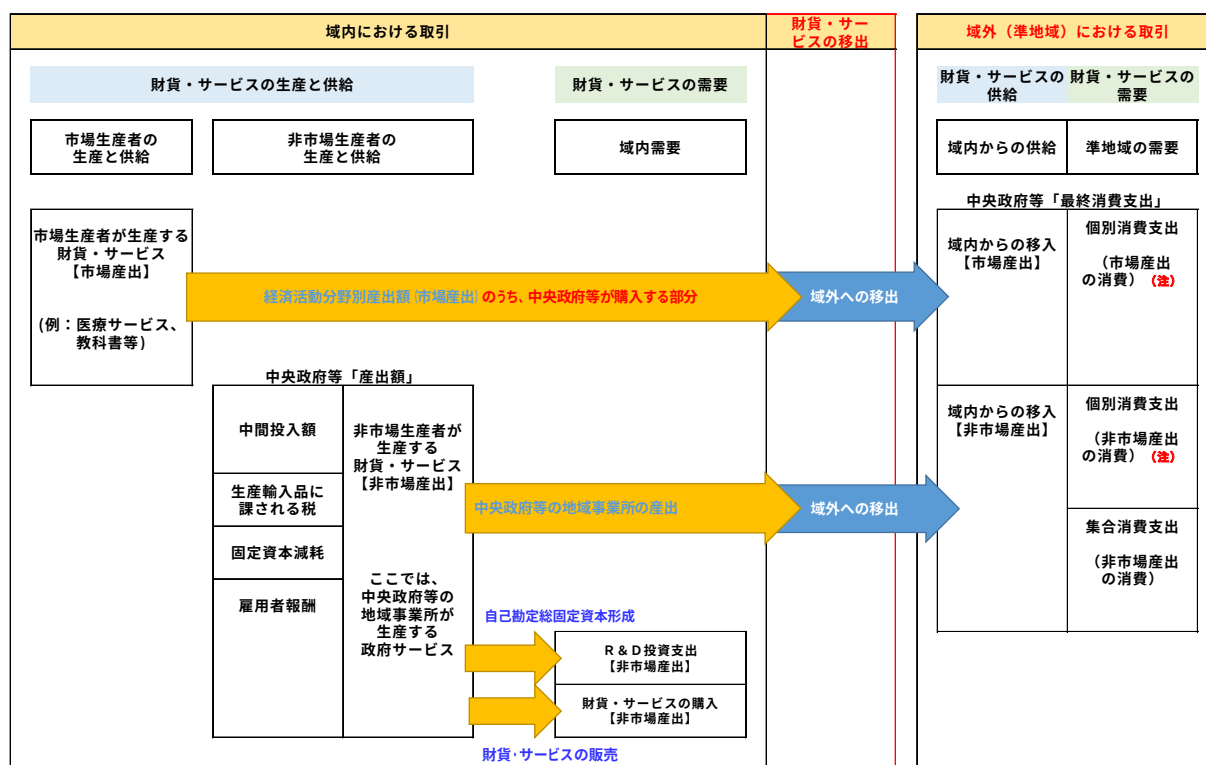
第2章 県内総生産（支出側）（名目）
第2節 地方政府等最終消費支出

2011年（平成23年）基準では、非市場生産者（政府）の経済活動分野（作業分類）ごとに「個別消費」と「集合消費」それぞれを推計することとした。

加えて、2015年（平成27年）基準からは、「中央政府等の扱い変更」に伴い、一般政府（地方政府等）の地方政府等最終消費支出には、県内の地方政府等が最終消費する部分のみを記録し、域外（準地域）に存在する中央政府等が最終消費するものは、「移出」に記録する。なお、中央政府等最終消費支出相当額を推計したとき、「現物社会移転（市場産出の購入）」の額に移入（域外からの購入）によるものが含まれているときは、その移入相当額を移出に含める。他方、「現物社会移転（市場産出の購入）」の推計対象を域内で産出された財貨・サービスのみに限定しているときは、その域内産出額のみを現実社会移転相当額の移出に記録する。

図表2.2-1は、勘定項目と個別消費と集合消費の関係概念を図示している。

図表 2.2-1 個別消費と集合消費の概念図



（注）中央政府と全国社会保障基金の個別消費支出に相当する現物社会移転（市場産出の購入、非市場産出）は、制度部門別所得支出勘定の家計部門の受取側の「（参考）現物社会移転」に記録する（家計の最終消費支出に当該現物社会移転を加えたものは、2011年（平成23年）基準の県民経済計算では推計及び表章していない「調整可処分所得」を源泉とする便益享受ベースの「家計の現実最終消費」に相当する）。

最終消費支出 = 個別消費支出 + 集合消費支出

個別消費支出 = 現物社会移転（市場産出の購入）+ 現物社会移転（非市場産出）

一般政府の最終消費支出を中央政府と地方政府、個別消費と集合消費、それぞれの

第2章 県内総生産（支出側）（名目）

第2節 地方政府等最終消費支出

制度単位、区分に沿って、分類を行う場合には、図表 2.2-2 を参考に分類を行う。また、作業分類「93（政府）公務」については、決算書データの積上げによらず、個別消費と集合消費の推計を行う場合は、産業連関表（全国）の「第3部 部門別品目別国内生産額表（2）最終需要部門」から得られる中央政府及び地方政府それぞれに記録されている集合消費、個別消費の額の比を用いて分割してもよい。

（参考）中央政府と地方政府の個別消費と集合消費のそれぞれへの分割に利用可能なデータ

コード	名 称
731101	中央政府集合的消費
731102	地方政府集合的消費
731103	中央政府個別的消費
731104	地方政府個別的消費

出所：産業連関表（全国）「第3部 部門別品目別国内生産額表（2）最終需要部門」

図表 2.2-2 一般政府内の経済活動別（作業分類）の会計区分等との対応及び
個別消費と集合消費の区分

経済活動別 （作業分類）		中央政府等（準地域に存在）		地方政府等			個別消費と 集合消費の 区分
		中央政府 （地域事業所）	全国社会 保障基金	都道府県	市町村	地方社会 保障基金	
89	（政府）下水道	なし	なし	公営企業 会計	公営企業 会計	なし	集合消費
90	（政府）廃棄物処理	なし	なし	普通会計 または 公営企業 会計	普通会計 または 公営企業 会計	なし	集合消費
91	（政府）水運施設管理	海上保安庁等	なし	普通会計	普通会計	なし	集合消費
92	（政府）航空施設管理	航空管制	なし	普通会計	普通会計	なし	集合消費
93	（政府）公務	一般会計	基金・ 年金事務所	普通会計	普通会計	基金	個別消費・ 集合消費（注）
94	（政府）教育	国立大学法人等	なし	普通会計	普通会計	なし	個別消費
95	（政府）社会教育	国立博物館等	なし	普通会計	普通会計	なし	個別消費
96	（政府）学術研究	国立研究所	なし	個別機関 決算書	個別機関 決算書	なし	集合消費
97	（政府）保健衛生・ 社会福祉	検疫所等	なし	普通会計	普通会計	なし	個別消費

- （注） 1. 県民経済計算では、推計便宜上、図表のとおり、個別・集合消費を区分して推計する。
2. 中央政府の地域事業所、都道府県、市町村は、個別消費と集合消費がある。
3. 中央政府の地域事業所は、機関ごとに格付、これに依らない場合は全国産業連関表の集合消費と個別消費の割合で分割。
4. 都道府県及び市町村の集合消費と個別消費の割合は、全国産業連関表の値を用いて分割。
5. 全国・地方社会保障基金は、現物社会移転に該当するものは個別消費、それ以外のものは個別消費と集合消費がある。

第3節 県内総資本形成

推計は、消費税込み（グロス表示）で推計し、その上で投資の過大評価分（総固定資本形成及び在庫変動に係る消費税の控除分）を修正する（修正グロス表示）。

投資額（修正グロス表示）＝投資額（グロス表示）－仕入れに係る消費税の控除額

控除額は、生産系列において一括「総資本形成に係る消費税」として欄外処理（控除）される。

なお、全国値を按分する場合は、当該計数が修正グロス表示の計数であるため、改めて修正する必要はないが、控除額は、生産系列で一括控除するため推計は行う。

以下、「1. 投資額の推計」、「2. 税額控除額の推計」について記す。

1. 投資額の推計

1.1 総固定資本形成¹²

（1）住宅投資

住宅は所有のいかんを問わず、居住専用住宅、産業併用住宅の居住用部分について記録する。

民間住宅と公的住宅に分けて推計する。

民間住宅は、機能向上・耐用年数延長を伴う「改裝・改修」（リフォーム・リニューアル）を新たに含める。

公的住宅は、2011年（平成23年）基準以前より決算書からの積上げによる推計を行っており、「改裝・改修」（リフォーム・リニューアル）の金額は既に含まれていたため、新たに加算推計は行わない。

① 民間住宅

民間住宅投資額＝住宅投資総額（グロス表示）

－公的住宅（グロス表示）

◇住宅投資総額＝（民間住宅（改裝・改修以外）

＋公的住宅）×分割比率1

＋民間住宅（改裝・改修）×分割比率2

◇民間住宅（改裝・改修以外）＝民間住宅（総額）－民間住宅（改裝・改修）

ここで、

¹² 我が国のSNAにおける知的財産生産物に係る総固定資本形成に該当する固定資産として、鉱物探査、コンピュータ・ソフトウェア（生産者が1年を超えて使用するソフトウェアで自社開発のものを含む）とR&D（研究・開発）があるが、県民経済計算では鉱物探査については地域を特定する資料などが得られないことから推計の対象外とする。なお、2005年（平成17年）基準まで無形固定資本形成とされていたプラントエンジニアリングについては、2011年（平成23年）基準では「構築物」と一体化されたものとして計上されるため含まれる。

- ・ 分割比率1：『建設総合統計』（国土交通省）より居住用年度計工事費（出来高ベース）の対全国比を求める。
- ・ 分割比率2：『建設工事施工統計』（国土交通省）の「第7表 大臣・知事許可別、業者所在都道府県別一業者数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産、兼業売上高」より民間建築住宅維持・修繕工事費の対全国比を求める。
- ・ 民間住宅（総額）：全国値。
- ・ 民間住宅（改装・改修）：全国値。
- ・ 公的住宅：全国値。

② 公的住宅

- ア．中央政府の一般会計および特別会計の「決算書」または、直接照会における公務員宿舍施設費の自県分をとる（防衛関係支出のうちの「公務員宿舍施設費」を含む）。
- イ．地方政府は、『地方財政統計年報』（総務省）における普通建設事業費のうちの住宅費とし、公営事業会計分は各会計の決算書や直接照会で把握する。
- ウ．都市再生機構（旧都市基盤整備公団（住宅都市整備公団））および地方住宅供給公社の賃貸住宅に係る住宅建設費をとる。ただし、分譲分については家計の住宅投資となることから控除する。
分譲分の推計は、分譲住宅・賃貸住宅の建設戸数等により求める。

以上に用地費、補償費を含むと考えられる場合はそれを控除する。

（2）民間企業設備

民間企業設備は、JSNAの固定資本マトリックスに従い資産分類別に分け、そのうち「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」を「製造業」と「製造業以外」に分けて推計する。JSNAの固定資本マトリックスの当該計数をJSNAの民間企業設備額で年度転換する。

- ① 「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」の「製造業」分については、『工業統計表』（経済産業省）の有形固定資産取得額＋建設仮勘定の対全国比で分割する。
- ② 「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」の「製造業以外」分については、（適切な補助データがないため、）各県の総生産に対して、『国民経済計算』の総生産に占める「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」の「製造業以外」分の投資額の比率を乗じて算出する。
- ③ 「育成生物資源」については、『生産農業所得統計』（農林水産省）の「果実（果樹）＋乳牛＋その他の畜産」の産出額の対全国比で分割する。
- ④ 「研究・開発」及び「コンピュータ・ソフトウェア」については、各県の総生産に対して、『国民経済計算』の総生産に占める研究・開発及びコンピュータ・ソフトウェアの投資額の比率を乗じて算出する。

- ⑤ 「娯楽作品原本」については、『経済センサス（活動調査）』（総務省・経済産業省）における「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」売上額合計からNHKの受信料収入＋交付金収入（放送受信契約数で県別按分）を控除した額の自県分の対全国比で分割する。

控除額＝投資額（修正グロス表示）×投資税額控除比率

ここで、

・投資額（修正グロス表示）

：上記①～⑤。上記①、③、⑤の分割指標が暦年値の場合は、4分の1移動法により年度値とする。

・投資税額控除比率：全国値

投資額は修正グロスで推計しており、総固定資本形成として税額控除の必要はない。しかし、第一部生産系列第2章の「第3節（控除）総資本形成に係る消費税」において、一括して表章している。よって、市場生産者の税額控除額も推計する必要がある。

（3）公的企業設備

① 決算書等による推計

各企業の決算書から次のいずれかの方法によって求める。

ア．残高増減法

（7）会計帳簿が間接法によっている場合

設備投資額 ＝（期末残高－期末引当金）
 －（期首残高又は前期末残高－期首引当金又は前期末引当金）
 ＋ 当期減価償却費

（4）会計帳簿が直接法によっている場合

設備投資額 ＝ 期末残高－期首残高＋当期減価償却費

（7）、（4）いずれの場合でも、年度間に滅失したものがあれば、その分を加算する。

イ．直接投資額法

設備投資額 ＝ 期中投資額－用地費および補償費＋固定資産除却損等

による。

積上げの段階で金融と非金融は分けて推計する。

② 研究・開発（R & D）の加算

①の推計値にはR & Dが含まれないことから、R & D分を①に加算する。加算するR & Dは、全国の「固定資本マトリックス」から企業設備におけるR & D投資額比率を上記①に乗じて推計する。

$$\text{R \& D投資額比率} = \frac{\text{全国の公的企業R \& D投資額}}{\text{全国の公的企業設備（R \& Dを除く）}}^{13}$$

③ 娯楽作品原本

公的企業設備の「娯楽作品原本」については、JSNAの固定資本マトリックスの当該計数をJSNAの公的企業設備額で年度転換した後、『経済センサス（活動調査）』（総務省・経済産業省）における「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」売上額合計の自県分の対全国比で分割する。

投資額が暦年値の場合は、4分の1移動法により年度値とする。

また、無形固定資産のうちの鉱物探査は、国民経済計算では石油天然ガス・金属鉱物資源機構の決算書等より求めているが、県民経済計算では鉱物探査を行った地点の特定が難しい（石油天然ガスは国内調査であるが、海域ごとの生産額が不明であり、探索地点の県分を把握するのが困難である）ため、推計対象外とする。

（4）一般政府

① 設備投資の推計

国の一般会計および非企業特別会計の出先機関については直接照会し、地方の普通会計および非企業会計についてはそれぞれの決算書から関係科目を特定の上、記録する。用地費と補償費は総務省自治行政局資料、県主管課資料によって控除する。

「準地域」概念が導入された2015年（平成27年）基準においても、中央政府等の地域事業所において行われる総固定資本形成は資産の所在地に記録することになるため、主要系列表－4（支出）における表章箇所等は2011年（平成23年）基準から変更はない。

② 研究・開発（R & D）の加算

①にコンピュータ・ソフトウェア及びR & Dを加算する。

一般政府の総固定資本形成

=①の推計値＋コンピュータ・ソフトウェア及びR & D投資額

◇コンピュータ・ソフトウェア及びR & D投資額

=①の推計値×コンピュータ・ソフトウェア及びR & D投資比率

◇コンピュータ・ソフトウェア及びR & D投資比率

=全国値の一般政府のコンピュータ・ソフトウェア及びR & D投資額

／全国値の一般政府の総固定資本形成額（コンピュータ・ソフトウェア及びR & Dを除く）

¹³ コンピュータ・ソフトウェアは企業会計において資産計上されている。加算の必要はない。

投資額が暦年値の場合は、4分の1移動法により年度値とする。

なお、県民経済計算では、「防衛装備品」の支出についての総資本形成への記録については、基礎データの制約等から県別計測は困難であるため、これを記録しないこととする。

1.2 在庫変動

在庫変動は、民間・公的別に推計する。

国の名目産出額に対する名目在庫残高の比率を全県同一であるものと仮定して、県の産出額に乗じることで県の在庫残高を推計し、在庫残高デフレーター（年度末）で除すことにより、実質在庫残高を推計し、期末の残高から期首の残高を引くことにより実質在庫変動とする。実質在庫変動に年度平均在庫デフレーターを乗じることにより、在庫品評価調整後の名目在庫変動を推計する。

具体的には以下の方法で、民間、公的別に推計する。

（1）名目在庫残高比率

全国値より産出額に対する名目在庫残高比率を算出する。

全国の名目在庫残高比率（暦年末）＝全国の名目在庫残高／全国の名目産出額

（注）当該比率は暦年値であるが、データの制約を踏まえ、年度の比率として援用する。

（2）名目残高の算出

自県の名目残高を算出する。

自県の名目在庫残高（年度末）＝自県の名目産出額×全国の名目在庫残高比率（1）

（3）実質在庫残高の算出

自県の実質在庫残高を算出する。

自県の実質在庫残高（年度末）＝自県の名目在庫残高（2）
／在庫残高デフレーター（年度末）

（4）実質在庫変動の算出

自県の実質在庫変動（実質）を算出する。

自県の実質在庫変動（フロー）＝年度末実質在庫残高－前年度末実質在庫残

（注）ただし、推計開始年度（2011年度（平成23年度））の期首残高（＝前年度（2010年度（平成22年度））期末残高）の推計については、2015年（平成27年）基準による開始年度前の名目産出額（2010年度（平成22年度））がないことから、2011年（平成23年）基準による2010年度（平成22年度）推計値からの2011年度（平成23年度）推計値への伸び率で、2015年（平成27年）基準による2011年度（平成23年度）推計値を割り戻して2015年（平成27年）基準の2010年度（平成22年度）の名目産出額とする。

この2010年度（平成22年度）の名目産出額（2015年（平成27年）基準ベース）に全国の名目在庫残高比率（2015年（平成27年）基準の2010年度（平

成22年度）末残高ベース）を乗じることで対応する。

（5）名目在庫変動の算出

自県の名目在庫変動（フロー・在庫品評価調整後）を算出する。

$$\begin{aligned} \text{自県の名目在庫変動（フロー）} &= \text{自県の実質在庫変動} \\ &\times \text{在庫変動デフレーター（年度平均）} \end{aligned}$$

2．税額控除額の推計

県内総資本形成は、控除可能な消費税額を含まない価格で表示する方式（修正グロス方式）による値を表章している。よって、控除可能な消費税額を含む価格で推計した場合（グロス表示）は、「控除可能な消費税額」を控除する必要がある。以下、税額控除額の推計方法を記す。

2.1 総固定資本形成

（1）住宅

① 民間住宅

国民経済計算に準じて、税額控除はないものとする。

② 公的住宅

国民経済計算に準じて、税額控除はないものとする。

（2）企業設備

① 民間企業設備

$$\text{控除額} = \text{投資額（修正グロス表示）} \times \text{投資税額控除比率}$$

投資額は修正グロスで推計しており、総固定資本形成として税額控除の必要はない。しかし、生産系列「経済活動別県内総生産」の推計で、「（控除）総資本形成に係る消費税」として、一括して表章している。よって、市場生産者の税額控除額も推計する必要がある。

② 公的企業設備

仕入れに係る税額の控除対象となるのは、納税義務のある国や地方公共団体の特別会計等分のうち、課税業者の行う投資に係る消費税額についてである。

$$\text{控除額} = \text{投資額（グロス表示）} \times \text{投資税額控除比率}$$

（3）一般政府

税額控除はない。

2.2 在庫変動

在庫変動についての投資税額控除比率は全国の比率を準用する。

控除額＝在庫変動額（修正グロス表示）×在庫変動額の控除比率

$$\diamond \text{在庫変動額の控除比率} = \frac{\text{（控除）総資本形成に係る消費税（在庫変動）}}{\text{在庫変動（修正グロス表示）}}$$

ここで、

- ・（控除）総資本形成に係る消費税（在庫変動）：全国値。
- ・在庫変動（修正グロス表示）：全国値。

在庫変動額は修正グロスで推計しており、在庫変動として税額控除の必要はない。しかし、生産系列「経済活動別県内総生産」の推計で、「（控除）総資本形成に係る消費税」として、一括して表章している。よって、在庫変動の税額控除額も推計する必要がある。

第4節 財貨・サービスの移出入

財貨・サービスの移出入については、財貨・サービスの移出入（純）として表章されるが、1. 財貨・サービスの移出入（FISIMを除く）、2. 著作権等サービスの移出入（純）、3. FISIMの移出入に分けて推計する。

$$\begin{aligned}\text{財貨・サービスの移出入（純）} &= \text{財貨・サービスの移出（FISIMを除く）} \\ &\quad - \text{財貨・サービスの移入（FISIMを除く）} \\ &\quad + \text{著作権等サービスの移出入（純）} \\ &\quad + \text{FISIMの移出入（純）}\end{aligned}$$

1. 財貨・サービスの移出入（FISIMを除く）

財貨・サービスの移出入（FISIMを除く）は、県産業連関表を基礎に推計する¹⁴。ただし、準地域で消費される中央政府等最終消費支出相当分の移出額等は、別途推計し加算する。

2015年（平成27年）基準では、「中央政府等の扱い変更」に伴い、中央政府等の地域事業所が産出するサービスは、域外の中央政府等で最終消費されるため、域外への「移出」として記録することとなる。

なお、居住者（非居住者）の直接購入とは、居住者（非居住者）による域外（域内）での財貨・サービスの直接取引をいうが、県民経済計算では財貨・サービスの移出入に含まれる。

具体的には、下記のように行う。

（1）移出額

① 産業連関表に基づく移出額の推計

ア．産業連関表公表年

(ア) 移出額、生産額を県産業連関表より供給部門別にとる。

(イ) (ア)の供給部門別の移出額、生産額から、移出率（移出額／生産額）を求める。

(ウ) (イ)で求めた経済活動別移出率を、生産系列で求めた経済活動別産出額に乘じ、経済活動別移出額を算出する。

イ．中間年

ア. (イ)で求めた移出率を中間年においても準用し、推計年度の経済活動別産出額に乘じ求める。

なお、県産業連関表には、「非居住者の民泊」を含んだインバウンド消費が内包されている。

¹⁴ 観光統計や買物動向調査等で、県外（内）居住者の県内（外）購入の推計等が可能な場合には積上げ推計を行い、その補完として、産業連関表での推計を用いる。

② 政府サービス生産等の産出のうち準地域への移出額の推計

2015年（平成27年）基準の県民経済計算では、中央政府等の生産及び支出について、域内で生産された財貨・サービスが準地域へ移出され、準地域で中央政府等最終消費支出として記録されることとなっている。準地域への移出には、非市場生産者（政府）の産出のうち移出されるものと市場生産者の産出のうち移出されるものがある。準地域へ移出される非市場産出は、生産系列で推計する中央政府等の地域事業所の産出から、財貨・サービスの販売及び自己勘定総固定資本形成（R&D）を差し引いた額であり、準地域へ移出される市場産出は、中央政府等が現物社会移転にあてるため購入した財貨・サービスに相当する額である。

$$\begin{aligned} \text{移出総額} &= \text{経済活動別移出額（上記（1）アまたはイ）} \\ &\quad + \text{非市場生産者（政府）の産出額（中央政府等）} \\ &\quad - \text{財貨・サービスの販売（中央政府等）} \\ &\quad - \text{自己勘定総固定資本形成（R\&D）（中央政府等）} \end{aligned}$$

なお、上記の式における「非市場生産者（政府）の産出額（中央政府等分）」は、生産系列の推計値を使用する。

また、「現物社会移転（市場産出の購入）（中央政府等分）」は、2015年（平成27年）基準の県民経済計算では「経済活動別移出額」に含まれるものであるが、県産業連関表では「部門別移出」（＝経済活動別移出）として位置付けられてはいない。

このため、県産業連関表の経済活動別移出額に、中央政府等の現物社会移転（市場産出の購入）相当部分を加えて推計する必要がある。なお、中央政府等の現物社会移転（市場産出の購入）相当額に、現物社会移転を行うために移入した財貨・サービスの購入額が含まれている場合は、移出に当該移入額も加算する。

具体的には、

- ・ 県産業連関表の投入表の各[行]部門（品目、「医療」など）と[列]部門（「中央政府個別的消費支出」）の交点に記録されている計数を経済活動別移出額に加算する必要がある。
- ・ なお、県産業連関表で中央政府等と地方政府等を分けて記録していない場合は、国の産業連関表の比率を用いて、中央政府と地方政府を分離し、上記の方法で県産業連関表の経済活動別移出額に加算する。
- ・ あるいは、県民経済計算で推計している中央政府等の現物社会移転（市場産出の購入）相当額を経済活動別移出に加算する。

（2）移入額

① 産業連関表公表年

ア. 県産業連関表より移入額（ただし、関税および輸入商品税を除く）、中間需要額と最終需要額（ただし、移出額を除く）の部門別合計額（行和）をとり、経済活動別移入率（関税および輸入商品税を除く移入額）／（中間需要額＋移出額を除く最終需要額）を求める。

イ．ア．で求めた経済活動別移入率に、生産系列で推計した経済活動別中間投入額、上記の第1節、2節、3節で求めた民間最終消費支出額、一般政府の最終消費支出額、総資本形成額を下記の方法で経済活動別に分割した額を乗じ、経済活動別移入額を算出する。

経済活動別中間投入額の合計、民間最終消費支出額、一般政府の最終消費支出額、総資本形成額の部門分割は、県産業連関表の各部門の列構成比で按分する。

② 中間年

①で求めた経済活動別移入率及び県産業連関表の列構成比を中間年においても準用し、経済活動別中間投入額合計、民間最終消費支出、一般政府の最終消費支出、総資本形成を部門分割した額に経済活動別移入率を乗じ求める。

2．著作権等サービスの移出入（純）

2015年（平成27年）基準では、娯楽作品の原本（映画原本、テレビ番組原本、音楽原本及び著作原本）を総固定資本形成として記録することになった。これにともない、娯楽原本の使用に対する支払を「著作権等サービス」の産出として記録することになった。移出入にも著作権等サービスを含める。なお、著作権等サービスの移出入（純）は、財貨・サービスの移出額・移入額の推計過程で用いる全国値に内包されている。

3．FISIMの移出入

FISIMの移出入は、移出、移入別でなく、「移出入（純）」（＝移出－移入）として推計する。

FISIMの移出入（純）は、前記の生産系列と分配系列の推計結果から、FISIMの県内産出額と県内消費額の差額として推計する。なお、FISIM輸出入（純）（フィナンシャルリースのFISIM輸出入（純）を含む）は、推計過程で用いる全国値のFISIM消費額に概念上、内包されている。

FISIM移出入（純）＝FISIM県内産出額－FISIM県内消費額の合計

◇FISIM県内消費額＝県内生産活動部門のFISIM中間消費額
＋最終需要部門のFISIM消費額※

（注）※式の最終需要部門のうち「移出」の項目は、「移出入（純）」として記録される。

第5節 統計上の不突合

県内総生産（支出側）と県内総生産（生産側）は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値に乖離が生じることがある。この乖離を統計上の不突合といい、勘定体系の整合性を確保するために表章される。

統計上の不突合＝県内総生産（生産側）

－（民間最終消費支出＋地方政府等最終消費支出
＋県内総資本形成＋財貨・サービスの移出入（純））

第6節 域外からの要素所得（純）

県民所得－県内所得＝県民純生産（要素費用表示）－県内純生産（要素所得表示）
による。

第3章 連鎖方式による実質県内総生産（支出側）

1.概要

県民経済計算においては、需要項目別の実質県内総生産（支出側）（ただし、財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合を除く）を連鎖方式によって求める。

主要系列表－5「県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）」の需要項目の実質化について、その概要は以下のとおりである。

連鎖方式による実質化の計算手順は生産系列第10章と同様であり、使用するデフレーターは全国値を価格指数として用いることとする。

（1）民間最終消費支出の実質化

家計の13目的別最終消費支出について連鎖方式で実質化し、その上位項目である家計最終消費支出は、13目的別を連鎖統合する¹⁵。民間最終消費支出は家計最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出を連鎖統合する。

（2）地方政府等最終消費支出の実質化

地方政府等最終消費支出で連鎖方式の実質値を推計する。

（3）県内総資本形成の実質化

- ① 総固定資本形成については、民間、公的において、内訳項目について連鎖方式で実質化した後、連鎖統合する。そして、民間、公的を連鎖統合する。
- ② 在庫変動については、民間企業及び公的（公的企業・一般政府）について連鎖方式で実質化した後、連鎖統合する。
- ③ 県内総資本形成については、①総固定資本形成と②在庫変動を連鎖統合する。

（4）財貨・サービスの輸出入（純）及び統計上の不突合の実質化

県内総生産（支出側）の実質値については、県内総生産（生産側）実質値（連鎖方式）とし、上記（1）～（3）の合計との差を、「財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差」とする。

¹⁵ 連鎖実質値は加法整合性がない。上位項目に統合する時には、固定基準年実質値の前年基準の実質値を加算して実質値を求め、その伸び率を開始年から順次毎年掛け合わせるにより実質値を計算する。この方法を連鎖統合という。なお、参照年を100.0として基準を調整する。

2.各需要項目の連鎖方式による実質化について

（１）民間最終消費支出

下記（２）と（３）を連鎖統合して求める。

（２）家計最終消費支出

家計最終消費支出の実質値は、13目的別家計最終消費支出について、全国の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化し、連鎖統合する。

デフレーター：全国値。

（３）対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は、全国値の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する。

（４）地方政府等最終消費支出

地方政府等最終消費支出は、全国値の政府最終消費支出のデフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する。

（５）県内総資本形成

下記（６）総固定資本形成と（７）在庫変動を連鎖統合する。

（６）総固定資本形成

総固定資本形成の実質値は、まず、民間・公的それぞれにおいて各内訳項目の民間住宅、民間企業設備、及び公的住宅、公的企業設備、一般政府について、全国値の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化し、連鎖統合することによって民間・公的を求める。そして、民間及び公的を連鎖統合して総固定資本形成を求める。

（７）在庫変動

民間企業、公的（公的企業・一般政府）別に在庫残高デフレーター（年度平均）を用いて連鎖方式で実質化し、連鎖統合する。

（８）財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差

（９）県内総生産（支出側）の実質値については、県内総生産（生産側）実質値（連鎖方式）とし、上記（１）、（４）、（５）の合計との差を、「財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差」とする。

（９）県内総生産（支出側）

県内総生産（支出側）の実質値は、連鎖方式による県内総生産（生産側）実質値とする。